

H24-26 国営沖繩記念公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項
(案)

平成23年〇月

内閣府沖繩総合事務局

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
1.1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1.1.1 対象施設の概要	1
1.1.2 開園期間及び時間	3
1.1.3 入園料	3
1.1.4 施設目的	4
1.1.5 対象業務の概要	5
1.2. 業務内容	8
1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	8
1.2.2 企画運営管理業務	8
1.2.3 施設・設備維持管理業務	8
1.2.4 植物管理業務	9
1.2.5 動物管理業務	9
1.2.6 収益施設等運営業務	9
1.3. サービスの質の設定	10
1.3.1 包括的な質の設定	10
1.3.2 個別業務の質の設定	13
1.3.3 創意工夫の発揮可能性	14
1.3.4 モニタリング方法	15
1.3.5 委託費の支払い方法	16
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	17
2. 実施期間に関する事項	21
3. 入札参加資格に関する事項	22
3.1. 入札参加資格について	22
3.2. 企業の業務実績に関する要件	23
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件	25
3.4. 共同体での入札について	28
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	29
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	29
4.2. 入札実施手続	31
4.2.1 提出書類	31
4.2.2 申請書類の内容	31
4.2.3 企画書の内容	32
4.2.4 収益施設運営計画書	32
4.2.5 ヒアリングの実施	32

4.2.6 開札にあたっての留意事項.....	33
4.2.7 その他.....	33
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	34
5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定.....	34
5.1.1 基礎項目審査.....	34
5.1.2 加点項目審査.....	34
5.2. 事業者決定にあたっての評価方法.....	37
5.2.1 事業者の決定方法.....	37
5.2.2 総合評価の方法.....	37
5.2.3 留意事項.....	38
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて.....	39
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	40
7. 事業者に使用させることができる国有財産に関する事項.....	41
7.1. 施設.....	41
7.2. 設備.....	41
8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項.....	42
8.1. 報告について.....	42
8.1.1 実施計画書の協議と承認.....	42
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者.....	42
8.1.3 業務報告書.....	42
8.1.4 検査・監督体制.....	42
8.2. 調査への協力.....	42
8.3. 指示について.....	43
8.4. 秘密の保持.....	43
8.5. 個人情報の取り扱い.....	43
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置.....	43
8.6.1 業務の開始及び中止.....	43
8.6.2 公正な取り扱い.....	43
8.6.3 金品等の授受の禁止.....	43
8.6.4 法令の遵守.....	44
8.6.5 安全衛生.....	44
8.6.6 記録・帳簿書類等.....	44
8.6.7 権利の譲渡.....	44
8.6.8 権利義務の帰属等.....	44
8.6.9 一般的損害.....	44
8.6.10 再委託または下請負の取り扱い.....	44

8.6.11	契約解除	45
8.6.12	契約解除時の取り扱い	45
8.6.13	契約内容の変更	46
8.6.14	契約の解釈	46
8.6.15	業務計画書の提出	46
8.6.16	業務計画書の変更	46
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	46
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	47
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	48
10.1.	調査方法	48
10.2.	実施状況に関する調査の時期	48
10.3.	調査方法及び項目	48
10.4.	国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）への報告	48
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	49
11.1.	対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表	49
11.2.	沖縄総合事務局の監督体制	49
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	49
11.3.1.	罰則等	49
11.3.2.	会計検査について	49

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称 国営沖縄記念公園

○海洋博覧会地区

所在地 沖縄県国頭郡本部町

敷地面積 77.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の供用区域等であり、その面積は、平成23年6月現在77.0haである。なお、平成24年度にエメラルドゲート追加開園により0.2ha追加予定。

○首里城地区

所在地 沖縄県那覇市

敷地面積 2.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園首里城地区の供用区域であり、その面積は、平成23年6月現在2.0haである。

(2) 施設概要

対象となる施設は、国営沖縄記念公園の供用区域に位置する各公園施設である。

詳細は、別紙-1「位置図」、別紙-2「管理区域図」別紙-3「主要公園施設一覧」、別紙-4「主要建物調書」、別紙-5「収益施設一覧」を参照のこと。

表1 主な対象施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名称	主要施設	
海洋博覧会地区	28.0	海洋文化館	展示ホール 注1)、映像ホール	
		ちびっことりで	ネット遊具	
		おきなわ郷土村	民家 8 棟	
		おもろ植物園	草本類 (4 科 6 種類)、木本類 (13 科 16 種類)	
		総合案内所 (ハイサイプラザ)	情報ルーム、 <u>カフェーガ</u> 、 <u>ショップ</u> やんばるの杜、 <u>ギャリ</u> -美ら島	
		噴水広場、水の階段、中央スナック、レストハウス、横断歩道橋、駐車場【P2～P6】、立体駐車場【P7】		
	オーシャンックゾーン	16.0	休憩施設 (美ら海プラザ)	インフォメーション、展示室、休憩所
			オキちゃん劇場	4 槽、観覧席 986 人収容
			イルカラグーン	4 槽、屋内 50 人収容、屋外 150 人収容
			パークセンター	オキちゃんバーラー、オキちゃんショップ、便所、救護室
			エメラルドビーチ	遊びの浜 (汀線長 350m)、憩いの浜 (汀線長 250m)、眺めの浜 (汀線長 150m)
			ビーチハウス	ビーチ売店、 <u>ビーチスナック</u> 、トイレ、シャワー室、ロッカールーム、救護室
			マナティー館、ウミガメ館、立体駐車場【エメラルドゲート】注2)	
熱帯亜熱帯環境ゾーン	33.0	夕陽の広場	大型複合遊具	
		熱帯ドリームセンター	ラン温室、果樹温室、ビクトリア温室、回廊棟、スナック、売店	
		熱帯・亜熱帯都市緑化植物園	植物管理センター、各種見本園	
		水のpromenade、お花畑、パンコの森、駐車場【P1、P8】		
小計	77.0			
首里城地区	2.0	首里城復元施設	瑞泉門、漏刻門、右掖門、広福門、系図座・用物座、供屋、淑順門	
小計	2.0			
計	79.0			

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設 (以下「収益施設」という。) を示す。

注1) 展示ホールは、平成 25 年度から供用予定である。

注2) 立体駐車場【エメラルドゲート】は、平成 24 年度供用予定である。

1.1.2 開園期間及び時間

表2 開園期間及び時間

エリア	開園期間	開園時間 (開館時間)
(1) 海洋博覧会地区	夏期 (3月1日～9月30日)	8:00～19:30 (8:30～19:00)
	水族館関連区域	8:00～20:30
	通常期 (10月1日～2月末日)	8:00～18:00 (8:30～17:30)
	水族館関連区域	8:00～19:00
(2) 首里城地区	4月1日～6月30日	8:00～19:30
	7月1日～9月30日	8:00～20:30
	10月1日～11月30日	8:00～19:30
	12月1日～3月31日	8:00～18:30

※休園日は、海洋博覧会地区は12月の第1水曜日及びその翌日。首里城地区は無し。

※水族館関連区域は、別紙-6「水族館関連区域図」のとおりとする。

※海洋博覧会地区のエメラルドビーチの供用期間は、4月～10月。

※繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が沖縄総合事務局長に協議し、同意を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が沖縄総合事務局長に協議し、同意を得た上で休園とする。

1.1.3 入園料

(1) 入園料

- 1) 海洋博覧会地区：無料
- 2) 首里城地区：無料

(2) 入館料

1) 海洋文化館

- ・個人の場合：大人（高校生以上）170円、小人（小・中学生）50円
- ・団体の場合：大人（高校生以上）80円、小人（小・中学生）30円

2) 熱帯ドリームセンター

- ・個人の場合：大人（高校生以上）670円、小人（小・中学生）340円
- ・団体の場合：大人（高校生以上）530円、小人（小・中学生）200円

※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。

※無料入館日：以下のとおり無料入館日を設けることとし、各年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】

- ・秋の都市緑化月間 : 10月1日～10月31日【期間中2日】
- ・みどりの日 : 5月4日【1日】
- ・児童福祉週間 : 5月5日【1日】

※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料

- ・敬老の日 : 9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

1.1.4 施設目的

国営沖縄記念公園（以下「本公園」という。）は、国が設置した口号国営公園であり、「海洋博覧会地区」及び「首里城地区」の2地区から構成されている。

「海洋博覧会地区」は、国頭郡本部町に位置しており、昭和50年度に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念する公園として、その会場の跡地の利用について閣議決定を受け、昭和50年8月に開園した。

「首里城地区」は那覇市首里当蔵町に位置しており、沖縄の復帰を記念する事業の一環として戦火により消失した首里城を復元するために、昭和61年の閣議決定を受け平成4年11月に一部開園した。

海洋博覧会地区の計画面積は77.2haで、「沖縄文化・センターゾーン」、「オーシャンックゾーン」、「熱帯亜熱帯環境ゾーン」の3つのゾーンに区分され、「太陽と花と海」をテーマとし、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ①沖縄にふさわしい公園とするとともに、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。
- ②沖縄国際海洋博覧会の記念事業としてふさわしい公園とする。
- ③日本だけではなく外国の人々にも利用される公園とする。
- ④海との調和を十分考慮する。
- ⑤亜熱帯性気候を十分考慮し、四季を通じて利用できるものとする。
- ⑥歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

また、首里城地区の計画面積は4.7haで、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ①首里杜構想との整合性及び首里城の歴史的風致に配慮した施設配置計画を行う。
- ②歴史・文化の拠点として魅力ある施設整備を図る。
- ③将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるよう多様な活用を図る。
- ④文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態の充実を目指す。

開園時から平成22年3月末までの公園利用者の累計は、海洋博覧会地区で、約6,400万人、首里城地区で約3,900万人であり、平成21年度には、海洋博覧会地区で約337万人、首里城地区で約213万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記の各地区における基本方針のもとに永続的な需要喚起と来園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである（詳細は、別紙-7「国営沖縄記念公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）。

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入館料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物及び動物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、沖縄総合事務局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、沖縄総合事務局長の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時的飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、費目でみると委託費により行う「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」及び「動物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等運営業務」という。）により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等運営業務の実施に用いてはならない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、沖縄総合事務局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、沖縄総合事務局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりであり、その業務内容を示す。各業務にあたっては、公園利用者が安全・快適に利用できるよう、適切に実施することとする。
(詳細は、別紙－8「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、別紙－9～13(「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)」(以下「個別仕様書(計画立案)」という。)等)、別紙－14「H24-26 国営沖縄記念公園収益施設等管理運営規定書」(以下「管理運営規定書」という。)を参照のこと。)

(2) 対象業務項目

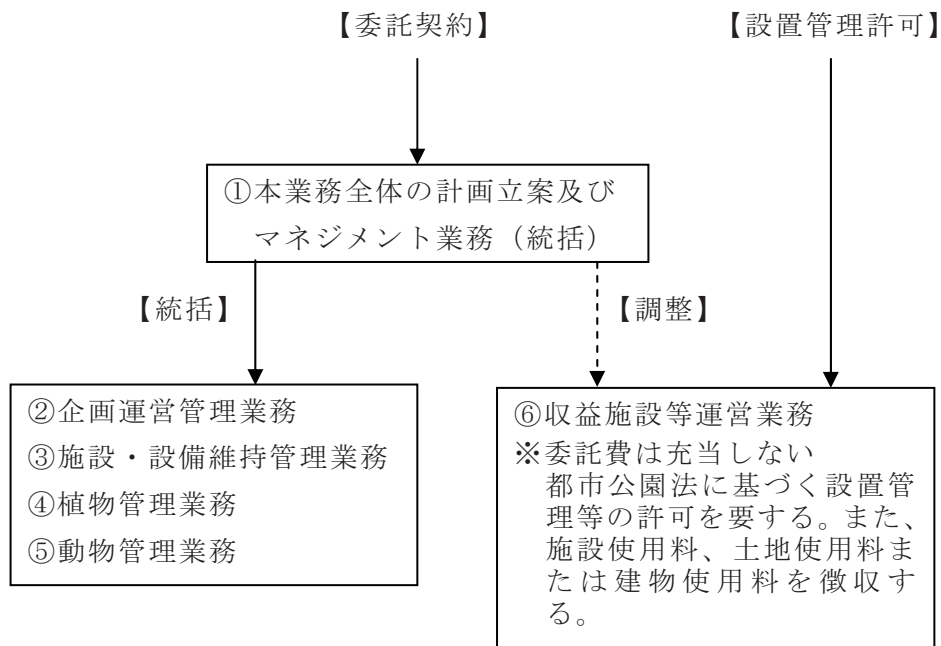
1) 公園運営維持管理業務(委託費により行う業務)

- ① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
 - ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
 - ・入館料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
- ② 企画運営管理業務
 - ・企画広報(行催事企画運営、広報)
 - ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等
- ③ 施設・設備維持管理業務
 - ・維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)
 - ・清掃(園内清掃、園内建物清掃) 等
- ④ 植物管理業務
 - ・草刈り、施肥、灌水、剪定等
- ⑤ 動物管理業務
 - ・飼育展示、育成、繁殖等

2) 収益施設等運営業務(土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務)

- ① 収益施設運営業務
 - ・飲食・物販施設、園内遊覧車等の運営
- ② 自主事業
 - ・臨時飲食・物販施設等の運営

(3) 業務全体像



1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入館料の徴収事務、沖縄総合事務局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う業務である。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－9「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと。）

1.2.2 企画運営管理業務

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行うこと。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－10「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（企画運営管理）」（以下「個別仕様書（企画）」という。）を参照のこと。）

1.2.3 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－11「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。さらに、適宜、建物等における害虫駆除、ハブ等の有害生物等対策を実施し、公園利用者の安全を確保する。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－11「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

1.2.4 植物管理業務

沖縄の気候風土に合った演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。また、公園利用者の満足度を高めるために、熱帯・亜熱帯性植物の活用と草花の演出を行う。(詳細は、別紙-8「共通仕様書」及び別紙-12「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

1.2.5 動物管理業務

動物の健康状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等を行う。また、公園利用者が生物と親しむ学習の場として利活用できるよう、飼育生物によるショーや環境学習等を行う。(詳細は、別紙-8「共通仕様書」及び別紙-13「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書(動物管理)」(以下「個別仕様書(動物)」という。)を参照のこと。)

1.2.6 収益施設等運營業務

1.2.2~1.2.5の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、園内遊覧施設などの収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。

具体的には、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を沖縄総合事務局に支払い、別紙-5「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時物販施設等の運営管理を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時に運営日時を事業者が設定し営業する施設である。

なお、収益施設の利用料金等については、沖縄総合事務局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。(収益施設の詳細は、別紙-5「収益施設一覧」及び別紙-14「管理運営規定書」を参照のこと。)

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数※2（平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値：5,673,272 人／年、第 1 四半期 1,329,708 人、第 2 四半期 1,495,041 人、第 3 四半期 1,386,359 人、第 4 四半期 1,462,163 人】） 主要施設の年間及び四半期ごとの利用者数※3 <ul style="list-style-type: none"> 海洋文化館 （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値：49,005 人／年、第 1 四半期 14,461 人、第 2 四半期 13,802 人、第 3 四半期 11,072 人、第 4 四半期 9,671 人】） 熱帯ドリームセンター （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値：114,391 人／年、第 1 四半期 30,328 人、第 2 四半期 17,614 人、第 3 四半期 24,888 人、第 4 四半期 41,562 人】）
	利用者満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」の回答比率※4（平成 22 年度実績値以上【平成 22 年度実績値：「満足」の回答比率；年間 60.4%、第 1 四半期 60.3%、第 2 四半期 63.7%、第 3 四半期 57.7%、第 4 四半期 59.5%】）
	情報受発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> マスコミによる報道件数※5 <ul style="list-style-type: none"> 海洋博覧会地区 （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値；マスコミ報道件数 130 件】） 首里城地区 （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値；マスコミ報道件数 41 件】） ホームページの総アクセス件数※6 <ul style="list-style-type: none"> 海洋博覧会地区 （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値；ホームページアクセス件数 237,717 件】） 首里城地区 （平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値以上【平成 20 年度～平成 22 年度の実績平均値；ホームページアクセス件数 358,250 件】）

	多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用プログラム及びイベント・行事から構成される行催事の開催種類、回数、参加人数 海洋博覧会地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績51種、992回、延べ参加人数525,925人※7】) 首里城地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績4種、220回、延べ参加人数193,542人※7】) ・沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の開催種類※8 海洋博覧会地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績7種】) 首里城地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績4種】) ・地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の開催種類※9 海洋博覧会地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績3種】) 首里城地区 (平成22年度実績値と同程度以上【平成22年度実績1種】)
--	---------------	---

※1：公園利用者数の集計方法は別紙-31による。

※2：本公園の年間利用者数は、各年度4月1日～3月31日の海洋博覧会地区および首里城地区の公園利用者総数の和である。

※3：主要施設の利用者数は、各年度4月1日～3月31日の海洋博覧会地区における海洋文化館と熱帯ドリームセンター各施設の入館者総数を指す。なお、海洋文化館においては、平成24年度は展示ホールが閉鎖となるため、平成25年度以降より適用するものとする。

※4：海洋博覧会地区及び首里城地区の両地区における、年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙-20）のQ12（海洋博覧会地区）、Q14（首里城地区）で「満足」とした人の割合の平均値。

※5：マスコミ報道件数とは、以下のそれぞれの件数の合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

- ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが那覇市及び本部町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

※6：国営沖縄記念公園ホームページの年間アクセス数は、以下のサイトの年間ページビューを指す。

海洋博覧会地区：<http://oki-park.jp/index2.html>

首里城地区：<http://oki-park.jp/shurijo-park/index.html>

※7：行催事の延べ参加人数は、海洋博覧会地区と首里城地区で以下の内容を指す。

海洋博覧会地区：延べ参加人数は、年間の全行催事の参加総数を指すが、「海洋博公園サマーフェスティバル」のみ公園利用者をカウントしている。

首里城地区：延べ参加人数は、年間の全行催事の鑑賞者総数を指すが、首里城公園「新春の宴」のみ公園利用者をカウントしている。

また、行催事の回数は、ステージイベント等で日に複数回公演するものも1日を1回と数える。

※8：沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の実績としては、平成22年度において海洋博覧会地区と首里城地区で以下のとおりである。

海洋博覧会地区：海洋博公園美ら海体験まつり／鬼餅作り体験／美ら海花まつり／黒糖作り体験／琉球藍染織／沖縄の海洋文化／アダン・ソテツを使った沖縄の玩具作り

首里城地区：常設イベント「舞への誘い」／中秋の宴／首里城祭（冊封使行列・冊封儀式）／新春の宴

※9：地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の実績としては、平成22年度において海洋博覧会地区と首里城地区で以下のとおりである。

海洋博覧会地区：海洋博公園サマーフェスティバル／海洋博公園全国トリムマラソン大会／沖縄国際洋蘭博覧会

首里城地区：首里城祭（冊封使行列・冊封儀式）

尚、「行催事の開催種類」、「沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の開催種類」、「地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の開催種類」は重複する。

また、以下のプログラムは、行催事対象外である。

イルカふれあい体験／イルカ観察会／イルカショー／ダイバーショー／海洋文化館でのプラネタリウム／フラワーガイドツアー／海洋文化館ガイドツアー／昔のおきなわ生活体験／みどりの相談所／グラウンドゴルフ／首里城スタンプラリー／常設パネル展等

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質、および最低水準は、別紙－9～14（「個別仕様書（計画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入館料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。（詳細は、別紙－9「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと。）

(2) 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。（詳細は、別紙－10「個別仕様書（企画）」を参照のこと。）

(3) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。（詳細は、別紙－11「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れ、害虫及び有害生物等を予防すること。（詳細は、別紙－11「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

(4) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理

計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。また、「都市緑化植物園」及び「熱帯ドリームセンター」では、当該施設の設置目的等を踏まえた適切な管理が行われること。また、熱帯・亜熱帯性植物の活用と草花の演出により利用者の満足度を高めるように努めること。（詳細は、別紙－12「個別仕様書（植物）」を参照のこと。）

(5) 動物管理業務

動物の健康状態を十分に把握し、動物が常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等ができること。また、飼育生物によるショーや環境学習等を行い、公園利用者が生物と親しむ学習の場として利活用されるよう努めること。（詳細は、別紙 13「個別仕様書（動物）」を参照のこと。）

(6) 収益施設等運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙－14「管理運営規定書」を参照のこと。）

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の向上に関する提案
- ③ 国営沖縄記念公園の趣旨に対する理解度に関する提案
- ④ 地域特性を生かした植物管理に関する提案
- ⑤ 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
- ⑥ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑦ 情報受発信の充実に関する提案
- ⑧ 地域・市民との連携活動に関する提案
- ⑨ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑩ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑪ 自主事業に関する提案
- ⑫ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
- ② 企画運営管理業務
- ③ 施設・設備維持管理業務
- ④ 植物管理業務
- ⑤ 動物管理業務
- ⑥ 収益施設等運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式 1－9）及び「収益施設運営計画書」（様式 3）を提出すること。

1.3.4 モニタリング方法

沖縄総合事務局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について表 5 に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、沖縄総合事務局により公表されることがある。

表 5 モニタリング調査

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数 ・主要施設（海洋文化館、熱帯ドリームセンター）の年間及び四半期ごとの利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	沖縄総合事務局
利用者満足度の向上	・年間及び四半期ごとの公園利用者の「満足」の回答比率	・アンケート調査（4回以上／年）	沖縄総合事務局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	沖縄総合事務局
	・ホームページのアクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	沖縄総合事務局

多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用プログラム及びイベント・行事から構成される行催事の開催種類、回数、参加人数 ・沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の開催種類 ・地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の開催種類 	・管理月報の確認（毎月実施）	沖縄総合事務局
個別業務の質の確保	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、公園利用者を対象として、別紙-21「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を両地区ともに年間4回以上（実施月の平日・休日・多客日各1日）実施する。サンプル数は両地区ともに年間で約7,200件以上とし、アンケート調査は、両地区ともにゲート及び対象施設周辺等の主要箇所2箇所において、配布式で行う予定である。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 沖縄総合事務局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の委託費の支払いの限度額のいずれか低い額とする。
- d) 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等運營業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙－14「管理運営規定書」を参照のこと。）を沖縄総合事務局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官沖縄総合事務局開発建設部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。

なお、沖縄総合事務局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

運営維持管理業務を実施するにあたり、別紙－8～13（「共通仕様書」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、沖縄総合事務局から支給する物品（詳細は、別紙－16「提供物品調書」を参照のこと。）については、損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、沖縄総合事務局へ返却するものとする。

(2) 光熱水費

沖縄総合事務局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設及び自主事業の実施に係るものを除く。）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員等（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置するなど、収益施設にかかるもの及び自主事業の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員等の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 沖縄総合事務局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員等に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員等の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には沖縄総合事務局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の

利益に課される税に関するものを除く。)の新設

(4) 収益施設等運営業務に関する留意事項

収益施設等運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で沖縄総合事務局に協議するものとする。

事業者が沖縄総合事務局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて沖縄総合事務局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は沖縄総合事務局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と沖縄総合事務局の責任分担

表 6 事業者と沖縄総合事務局の責任分担

項目	内 容	沖縄総合事務局	事業者	
			運営維持管理	収益施設
料金徴収業務	入館料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、沖縄総合事務局に納付）		○	/
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			○
物品の管理	沖縄総合事務局より提供のあった物品の管理		○	○
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	○
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	○
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	○
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		○	○
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用5,000万円（税抜き）※を超えない場合（上記①を除く。）		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		/	○
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な施設管理による公園利用者の怪我等）		○	○
	共通仕様書第27条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	○
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○	○
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用（5,000万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成19年～平成21年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務においても事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-22「修繕履歴」を参照のこと。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて沖縄総合事務局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示する。事業者が沖縄総合事務局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、沖縄総合事務局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、国営沖縄記念公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 沖縄総合事務局の検査の結果、質及び最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断される時。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

3. 入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- j) 国営沖縄記念公園事務所で実施した「国営沖縄記念公園管理運営方針等策定業務」の受託者でないこと。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表 7 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務	②企画運営管理業務	③施設・設備維持管理業務	④植物管理業務	⑤動物管理業務	⑥収益施設等運営業務
業務実績	<p>・本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に必要な要件</p> <p>平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ12ヶ月継続する予定の業務において1件以上の実績を有していること。</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>・企画運営管理業務に必要な要件</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>・施設・設備維持管理業務に必要な要件</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>・植物管理業務に必要な要件</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を1件以上有すること</p>	<p>・動物管理業務に必要な要件</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした動物管理業務(本実施要項1.2.5参照)の実績を1件以上有すること</p> <p>なお、下記の2)については、花や遊具等を含む園地管理を行っている施設で無くてもよい</p>	<p>・収益施設等運営業務に必要な要件</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務(本実施要項1.2.6参照)の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を1件以上有すること</p>
注意事項	<p>1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)</p> <p>2)レクリエーション施設※1又は観光・商業施設※2で、花や遊具等を含む園地管理を行っている施設</p> <p>共同体等の代表者等共同体的役割を担った業務のみを実績とする</p>					
保有資格者	<p>1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること</p>					

※1:レクリエーション施設:主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例:遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)

※2:観光・商業施設:宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例:大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②企画運営管理業務の業務責任者	③施設・設備維持管理業務の業務責任者	④植物業管理業務の業務責任者	⑤動物管理業務の業務責任者	⑥収益施設等運営業務の業務責任者
業務の経験	<p>下記に示す同種又は類似業務の経験を有すること</p> <p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する計画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記の7)～9)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物業管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした動物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること。なお、下記の2)については、花や遊具等を含む2ha以上の園地管理を行っている施設で無くてもよい</p>	<p>下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>
類似業務の経験	<p>1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)</p> <p>2)レクリエーション施設※3 又は観光・商業施設※4 で、花や遊具等を含む2ha以上の園地管理を行っている施設</p> <p>平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時に延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。</p> <p>ア)延べ2年以上の総括責任者※1の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※2の経験 ウ)総括責任者※1または業務責任者※2の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者</p>	<p>下記の3)～4)のいずれかを対象とした企画運営管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の3)～4)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の3)～4)のいずれかを対象とした植物業管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>	<p>下記の3)～4)のいずれかを対象とした動物管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること。なお、下記の4)については、花を含む園地管理を行っている施設で無くてもよい</p>	<p>下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等運営業務に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること</p>

	<p>3) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4) レクリエーション施設※3 又は観光・商業施設※4 で、花を含む園地管理を行っている施設 平成13年度以降に完了した延べ12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時に延べ12ヶ月継続する予定の業務において実績を有していること。</p>		<p>イ) 延べ3年以上の総括責任者※1の経験 イ) 延べ4年以上の業務責任者※2の経験 ウ) 延べ1年以上の総括責任者※1または延べ2年以上の業務責任者※2の経験を有し、かつ技術士(建設部門: 都市及び地方計画) または技術士(総合技術監理部門: 建設)の資格を有する者</p>	<p>イ) 延べ3年以上の業務責任者※2の経験 ウ) 延べ4年以上の業務経験</p>	
資格		—	—	1級造園施工管理技士	
実施体制	<p>・業務責任者※2 は、平成24年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること(雇用関係にあることを約束する念書等(任意書式)で確認する)。なお、単体企業又は共同体の直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。</p> <p>・単体企業にあつては、上記①の業務責任者※2 1名を総括責任者※1 とすること。</p> <p>・共同体にあつては、上記①の総括責任者※1 は代表企業に所属する者とする。</p> <p>・総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中選任(※5)とする。なお、病氣・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め沖繩総合事務局の承諾を得るものとする。</p> <p>・総括責任者※1 は各業務の業務責任者※2 を兼務することができる。また、業務責任者※2 は他業務の業務責任者※2 を兼務することができる。</p> <p>・開園期間中は、上記①～⑥の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～⑥が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事(勤務)場所は、国営沖繩記念公園海洋博公園管理センター及び首里城公園管理センターとすることを想定している。なお、首里城公園管理センターは沖繩県所有の施設であるため、施設使用に関する調整、協議等は事業者が実施すること。</p>				

※1: 総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。ただし、収益施設等運営業務への委託費の支出は認めない。

収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならぬ。

※2: 業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。ただし、収益施設等運営業務責任者への委託費の支出は認めない。収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならぬ。

※3: レクリエーション施設: 主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例: 遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)

※4: 観光・商業施設: 宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例: 大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

※5: 専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務、収益施設等運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
 - イ) 企画運営管理業務
 - ウ) 施設・設備維持管理業務
 - エ) 植物管理業務
 - オ) 動物管理業務
 - カ) 収益施設等運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、沖縄総合事務局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から j) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

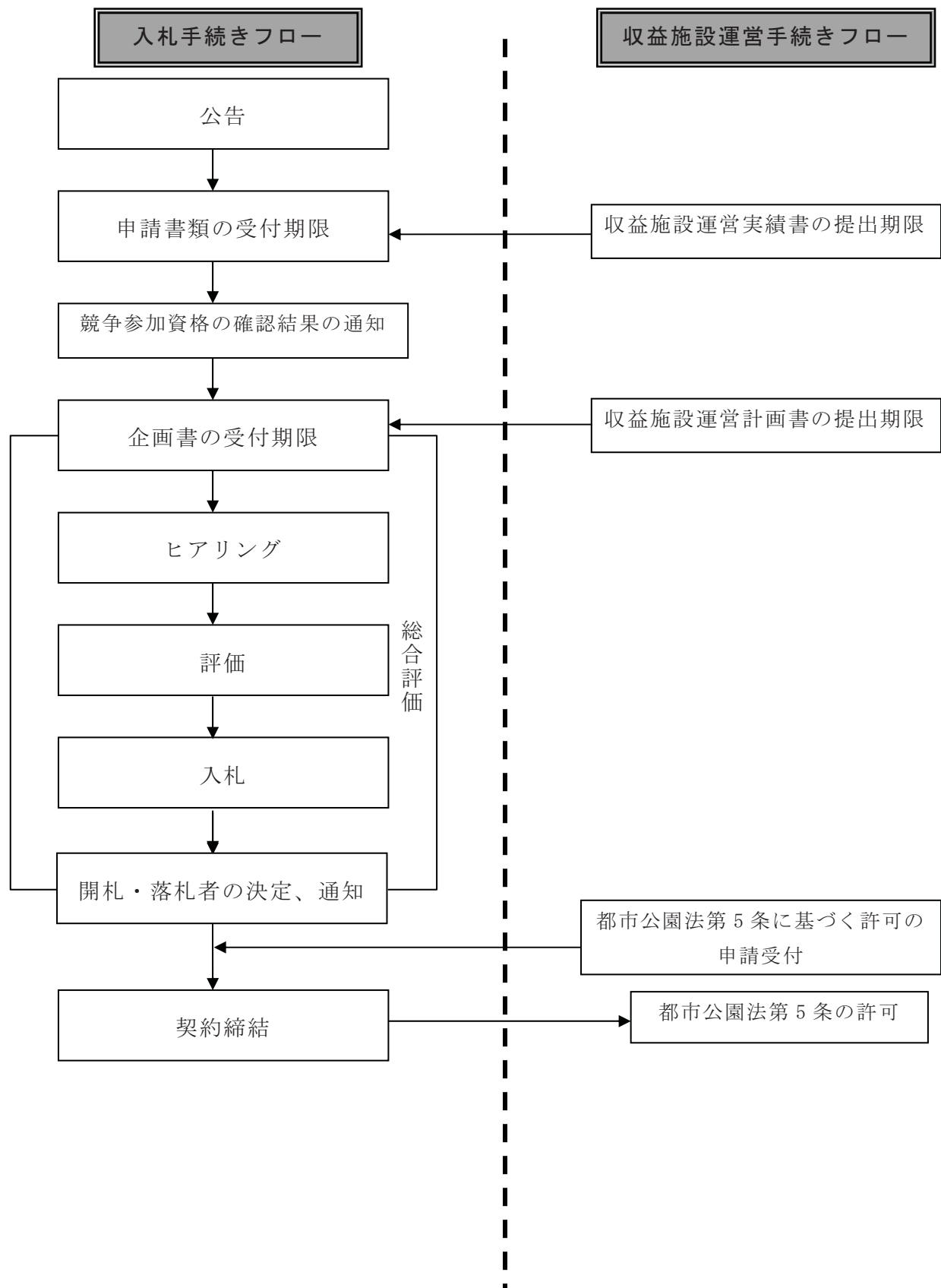
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ① 公告 | : 平成 23 年 6 月下旬 |
| ② 現場見学可能期間 | : 平成 23 年 6 月下旬～平成 23 年 7 月中旬 |
| ③ 入札等に関する質疑応答 | : 平成 23 年 6 月下旬～平成 23 年 8 月中旬 |
| ④ 申請書類の受付期限 | : 平成 23 年 7 月下旬 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 23 年 8 月中旬 |
| ⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限 | : 平成 23 年 9 月中旬 |
| ⑦ ヒアリング | : 平成 23 年 9 月下旬 |
| ⑧ 評価 | : 平成 23 年 9 月下旬～平成 23 年 11 月上旬 |
| ⑨ 入札 | : 平成 23 年 11 月上旬 |
| ⑩ 開札 | : 平成 23 年 11 月上旬 |
| ⑪ 落札予定者の決定 | : 平成 23 年 11 月上旬 |
| ⑫ 契約締結 | : 平成 24 年 1 月上旬 |

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務 一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー
 (案)



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等運營業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類及び企画書並びに収益施設運営計画書を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等運營業務に要する費用は含まない）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書は、競争参加資格の確認、企画書の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経験証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑬ 欠格事由該当性の審査に必要な資料である入札参加事業者等確認書（様式1-10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については表 9 を参照のこと。

① 表紙（様式 2-1）

② 企画提案

- ア) 公園利用者数の確保に関する提案（様式 2-2-1）
- イ) 利用者満足度の向上に関する提案（様式 2-2-2）
- ウ) 国営沖縄記念公園の趣旨に対する理解度に関する提案（様式 2-2-3）
- エ) 地域特性を生かした植物管理に関する提案（様式 2-2-4）
- オ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式 2-2-5）
- カ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2-2-6）
- キ) 情報受発信の充実にに関する提案（様式 2-2-7）
- ク) 地域・市民との連携活動に関する提案（様式 2-2-8）
- ケ) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2-2-9）
- コ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2-2-10）
- サ) 自主事業に関する提案（様式 2-2-11）
- シ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2-2-12）

提案については、必要に応じて海洋博覧会地区及び首里城地区に分けて記載することとする。

なお、運営維持管理業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式 2-2-13）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

4.2.4 収益施設運営計画書

様式 3 「収益施設運営計画書」を提出する。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であることを確認し、評価項目の得点に反映させる。

- ア 実施場所：沖縄総合事務局
- イ 実施期間：別途通知
- ウ ヒアリング時間：別途通知
- エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 開札にあたっての留意事項

- a) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- b) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- c) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- d) 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

4.2.7 その他

- a) 競争参加資格の確認及び企画書の評価は、申請書類及び企画書の資料提出期限の日をもって行うものとする。
- b) 申請書類及び企画書の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- c) 沖縄総合事務局は、提出された申請書類及び企画書の資料を、競争参加資格の確認、企画書の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- d) 提出された申請書類及び企画書の資料は、返却しない。
- e) 提出期限以降における申請書類又は企画書の資料差し替え及び再提出は認めない。
- f) 落札者は、様式 1-10（第 8 面）の一覧表に示す住民票の写し等を提出するものとする。詳細は様式 1-10 を参照すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、沖縄総合事務局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、事前に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基礎項目審査）、また、効果的なものであるか等（加点項目審査）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

5.1.1 基礎項目審査

基礎項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、本実施要項表9の基礎項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点50点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

5.1.2 加点項目審査

基礎項目審査で合格した入札参加者に対して、本実施要項表9の加点項目について審査を行う（加算点計155点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表9 評価項目及び得点配分

実施要項	区分	項番	標準評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基礎項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	—	様式 1-2～ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	—	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、沖縄総合事務局の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ～ 2-2-13	
② 加点項目審査	企画提案					
	1) 公園利用者数の確保	6	年間及び四半期ごとの公園利用者数において目標とする公園利用者数を設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0～15	様式 2-2-1
	2) 利用満足度の向上	7	アンケートによる満足度(「満足」)(%)において、目標とする年間及び四半期ごとの公園利用者の満足度を設定の上、その満足度数の向上に向け、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0～15	様式 2-2-2
	3) 国営沖縄記念公園の趣旨に対する理解度	8	本公園の意義や役割、機能について理解度が高く、本公園の魅力の向上に寄与する取組について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。また、公園利用者への本公園の役割等についての理解促進のための取り組みについて、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-3
	4) 地域特性を生かした植物管理	9	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然・歴史資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-4
	5) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	10	本公園の「都市緑化植物園」、「海洋文化館」、「熱帯ドリームセンター」の機能を発揮させるための維持管理方法について具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-5
	6) 多様なプログラムの提供	11	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用したイベント・行事等の種類・開催数と参加人数の目標を設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様なイベント・行事等の実施について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-6
	7) 情報受発信の充実	12	マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-7
	8) 地域との連携活動・市民との協同活動	13	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-8
9) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	14	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について具体的で実現性、妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体的で実現性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-9	

	10) 緊急時及び非常時の対応	15	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための体制構築も含めた対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式 2-2-10
	11) 自主事業の提案	16	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか	—	0～10	様式 2-2-11
	12) 収益施設の運営に関する提案	17	公園利用者サービスの向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式 2-2-12 様式 3
	従来の実施方法に対する改善提案					
	1) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	18	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0～10	様式 2-2-13
合計得点				0～50	0～ 155	

5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

(2) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 205 点(基礎点 50 点+加算点 155 点)とする。

(3) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

(4) 基礎項目審査の評価方法

基礎項目審査については、業務が実施可能な最低基準を示す表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 基礎項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は者と構成員の連携が可能な体制であるか)	提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5)
	提案された内容が実施可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5)
業務に対する認識	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。
現行基準レベルの質の確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める実施要領を満足させる法人の業務実績、業務責任者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1~2-2-13の提案内容について実現性が高いものとなっている。

(5) 加点項目審査の評価方法

加点項目審査は以下のとおりとする。

加点項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値(目標値)とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない(0点)ものとする。

上記以外の加点項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表11の3段階評価に基づいて評価する。

表 11 加算項目審査における評価基準と評価係数

	評価基準	評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	配点×0.00

5.2.3 留意事項

事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要に

ついて公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙－15～35のとおりである。

7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙－1「位置図」、別紙－2「管理区域図」、別紙－3「主要公園施設一覧」、別紙－4「主要建物調書」、別紙－5「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に関係する建物・設備全てとする。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 実施計画書の協議と承認

別紙－8「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－8「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－8「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員等の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員等

① 総括調査職員

国営沖縄記念公園事務所長（予定）

② 主任調査職員

国営沖縄記念公園事務所首里出張所長（予定）

国営沖縄記念公園事務所建設専門官（代表）（予定）

③ 調査職員

国営沖縄記念公園事務所工務課長（予定）

国営沖縄記念公園事務所総務課長（予定）

(2) 検査・監督体制

a) 事業者は、業務終了後に調査職員等へ連絡すること。

b) 事業者からの連絡を受けた場合には、支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長から任命された職員は契約図書に基づく業務履行の検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

a) 調査職員等は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

b) 立ち入り検査をする調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を

携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

調査職員等は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員等が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－8「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め沖縄総合事務局の承認を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等運営業務として行う場合など、沖縄総合事務局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、沖縄総合事務局の責に帰すべき事由により生じたものについては、沖縄総合事務局が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業

務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法) について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入館料の收受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで総括調査職員の承認を受けなければならない。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が沖縄総合事務局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

沖縄総合事務局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員が業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、沖縄総合事務局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として沖縄総合事務局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 沖縄総合事務局は、事業者が前項の規定による金額を沖縄総合事務局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日

までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

d) 沖縄総合事務局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

沖縄総合事務局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、沖縄総合事務局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と沖縄総合事務局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について沖縄総合事務局と協議の上、承認を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について沖縄総合事務局と協議を行い、沖縄総合事務局の承認を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、沖縄総合事務局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員等の立会の下、調査職員等が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 沖縄総合事務局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、沖縄総合事務局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について沖縄総合事務局の責めに帰すべき理由が存する場合は、沖縄総合事務局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について沖縄総合事務局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は沖縄総合事務局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

沖縄総合事務局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成26年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）への報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1. 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

事業者の実施状況については、国営沖縄記念公園市場化テスト評価アドバイザー（仮称）に示す報告を踏まえ、沖縄総合事務局において年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、沖縄総合事務局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.2. 沖縄総合事務局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 罰則等

- a) 本業務における入館料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項 8.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b)の刑を科されることとなる。

11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は沖縄総合事務局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H24-26 国営沖繩記念公園
運営維持管理業務

別紙資料

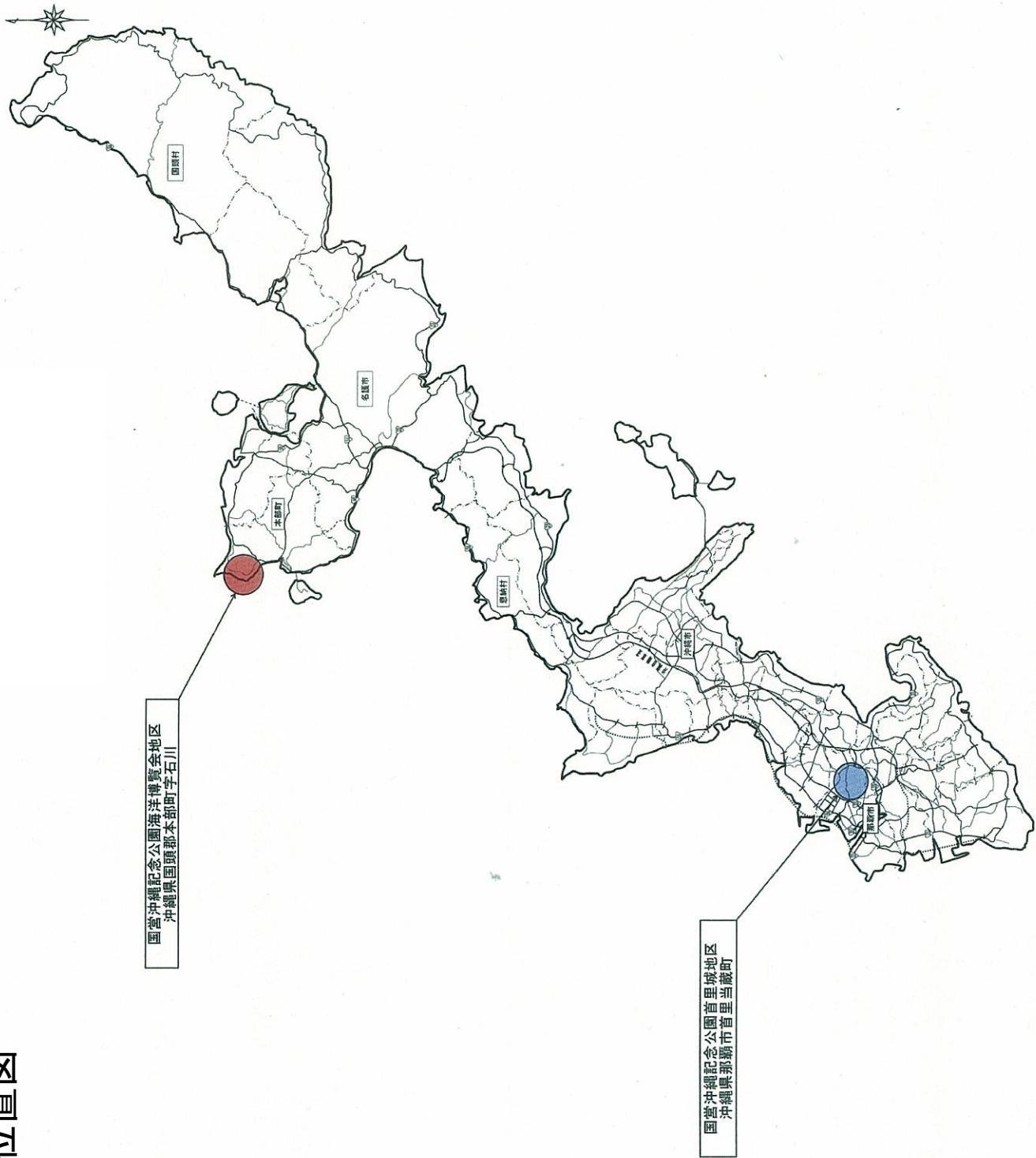
平成23年〇月

内閣府沖繩総合事務局

別紙・様式一覧

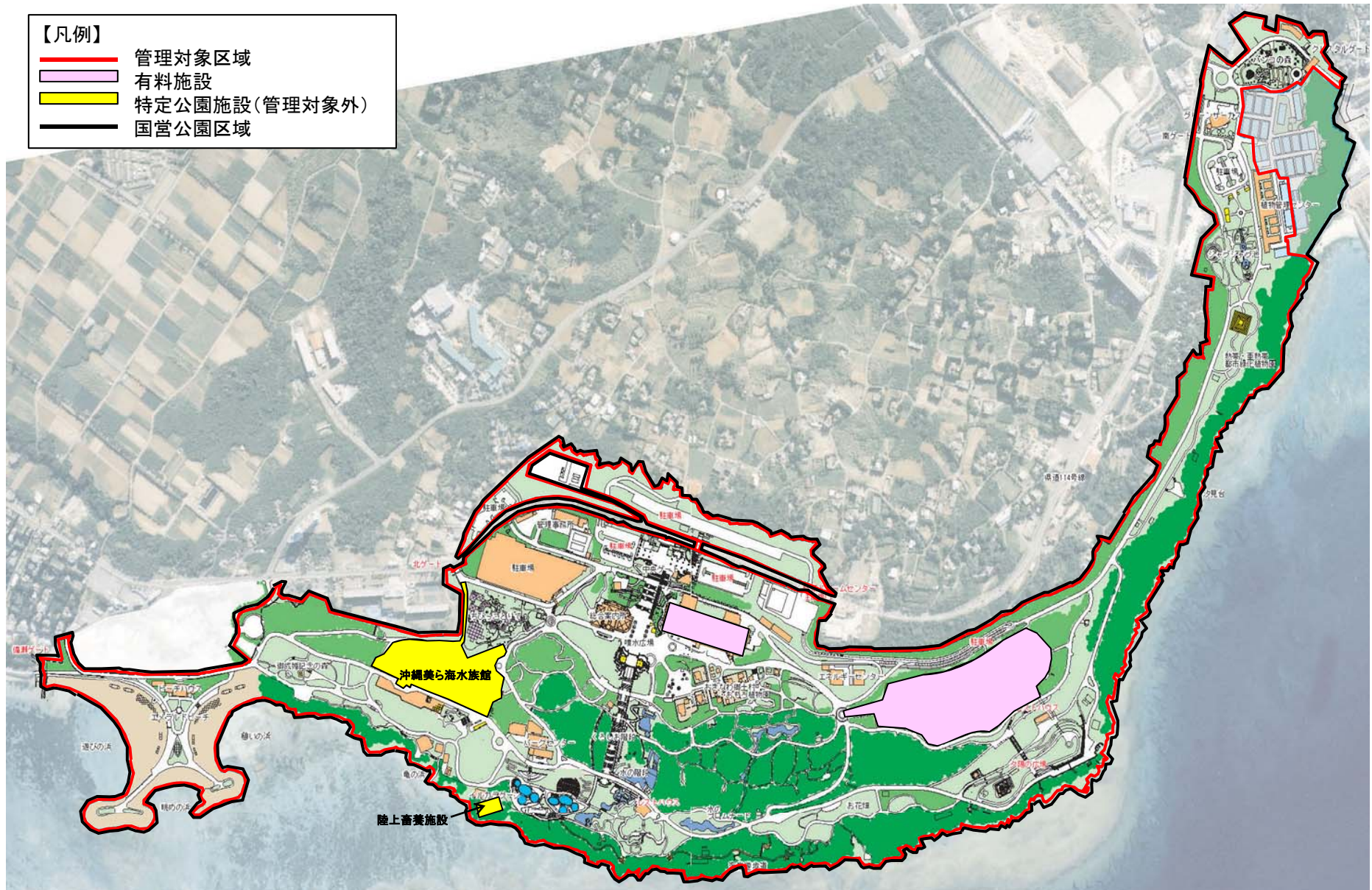
分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	位置図	別紙- 1
	別紙 2	管理区域図	別紙- 2
	別紙 3	主要公園施設一覧	別紙- 4
	別紙 4	主要建物調書	別紙- 5
	別紙 5	収益施設一覧	別紙- 8
	別紙 6	水族館関連区域図	別紙- 9
	別紙 7	国営沖縄記念公園運営維持管理基本方針(案)	別紙- 10
	別紙 8	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 共通仕様書(案)	別紙- 19
	別紙 9	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント)(案)	別紙- 51
	別紙 10	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 個別仕様書(企画運営管理)(案)	別紙- 59
	別紙 11	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 個別仕様書(施設・設備維持管理)(案)	別紙- 81
	別紙 12	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)(案)	別紙- 123
	別紙 13	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 個別仕様書(動物管理)(案)	別紙- 163
	別紙 14	H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務 収益施設等管理運営規定書(案)	別紙- 184
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 15	決算報告書	別紙- 237
	別紙 16	提供物品調書	別紙- 246
	別紙 17	提供建物調書	別紙- 256
	別紙 18	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙- 258
	別紙 19	入園者数	別紙- 263
	別紙 20	園内施設利用状況(入館者数)	別紙- 267
	別紙 21	公園の利用に関するアンケート調査	別紙- 269
	別紙 22	修繕履歴	別紙- 274
	別紙 23	行催事一覧	別紙- 299
	別紙 24	マスコミ等による報道件数	別紙- 302
	別紙 25	ホームページアクセス件数	別紙- 319
	別紙 26	貸与車両の使用状況	別紙- 324
	別紙 27	利用サービス員・看護師の配置図	別紙- 326
	別紙 28	エメラルドビーチ監視員等配置図	別紙- 327
	別紙 29	広報物(紙媒体:種類・データ等)	別紙- 333
	別紙 30	ニュースリリース	別紙- 326
	別紙 31	警備員の配置及び入園者カウント方法等	別紙- 349
	別紙 32	収益施設の売り上げ	別紙- 355
	別紙 33	臨時物販施設等一覧	別紙- 356
	別紙 34	各種プログラム	別紙- 357
別紙 35	危機管理対応実績	別紙- 358	
様式	様式1-1	参加表明書	別紙- 372
	様式1-2	企業の業務実績	別紙- 373
	様式1-3	業務責任者の業務実績	別紙- 374
	様式1-4	守秘性に関する要件	別紙- 375
	様式1-5	業務実施体制	別紙- 376
	様式1-6	実施方針	別紙- 379
	様式1-7	再委託の予定	別紙- 381
	様式1-8	業務経歴証明書	別紙- 383
	様式1-9	収益施設等運営提案書	別紙- 384
	様式1-10	入札参加事業者等確認書	別紙- 388
	様式2-1	表紙(企画書)	別紙- 399
	様式2-2	企画提案	別紙- 400
	様式3	収益施設運営計画書	別紙- 415

(別紙-1) 位置図

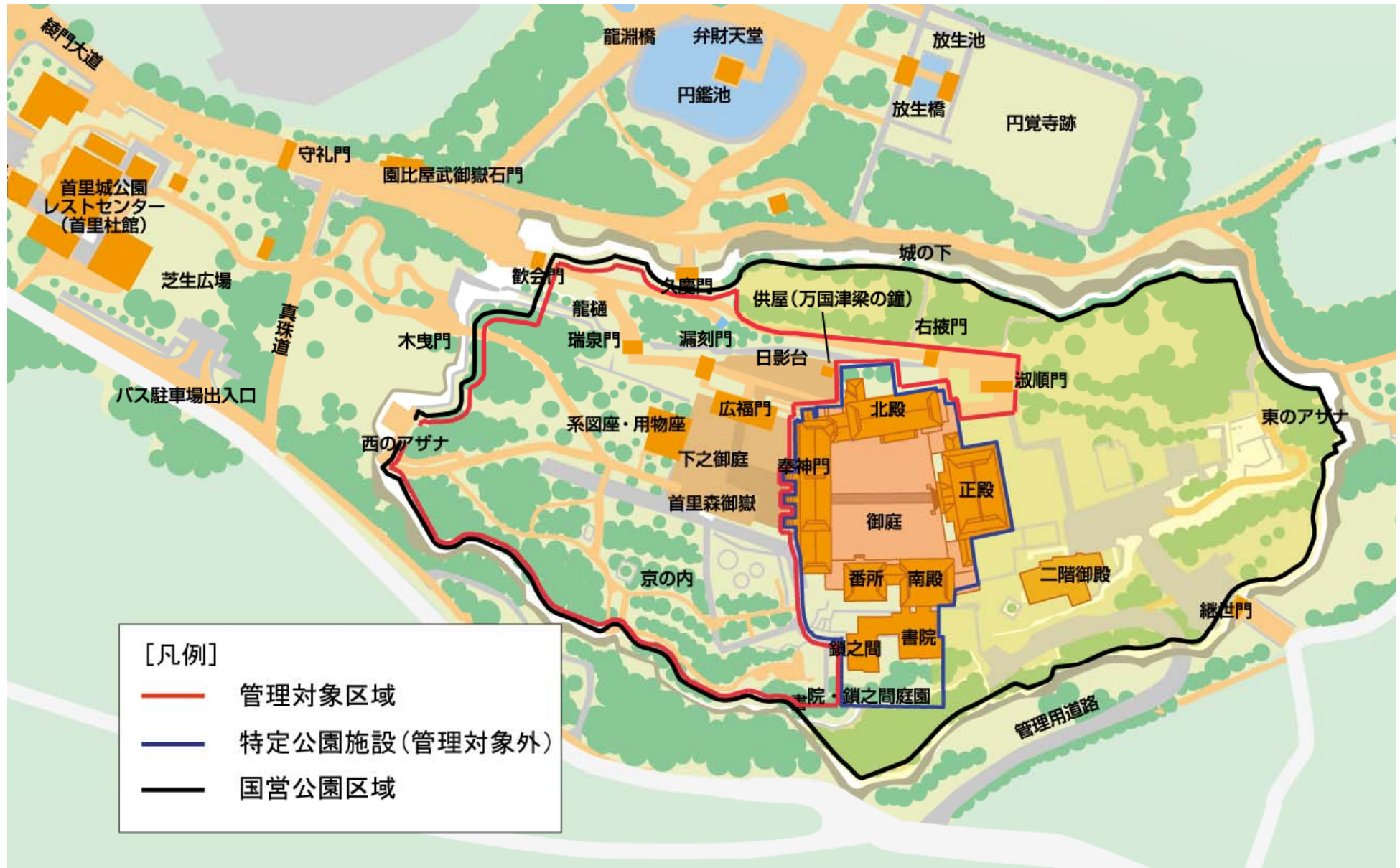


(別紙-2) 管理区域図(海洋博覧会地区)

- 【凡例】
- 管理対象区域
 - 有料施設
 - 特定公園施設(管理対象外)
 - 国営公園区域



(別紙-2) 管理区域図(首里城地区)



(別紙-3)主要公園施設一覧

ゾーン名	面積 (ha)	名称	主要施設	
海洋博覧会地区	28.0	海洋文化館	展示ホール 注 1)、映像ホール	
		ちびっことりで	ネット遊具	
		おきなわ郷土村	民家 8 棟	
		おもろ植物園	草本類 (4 科 6 種類)、木本類 (13 科 16 種類)	
		総合案内所 (ハイサイプラザ)	情報ルーム、 <u>カフェーダ</u> 、 <u>ショップ やんばるの杜</u> 、 <u>ギャラリー美ら島</u>	
		噴水広場、水の階段、 <u>中央スナック</u> 、レストハウス、横断歩道橋、駐車場【P2~P6】、立体駐車場【P7】		
	オーシャンックゾーン	16.0	休憩施設 (美ら海プラザ)	インフォメーション、展示室、休憩所
			オキちゃん劇場	4 槽、観覧席 986 人収容
			イルカラグーン	4 槽、屋内 50 人収容、屋外 150 人収容
			パークセンター	<u>オキちゃんパーラー</u> 、 <u>オキちゃんショップ</u> 、 <u>便所</u> 、 <u>救護室</u>
			エメラルドビーチ	遊びの浜 (汀線長 350m)、憩いの浜 (汀線長 250m)、眺めの浜 (汀線長 150m)
			ビーチハウス	<u>ビーチ売店</u> 、 <u>ビーチスナック</u> 、トイレ、 <u>シャワー室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>救護室</u>
	マナティー館、ウミガメ館、立体駐車場【 <u>エメラルドゲート</u> 】注 2)			
	熱帯亜熱帯環境ゾーン	33.0	夕陽の広場	大型複合遊具
			熱帯ドリームセンター	ラン温室、果樹温室、ビクトリア温室、回廊棟、 <u>スナック</u> 、 <u>売店</u>
熱帯・亜熱帯都市緑化植物園			植物管理センター、各種見本園	
水のプロムナード、お花畑、バンコの森、駐車場【P1、P8】				
小計	77.0			
首里城地区	2.0	首里城復元施設	瑞泉門、漏刻門、右掖門、広福門、系図座・用物座、供屋、淑順門	
小計	2.0			
計	79.0			

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設 (以下「収益施設」という。)を示す。

注 1) 展示ホールは、平成 25 年度から供用予定である。

注 2) 立体駐車場【エメラルドゲート】は、平成 24 年度供用予定である。

(別紙-4) 主要建築物調書

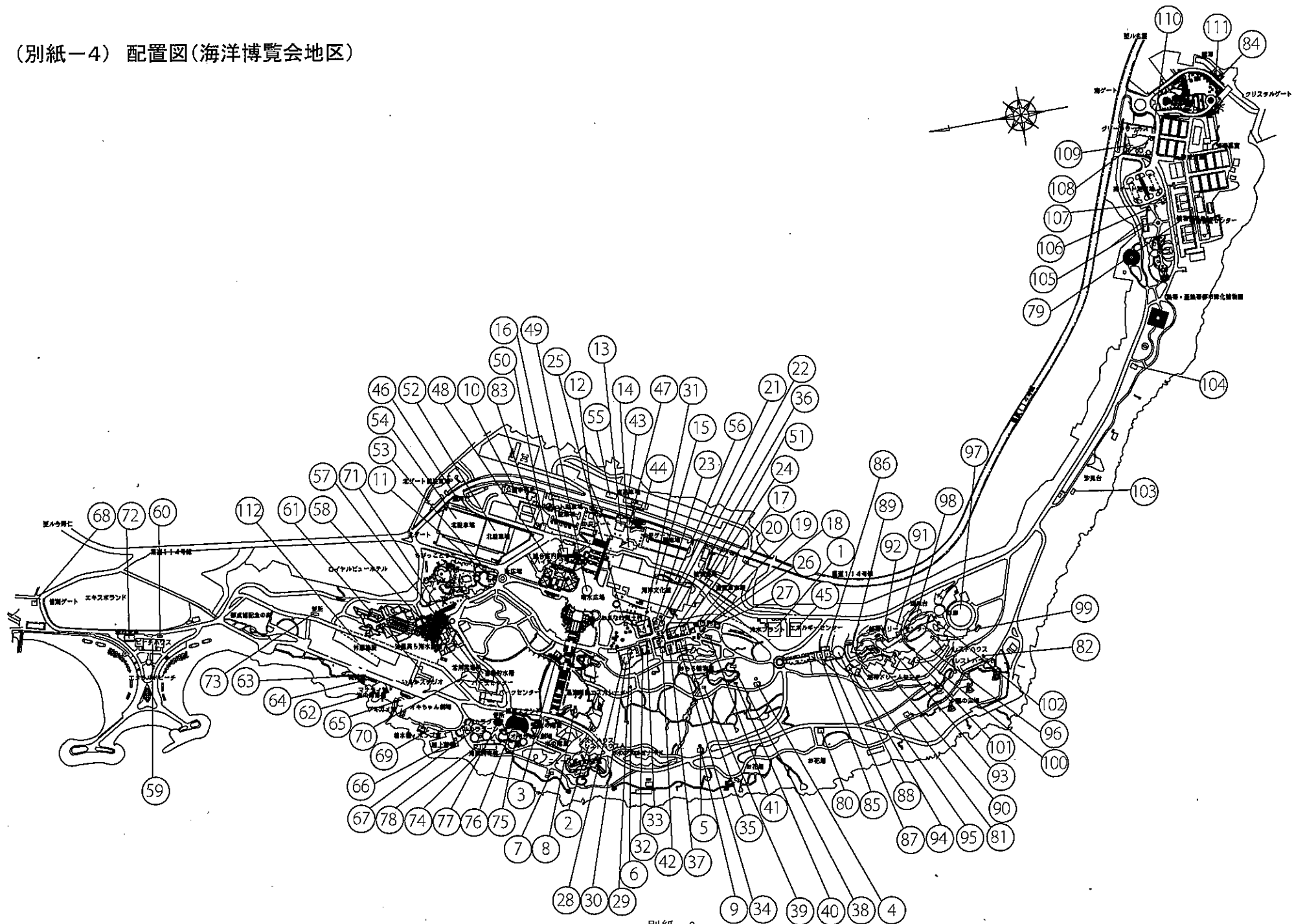
【海洋博覧会地区】

番号	建物名称	延床面積 [m ²]	番号	建物名称	延床面積 [m ²]	番号	建物名称	延床面積 [m ²]	番号	建物名称	延床面積 [m ²]
1	冷水プラント	565	31	展示物(本家(主))	115	61	便所・倉庫	179	91	ビクトリア温室	781
2	レストハウスA	326	32	展示物(のろ家(主))	101	62	マナティ館(水槽)	647	92	キオスク・便所棟	106
3	便所A棟	43	33	展示物(のろ殿内)	7	63	マナティ館(機械室)	280	93	ラン庇	36
4	便所B棟	43	34	展示物(農家(主))	91	64	マナティ館(ポンプ室)	21	94	変電所	142
5	便所C棟	43	35	展示物(農家(蓄舎))	24	65	亀水槽	206	95	資材倉庫(1)	52
6	変電室1号棟	15	36	展示物(本部の民家(主・台所))	38	66	高圧ガス製造所	18	96	果樹花木温室	2,114
7	変電室3号棟	15	37	展示物(王国時代の民家)	58	67	イルカラグーン	491	97	回廊棟	4,136
8	変電室5号棟	22	38	休憩舎A	9	68	案内所(備瀬ゲート)	14	98	資材倉庫(3)機械室棟	252
9	変電室6号棟	18	39	休憩舎B-1	9	69	着水槽・ポンプ室	363	99	天水槽	254
10	便所	42	40	休憩舎B-2	9	70	常用発電所	661	100	防風壁	210
11	便所	42	41	水飲舎	9	71	蓄熱槽	379	101	渡廊下(1)	46
12	モギリ案内棟	56	42	変電所	25	72	器材倉庫	242	102	渡廊下(2)	91
13	中央スナック	91	43	休憩所	64	73	園内トイレ	54	103	便所(C)	40.50
14	便所	224.4	44	便所	127	74	海獣飼育管理棟	317	104	便所(B)	66.69
15	海洋文化館(映像ホール)	877	45	エネルギーセンター	552	75	オキちゃん劇場	268	105	バザール	108.00
16	休憩所	100	46	案内所(通用門-1)	10	76	観覧スタンド	925	106	改札所	78.20
17	展示館(奄美の民家)	55.44	47	エレベーター上屋	208	77	トイレ棟	113	107	便所(A)	49
18	展示館(奄美型高倉)	5.88	48	ビジターセンター	1,911	78	事務室棟	51	108	警備員詰所	27
19	展示館(奄美型高倉)	10.80	49	噴水機械室	242	79	植物管理センター	4,933	109	リサイクル施設	682
20	展示館(奄美型高倉)	12.96	50	電気室(中央開閉所)	72	80	便所D棟	43	110	リサイクル電気室	33
21	展示館(沖縄型高倉)	6.98	51	植物倉庫	302	81	便所E棟	43	111	不燃物保管庫	67
22	展示館(我部祖河)	9.72	52	北地区駐車場(1期棟)	6,942	82	変電室2号棟	29	112	休憩施設	3,138
23	展示館(波照間型)	16.20	53	守衛室	10	83	管理センター	563			
24	展示館(与那国の民家)	54.30	54	北地区駐車場(2期棟)	12,631	84	保管庫	113			
25	展示館(神あさぎ)	16.20	55	休憩所	136	85	チケットゲートキャノピー	276			
26	展示館(サターヤヤー)	25.92	56	収蔵庫	414	86	チケットゲート便所	79			
27	便所	42.25	57	パークセンター(東棟)	342	87	切符売り場	48			
28	展示物(地頭代の家(主))	167	58	パークセンター(西棟)	542	88	玄関ホール	461			
29	展示物(地頭代の家(前の家))	39	59	ビーチハウス	648	89	クロトンパティオ	271			
30	展示物(地頭代の家(豚舎))	11	60	変電室4号棟	18	90	ラン温室	2,855			

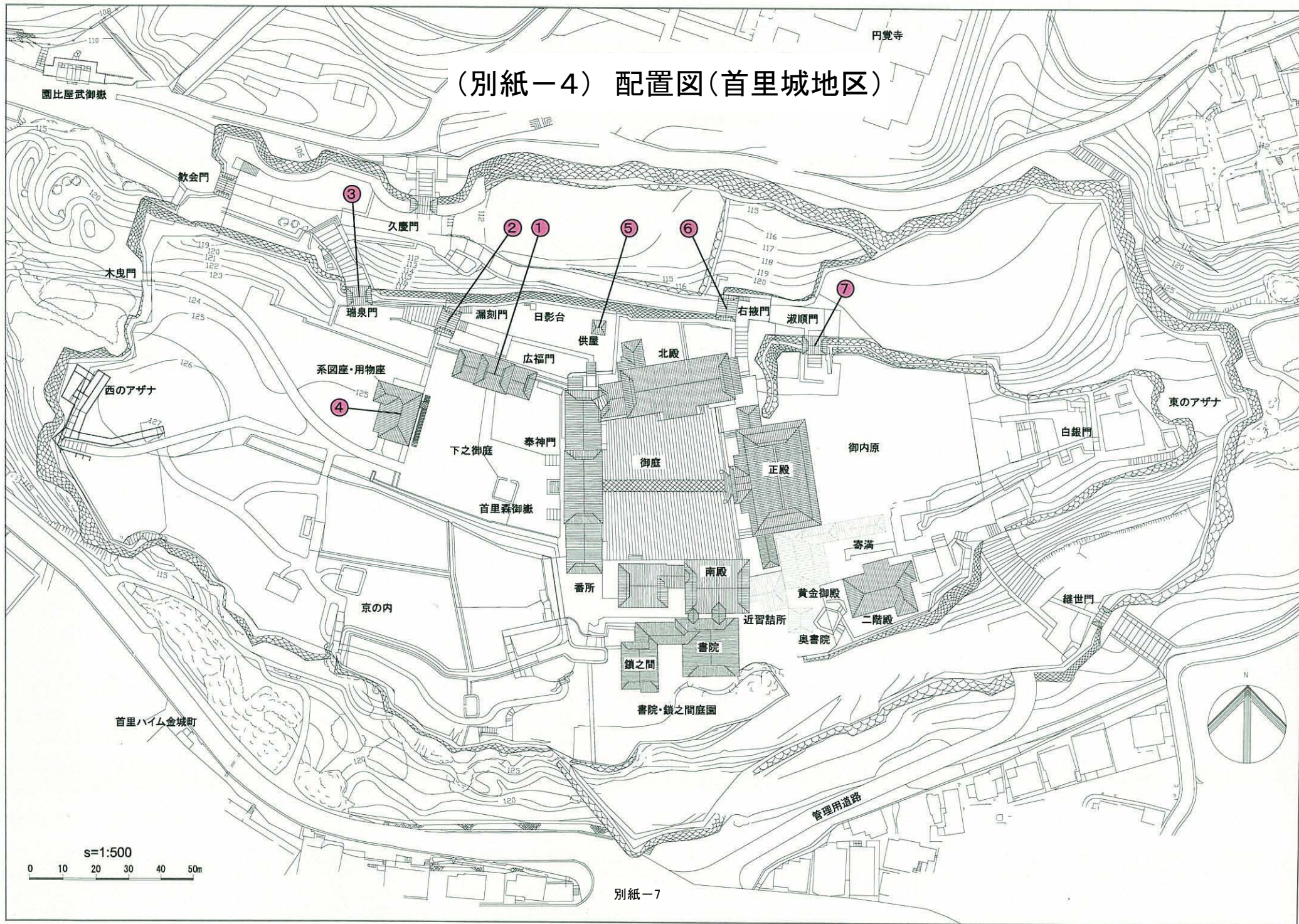
【首里城地区】

番号	建物名称	延床面積 [m ²]
1	広福門	128
2	漏刻門	20
3	瑞泉門	19
4	系図座・用物座	207
5	供屋	20
6	右掖門	13
7	淑順門	14

(別紙-4) 配置図(海洋博覧会地区)



(別紙一4) 配置図(首里城地区)



(別紙-5) 収益施設一覧

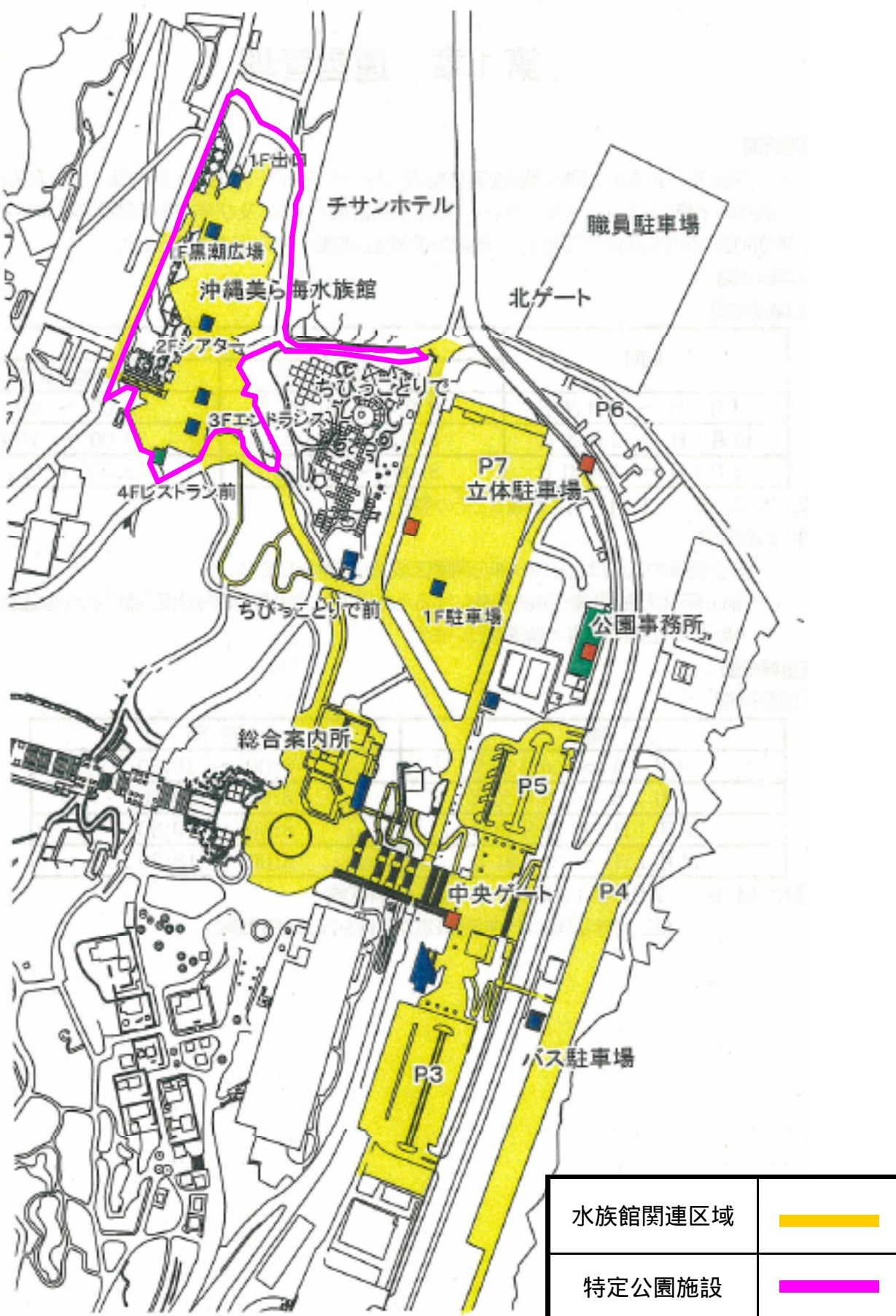
■ 海洋博覧会地区

公園施設の名称		対象面積 (㎡)	備考
1	飲食施設 【必須施設】	ビーチスナック	36.50
		中央ゲートスナック	33.50
		オキちゃんパーラー (事務室、倉庫含む)	885.0
		スナックスコール	60.01
		カフェテイクアウト	275.19
2	物販施設 【必須施設】	ビーチ売店及び3点セット貸出所	164.42
		熱帯ドリームセンター売店(倉庫含む)	73.4
		オキちゃんショップ	113.05
		ショップやんばるの杜	211.9
	物販施設 【裁量施設】	ギャラリー美ら島(事務室含む)	83.25
		書籍等の販売所	1.80
3	遊覧車 【必須施設】	車庫	658.49
		遊覧ポイント一式	34.80
4	自動販売機 【裁量施設】	75 台	74.2
5	コインロッカー 【裁量施設】	3ヶ所	26.65

■ 首里城地区

公園施設の名称		対象面積 (㎡)	備考
1	自動販売機 【裁量施設】	2 台	2.48

(別紙 - 6) 水族館関連区域図



(別紙－7)

国営沖繩記念公園

運営維持管理基本方針

(案)

平成23年〇月

目 次

1. 運営維持管理業務基本方針の目的・位置づけ.....	1
1.1. 公園建設の基本理念及び基本方針.....	1
1.2. 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的.....	2
1.3. 運営維持管理基本方針の位置づけ.....	2
1.4. 運営維持管理基本方針の対象.....	2
2. 国営沖縄記念公園における運営維持管理の基本方針.....	3
2.1. 国営沖縄記念公園の公園づくりの基本理念.....	3
2.2. 今後の維持管理の基本方針.....	3
3. 運営維持管理の重点事項.....	7

1. 運営維持管理業務基本方針の目的・位置づけ

1.1. 公園建設の基本理念及び基本方針

国営沖縄記念公園は、昭和 50 年度に開催された「沖縄国際海洋博覧会」の記念事業として、その跡地に整備を進めている「海洋博覧会地区」と、沖縄の本土復帰を記念する事業の一環として、昭和 61 年度より首里城の復元整備を進めている「首里城地区」がある。

国営沖縄記念公園は、沖縄観光振興の拠点として、また我が国を代表する歴史的遺産を後世に継承していくなど、重要な役割を担っている。

これらのことを十分認識して、沖縄に立地する国営公園としての役割を高度に発揮し、国営公園として相応しいものとなるよう、より安全で快適な、そして魅力あふれる満足度の高い公園整備や管理・運営を実施していく。

【海洋博覧会地区の基本方針】

- ①沖縄にふさわしい公園とするとともに、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。
- ②沖縄国際海洋博覧会の記念事業としてふさわしい公園とする。
- ③日本だけではなく外国の人々にも利用される公園とする。
- ④海との調和を十分考慮する。
- ⑤亜熱帯性気候を十分考慮し、四季を通じて利用できるものとする。
- ⑥歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

【首里城地区の基本方針】

- ①首里杜構想との整合性及び首里城の歴史的風致に配慮した施設配置計画を行う。
- ②歴史・文化の拠点として魅力ある施設整備を図る。
- ③将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるよう多様な活用を図る。
- ④文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態の充実を目指す。

1.2. 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営沖縄記念公園は、開園時から平成 22 年 3 月末までの入園者の累計が、海洋博覧会地区で約 6,400 万人、首里城地区で約 3,900 万人であり、平成 21 年度では、海洋博公園で約 337 万人、首里城地区で約 213 万人の方々に利用されている。

また、海洋博覧会地区では、平成 20 年 5 月に策定・公表した「海洋博公園基本計画」、首里城地区では、平成 21 年 10 月に策定・公表した「国営沖縄記念公園首里城地区整備計画」に基づき、整備・維持管理を進めているところである。

一方、「公共サービス改革基本方針（H22.7.6 閣議決定）」に基づき、平成 24 年度からの維持管理業務に民間事業者も含めた競争入札の試行が予定されており、事業者に対し、維持管理業務の目標・水準等を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、今後の国営沖縄記念公園における維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

1.3. 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、国営沖縄記念公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項

1.4. 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、既に供用している開園区域を対象としたものであるが、今後追加供用される区域にも適用されるものである。

今後の維持管理においては、ハイサイプラザ等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

さらに、特定公園施設や県営区域の管理者と協力・連携を行い、公園の利用促進や利用サービス等のレベルの向上を図るものとする。

2. 国営沖縄記念公園における運営維持管理の基本方針

2.1. 国営沖縄記念公園の公園づくりの基本理念

国営沖縄記念公園では、これまで、前述した基本理念・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化などを背景として整備及び運営維持管理を進めていくこととなるが、基本理念・基本方針については、共通した考え方として今後も継承していくこととする。

2.2. 今後の維持管理の基本方針

国営沖縄記念公園は、その存在価値や利用価値を、継承・展開・発信していくことにより、良好な自然的条件や施設・設備を有効利用し、多様なレクリエーションの需要に対応する都市公園としての役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・展開・発信していくためには、国営沖縄記念公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、地方自治体、維持管理事業者、地域住民、公園利用者等）が、今後の国営沖縄記念公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営沖縄記念公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営沖縄記念公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す3つの基本方針を設定した。

基本方針 1) 沖縄の自然環境を十分考慮し、四季を通じて利用できる公園とする。

基本方針 2) 沖縄の歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

基本方針 3) 多様な主体との連携や情報発信に取り組み、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。

基本方針 1) 沖縄の自然環境を十分考慮し、四季を通じて利用できる公園とする。

- ・ 海洋博覧会地区における基本テーマや基本方針に即して、太陽・海・花を体験し、かつ安全、快適に過ごすことができる満足度の高い公園の運営を行う。
- ・ 沖縄の持つ魅力を体験し、ゆったりと楽しむことができる公園の運営を行う。
- ・ 沖縄の亜熱帯性気候を十分考慮し、四季を通じて利用できる公園の維持・管理を行う。

【国営沖縄記念公園の実績】

- ・ 四季折々が持つ沖縄の魅力を感じさせる環境の提供
- ・ 四季に合わせた行催事の開催
- ・ 都市緑化技術講習会等を通じた都市緑化技術の普及・啓発



【立体花壇近辺（左）、耐潮風植物見本区（右）】



【美ら海花まつり（左）、ハイビスカス展（右）】



【イルカラグーンバックヤードツアー（左）、都市緑化技術講習会（右）】

基本方針 2) 沖縄の歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

- ・ 歴史・文化の拠点としての魅力がある施設・設備の運営・維持管理を行う。
- ・ 歴史、文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態が充実した公園の運営を行う。
- ・ 沖縄の伝統文化の継承・発展、新たな文化の創造・学習の場となる公園の運営を行う。

【国営沖縄記念公園の実績】

- ・ 海洋文化館やおきなわ郷土村等からの歴史・文化の提供
- ・ 行催事を通じた歴史・文化の継承



【アジア・太平洋地域の歴史・文化の展示（左）、（右）】



【鬼餅作り体験（左）、琉球藍染織体験（右）】



【中秋の宴（左）、昔のおきなわ生活体験（右）】

基本方針 3) 多様な主体との連携や情報発信に取り組み、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。

- ・ 関係機関や地域との連携による効果的・効率的な公園の運営を行う。
- ・ 海洋文化館、熱帯ドリームセンター、首里城等の国際的施設を県内外だけでなく、世界に情報発信ができる公園の運営を行う。
- ・ 沖縄国際海洋博覧会の理念に基づき、アジア・太平洋地域との国際連携・学術連携・技術連携が取れる公園の運営を行う。

【国営沖縄記念公園の実績】

- ・ 多様な主体と連携した行催事の実施
- ・ 県内外だけでなく、世界に向けた情報発信



【海洋博公園サマーフェスティバル】



【沖縄国際洋蘭博覧会（左）、海洋博公園全国トリマラソン（右）】



【国営沖縄記念公園ホームページ（左：英語、右：ハングル語）】

3. 運営維持管理の重点事項

2で定めた基本方針を基に、今後の国営沖縄記念公園の維持管理にあたり重点的に取り組む事項を以下に示す。

【重点事項】

1) 海洋博覧会地区

- ① 来園者が公園の基本テーマ・基本方針に即して、太陽・海・花・文化を体験し、且つ安全、快適に過ごすことができる満足度の高い公園の運営を行う。
- ② 来園者が沖縄の持つ魅力を体験し、ゆったりと楽しむことができる公園運営を目指すこと。
- ③ あらゆる人々が公園を楽しむことができるような公園運営を行う。
- ④ 来園者が本島北部地域の各種資源の情報を受け取り、北部地域を訪れ、地域を味わい、北部地域の環境の大切さを知るための公園運営を目指す。
- ⑤ 海洋博公園として北部地域と連携して北部振興に資するための取り組みを展開する。
- ⑥ 海洋博公園として沖縄国際海洋博覧会の理念に基づき、アジア・太平洋地域との国際連携・学術連携・技術連携を進める。

2) 首里城地区

- ① 来園者が安全、快適に過ごすことができる満足度の高い公園の運営を行う。
- ② 来園者が王朝文化の魅力を体験、学習、鑑賞することにより親しみを持ってもらえる公園運営を行う。
- ③ 沖縄固有の歴史・文化にかかわる行事、祭事、芸能等について積極的に導入を図り、多様で変化に富んだ利用運営を図る。
- ④ 県営公園区域と連携した公園管理運営を行う。

(別紙－8)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
共通仕様書 (案)

平成 23 年〇月

目次

第1章 総則	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用及び用語の定義.....	2
第3条 総則.....	3
第4条 準拠規定.....	4
第5条 事業者の義務.....	7
第6条 公園管理者と事業者の責任分担.....	7
第2章 業務内容	9
第7条 運営維持管理方針.....	9
第8条 業務実施の基本的事項.....	10
第9条 履行場所及び履行期限.....	10
第10条 開園日時等.....	11
第11条 業務内容及び業務対象.....	13
第12条 業務実施体制.....	15
第13条 業務計画書.....	16
第14条 業務報告書.....	17
第15条 記録の保存.....	17
第16条 モニタリング業務.....	18
第17条 公園管理者が行うモニタリング調査.....	18
第3章 委託費の支払い	19
第18条 委託費の支払い.....	19
第4章 公園内の安全管理	20
第19条 安全管理.....	20
第20条 安全確保.....	20
第21条 救急対応.....	21
第22条 災害時、異常時等の対応.....	21
第5章 協議・調整等	22
第23条 公園管理者の要請への協力.....	22
第24条 別途工事等との調整.....	22
第25条 公園管理者との協議等.....	22
第26条 その他の協議・報告等.....	23
第27条 官公署への連絡、届出.....	23
第6章 雑則	24
第28条 本業務の再委託.....	24
第29条 保険の付保及び事故の補償.....	24
第30条 建築物及び機械器具の無償貸与等.....	25
第31条 本業務の引継.....	26

第32条 情報公開	26
第33条 会計検査への対応	26
第7章 コンプライアンス	27
第34条 守秘	27
第8章 個人情報の取扱いについて	28
第35条 基本的事項	28
第36条 秘密の保持	28
第37条 取得の制限	28
第38条 利用及び提供の制限	28
第39条 複写等の禁止	28
第40条 再委託の禁止	28
第41条 事案発生時における報告	29
第42条 資料等の返却等	29
第43条 管理の確認等	29
第44条 管理体制の整備	29
第45条 従事者への周知	29
第46条 罰則	29

第1章 総則

第1条 目的

国営沖縄記念公園（以下「本公園」という。）は、国が設置した口号国営公園であり、「海洋博覧会地区」及び「首里城地区」の2地区から構成されている。

「海洋博覧会地区」は、国頭郡本部町に位置しており、昭和50年度に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念する公園として、その会場の跡地の利用について閣議決定を受け、昭和50年8月に開園した。

「首里城地区」は那覇市首里当蔵町に位置しており、沖縄の復帰を記念する事業の一環として戦火により消失した首里城を復元するために、昭和61年の閣議決定を受け平成4年11月に一部開園した。

海洋博覧会地区の計画面積は77.2haで、「沖縄文化・センターゾーン」、「オーシャニックゾーン」、「熱帯亜熱帯環境ゾーン」の3つのゾーンに区分され、「太陽と花と海」をテーマとし、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ①沖縄にふさわしい公園とするとともに、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。
- ②沖縄国際海洋博覧会の記念事業としてふさわしい公園とする。
- ③日本だけではなく外国の人々にも利用される公園とする。
- ④海との調和を十分考慮する。
- ⑤亜熱帯性気候を十分考慮し、四季を通じて利用できるものとする。
- ⑥歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

また、首里城地区の計画面積は4.7haで、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

- ①首里杜構想との整合性及び首里城の歴史的風致に配慮した施設配置計画を行う。
- ②歴史・文化の拠点として魅力ある施設整備を図る。
- ③将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるよう多様な活用を図る。
- ④文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態の充実を目指す。

開園時から平成22年3月末までの入園者の累計は、海洋博覧会地区で、約6,400万人、首里城地区で約3,900万人であり、平成21年度には、海洋博覧会地区で約337万人、首里城地区で約213万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記の各地区における基本方針のもとに永続的な需要喚起と来園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。（詳細は、別紙-7「国営沖縄記念公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、国営沖縄記念公園の運営維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 「公園管理者」とは、都市公園法に基づく本公園の管理者のこと。
2. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う公園管理者の指定する職員で主任調査職員及び調査職員を総称している。
4. 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う者をいう。
5. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
6. 「入館者」とは、入館料を払う場合も含め、公園内の各施設を利用する者のこと。
7. 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 「入館料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条第2項及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第11条第2項に基づき、有料施設を利用する者から徴収する料金のこと。
9. 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、公園利用者から徴収する料金のこと。
10. 「使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設、用地等の公園施設の使用にかかる料金を事業者が公園管理者に納める料金のこと。
11. 「業務責任者」とは、本仕様書の第11条に示す業務内容である本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画管理運営、施設・設備維持管理、植物管理、動物管理、並びに収益施設の運営（収益施設等運営業務）の個々の業務遂行を監理する者のこと。
12. 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
13. 「管理物件」とは、別紙-2「管理区域図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物については、その対象から除外する。

14. 「国事務所」とは、内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所のこと。
15. 「管理センター」とは、本業務を実施する拠点のことであり、また、本業務を遂行する組織のこと。
16. 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材について、性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
17. 「改修」とは、施設の劣化した部分若しくは部材について、性能若しくは機能を向上させるような措置を行うこと。
18. 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
19. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
20. 「指示」とは、調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、公園管理者と事業者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる書面又はその他の書類を説明し、差し出すことをいう。
25. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
26. 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のこと。
27. 「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について公園管理者に報告を行う一連の業務を指す。

第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 6) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 7) 個人情報保護に関する法律
- 8) 損失物法
- 9) 施設維持、設備保守点検に関する法規
 - ① 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
 - ② 消防法、同法施行令、同法施行規則（消防庁）
 - ③ 電気事業法及びこれに基づく政令等
 - ④ 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - ⑤ 水道法
 - ⑥ 下水道法
 - ⑦ 水質汚濁防止法
 - ⑧ 浄化槽法
 - ⑨ 食品衛生法
 - ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑪ 大気汚染防止法
 - ⑫ 騒音規制法
 - ⑬ 振動規制法
 - ⑭ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則、建設物環境衛生管理基準（厚生労働省）
 - ⑮ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
 - ⑯ エネルギーの使用の合理化に関する法律
 - ⑰ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）

以上のほか、施設維持管理に関する関連法規等

1 0) 工事に関する法規、規定

- ① 建設業法
- ② 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

以上のほか、工事に関する関連法規等

1 1) 自然環境保護等に関する法規・基準

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ③ 環境省レッドデータブック
- ④ 改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物レッドデータブック（環境省自然環境局野生生物課編）
- ⑤ 沖縄県の絶滅の恐れのある野生生物（レッドデータおきなわ）

以上のほか、自然環境保護等に関する関連法規等

1 2) 動物の飼育展示等に関する法規・基準

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律
- ② 猛禽類保護の進め方（環境庁自然保護局野生生物課編）

以上のほか、動物の飼育展示等に関する関連法規等

1 3) 文化財保護等に関する法規・基準

- ① 文化財保護法

以上のほか、文化財保護等に関する関連法規等

1 4) 公園のバリアフリー化に関する法規・基準

- ① 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ③ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- ④ 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- ⑤ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ⑥ 公園のユニバーサルデザインマニュアル（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）

以上のほか、バリアフリー等に関する関連法規等。

1 5) 公園維持管理の指針とすべき関係図書類

なお、施設の維持修繕にあたり、利用者の安全な利用および国有財産の適切な管理を行ううえで配慮が必要な施設については、以下の最新の仕様等に基づき施工すること。

- ① 土木工事共通仕様書(平成 19 年 10 月)
- ② 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成 22 年版)
- ③ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成 22 年版)
- ④ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 22 年版)
- ⑤ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 22 年版)
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成 22 年版)
- ⑦ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成 22 年版)
- ⑧ 設計業務等共通仕様書(平成 21 年 3 月)
- ⑨ 土木工事施工管理基準
- ⑩ 工事記録写真撮影基準
- ⑪ 建築工事監理指針(平成 22 年版)
- ⑫ 電気設備工事監理指針(平成 22 年版)
- ⑬ 電気通信設備工事標準仕様書(平成 22 年版)
- ⑭ 機械設備工事標準仕様書(平成 22 年版)
- ⑮ 測量・調査・設計業務必携(平成 20 年度)
- ⑯ 機械設備工事監理指針(平成 22 年版)
- ⑰ 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ⑱ 建築保全業務報告書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ⑲ 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)(国土交通省住宅局住宅総合整備課)
- ⑳ その他関連資

以上のほか、公園維持管理の指針に関する関係図書等

- 1 6) 沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領(別添-1)
- 1 7) 国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領(別添-5)
- 1 8) その他、関係諸法令

第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 公園管理者と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理を実施するにあたり、公園管理者と事業者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、公園管理者と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

表 1 公園管理者と事業者の責任分担一覧

項目	内 容	公園管理者	事業者
料金徴収業務	入館料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、沖縄総合事務局に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	公園管理者より提供のあった物品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。） （以下この表において「①」という。）		○
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 5,000 万円（税抜き）※を超えない場合（上記①を除く。）。		○
	上記 2 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な施設管理による公園利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記 2 項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用（5,000 万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 19 年～平成 21 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙-22「修繕履歴」を参照のこと。

第2章 業務内容

第7条 運営維持管理方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない

【運営維持管理の重点事項】

1) 海洋博覧会地区

- ① 来園者が公園の基本テーマ・基本方針に即して、太陽・海・花・文化を体験し、且つ安全、快適に過ごすことができる満足度の高い公園の運営を行う。
- ② 来園者が沖縄の持つ魅力を体験し、ゆったりと楽しむことができる公園運営を目指すこと。
- ③ あらゆる人々が公園を楽しむことができるような公園運営を行う。
- ④ 来園者が本島北部地域の各種資源の情報を受け取り、北部地域を訪れ、地域を味わい、北部地域の環境の大切さを知るための公園運営を目指す。
- ⑤ 海洋博公園として北部地域と連携して北部振興に資するための取り組みを展開する。
- ⑥ 海洋博公園として沖縄国際海洋博覧会の理念に基づき、アジア・太平洋地域との国際連携・学術連携・技術連携を進める。

2) 首里城地区

- ① 来園者が安全、快適に過ごすことができる満足度の高い公園の運営を行う。
- ② 来園者が王朝文化の魅力を体験、学習、鑑賞することにより親しみを持ってもらえる公園運営を行う。
- ③ 沖縄固有の歴史・文化にかかわる行事、祭事、芸能等について積極的に導入を図り、多様で変化に富んだ利用運営を図る。
- ④ 県営公園区域と連携した公園管理運営を行う。

第8条 業務実施の基本的事項

事業者は、本業務の実施にあたり、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる事項に留意するものとし、第1条の基本方針に沿った管理運営を行うものとする。

1. 海洋博覧会地区における基本的事項

海洋博公園基本計画に定められている管理運営基本方針に基づく管理運営計画を遵守し、沖縄の持続的な観光振興を担う中核施設として、豊かな自然環境及び歴史的・文化的資源を活用し、四季を通じて、外国人を含むあらゆる人々に公園の魅力を提供するとともに、公園利用者の視点に立ち、安全、快適、清潔な公園環境の達成が図れるよう管理運営を行う。

2. 首里城地区における基本的事項

首里城復元整備の基本方針に基づき、歴史的風致に配慮した公園として、将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるような多様な資産の活用を図るとともに、文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態の充実を図った事業展開を行う。また、特定公園施設及び県営首里城公園との連携により高品質の利用者サービスを行う。

第9条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営沖縄記念公園

○海洋博覧会地区

所在地 沖縄県国頭郡本部町

敷地面積 77.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の供用区域等であり、その面積は、平成23年6月現在77.0haである。なお、平成24年度にエメラルドゲート追加開園により0.2ha追加予定。

○首里城地区

所在地 沖縄県那覇市

敷地面積 2.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園首里城地区の供用区域であり、その面積は、平成23年6月現在2.0haである。

2. 履行期限

平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度受託者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第10条 開園日時等

本業務の履行期間における国営沖縄記念公園の開園日、開園時間、入館料については原則として官報告示に従う。

1. 開園日・開園時間

表2 開園期間及び時間

エリア	開園期間	開園時間 (開館時間)
(1) 海洋博覧会地区	夏期 (3月1日～9月30日)	8:00～19:30 (8:30～19:00)
	水族館関連区域	8:00～20:30
	通常期 (10月1日～2月末日)	8:00～18:00 (8:30～17:30)
	水族館関連区域	8:00～19:00
(2) 首里城地区	4月1日～6月30日	8:00～19:30
	7月1日～9月30日	8:00～20:30
	10月1日～11月30日	8:00～19:30
	12月1日～3月31日	8:00～18:30

※休園日は、海洋博覧会地区は12月の第1水曜日及びその翌日。首里城地区は無し。

※水族館関連区域は、別紙-6「水族館関連区域図」のとおりとする。

※海洋博覧会地区のエメラルドビーチの供用期間は、4月～10月。

※繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が公園管理者に協議し、同意を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が公園管理者に協議し、同意を得た上で休園とする。

2. 入園料・入館料

(1) 入園料

1) 海洋博覧会地区：無料

2) 首里城地区：無料

(2) 入館料

1) 海洋文化館

・個人の場合：大人（高校生以上）170円、小人（小・中学生）50円

・団体の場合：大人（高校生以上）80円、小人（小・中学生）30円

2) 熱帯ドリームセンター

・個人の場合：大人（高校生以上）670円、小人（小・中学生）340円

・団体の場合：大人（高校生以上）530円、小人（小・中学生）200円

※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。

※無料入館日：以下のとおり無料入館日を設けることとし、各年度の日付は1ヶ月前までに通知する。

・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】

・秋の都市緑化月間：10月1日～10月31日【期間中2日】

・みどりの日：5月4日【1日】

・児童福祉週間：5月5日【1日】

※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料

・敬老の日：9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

第11条 業務内容及び業務対象

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入館料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物及び動物の育成・維持管理など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

<業務内容>

1) 公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入館料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

(2) 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

(3) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

(4) 植物管理業務

- ・草刈り、施肥、灌水、剪定等

(5) 動物管理業務

- ・飼育展示、育成、繁殖等

1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、動物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入館料の徴収事務、公園管理者の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う業務である。（詳細は、別紙-8「共通仕様書」及び別紙-9「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体の計画立案及びマネジメント業務）」（以下「個別仕様書（計画立案）」という。）を参照のこと。）

2) 企画運営管理業務

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）や

広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行うこと。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－10「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（企画運営管理）」（以下「個別仕様書（企画）」という。）を参照のこと。）

3) 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－11「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。さらに、適宜、建物等害虫駆除、ハブ等の有害生物等対策を実施し、公園利用者の安全を確保する。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－11「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと。）

4) 植物管理業務

沖縄の気候風土に合った演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。また、熱帯・亜熱帯性植物の活用と草花の演出により利用者の満足度を高めるようにつとめること。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－12「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）」（以下「個別仕様書（植物）」という。）を参照のこと。）

5) 動物管理業務

動物の健康状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示・育成・繁殖等を行う。また、飼育生物によるショーや環境学習等を行い、公園利用者が生物と親しむ学習の場として利活用されるよう努めること。（詳細は、別紙－8「共通仕様書」及び別紙－13「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務個別仕様書（動物管理）」（以下「個別仕様書（動物）」という。）を参照のこと。）

第 12 条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど運営維持管理業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

- ・ 1 級造園施工管理技士

<事業者または再委託先が保有する必要がある資格>

- ・ 防火管理者（甲種または乙種）
- ・ 衛生管理者（1 種もしくは 2 種）
- ・ 看護師または普通救命講習修了者（1, 2）
- ・ 動物取扱責任者

2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備の維持管理、植物管理、動物管理別に業務責任者を配置することとし、本業務全体の企画立案及びマネジメントの業務責任者を総括責任者とする。また、個別業務の責任者を業務責任者とし、他業務責任者を兼務することができる。ただし、収益施設等運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

4. 開園期間中は、第 11 条 1) ～ 5) の業務責任者及び収益施設等運営業務の業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第 11 条 1) ～ 5) が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、主な業務従事（勤務）場所は、国営沖縄記念公園海洋博公園管理センター及び首里城公園管理センターとすることを想定している。なお、首里城公園管理センターは沖縄県所有の施設であるため、施設使用に関する調整、協議等は事業者が実施すること。

5. この他、国庫に納入する入館料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第13条 業務計画書

1. 総括責任者は、各年度の業務開始日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を沖縄総合事務局に提出し、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更ある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間運営管理実施方針及び年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画書（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設・設備運営維持管理作業及び年間管理運営計画（建物・工作物維持管理、清掃等）（月別）
- ・ 植物管理作業及び年間管理計画（芝生地管理、樹木管理、花壇管理、温室・管理等）（月別）
- ・ 動物管理作業及び年間管理計画（イルカ類、マナティー、カメ等管理等）（月別）
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 入館料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、災害時・異常時対策
- ・ 環境への配慮
- ・ 公園利用促進への取組み（広報・行催事等の開催）
- ・ 収益施設運営計画

第14条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書を公園管理者に月次、四半期ごとに定期的に提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正副2通）に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、公園管理者からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は、最終成果を電子データで納品するものとし、詳細は調査職員と協議する。

<定期報告で提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」※提出期限は翌月の10日（別添4）。
- 2) 「四半期報」※提出期限、四半期翌月の15日（別添5）
- 3) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表※毎月初め
- 4) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表※毎月初め
- 5) 公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表※毎月初め
- 6) 維持管理施設の重油の使用量報告※毎月初め
- 7) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告※毎月初め
- 8) 上記以外の発注者で指定した報告事項※適宜

<完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「残存物件報告書」（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「業務経費内訳報告書」（別添—1「沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領」参照）
- 5) 「事業評価報告書」（任意様式）
- 6) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目>

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録者写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録

第15条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、公園管理者等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において5年間保存する。また、指定期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。

なお、運営維持管理業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録
- ・ 修繕等の記録
- ・ 作業記録写真
- ・ 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・ その他、公園管理者が指示する記録

第16条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について公園管理者に報告する。

- 1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート調査等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、公園管理者と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

- 2) 本業務に対する自己評価

本業務に関して、利用実態調査結果と、その結果に基づいて、本業務に反映させるよう努めた事項について年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ、公園管理者に提出する。

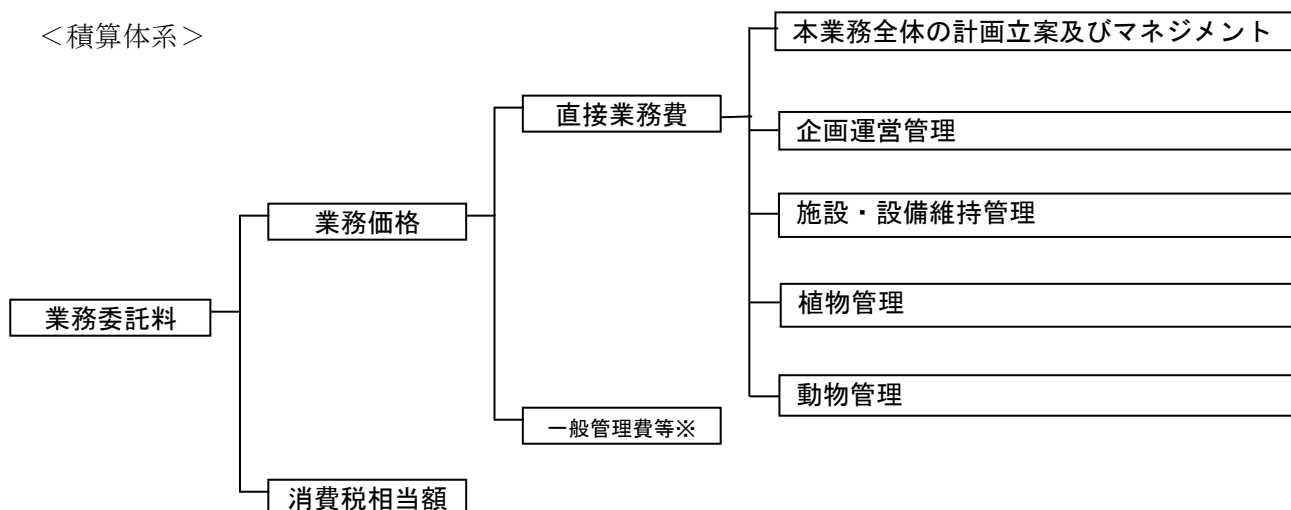
第17条 公園管理者が行うモニタリング調査

1. 公園管理者は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第17条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する業務を実施する。
2. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査には、モニタリング実施日の調整および協力するものとする。
3. 調査は、個別仕様書等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

第3章 委託費の支払い

第18条 委託費の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 沖縄総合事務局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。
3. 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の委託費の支払いの限度額のいずれか低い額とする。
4. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第19条 安全管理

1. 公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、公園管理者が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。(別添-5)
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、公園管理者と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な処置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、公園管理者が定める消防計画等を遵守すること。
4. 事業者は、公園管理者と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第20条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告するものとする。(なお、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。)
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所
 - 3) 事故発生の原因
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略

第21条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、公園管理者が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。（別紙-27 参照）
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第22条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ公園管理者の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 公園管理者は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。また、公園管理者が策定した災害発生等への対応計画、規定等に則った対応を図ること。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員と協議するものとする。
9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

第5章 協議・調整等

第23条 公園管理者の要請への協力

1. 調査職員から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、公園管理者が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。
5. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第24条 別途工事等との調整

1. 公園管理者の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 公園管理者が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整すること。

第25条 公園管理者との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、公園管理者と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第26条 その他の協議・報告等

事業者は、公園の管理・運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議
- 2) その他施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の受付等の許認可申請等に関する調整

第27条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

第6章 雑則

第28条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入館料金の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務の企画立案及びマネジメント）

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 3) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。
- 4) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、内閣府沖縄総合事務局長から指名停止を受けていないこと。
- 5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第29条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第30条 建築物及び機械器具の無償貸与等

1. 建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、公園管理者が保有する国の建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償で貸与する。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについて、公園管理者が定める規定等によるものとする。(別添-6)

2. 委託費で取得した備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、委託費で取得し残存する備品について当該備品を公園管理者に引き渡すこと。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格(消費税込み)が2万円以上のものをいう。その他、残存する備品の取扱いについては、公園管理者が定める規定等によるものとする。(別添-7)

3. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来さない範囲において、管理センター内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の承認・確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費(電気代、コピー代、電話代等)、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

第31条 本業務の引継

1. 事業者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、発注者又は新たな事業者と十分に事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、速やかに管理物件を原状に回復して、発注者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當である場合、発注者の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、発注者や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、発注者と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第11条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

第32条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第33条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は沖縄総合事務局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第7章 コンプライアンス

第34条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 公園管理者が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成21年7月15日法律第79号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第35条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第36条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第37条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第38条 利用及び提供の制限

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第39条 複写等の禁止

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第40条 再委託の禁止

事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第41条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、発注者の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために公園管理者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第43条 管理の確認等

公園管理者は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第44条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第45条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第46条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり登用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

(別紙－ 9)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
個別仕様書 (案)

【本業務全体の計画立案及びマネジメント】

平成 23 年〇月

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 適用.....	1
第2条 基本事項.....	1
第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務.....	2
第3条 管理水準.....	2
第4条 業務の計画立案.....	2
第5条 マネジメント業務.....	2
第6条 入館料等の徴収.....	3
第7条 その他国庫に納入する収入.....	3
第8条 保険の加入.....	3
第9条 安全管理.....	4
第10条 安全確保.....	4
第11条 救急対応.....	5
第12条 災害時、異常時等の対応.....	5
第13条 繁忙日対応.....	6
第14条 本業務の引継ぎ.....	6
第15条 その他.....	6

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務のうちの本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. 作業員の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者が、安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努めること。
8. 車両の運転については、国事務所発行の車両入園許可証を前面に掲示し、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際の制限速度は、20km/h 以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、行催事等の企画・立案・実施、公園利用者への対応、施設・設備の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、動物の飼育・健康管理、災害時の対応、収益施設との連携等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行う。

また、施設の入館料等は、国の収入となることを留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って安全、円滑に行うこと。

第4条 業務の計画立案

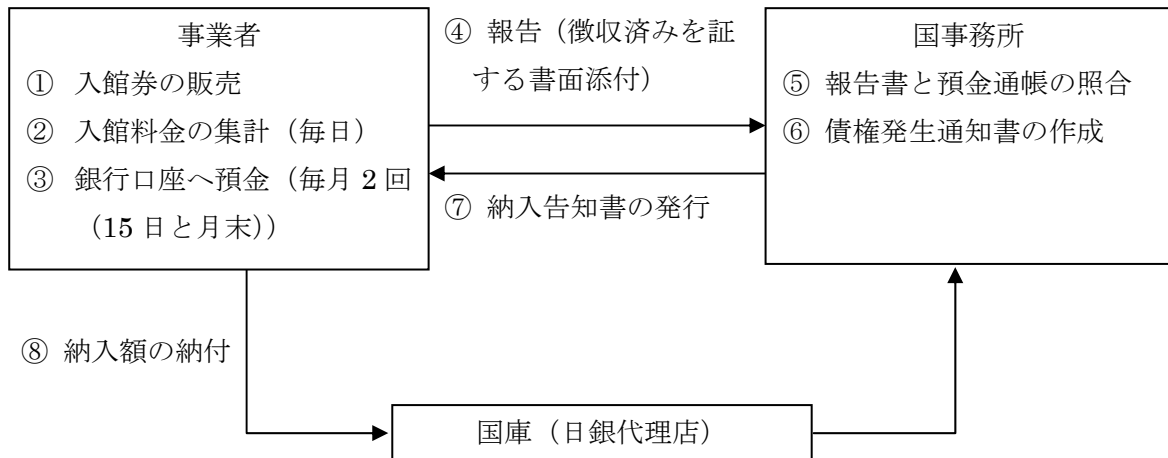
国営沖縄記念公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

1. 国営沖縄記念公園の基本方針（別紙-7）をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
2. 業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営沖縄記念公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
3. 公園管理者が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
4. 収益施設の管理運営業務が、他の維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
5. 別紙-31「警備員の配置及び入園者カウント方法等」に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に報告すること。

第6条 入館料等の徴収

1. 事業者は、中央ゲート案内所、海洋文化館、熱帯ドリームセンター及びその他調査職員の指定する場所において、入館券を自動販売機又は手売りにて販売し、所定の入館料金を徴収すること。人員の配置については、「利用サービス員・看護婦の配置図」（別紙-27）を参照のこと。
2. 事業者は、調査職員の指示により入館券を作成しこれを販売するまでの間保管するものとする。
3. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入館料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
4. 国庫に納入する入館料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入館料等の専用口座）で管理を行うこととし、入館者数、日々の売り上げた券及び入館料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること。なお、入館料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第7条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入館料等の徴収に付随して発生する収入及びその他の収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。

なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 安全管理

1. 公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、公園管理者が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。(別添-5)
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、公園管理者と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠すること。
4. 事業者は、公園管理者と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行すること。

第10条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所、若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、民間事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告するものとする。なお、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所
 - 3) 事故発生の原因
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略
 - 7) 再発防止策

第 1 1 条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、公園管理者が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。（別紙-27 参照）
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第 1 2 条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ公園管理者に協議を行いその同意を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、適切な対策を行い、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した対策を行うものとする。
5. 公園管理者は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
6. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。また、公園管理者が策定した災害発生等への対応計画、規定等に則った対応を図ること。
7. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員と協議するものとする。
8. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
9. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、公園管理者に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

第13条 繁忙日対応

行働事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、公園管理者や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び駐車場の早期開場の検討等、事前準備を含めた繁忙日対応を行う。

第14条 本業務の引継ぎ

1. 事業者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな事業者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを現地にて行い、本公園の管理に支障が生じないようにする。この際、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當である場合、公園管理者の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所、設備・機器等の各種マニュアル等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備、工作物等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時調整等、主催者や関係団体との連携、協力すべき事項。
 - 5) 利用プログラムの実施に関する事項。
 - 6) 公園利用者個人の情報の関わる事項。
 - 7) 遺失物等、通常実施すべき業務において、完了していない事項。
 - 8) 植物管理に関わる事項。
 - 9) 動物管理に関わる事項。
 - 10) イルカショー等の動物の調教に関する事項。
 - 11) その他、調査職員が指示する事項。
2. 不可抗力その他、公園管理者や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本業務が円滑に実施されるよう業務実施体制を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

第15条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

(別紙－１０)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
個別仕様書（案）

【企画運営管理】

平成 23 年〇月

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 適用.....	1
第 2 条 基本事項.....	1
第 2 章 行催事企画運営	2
第 3 条 目的.....	2
第 4 条 管理水準.....	2
第 5 条 年間計画の作成.....	3
第 6 条 行催事の企画立案及び広報.....	3
第 7 条 行催事の開催・運営.....	3
第 8 条 行為の許可申請の調整等.....	4
第 9 条 その他.....	6
第 3 章 公園利用者への利用指導	7
第 10 条 管理水準.....	7
第 11 条 一般事項.....	7
第 4 章 公園利用者へのサービス業務	8
第 12 条 管理水準.....	8
第 13 条 公園利用者への利用案内.....	8
第 14 条 園内警備.....	9
第 15 条 救護.....	10
第 16 条 意見・苦情への対応.....	10
第 17 条 拾得物、残置物の処理.....	10
第 5 章 園内巡視	11
第 18 条 管理水準.....	11
第 19 条 園内巡視の種類.....	11
第 20 条 通常巡視.....	11
第 21 条 繁忙日巡視.....	12
第 22 条 異常時巡視.....	12
第 23 条 巡視業務の実施.....	12
第 24 条 報告等.....	13
第 25 条 緊急事態時の対処.....	13
第 6 章 エメラルドビーチ管理	14
第 26 条 管理水準.....	14
第 27 条 エメラルドビーチの管理.....	14
第 28 条 報告等.....	14
第 7 章 各種プログラム運営	15
第 29 条 管理水準.....	15
第 30 条 フラワーガイドツアー.....	15

第31条 海洋文化館ガイドツアー	15
第32条 昔のおきなわ生活体験	15
第33条 植物管理センター（みどりの相談所）	15
第34条 報告等	15
第8章 広報	16
第35条 管理水準	16
第36条 年間広報計画の作成	16
第37条 ポスター、チラシ等の作成	16
第38条 情報提供	16
第39条 利用案内	16
第40条 広報に係る素材等	16
第41条 写真撮影等	16
第42条 取材・視察等への対応	16
第43条 公開場所	17
第44条 ホームページによる情報発信	17
第45条 掲載情報の更新・修正・訂正	17
第46条 携帯版ウェブサイト維持管理	18
第47条 メールマガジン発行	18
第48条 アクセス解析	18
第49条 その他	18
第9章 休憩施設における展示	19
第50条 管理水準	19
第51条 休憩施設における展示	19

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における企画運営管理業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 企画運営管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. 作業員の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等、通常の公園利用と異なる目的で入園する者が、安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 車両の運転については、国事務所発行の車両入園許可証を前面に掲示し、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際の制限速度は、20km/h以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

第2章 行催事企画運営

第3条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム及びイベント・行事から構成される行催事について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

なお、本仕様書が対象とする行催事は公園管理者が主催または共催により行うものである。

利用プログラムとは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として通年的に提供されるサービスであり、イベント・行事とは、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期および不定期のサービスである。

また、上記行催事のほか、公園管理者の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う。なお、自主事業の実施に当たっては、公園利用の促進に向けて、本仕様書に記載する行催事企画と整合を図った上で実施する。

第4条 管理水準

事業者は、行催事一覧（別紙-23）を参考に、以下の行催事の回数及び種類等を確実に実施し、包括的な質を達成するとともに、公園利用の促進に寄与することとする。

表 1 行催事

区分	開催種類		開催回数	参加規模 (人/年)
	種類	名称の例示		
行催事	51	・ 環境学習を除く全行催事	1,155	717,068
沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事	11	・ 海洋博公園美ら海体験まつり ・ 鬼餅作り体験 ・ 舞への誘い等		
地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事	4	・ 海洋博公園サマーフェスティバル ・ 海洋博公園全国トリムマラソン ・ 沖縄国際洋蘭博覧会 ・ 首里城祭		
環境学習	4	・ ウミガメ放流会/ウミガメ体験学習 ・ マナティー飼育体験 ・ イルカ学習会 ・ 環境学習（植物）	57	2,399

第5条 年間計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、調査職員と協議を行い、行催事の年間計画を作成する。

第6条 行催事の企画立案及び広報

行催事を円滑に実施するために、行催事企画書（開催目的、手順、内容、工程、実施体制、経費、開催効果等）を作成し、その内容について実施前に調査職員と協議するものとする。また、行催事の広報（ホームページ含む）を実施する場合にも、事前に調査職員と協議するものとする。

第7条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1) 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2) 事故防止対策

参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事的主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

3) 災害発生時の対応

台風、豪雨等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4) 保険の付保及び事故の補償

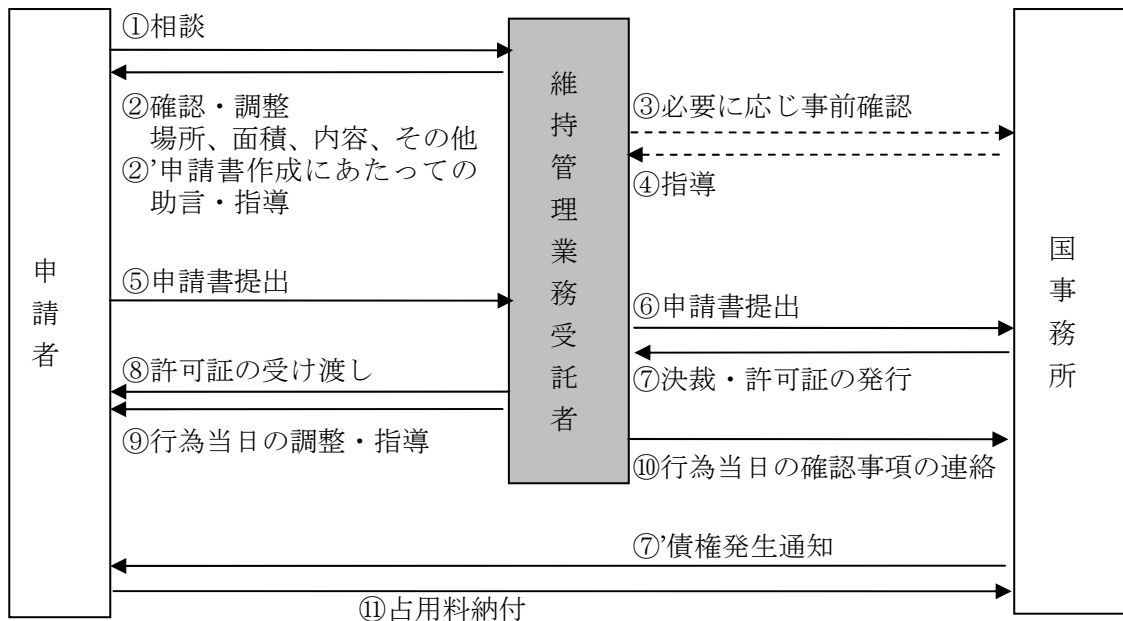
参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入すること。

第8条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づく持ち込みの行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、共通仕様書第5章に示す協議・報告を行うなど、公園管理者の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

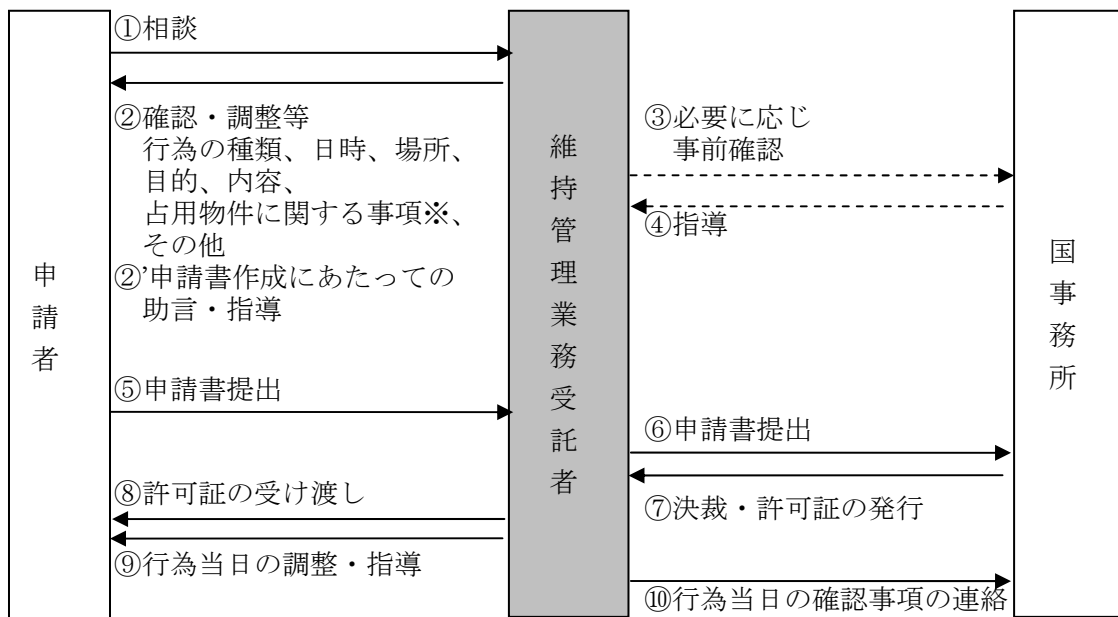
- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、占用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとする。他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と公園管理者間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。更に首里城公園については、必要に応じて行催事検討会議を開催するものとする。
- 2) イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。
- 3) 国事務所において都市公園法第6条に基づく許認可・占用料の徴収などを行う。
- 4) 事業者は、写真撮影及びロケーション等のための受付業務を行うものとし、所定の調整を行い、公園管理者に報告するものとする。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、公園管理者に報告するものとする。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請及び占用料の徴収が発生する。（占用料徴収事務は国事務所による）

第9条 その他

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、行催事の実施中は服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
4. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 車両の運転については、国事務所発行の車両入園許可証を前面に掲示し、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際の制限速度は、20km/h 以下とする。
6. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
7. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
8. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、事前に調査職員と協議を行いその同意を得て実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめるものとする。

第3章 公園利用者への利用指導

第10条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第11条 一般事項

1. 公園利用者に受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. 遊具の日常点検等を行い、遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
4. ペット同伴者のマナー遵守や他の利用者とのトラブルが発生しないよう、適切な利用指導を行うこと。

第4章 公園利用者へのサービス業務

第12条 管理水準

1. 公園利用者に直接接する業務であり、公園利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第13条 公園利用者への利用案内

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応すること。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。なお、首里城公園における園内放送は必要に応じて別途管理者等と調整すること。
4. 園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子の貸出しを行うこと。
8. 配置場所および配置人数は、別紙-31「警備員の配置及び入園者カウント方法等」を参照すること。配置場所における実施内容は、以下は基本として実施すること。

表 2 実施内容

地区	配置場所	実施項目
海洋博覧会地区	中央ゲート	利用案内、園内アナウンス、車椅子の貸し出し、必要に応じてドリームセンター・海洋文化館の団体券の取り扱い
	海洋文化館	各種入館券の取り扱い、利用案内、館内アナウンス、映像ホールの開閉、利用案内と出入口の開閉、館内の安全確認のための巡回
	熱帯ドリームセンター	各種入館券の取り扱い、利用案内、館内アナウンス、車椅子の貸し出し、券売所出入口の開閉
	総合案内所	利用案内、車椅子の貸出を行うこと。
	休憩施設	利用案内、車椅子の貸出を行うこと。
	植物管理センター	利用案内、アナウンス、グランドゴルフ等遊具の貸出

第14条 園内警備

1. 警備員が各ゲート等に常駐し、公園利用者への利用案内、公園利用者のカウント、車椅子やベビーカーの貸出し、入園車輛の検閲を行うこと。
2. 常駐場所および常駐人数は、別紙-31「警備員の配置及び入園者カウント方法等」を参照すること。
3. 公園利用者のカウントは手持式数取器により行い、日報として記録すること。
4. 入園車輛検閲に当たっては国事務所発行の車両入園許可証が前面に掲示されているかを確認すること。
5. 常駐場所における実施内容は、以下を基本として実施すること。

表 3 園内警備実施内容

地区	常駐場所	実施項目
海洋博覧会地区	中央ゲート	ゲートの開閉、公園利用者数のカウント、利用案内
	備瀬ゲート	ゲートの開閉、公園利用者への利用案内、許可車両の入園確認、無許可車両の入園規制、公園利用者数のカウント、車椅子の貸出
	南ゲート	備瀬ゲートと同様
	P8ゲート	備瀬ゲートと同様
	通用門	車両の入園規制、公園利用者数のカウント
	北ゲート	立体駐車場への車輛誘導、車輛混雑時の整理、利用案内
	立体駐車場	公園利用者数のカウント、車椅子の貸出、車輛誘導・車輛混雑時の整理、利用案内
	動く歩道	公園利用者を動く歩道の利用案内
	海洋文化館	利用案内と出入口の開閉、館内の安全確認のため巡回
	管理事務所	各警備員の指揮監督、来客への対応、出入口の開閉、閉園後及び休園日の電話の対応等
	おきなわ郷土村	巡回し各建物不具合箇所の確認・連絡、建物の雨戸の開閉、利用案内
	バンコの森	利用頻度の高い時期に警備員が常駐し建物の開閉、利用案内、施設の安全確認
	ちびっことりで	巡回し遊具利用の案内、利用指導
	夕陽の広場	利用頻度の高い時期に常駐し遊具利用の案内、指導
首里城公園	歓会門、木曳門	歴史衣装を着用（トイレ・食事休憩時においては動哨警備員が警備制服にて対応）し、ゲートの開閉、公園利用者への利用案内、公園利用者数のカウント
	系図座・用物座	歴史衣装を着用し利用案内
	その他施設	巡回し各建物不具合箇所の確認・連絡、建物の雨戸の開閉、利用案内、混雑時の雑踏警備や整理

第15条 救護

1. 事業者は、マニュアルにおいて定めた救急時の対応方法に基づき、適切な処置を行うこと。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。（別紙-27 参照）
3. 軽微な救護内容は「救護日誌」に記録し、毎月報告を行うこと。
4. 重篤な救護内容は「救急救護報告」に記録し、「事故等報告書」により、調査職員へ報告すること。

第16条 意見・苦情への対応

1. 公園利用者の意見・苦情等を収集し、公園の運営管理に反映するためのシステムとして「要望・苦情対応要領」を定め、日々管理運営の改善に努め利用サービスの向上を図ること。
2. 意見・苦情等があった場合は、記録しておき、毎月報告を行うこと。

第17条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について適切に対応すること。

第5章 園内巡視

第18条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第19条 園内巡視の種類

巡視は、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視の3種類とする。

- 1) 通常巡視とは、繁忙期及び異常時以外の状態における公園内の点検確認、利用指導及び作業等を行う巡視をいう。
- 2) 繁忙日巡視とは、園内の混雑状況に応じて、公園利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。
- 3) 異常時巡視とは、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の利用状況を把握する巡視をいう。

第20条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回以上、点検確認、利用指導及び作業を行うものとする。

- 1) 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠
- 2) 園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- 6) 園内不審物の有無の確認
- 7) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
- 8) 植物、施設及び清掃状況等の点検
 - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - (2) 園路、広場の路面、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - (3) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - (4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - (5) 清掃の状況
 - (6) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無
- 9) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）

第 2 1 条 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

- 1) 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、公園管理者や関係者との協議・調整も含めた事前準備
- 2) 繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や公園利用者（車輛等を含む）の案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置
- 3) 不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等

第 2 2 条 異常時巡視

異常時巡視は、主として次に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

- 1) 園内の被害状況
- 2) 利用障害等の状況

第 2 3 条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員の承諾を受けなければならない。
2. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡視員は、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第 11 条、第 12 条及び都市公園法施行令第 18 条、第 19 条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。
 - 5) 夜間（17 時から翌朝 9 時まで）及び休園日において、定期に施設内及び周囲を巡回して火災・盗難等を警戒し、防止する。なお、巡回結果は警備日誌に記録する。
 - 6) 次の各号に注意し、必要に応じて、警察、消防等の関係機関（並びに国及び公園管理者の別途指定する者）に通報するとともに必要な措置を講ずる。
 - (1) 閉門時間以降の滞在者把握
 - (2) 電気、水道、ガス及び灰捨場等の異常の有無
 - (3) 各設備機器の稼働状態
 - (4) 火器、消火栓その他の消火器具並びに防火装置及び避難設備の異常の有無
 - (5) 廊下や各室の窓・扉等の施錠の完否
 - (6) 施設内及び施設周囲の不審物の有無
 - (7) 盗難、火災、人身事故、その他非常事態の発生
 - 7) 管理センターの施錠管理を巡回警備時に実施すること。併せて管理センター内の喫煙場所及び給湯室の火気の確認も行うこと。

第24条 報告等

巡査員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録する。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅延なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

第25条 緊急事態時の対処

園内において、事故、負傷者が発生したときに備え、緊急事態発生時の連絡系統図を作成し、速やかに連絡・対処できる体制を整えておくこと。また、救護活動に伴うAED機器の機能を発揮させる研修・訓練を行い、緊急事態に備えること。

第6章 エメラルドビーチ管理

第26条 管理水準

エメラルドビーチ利用者（公園利用者含む）が、安全かつ快適に施設が利用できるようエメラルドビーチ管理運営を行う。

第27条 エメラルドビーチの管理

エメラルドビーチの管理は、主として次に掲げる事項について、管理を行うものとする。

- 1) 遊泳者監視
- 2) 傷病者の救護
- 3) 天候に係る遊泳制限
- 4) 施設の安全を確保するための有害生物対応、遊泳区域境界フェンス管理、ハブクラゲ侵入防止ネットの設置・取り外し
- 5) 遊泳期間及び遊泳時間の管理（表4）
- 6) エメラルドビーチ遊泳期間中の5月～7月の間において、眺めの浜をウミガメ産卵場として確保するため、一時ハブクラゲ進入防止ネットを撤去し遊泳禁止措置を行うこと。

表4 エメラルドビーチの遊泳機関及び遊泳時間

	○シフト1	○シフト2	○シフト3	○シフト4	○シフト5
遊泳期間	4/1～4/28 (28日) 5/6～5/31 (26日) 6/1～6/30 平日・土曜日 (26日)	4/29、30 ゴールデンウィーク(2日) 5/1～5/5 ゴールデンウィーク(5日) 6/6、13、20、27 日曜日(4日) 7/1～7/16(16日) 9/1～9/30(30日)	7/17～8/31 夏休み期間 (46日)	10/1～ 10/31 平日・土曜 日 (26日)	10/3、 10、17 24、31 日曜日 (5日)
開園時間	8:00～19:30	8:00～19:30	8:00～19:30	8:00～18:00	8:00～18:00
遊泳時間	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～17:30	8:30～17:30
監視員数	4	5	9	4	5

第28条 報告等

巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録する。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅延なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

第7章 各種プログラム運営

第29条 管理水準

公園の各種公共施設の利用促進及び理解促進を図るため、各施設において、プログラムの運営を行うものとする。

第30条 フラワーガイドツアー

熱帯ドリームセンターの利用促進及び理解促進を図るため、フラワーガイドツアーを毎日（1日2回、各回30分程度）実施するものとする。

ガイドツアーの内容等については、事前に調査職員と協議の上、実施内容を定めるものとする。（別紙-34「各種プログラム」を参照）

第31条 海洋文化館ガイドツアー、プラネタリウム

海洋文化館の利用促進及び理解促進を図るため、海洋文化館ガイドツアーを週4回（1日6回、各回20分程度）、プラネタリウムを毎日（1日10～11回、各回15～20分程度）実施するものとする。

ガイドツアー及びプラネタリウムの内容等については、事前に調査職員と協議の上、実施内容を定めるものとする。（別紙-34「各種プログラム」を参照）

第32条 昔のおきなわ生活体験

おきなわ郷土村の利用促進及び理解促進を図るため、昔のおきなわ生活体験を毎日（10:00～16:00）実施するものとする。

生活体験の内容等については、事前に調査職員と協議の上、実施内容を定めるものとする。（別紙-34「各種プログラム」を参照）

第33条 植物管理センター（みどりの相談所）

植物管理センター及びバンコの森の利用促進及び理解促進を図るため、みどりの相談所の運営を毎日（夏期（3月～9月）8:30～19:00、通常期（10月～2月）8:30～17:30）実施するものとする。

運営内容は、1）みどりの相談コーナーの運営、2）図書室の管理・運営、3）グリーンショック60の管理・運営、4）ワープドームの管理・運営、5）視聴覚室の管理・運営、6）グランウンドゴルフの貸出である。各内容については、事前に調査職員と調整の上、実施するものとする。（別紙-34「各プログラム」を参照）

第34条 報告等

各施設におけるツアー等の利用状況は、管理日報に記録し、毎月報告するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅延なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

第8章 広報

第35条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、公園管理者が指定するホームページの維持・更新や各種広報を適切に行う。

第36条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ等の広報の展開について調査職員と協議し、年間広報計画を策定する。

第37条 ポスター、チラシ等の作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。

第38条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や利用プログラム及びイベント・行事等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体への情報提供を行う。

第39条 利用案内

事業者は、熱帯ドリームセンター、海洋文化館、海洋生物関連施設、熱帯・亜熱帯都市緑化植物園、おきなわ郷土村、首里城等の園内施設の利用が円滑に進むように、ホームページ等により適切な利用案内を行うこと。

第40条 広報に係る素材等

1. 事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員と協議の上、作成することができる。なお、著作権は公園管理者に帰属するものとし、作成した広告媒体の保管管理、取扱等を別に示す規約に基づき、適切に行うとともに、事業者は、本公園の運営管理以外に用いてはならない。
2. 事業者は、公園管理者から貸与されたパンフレット等の電子媒体を、調査職員と協議の上、使用することができる。なお、貸与した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を公園管理者に提出することとする。

第41条 写真撮影等

事業者は、写真撮影等のための受付等業務を行うものとし、所定の調整を行い、公園管理者に報告するものとする。

第42条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとする。なお、いずれの場合も原則として事前に公園管理者に報告し、指示を受けるものとする。

第43条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、調査職員が指定するサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うものとする。

第44条 ホームページによる情報発信

1. ネットワークのシステム管理者は、国営沖縄記念公園ホームページ上で発信する情報について共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び公園管理者が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営沖縄記念公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 国営沖縄記念公園ホームページは原則として一つとし、収益施設や行催事等で作成したホームページはその中に含め、独自に開設しないこととする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

第45条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 国営沖縄記念公園ホームページは、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. ネットワークのシステム管理者は、国営沖縄記念公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

第46条 携帯版ウェブサイト維持管理

イベント情報等、各種公園情報について、携帯版のホームページデータを作成し、原則月1回更新を行うものとする。

第47条 メールマガジン発行

イベント情報等、各種公園情報について、パソコン用及び携帯用のメールマガジンを原則月1回発行するものとする。

第48条 アクセス解析

アクセスカウンタを維持し、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。報告する内容は、別添-3「管理月報（公園ホームページ管理運用報告）」を参照のこと。

第49条 その他

1. ネットワークのシステム管理者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営沖縄記念公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. この仕様書によるもののほか、国営沖縄記念公園ホームページの運用に関し必要な事項は、ネットワークのシステム管理者が調査職員と協議の上定めることとする。

第9章 休憩施設における展示

第50条 管理水準

海の自然や生き物に対する理解を深めることを目的として、休憩施設において、企画展示を行うものとする。

第51条 休憩施設における展示

事業者は、調査職員が指定する休憩施設の展示スペースに、上記のテーマに沿った企画展示を行うものとする。なお、企画展示の詳細については、事前に調査職員と協議するものとする。

(別紙－11)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
個別仕様書 (案)

【施設・設備維持管理】

平成 23 年〇月

目次

第1編 総則	1
第1条 適用.....	1
第2条 事業者の責務.....	1
第3条 事前協議等.....	1
第4条 業務実施体制.....	1
第5条 施工体制の点検.....	1
第6条 基本事項.....	2
第7条 安全管理等.....	2
第2編 電気・機械設備管理	8
第1章 基本事項	8
第8条 管理水準.....	8
第9条 事業者の負担.....	8
第10条 作成資料.....	8
第11条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等.....	8
第12条 その他.....	9
第2章 運転・監視	9
第13条 いるか関連施設.....	9
第14条 常用発電所.....	9
第15条 海洋文化館.....	10
第16条 エネルギーセンター.....	10
第17条 熱帯ドリームセンター.....	11
第18条 その他設備.....	11
第3章 点検保守	12
第19条 いるか関連施設.....	12
第20条 常用発電所.....	12
第21条 海洋文化館.....	12
第22条 エネルギーセンター.....	12
第23条 熱帯ドリームセンター.....	13
第24条 その他設備.....	13
第25条 共通仕様書等に記載のない設備の点検保守.....	14
第4章 修理・補修	14
第26条 修理・補修.....	14
第5章 消耗品	14
第27条 消耗品.....	14
第3編 通信・映像設備管理	15
第1章 基本事項	15
第28条 管理水準.....	15
第29条 事業者の負担.....	15

第30条 作成資料	15
第31条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等	15
第32条 その他	16
第2章 運転・監視	17
第33条 いるか関連施設	17
第34条 海洋文化館	17
第35条 熱帯ドリームセンター	18
第36条 その他設備	18
第3章 点検保守	19
第37条 いるか広場周辺施設等	19
第38条 常用発電所	19
第39条 海洋文化館	19
第40条 熱帯ドリームセンター等	20
第41条 屋外電気・機械設備等	20
第4章 修理業務	20
第42条 修理・補修	20
第4編 遊具設備保守点検	21
第1章 基本事項	21
第43条 管理水準	21
第44条 用語の定義	21
第45条 点検の範囲	22
第46条 事業者の負担	22
第47条 点検の種類	22
第48条 診断の方法	22
第49条 作成書類	23
第50条 その他	23
第2章 日常点検	24
第51条 日常点検	24
第3章 定期点検	24
第52条 定期点検	24
第4章 精密点検等	25
第53条 精密点検	25
第54条 臨時点検	25
第5編 構内交換電話管理	26
第55条 管理水準	26
第56条 事業者の負担	26
第57条 作成資料	26
第58条 巡視・点検	26
第59条 作業にあたっての注意事項	26
第60条 その他	26

第6編 電力ケーブル施設管理	27
第61条 管理水準	27
第62条 事業者の負担	27
第63条 作成資料	27
第64条 巡視・点検	27
第65条 作業にあたっての注意事項	27
第66条 その他	27
第7編 有害生物等対策	28
第1章 基本事項	28
第67条 管理水準	28
第68条 事業者の負担	28
第69条 作成資料	28
第70条 消耗品	28
第71条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等	28
第2章 建物等害虫駆除	29
第72条 実施体制	29
第73条 害虫駆除	29
第3章 展示物等燻蒸	29
第74条 実施体制	29
第75条 展示物等燻蒸	29
第4章 海中有害生物の駆除・防止	30
第76条 実施体制	30
第77条 ハブクラゲ防止ネット	30
第78条 海中清掃	30
第5章 陸上有害生物対策	31
第79条 実施体制	31
第80条 ハブ対策	31
第81条 マンゲース対策	32
第82条 犬、猫、カラス等対策	32
第8編 清掃	33
第1章 基本事項	33
第83条 管理水準	33
第84条 事業者の負担	33
第85条 作成資料	33
第86条 消耗品	33
第87条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等	33
第2章 建物清掃等	34
第88条 日常清掃	34
第89条 定期清掃	34
第90条 臨時清掃	34

第3章 植栽地等清掃	35
第91条 芝生地清掃	35
第92条 園路広場清掃	35
第93条 駐車場（海洋博覧会地区）	35
第94条 廃棄物処理	35
第95条 臨時清掃	35
第96条 ブロワ清掃（海洋博覧会地区）	35
第97条 ゴミ回収	35
第9編 建物・工作物維持修繕工、遊具維持修繕工、その他修繕	36
第98条 管理水準	36
第99条 修繕等	36
第100条 作成資料	36
第101条 作業時間	36
第102条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等	36
第10編 環境対策	36
第103条 環境対策	36
第11編 台風対策・復旧	37
第104条 台風対策工	37
第105条 台風被害復旧工	37

第1編 総則

第1条 適用

本編は H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理の施工に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、国営沖縄記念公園の設計図書及び H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

また、公園施設の適正な維持管理に資するため、年間管理計画書及び省エネ計画書を作成し、管理・運営を行うこと。

第3条 事前協議等

事業者は、H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書、国営沖縄記念公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、公園管理者の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。

業務体制には、防火管理者（甲種・乙種）など、適切な人員を配置させること。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、調査職員に提出しなければならない。

第5条 施工体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 13 条 2 により公園管理者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第6条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園内の植物管理業務、動物管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、繁忙日等に合せ、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は、調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の許可を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第7条 安全管理等

1. 車両の運転については、国事務所発行の車輛入園許可証を前面に掲示し、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車輛通行の際の制限速度は、20km/h以下とする。
2. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。

表 1 建物一覧

1) 海洋博覧会地区

いるか関連施設	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
常用発電所	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等 (尿素、潤滑油取替含む)
		環境対策	触媒交換、脱硝装置の点検・保守
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
海洋文化館	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		有害生物対策	害虫駆除 2 回/年、展示物くん蒸・マンホール害虫駆除を 1 回/年
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
		消耗品購入	各施設の電球等消耗品の適宜購入
熱帯ドリームセンター	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修

おきなわ郷土村	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
	一般管理	有害生物対策	白蟻等の駆除（1回/月点検）
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
レストハウス等	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
便所	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
エネルギーセンター	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		構内交換電話設備保守点検	構内交換電話設備の点検・保守（1回/月、1回/3月、1回/6月、1回/年）
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
管理温室	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
事務所及び管理棟等	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
植物管理センター	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		有害生物対策	書籍くん蒸（1回/年）
		雑補修	補修資材購入及び雑補修

総合案内所	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
立体駐車場 (鋼製デッキ含む)	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
休憩施設	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
立体駐車場 【エメラルドゲート】 (鋼製デッキ含む)	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守
		雑補修	補修資材購入及び雑補修

2) 首里城地区

広福門（便所）	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修
		消耗品購入	施設の電球等消耗品の適宜購入
		建物清掃等業務	扉ヒンジ等の軽微な補修
漏刻門、瑞泉門、 右掖門、淑順門	一般管理	雑補修	補修機材購入及び雑補修 (建具等の補修)
系図座・用物座	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修（建具等の補修）
供屋	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修（建具等の補修）

表 2 工作物一覧

1) 海洋博覧会地区

エメラルドビーチ	一般管理	有害生物対策	ハブクラゲ防止ネットの設置、点検保守
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
ちびっことりで	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		遊具設備保守点検	遊具設備の点検・保守（日常点検 1 回/3 日、月 1 回点検、年 1 回精密点検）
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
水の階段等	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
園路広場	一般管理	有害生物対策	ハブ、犬、猫、マングース、カラス等対策
		雑補修	補修資材購入及び雑補修
屋外電気・機械設備	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		電力ケーブル 施設保守管理	電力ケーブル施設の点検保守（1 回/月）
	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修
屋外給排水施設等	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等

		雑補修	補修資材購入及び雑補修
夕陽の広場	一般管理	遊具設備保守点検	遊具設備の点検・保守（日常点検 1 回/3 日、月 1 回点検、年 1 回精密点検）
		雑補修	補修資材購入及び雑補修

2) 首里城地区

園路広場	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修
屋外電気・機械設備	一般管理	電気・機械設備管理	運転・監視、点検保守、修理・補修等
		通信・映像設備管理	運転・監視、点検保守、修理等
		消耗品購入	施設の電球等消耗品の適宜購入
屋外給排水施設等	一般管理	雑補修	補修資材購入及び雑補修

第2編 電気・機械設備管理

第1章 基本事項

第8条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

電気・機械設備管理業務の実施にあたり、点検基準等は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び関連基準書（以下、「共通仕様書等」という）によるものとする。

なお、電気・機械設備管理は、次の各号に掲げる事項に配慮して行うこと。

- 1) 設備の機能の保持
- 2) 設備の安全運転の確保
- 3) 展示目的物の安定した環境の保持
- 4) 省エネルギー化の実施

第9条 事業者の負担

電気・機械設備管理に必要な工具、測定機器等は事業者負担とする。

第10条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 管理日報 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 3) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 4) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類 ----- 適宜

第11条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第12条 その他

1. 作業を行うに当たり、必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
2. 原則として、公園利用者の多い時間帯での点検を避けて実施すること。
3. 作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の安全と快適な利用を妨げないように十分な安全対策を講ずること。
4. 点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないように留意するものとする。
6. いるか関連施設とは、マナティー館、海亀館、イルカラグーン、着水槽ポンプ室、海獣飼育棟、オキちゃん劇場を指す。
7. その他の設備とは、海洋博覧会地区では、おきなわ郷土村、レストハウス等、便所、管理温室、事務所及び管理棟、植物管理センター、総合案内所、立体駐車場、休憩施設、エメラルドビーチ立体駐車場、ちびっことりで、水の階段等、屋外電気・機械設備、屋外給排水施設等、首里城地区では、屋外電気・機械設備を指す。

第2章 運転・監視

第13条 いるか関連施設

1. 各室における設備機器の日常点検を行い、異常の有無を記録すること。
2. マナティー水槽ろ過機（縦型圧力式ろ過機）は10日周期で逆洗運転を行い、記録すること。
3. 適宜に行う業務
 - ① 冷凍庫の霜取り
 - ② 工事等立会及び工程調整
 - ③ 停電時の対応
 - ④ 軽微な補修
 - ⑤ オキちゃん劇場プール、マナティプール、イルカラグーンプールなどの落水作業の立会
 - ⑥ 電球取替
 - ⑦ その他、設備機器の正常な運転を継続するために必要と認められる事項
4. 電気、水道、ガス、冷水、発電機燃料、ボイラー燃料等の検針を行い、記録すること。
5. 運転、監視業務及び日常点検、適宜業務、不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第14条 常用発電所

1. 各室における設備機器の日常点検及び運転を行い、異常の有無を記録すること。
2. 中央監視盤にて、高圧受変電設備、空気調和設備等の監視を24時間/日で行うこと。
3. 適宜に行う業務
 - ① 工事等立会
 - ② 停電時の対応
 - ③ 軽微な補修
 - ④ 電球取替
 - ⑤ 尿素、潤滑油、冷凍機運転に伴う複合清缶剤、復水処理剤、塩等の補給

- ⑥ その他、設備機器の正常な運転を継続するために必要と認められる事項
- 4. 電気、水道、発電機燃料、尿素水及び潤滑油等の検針を行い、記録すること。
- 5. 運転、監視業務及び日常点検、適宜業務、不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第15条 海洋文化館

- 1. 各室における設備機器の日常点検及び運転を行い、異常の有無を記録すること。
- 2. 中央監視盤にて高圧受変電設備、空気調和喚起設備、滝用ポンプ等の監視を行うこと。
- 3. 適宜に行う業務
 - ① 工事立会
 - ② 停電時の対応
 - ③ 軽微な補修
 - ④ 電球取替
- 4. 電気、ガス、発電燃料等の検針を行い、記録すること。
- 5. 運転・監視業務及び日常点検、適宜業務、不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
- 6. 平成24年度は、展示ホールがリニューアル工事のため、映像ホールのみを対象とする。平成25年度以降、全館を対象とする。

第16条 エネルギーセンター

- 1. 各室における設備機器の日常点検及び運転を行い、異常の有無を記録すること。
- 2. 冷凍機器設備運転業務は原則として、5月1日より10月31日の間及び室温が26℃以上の場合とし、運転状態を記録すること。
- 3. ボイラー設備運転業務は、原則として11月1日より4月30日の間及び外気温が23℃以下の場合とし、運転状態を記録すること。
- 4. 中央集中監視制御盤にて、園内全域の設備機器について監視制御を24時間／日で行うこと。
- 5. 適宜に行う業務
 - ① 給油立会
 - ② 工事等立会
 - ③ 軽微な補修
 - ④ 電球取替
 - ⑤ その他、設備機器の正常な運転を継続するために必要と認められる事項
- 6. 電気、水道、燃料、冷水熱量、冷水流量等の検針を行い、記録すること。
- 7. 運転、日常点検、定期点検、精密点検及び適宜業務、不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第17条 熱帯ドリームセンター

1. 各室における設備機器の点検及び運転を行い、異常の有無を記録すること。
2. 循環ポンプストレーナー清掃
 - ① 吸込側ストレーナーは7日周期で清掃を行い、記録すること。
 - ② 吹出側ストレーナーは14日周期で清掃を行い、記録すること。
3. 濾過機逆洗運転
 - ① 水槽機械室濾過機は7日周期で逆洗運転を行い、記録すること。
 - ② 北、南池機械室濾過機14日周期で逆洗運転を行い、記録すること。
 - ③ 天水機械室濾過機は1ヶ月周期で逆洗運転を行い、記録すること。
4. 自動ドア、開閉窓は7日周期で試運転を行い、記録すること。
5. 適宜に行う業務
 - ① 工事等立会
 - ② 冷水ストレーナー及びエアフィルター清掃
 - ③ 水槽落水作業
 - ④ 軽微な補修
 - ⑤ 電球取替
 - ⑥ その他、設備機器の正常な運転を継続するために必要と認められる事項
6. 電気、水道、冷水熱量、温水熱量等の検針を行い、記録すること。
7. 運転、監視業務、日常点検、適宜業務及び不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第18条 その他設備

1. 設備機器の点検及び運転を行い、異常の有無を記録すること
2. 池の水質管理においては、中央噴水等の残留塩素を0.4ppm以上保つように管理を行うこと。
3. 設備に合わせて適宜に行う業務
 - ① 冷水、冷却水ストレーナー及びエアフィルター清掃
 - ② 水の階段上部池、水の階段下部、プロムナード池、中央噴水、の循環ポンプ吸込口の木の葉除去
 - ③ 便所等のタイマー調整
 - ④ 中央噴水のノズル調整
 - ⑤ 工事等立会
 - ⑥ 給油立会
 - ⑦ 軽微な補修
 - ⑧ 電球取替
 - ⑨ その他、設備機器の正常な運転を継続するために必要と認められる事項
4. 電気、水道、ボイラー燃料等の検針を行い、記録すること。
5. 運転、監視業務、日常点検、適宜業務及び不定期業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第3章 点検保守

第19条 いるか関連施設

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検は、1回/4月、1回/6月、1回/年で行う。オキちゃん劇場では、1回/月、1回/3月、1回/6月、1回/年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第20条 常用発電所

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検は、1回/月、1回/6月、1回/年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第21条 海洋文化館

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検は、1回/2月、1回/4月、1回/6月、1回/年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
4. 平成24年度は、展示ホールがリニューアル工事のため、映像ホールのみを対象とする。平成25年度以降、全館を対象とする。

第22条 エネルギーセンター

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検は、1回/6月、1回/年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第23条 熱帯ドリームセンター

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検は、1回/2月、1回/4月、1回/6月、1回/年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第24条 その他設備

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 電灯動力設備等の点検における各設備での点検頻度の概要は以下の通りである。

地区	その他の設備	点検頻度
海洋博覧会 地区	おきなわ郷土村	1回/6月、1回/年
	レストハウス等	1回/4月、1回/6月、1回/年
	便所	1回/4月、1回/年
	管理温室	1回/6月、1回/年
	事務所及び管理棟	1回/4月、1回/6月、1回/年
	植物管理センター	1回/2月、1回/4月、1回/6月、1回/年
	総合案内所	1回/4月、1回/6月、1回/年
	立体駐車場	1回/4月、1回/6月、1回/年
	休憩施設	1回/4月、1回/6月、1回/年
	ちびっことりで	1回/年
	水の階段等	1回/年
	屋外電気・機械設備	1回/2月、1回/6月、1回/年
	屋外給排水施設等	1回/月、1回/年
首里城地区	屋外電気・機械設備	1回/6月、1回/年

3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第25条 共通仕様書等に記載のない設備の点検保守

共通仕様書等に記載のない特殊設備の点検については、別途、特殊設備管理基準を調査職員との協議の上、設定し、その管理基準に基づいて実施すること。特殊設備とは、以下の設備等で共通仕様書に記載のないものを指す。

電動建具設備、水処理設備、昇降機設備、給排水衛生機器設備、空気調和等関連機器、
構内配電線路、車椅子設備

第4章 修理・補修

第26条 修理・補修

修理・補修は、各施設の電気・機械設備機器の運転及び正常な動作を復旧もしくは、改善するために行うものであり、以下の手順にて実施するものとする。

1. 修理業務は、部品交換等の軽微な事案や緊急事案は臨機に対処することから、速やかな対応を行うこと。
2. 作業は、写真等で適正な確認を行った後、完了とすること。
3. 修理、補修を実施した内容を管理日誌に記入し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第5章 消耗品

第27条 消耗品

常用発電所にて使用する消耗品（潤滑油、尿素液）を適宜補給すること。

消耗品の補給を実施した場合、補給数量、合計補給数量の集計表を管理日誌に記載すること。

また、各施設の電球等消耗品は適宜購入し、取替時に消耗品等数量台帳に使用施設、種類、数量、理由等を記入し、在庫管理を行うこと。

第3編 通信・映像設備管理

第1章 基本事項

第28条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を以下の通り行うものとする。

通信・映像設備管理業務の実施にあたり、点検基準等は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び関連基準書（以下、「共通仕様書等」という）によるものとする。

なお、電気・機械設備管理は、次の各号に掲げる事項に配慮して行うこと。

- 1) 設備の機能の保持
- 2) 設備の安全運転の確保
- 3) 展示目的物の安定した環境の保持
- 4) 省エネルギー化の実施

第29条 事業者の負担

電気・機械設備管理に必要な工具、測定機器等は事業者負担とする。

第30条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 管理日報 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 3) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 4) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類----- 適宜

第31条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第32条 その他

1. 作業を行うに当たり、必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
2. 原則として、公園利用者の多い時間帯での点検を避けて実施すること。
3. 作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の安全と快適な利用を妨げないように十分な安全対策を講ずること。
4. 点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないように留意するものとする。
6. いるか関連施設とは、マナティー館、海亀館、イルカラグーン、着水槽ポンプ室、海獣飼育棟、オキちゃん劇場を指す。
7. その他の設備とは、海洋博覧会地区では、おきなわ郷土村、レストハウス等、便所、管理温室、事務所及び管理棟、植物管理センター、総合案内所、立体駐車場、休憩施設、エメラルドビーチ立体駐車場、ちびっことりで、水の階段等、屋外電気・機械設備、屋外給排水施設等、首里城地区では、屋外電気・機械設備を指す。

第2章 運転・監視

第33条 いるか関連施設

以下の通り、運転・監視業務を実施する。

1. オキちゃん劇場及びイルカラグーンでのイルカショーを演出するための機器操作及び管理を行うこと。
2. マナティー館の映像設備の運転操作及び管理を行うこと。
3. 日常点検業務
 - ① マナティー館の映像設備の巡視点検及び機器の外表面清掃
 - ② いるか関連施設の映像設備のカメラレンズ清掃
4. 適宜に行う業務
 - ① トレーナー及びナレーターの訓練に伴う設備機器の運転
 - ② 設備機器の外観清掃
 - ③ 工事立会い
 - ④ 部品取替等の軽微な補修
 - ⑤ その他、設備機器の正常な運転を維持する為に必要と認められる事項
5. 運転、監視業務及び日常点検、適宜業務の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第34条 海洋文化館

以下の通り、運転・監視業務を実施する。

1. BGM放送設備、一般放送設備、映像設備、音響機器の運転操作及び管理を行うこと。
2. プラネタリウムの番組投影を行うための機器の運転操作及び管理を行うこと。
3. 日常点検業務
BGM放送設備、一般放送設備、映像設備等の巡視点検及び外表面清掃を行うこと。また、電気時計設備、拡声装置等の点検（共通仕様書の1回/年の点検）を行うこと。
4. 適宜に行う業務
 - ① 映像機器の清掃
 - ② 展示物の加湿水の補給
 - ③ PDAの動作確認
 - ④ 各施設機器の外部清掃
 - ⑤ 工事立会い
 - ⑥ 部品取替等の軽微な補修
 - ⑦ その他、設備機器の正常な運転を維持する為に必要を認められる事項
5. 運転、監視業務、日常点検、適宜業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
6. 平成24年度は、展示ホールがリニューアル工事のため、映像ホールのみを対象とする。平成25年度以降、全館を対象とする。

第35条 熱帯ドリームセンター

以下の通り、運転・監視業務を実施する。

1. 熱帯ドリームセンター内、BGM 放送設備、やんばんるギャラリー映像設備、常設展示映像設備の運転操作及び管理を行うこと。
2. おきなわ郷土村説明用放送設備、設備映像の運転操作及び管理を行うこと。
3. 日常点検業務
熱帯ドリームセンターの BGM 放送設備、やんばんるギャラリー映像設備、常用展示映像設備、おきなわ郷土村の説明用放送設備の巡視点検及び機器の外観清掃を行うこと。
また、テレビ共同受信設備、インターホン設備の点検を行うこと。
4. 適宜に行う業務
 - ① タイマー調整、タッチパネルモニタータッチ位置調整
 - ② PDA の動作確認
 - ③ 工事立会い
 - ④ 各設備の外観清掃
 - ⑤ 部品取替等の軽微な補修
 - ⑥ その他、設備機器の正常な運転を維持する為に必要と認められる事項
5. 運転、監視業務、日常点検、適宜業務等の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第36条 その他設備

以下の通り、運転・監視業務を実施する。

1. 園内放送設備の運転及び植物管理センター、総合案内所、休憩施設の映像・音響設備等の運転操作及び管理を行うこと。また、必要に応じて（講演会等）視聴覚設備の運転を行うこと。
2. 日常点検業務
園内放送設備（管理事務所と各地区中継機器）、植物管理センターの映像・音響設備等（植物管理センター前、オキちゃん劇場前、ビーチスナック前）の巡視点検を行うこと。
また、総合案内所や休憩施設の映像・音響設備等の巡視点検及び画面清掃を行う。
さらに、海洋博覧会地区における植物管理センター、管理事務所、レストハウス等、常用発電所、総合案内所、休憩施設、屋外電気・機械設備、首里城地区の屋外電気・機械設備における通信・映像設備（拡声装置、テレビ共同受信設備、電気時計設備）の点検（共通仕様書等の1回/年の点検）を行うこと。
3. 適宜に行う業務
 - ① 運転区域内 DVD 及び CD プレーヤーのレンズ清掃及びディスク盤清掃、モニターテレビ等の画面清掃、各設備の外観清掃
 - ② 公園リアルタイム情報設備への情報配信をおこなうための簡易編集作業
 - ③ 工事立会い
 - ④ 部品取替等の軽微な補修
 - ⑤ その他、設備機器の正常な運転を維持する為に必要と認められる事項
4. 運転、監視業務、日常点検、適宜業務の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第3章 点検保守

第37条 いるか広場周辺施設等

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 点検は、1回／年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第38条 常用発電所

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 点検は、1回／年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第39条 海洋文化館

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 点検は、1回／年で行う。
3. プラネタリウム機器の点検保守は、休園日を利用して、実施すること。
4. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
5. 平成24年度は、展示ホールがリニューアル工事のため、映像ホールのみを対象とする。平成25年度以降、全館を対象とする。

第40条 熱帯ドリームセンター等

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 点検は、1回／年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
4. 熱帯ドリームセンター等とは、熱帯ドリームセンター、おきなわ郷土村を指す。

第41条 屋外電気・機械設備等

1. 共通仕様書等に基づいた点検保守を実施すること。
2. 点検は、1回／年で行う。
3. 点検保守の作業内容を記載した管理日誌を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。
4. 屋外電気・機械設備等とは、海洋博覧会地区における、おきなわ郷土村、事務所及び管理事務所、植物管理センター、総合案内所、休憩施設、オキちゃん劇場、屋外電気・機械設備、首里城地区における屋外電気・機械設備を指す。

第4章 修理業務

第42条 修理・補修

修理・補修は、各施設の通信・映像設備機器の運転及び正常な動作を復旧もしくは、改善するために行うものであり、以下の手順にて実施するものとする。

1. 修理業務は、部品交換等の軽微な事案や、当公園の性格上、緊急事案は臨機に対処することから、速やかな対応を行うこと。
2. 措置は、写真等で適正な確認を行った後、完了とすること。
3. 修理、補修を実施した内容を管理日誌に記入し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第4編 遊具設備保守点検

第1章 基本事項

第43条 管理水準

遊具設備（ちびっことりで及び夕陽の広場）における遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、予め調査職員との協議の上で作成する「遊具点検マニュアル」（以下、マニュアルという）や適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第44条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、公園管理者が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、公園管理者が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると公園管理者が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の定期点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。（ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。）
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検をいう。
9. 「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S : 2008QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
10. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPF A-S : 2008」に合致したと認められた時に、安全性の

確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第45条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-S：2008に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第46条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第47条 点検の種類

点検には、「日常点検」、「定期点検」「精密点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で作業計画書を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

日常点検：目視診断及び触手診断による遊具の異常・劣化などの有無を調べるために行う点検で、3日に1回の周期で行う。

定期点検：日常点検に加え、点検用具等を使用し聴音診断・打音診断・揺動診断を行う点検であり、月に1回の周期で行う。

精密点検：(社)日本公園施設業協会認定「公園施設製品安全管理士」等の技術者による精密点検で、年に1回又は遊具に重大な異常等が発見されたときに行う。

第48条 診断の方法

遊具の点検は、マニュアルを用い、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 目視診断

遊具の外観・形状を観てその劣化状態等を診断する方法

2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態等を診断する方法

3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態等を診断する方法

4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、利用者の使用に対応できるかを診断する方法

第49条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 管理日報 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 3) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 4) 日常点検記録簿（写真含む） ----- 翌月の5日までに作成
- 5) 定期・精密点検記録簿（写真含む） ----- 作業終了後すみやかに作成
- 6) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 7) その他調査職員が指示する書類 ----- 適宜

第50条 その他

1. 点検対象遊具の図面、製品仕様書等の資料は貸与する。ただし、業務終了後は調査職員に返還するものとする。
2. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
3. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
4. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
5. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
6. 本仕様書に記載されていない事項については、（社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にすること。

第2章 日常点検

第51条 日常点検

1. 点検担当者は、主として目視診断、触診診断、必要に応じて、聴音診断、打音診断により、遊具の動作状況、損耗状況、変形等の異常、劣化について点検を行う。
2. 点検対象遊具は、ちびっことりで及び夕陽の広場にある遊具全てである。
3. 点検頻度は、遊具毎に3日に1回の周期で実施する。
4. 点検担当者は、(社)日本公園施設業協会が主催した「遊具の日常点検講習会」を受講した者とする。
5. 点検担当者が行う日常点検以外に、公園内巡視時に主として遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
6. 点検担当者、さらには、公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
7. 点検を行う場合には、予め、使用状況、劣化及び前回の遊具点検日報等の状況を把握し、点検の参考とする。
8. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、遊具点検日報を精査したうえで、保管しておく。
9. 点検履歴については、遊具履歴書を別途作成、追記、修正をすること。

第3章 定期点検

第52条 定期点検

1. 定期点検を実施するための管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検責任者は、点検担当者に作業内容及び調査職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
4. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
5. 点検対象遊具は、ちびっことりで及び夕陽の広場にある遊具全てである。
6. 遊具の点検内容は、マニュアルに基づいて実施し、その結果について遊具ごとの遊具点検日報より、遊具点検月報としてとりまとめ報告する。
7. 点検を行う場合には、予め、使用状況、劣化及び前回の遊具点検日報、修理経歴等の状況を把握し、点検の参考とする。
8. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
9. 点検作業は点検担当者が、遊具点検表に基づく判定は点検責任者が、それぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
10. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行うこと。
11. 定期点検は、月1回の周期で実施すること。

12. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

第4章 精密点検等

第53条 精密点検

1. 精密点検は、定期点検の外観検査で判断できない特定の施設や部材の状況を分解作業や種々の測定機器を用いて検査・試験をするものである。
2. 精密点検は、(社)日本公園施設業協会認定「公園施設製品安全管理士」等の技術者により実施すること。
3. 点検作業の対象遊具は、ちびっことりて及び夕陽の広場にある遊具全てである。
4. 精密点検は、臨時点検を除き、年1回の周期で実施すること。

第54条 臨時点検

台風、大雨、洪水、波浪等の異常気象時や地震発生により、道具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に実施する精密点検である。また、遊具利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も同様とする。

第5編 構内交換電話管理

第55条 管理水準

構内交換電話の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

なお、構内交換電話管理は、次の各号に掲げる事項に配慮して行うこと。

- 1) 設備の機能の保持
- 2) 設備の安全運転の確保

第56条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第57条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 管理日報 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 3) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 4) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類 ----- 適宜

第58条 巡視・点検

「電気通信施設点検業務共通仕様書」、「国土交通省 電気通信施設点検基準（案）」及び関連基準書（以下、「共通仕様書等」という。）に基づいて、構内交換電話設備の巡視・点検を行う。

第59条 作業にあたっての注意事項

1. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように必要に応じて、養生を行うこと。
2. 作業終了後は、周辺の清掃を行うこと。
3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに、調査職員に報告すること。

第60条 その他

施工にあたり、必要に応じて、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

第6編 電力ケーブル施設管理

第61条 管理水準

電力ケーブル施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

なお、電力ケーブル施設管理は、次の各号に掲げる事項に配慮して行うこと。

- 1) 設備の機能の保持
- 2) 設備の安全運転の確保

第62条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第63条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 3) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 4) その他調査職員が指示する書類----- 適宜

第64条 巡視・点検

以下の作業を実施する。周期は、1回/月で行う。

1. マンホール内の水の汲み取り。
2. マンホール内の土砂等の除去。
3. マンホール及び暗渠内におけるケーブルの温度上昇の状況点検を行い、異常が認められる場合は、測定し、記録を行う。
4. ケーブルの接続部分・分岐部分の温度及び損傷などの異常の有無を点検する。
5. 接地線の取付状況の点検を行う。
6. その他、上記以外で通常な電力ケーブル施設の管理に必要と認めるもの。
7. 点検数量は、31基。

第65条 作業にあたっての注意事項

1. 作業の前に、酸素濃度測定、マンホール内への強制給気をするなどの安全管理を徹底すること。
2. 作業終了後は、周辺の清掃を行うこと。
3. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに、調査職員に報告すること。

第66条 その他

施工にあたり、必要に応じて、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリッカーで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

第7編 有害生物等対策

第1章 基本事項

第67条 管理水準

本公園の陸上有害生物（ハブ、マングース等）や海上有害生物（ハブクラゲ等）による被害を防止し、安全で衛生的な公園環境を確保する。

本公園の害虫（シロアリ、ゴキブリ等）の駆除や展示物等の燻蒸を行うことにより、安全で衛生的な公園環境及び国有財産の保全を図る。

第68条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第69条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 業務計画書（工程表含む）----- 契約日より7日以内に作成
- 2) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 3) 管理月報 ----- 翌月の5日までに作成
- 4) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 5) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 6) その他調査職員が指示する書類----- 適宜

第70条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者の負担とする。

第71条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第2章 建物等害虫駆除

第72条 実施体制

1. 建築物ねずみ昆虫等防除作業監督者を1名配置すること。
2. その他、必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
3. 県や関係団体が実施する講習会へ参加する等、作業員等の技術及び技能向上に努めること。

第73条 害虫駆除

害虫駆除は、以下の通りで実施すること。薬品は公的機関が認定したものを使用すること。また、実施前に作業計画書を提出し、調査職員の承認を得ること。

【海洋博覧会地区】

駆除対象	対象施設	頻度
シロアリ	おきなわ郷土村、バンコの森	通年（月1回の点検）
ゴキブリ	園内全建物（倉庫等は除く）	年2回（6月と12月の休園日に実施）
汚水マンホール害虫	園内全ての汚水マンホール	年1回（12月の休園日に実施）
ハチ、ハエ、蚊等	園内全ての発生箇所	随時（大量発生時や巣の発見時）

【首里城地区】

駆除対象	対象施設	頻度
シロアリ	木造建築施設	通年（月1回の点検）
ゴキブリ	園内全建物（倉庫等は除く）	年2回（6月と12月の休園日に実施）
汚水マンホール害虫	園内全ての汚水マンホール	年1回（12月の休園日に実施）
ハチ、ハエ、蚊等	園内全ての発生箇所	随時（大量発生時や巣の発見時）

第3章 展示物等燻蒸

第74条 実施体制

1. 必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
2. 県や関係団体が実施する講習会へ参加する等、作業員等の技術及び技能向上に努めること。

第75条 展示物等燻蒸

展示物等燻蒸は、以下の通りで実施すること。薬品は公的機関が認定したものを使用すること。また、実施前に作業計画書を提出し、調査職員の承認を得ること。

【海洋博覧会地区】

燻蒸対象	施工箇所	頻度
海洋文化館	2F展示ホール、展示物倉庫	年1回（休園日）
植物管理センター	図書室、資料室の書籍	年1回（休園日）

第4章 海中有害生物の駆除・防止

第76条 実施体制

1. 必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
2. 県や関係団体が実施する講習会へ参加する等、作業員等の技術及び技能向上に努めること。

第77条 ハブクラゲ防止ネット

エメラルドビーチ利用者の安全を確保するため、ハブクラゲや有害生物の侵入を防ぐためのネットの設置及び保守を行う。

業務報告は、作業内容及び従事時間を明記した作業日報と、数量総括表及び作業写真を添付して、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

【海洋博覧会地区】

設置エリア	設置場所	設置期間	資材の規格
エメラルドビーチ (遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜)	遊びの浜、憩いの浜、眺めの浜	4月～10月 (遊泳期間内)	メインロープ：遊びの浜 30mm、眺め・憩いの浜 25mm オイルフェンス：市販のオイルフェンスの下部にネットを付けられるように加工した製品 ネット：網目 20mm

第78条 海中清掃

エメラルドビーチ等の遊泳区域内に侵入した海中有害生物（ハブクラゲ、オニダルマオコゼ等）は海中清掃にて駆除を行う。

業務報告は、作業内容及び従事時間を明記した作業日報と、数量総括表及び作業写真を添付して、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

【海洋博覧会地区】

設置エリア	設置場所	設置期間	清掃頻度
エメラルドビーチ (遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜)	遊びの浜、憩いの浜、眺めの浜でハブクラゲ防止ネットの範囲内	4月～10月 (遊泳期間内)	日常清掃：毎日2名1組で3時間実施 臨時清掃：有害生物の発見又は被害が発生した場合において、日常清掃とは別で実施

第5章 陸上有害生物対策

第79条 実施体制

1. 必要な資格・要件をもった作業員を適切に配置すること。
2. ハブ対策の巡回作業には、ハブ捕獲心得のあるものを配置すること。
3. 県や関係団体が実施する講習会へ参加する等、作業員等の技術及び技能向上に努めること。

第80条 ハブ対策

公園利用者やその他園内作業員等の安全を確保するため、ハブ捕獲器を設置し、ハブの駆除（捕獲）を実施する。

巡回の回数や実施時期については、作業計画書に明記のうえ、作業実施前に、調査職員の承認を得ること。

業務報告は、捕殺数量及び従事時間を明記した作業日報と、捕獲位置図および捕獲写真を添付し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

【海洋博覧会地区】

実施項目	実施内容
捕獲器の設置	過去の捕獲状況等を考慮し、箱型ハブ捕獲器を適宜、設置する。
巡回	ハブの活動期を重点にハブ捕獲器の巡回を適宜、実施すること。 ネズミやネズミの餌補給を実施すること。
捕獲	ハブの捕獲を確認したら、捕獲器ごと袋に入れて回収し、関係機関に連絡し、引き渡すこと。

【首里城地区】

実施項目	実施内容
捕獲器の設置	過去の捕獲状況等を考慮し、箱型ハブ捕獲器を適宜、設置する。
巡回	ハブの活動期を重点にハブ捕獲器の巡回を適宜、実施すること。 ネズミやネズミの餌補給を実施すること。
捕獲	ハブの捕獲を確認したら、捕獲器ごと袋に入れて回収し、関係機関に連絡し、引き渡すこと。

第 8 1 条 マングース対策

公園利用者やその他園内作業等者の安全の確保、在来生物の保護及び特定外生物の駆除を目的として、マングース捕獲器を設置し、マングースの駆除（捕獲）を実施する。

巡回の回数や実施時期については、作業計画書に明記のうえ、作業実施前に、調査職員の承認を得ること。

業務報告は、従事時間、捕獲日時、捕獲場所、体長、体重の記録を明記した作業日報と作業状況写真を添付し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第 8 2 条 犬、猫、カラス等対策

公園利用者の安全を図るとともに、公園の衛生的環境を確保する目的で野良犬等の捕獲、野良猫の保護及びカラス対策等を実施する。

巡回の回数や実施時期については、作業計画書に明記のうえ、作業実施前に、調査職員の承認を得ること。

業務報告は、従事時間、捕獲日時、捕獲場所の記録を明記した作業日報と作業状況写真を添付し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

第8編 清掃

第1章 基本事項

第83条 管理水準

公園利用者が常に安全で快適に公園施設を利用できるよう施設及び植栽地等の清掃、消毒等を行うこと。

1. 建物清掃等及び植栽地等清掃は、年間清掃実施計画（建物、植栽地）及び実施工程表に基づき実施すること。なお、実施にあたっては公園利用者の利用頻度等を考慮し、適正な清掃回数の設定を行うこと。また、イベントや荒天、台風等へ臨機に対応できる体制を確保すること。
2. 園内各所の清掃状況を随時現場確認し、問題点の抽出と対応を迅速に行うこと。

第84条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第85条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書 ----- 各作業着手前までに作成
- 2) 管理日報 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 3) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 4) 作業記録写真 ----- 作業終了後すみやかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類 ----- 適宜

第86条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者の負担とする。

第87条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第2章 建物清掃等

園内の植栽地等の清掃は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及び関連基準書（以下、「共通仕様書等」という）に基づき実施すること。

第88条 日常清掃

1. 建物内の日常清掃は、共通仕様書等により行うこと。
2. ロールペーパー、タオルペーパー、水石鹼などの消耗品は、施設毎に使用数量及び在庫数量表を作成し、明確な在庫管理を行うこと。
3. 追加清掃は、利用頻度の高い施設について利用状況を勘案し行うこと。
4. 首里城地区においては特に、系図座・用物座のカウンター、幅木、板間等の清掃は原則としてから拭きとし、必要に応じ水拭きを行うこと。
5. 木部分の水拭きについては水滴が残らないよう細心の注意を払うこと。

第89条 定期清掃

1. 建物内の定期清掃は、共通仕様書等により行うこと。
2. 池清掃は汚泥等の除去及び洗浄を行うこと。
3. その他、照明器具、ブラインド、換気孔、ガラス、水飲器清掃等を行うこと。
4. 首里城地区における系図座、用物座の畳清掃は、ホコリ除去後に水拭きを行い、さらにかから拭きを行うこと。

第90条 臨時清掃

1. 園内において、催物又は荒天や災害等により特に清掃が必要と認められる場合は臨機応変に臨時清掃を行い公園利用者の快適性を確保すること。

第3章 植栽地等清掃

園内の植栽地等清掃は下記の内容を、年間清掃計画（植栽地等清掃）及び実施工程表に基づき実施すること。

第91条 芝生地清掃

1. 芝地及び園地の塵芥、空き缶及び空瓶等を除去し、必要に応じて掃き掃除を行うこと。

第92条 園路広場清掃

1. 園路広場及び側溝等の塵芥、空き缶、空瓶及び土砂等の除去及び雨水又は車輛等による園路広場の汚れを掃除し、必要に応じて水洗浄を行うこと。
2. 園内のベンチ、テーブル、ゴミ箱及び灰皿等の掃除を行うこと。

第93条 駐車場（海洋博覧会地区）

1. 駐車場内の塵芥、空き缶、空瓶及び土砂等の除去を及び雨水又は車輛等による汚れを掃除し、必要に応じて水洗浄を行うこと。

第94条 廃棄物処理

1. 園内の工作物及び植栽地等の清掃で排出し分別集積された塵芥等を回収し、焼却処理場（本部町、那覇市）に搬出すること。

第95条 臨時清掃

1. 園内において、行事・催物又は災害等により特に清掃が必要と認められる場合は臨時清掃を行うこと。

第96条 ブロワ清掃（海洋博覧会地区）

1. エンジンブロワにて芝地及び園地、園路広場、駐車場の落葉等の掃除を行うこと。

第97条 ゴミ回収

1. チリ箱及び灰皿等のごみ回収を実施すること。

第9編 建物・工作物維持修繕工、遊具維持修繕工、その他修繕

第98条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

なお、対象とする維持修繕項目は、別紙-22「修繕履歴」を参考とすること。

第99条 修繕等

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

なお、法定点検、大規模な修繕は、公園管理者において行うので、詳細は、調査職員との協議によるものとする。

第100条 作成資料

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、提出すること。

- 1) 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前までに作成
- 2) 業務打合簿 ----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 3) 施工図書 ----- 施工後、速やかに作成
- 4) 作業記録写真 ----- 施行後、速やかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類----- 適宜

第101条 作業時間

原則として、閉園時間内に行うものとし、それを過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行うこと。

第102条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告すること。

第10編 環境対策

第103条 環境対策

常用発電所において、必要に応じて、フィルター、清缶剤、補修部品の購入、取替え等を行う。

第11編 台風対策・復旧

第104条 台風対策工

台風対策として、台風接近前に、各施設の安全対策を実施し、調査職員に報告すること。

第105条 台風被害復旧工

台風通過後に、開園前及び現状の復旧を実施する。なお、復旧工は利用者の主要な動線及び施設の入出口付近を優先的に行う。

園内の被害状況を記録し、調査職員に報告すること。

(別紙－ 1 2)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
個別仕様書 (案)
【植物管理】

平成 23 年〇月

目次

第1章 総則	1
第1条 適用.....	1
第2条 事業者の責務.....	1
第3条 事前協議等.....	1
第4条 作成書類.....	2
第5条 業務実施体制.....	3
第6条 施工体制の点検.....	3
第7条 施工管理.....	3
第8条 基本事項.....	3
第9条 安全管理等.....	4
第10条 利用サービス.....	4
第11条 工程管理等.....	4
第12条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査の支援.....	5
第2章 芝生管理	6
第13条 管理水準.....	6
第14条 芝刈工.....	6
第15条 芝生施肥工.....	6
第16条 芝生目土掛工（人力）.....	7
第17条 芝生補植工.....	7
第18条 芝生伐根除草工（人力除草）.....	7
第19条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）.....	7
第20条 エアレーション（芝更新）.....	8
第21条 灌水工.....	8
第22条 飛砂除去.....	8
第23条 雑工（巡回作業・雑作業）.....	8
第3章 高木管理	9
第24条 管理水準.....	9
第25条 剪定整枝工.....	9
第26条 高木施肥工.....	9
第27条 高木病虫害防除工（剪定防除）.....	10
第28条 高木病虫害防除工（薬剤散布）.....	10
第29条 灌水工.....	11
第30条 高木支柱取替工.....	11
第31条 高木支柱結束直し工.....	11
第32条 高木枯損木処分工.....	11
第33条 高木雑工（巡回作業・雑作業）.....	11
第4章 低木管理	13

第34条 管理水準	13
第35条 刈込み工	13
第36条 低木施肥工	14
第37条 低木伐根除草工（人力除草）	14
第38条 低木病虫害防除工（剪定防除・薬剤防除）	14
第39条 低木灌水工	14
第40条 マルチング（海洋博覧会地区）	14
第41条 低木枯損木処分工	14
第42条 低木雑工（巡回作業・雑作業）	15
第5章 地被管理	16
第43条 管理水準	16
第44条 刈込み工	16
第45条 施肥工	16
第46条 伐根除草工（人力除草）	16
第47条 灌水工	17
第48条 病虫害防除工	17
第49条 植付工	17
第50条 雑工（巡回作業・雑作業）	17
第6章 草花管理（海洋博覧会地区）	18
第51条 管理水準	18
第52条 草花材料一般	18
第53条 草花植栽工・播種工	18
第54条 草花除草工・灌水工	19
第55条 草花施肥工	19
第56条 草花病虫害防除工	20
第57条 草花刈払い工（花柄摘み）	20
第58条 草花雑工（巡回作業・雑作業）	20
第59条 瑕疵（かし）期間	20
第7章 樹林地管理（海洋博覧会地区）	21
第60条 管理水準	21
第61条 下草刈工・剪定整枝工（既存林手入れ）	21
第62条 雑工（巡回作業・雑作業）	21
第8章 草地管理（海洋博覧会地区）	22
第63条 管理水準	22
第64条 刈込み工	22
第65条 雑工（巡回作業・雑作業）	22
第9章 特殊管理	23
第66条 対象	23
第67条 多年草区管理	23

第68条 水生植物管理	25
第69条 観葉植物管理	26
第70条 おもろ植物園管理	28
第71条 展示温室管理（海洋博覧会地区）	29
第72条 城壁、園路管理（首里城地区）	32
第73条 京の内管理（首里城地区）	32
第10章 リサイクル等（海洋博覧会地区）	33
第74条 対象	33
第75条 管理水準	33
第76条 資材化	33
第77条 リサイクル資材の活用	33
第11章 台風対策・復旧工	34
第78条 台風対策工	34
第79条 台風被害復旧工	34
第12章 その他	36
第80条 花苗、資材及び補植用の苗等の調達	36
第81条 野外植物ラベル作成	36

第1章 総則

第1条 適用

本編は H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務のうちの植物管理の施工に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、国営沖縄記念公園の設計図書及び H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、国営沖縄記念公園の設計図書及び H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

第4条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、速やかに提出すること。

業務報告書の作成に当たっては、作業日報を活用し、植物管理上の問題・課題や留意点、それら対処に当たって、工夫を要した内容について、即地的で分かりやすく取りまとめるものとする。そのため、作業日報をデータとして蓄積・集計できるよう工夫すること。

- 1) 作業日報----- 作業終了後速やかに作成
- 2) 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 3) 施工・材料確認書----- 施工確認時に作成
- 4) 出来形数量計算書----- その都度、作成
- 5) 出来形完成図----- 工事完了後直ちに作成
- 6) 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成

(原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。)

- 7) 植物性発生材報告書----- 翌月の5日迄に作成
- 8) 提供物品確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
- 9) 安全訓練報告書----- 翌月の5日迄に作成
- 10) その他調査職員が指示する書類--- 適宜
(植物生育状況測定表、動植物観察等記録表等)

第5条 業務実施体制

事業者は、施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第6条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により調査職員から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第7条 施工管理

本業務の施工管理は、共通仕様書によるものとする。

第8条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、入園者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、公園施設の運営維持管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の許可を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

第9条 安全管理等

1. 常に入園者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、国事務所発行の車輛入園許可証を前面に掲示し、入園者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車輛通行の際の制限速度は、20km/h 以下とする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、入園者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、入園者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、入園者に不快感を与えないよう留意するものとする。
6. 植物管理に関わる作業員の全体安全教育を行うものとする。

第10条 利用サービス

1. 入園者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は名札を作成し着用すること。
3. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第11条 工程管理等

1. 芝生、樹木、草花等の各管理の連携により効率的な管理を行うこと。また不具合事項を抽出しその改善をはかること。
2. 園内巡視を行い、枯れ枝、折れ枝、枯損木、降雨等による土砂流出、園内裸地箇所、雑草の繁茂箇所などの確認を行ない、発見した不具合に即日対応を行うこと。
3. 展示効果の高い果樹・花木等について開花結実、肥培管理等の調査を行い、その結果を公園施設へ反映すること。

第12条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査の支援

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務となった場合、別途、調査職員から指示される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第2章 芝生管理

第13条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行うこと。

【管理水準】

管理目標	海洋博覧会地区				首里城地区	
		都市緑化植物園芝生展示区	熱帯ドリームセンター敷地内	おもろ植物園		
	景観構成要素として、芝生の緑を維持する。	刈り込み回数による美観や生育状態を比較した展示を行う。	主要な広場や施設まわりなどで、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となるため、芝生の緑を良好に管理する。			
管理水準	刈込み高はコウライシバ 1.5cm～2.0cm、セントオーガスチン 2.0cm～3.0cm を目安とする。					
回数	芝刈工	エリア及び芝の状態に応じて、年に3～6回	芝の状況に応じて、年に1～12回	年に7回	年に5回	年に6回
	施肥工	芝生の生育状況に応じて適宜実施				
	目土掛工	芝生の生育状況や根部の露出状況等に応じて適宜実施				
	補植工	裸地及び生育不良の状況に応じて適宜実施				
	伐根除草工	年に1回	年に6回	年に4回	年に3回	
	病虫害防除工	病虫害の発生状況に応じ適宜実施				
	エアレーション	芝生土壌の硬化状況に応じて適宜実施				
	灌水	早魃の発生状況に応じ適宜実施				
	ブラッシング	目土掛工、エアレーションの実施に合わせて行う。				
	雑工（飛砂除去）	飛砂の発生状況等に応じて適宜実施				

第14条 芝刈工

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 樹木の根際、柵類の回り等、機械刈りの不適當または不可能な場所は手刈りとする。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 刈り取った芝及び、刈り込みの際に出てくるゴミ、空き缶、石等は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 都市緑化植物園の芝生展示区においては、刈り込み回数による美観や生育状態を比較した展示見本として最大12回施工として実施すること。
7. 芝刈工のエリア及び回数など年間の芝刈計画等について、事前に調査職員と協議すること。

第15条 芝生施肥工

1. 施工箇所に応じた適切な肥料を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。
3. 施肥作業は、芝刈り後すみやかに行う。

第16条 芝生目土掛工（人力）

1. 目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土を用いる。土壤改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
2. 目土用土は、指定の厚さに、とんぼ等もちいて、むらなく均一に十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3. 目土は砂を100㎡当たり1m³を目安とする。

第17条 芝生補植工

1. 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるように不陸整正を行うものとする。
2. 張芝は、周縁と同じ高さになるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜灌水するものとする。目土は砂を100㎡当たり2.7m³を目安とする。
3. 芝はセントオーガスチン、コウライシバ等とし、病虫害、雑草等の混入がなく茎葉の腐れがなく緊密なものを用いる。
4. 補植後、状態の悪いものについては、調査職員に報告し、地被類への変更など、対応を協議する。

第18条 芝生伐根除草工（人力除草）

1. 芝生を痛めないよう除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取る。
2. 抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. ハマスゲ、ハイキビ、チガヤ等についての抜根処理で芝生の損傷が大きいと判断される場合は、鎌などを用いて地際より刈取ってもよい。
4. 芝生地内からはみ出る芝生は雑草として刈取る。
5. 伐根、除草等による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

第19条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずる。
3. 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じてもっとも効果的な方法で行う。
4. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
5. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分部を中心にむらなく散布する。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、入園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
7. 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なも

のを着用する。

8. 使用農薬による効果が期待できない病虫害の発生が見られた場合は、調査職員と協議のうえ、適宜農薬を変更して施工することができる。
9. 施工によって芝生等に薬害の疑いが生じた場合には、速やかに調査職員に報告し、その指示に従って処理する。

第20条 エアレーション（芝更新）

1. 芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
2. 穴及びカッティングの深さ、間隔等は芝の状況に応じて適切に設定する。

第21条 灌土工

1. 夏期の早魃（かんばつ）時など、芝生地等に灌水を行う。
2. 所定の灌水量を芝生全面に行きわたるよう、均一に散水する。
3. 作業は散水栓を使用して実施する。散水栓がない箇所は、タンク車等を利用しておこなう。
4. 施工の際は、入園者等に細心の注意をはらうと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

第22条 飛砂除去

人工ビーチ芝生地において、台風後ならびに冬季の季節風により芝生地に砂が堆積した場合は、速やかに取り除く。

第23条 雑工（巡回作業・雑作業）

1. 巡回点検、煉瓦上の雑草除去等の軽微な清掃、ブラッシング、軽微な土砂流出防止対策やその復旧作業等の作業を適宜行う。また、巡回ルートと作業内容を明記した日報、出来高図を作成すること。
2. 芝生の縁切り、樹木の根際はぎとり、軽微な巡回刈取り作業等を適宜行う。
1. 状態の調査を伴う回復作業など、高度な造園知識・技術を必要とする作業が必要になる場合は、調査職員と協議すること。
2. 既存種の見直し及び育成不良の更新等のため、補植工の必要性が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し、協議すること。
3. 植栽種の見直しに伴い、既存の植栽を撤去処理すること。尚、施工後は地均しを行い、表面を整えること。既存植栽の撤去及び整地の実施箇所及び方法については、調査職員と協議すること。

第3章 高木管理

第24条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。

【管理水準】

管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木、展望台等からの鑑賞を踏まえた景観を維持する。 なお、花木については、花を公園利用者に見せる。	
	鑑賞・木陰の提供	
管理水準	自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施	
回数	高木選定工	支障枝や徒長枝の状況に応じて適宜実施
	施肥工	樹木の生育状況に応じて適宜実施
	病虫害防除工	病虫害の発生状況に応じ適宜実施
	灌水	早魃の発生状況に応じ適宜実施
	支柱取替工	既存支柱の状況及び対象木の生育状況に応じて適宜実施
	支柱結束直し工	結束状況及び対象木の生育状況に応じて適宜実施
	枯損木処分工	枯損木の発生状況に応じて適宜実施
	雑工	巡回作業、雑作業、補植、移植作業等を適宜実施

第25条 剪定整枝工

1. 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。
2. 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
3. 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
4. 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。
5. 花木対は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
6. 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに樹木周辺をきれいに清掃する。
7. 剪定は、樹種本来の樹形を生かす整姿剪定を基本とし、来園者の安全確保・緑陰形成・景観向上・開花時期等に充分配慮し施工すること。
8. 既存樹林地手入れの際は周辺の修景、防風防潮機能に配慮し施工すること。
9. 立体駐車場緑化壁の剪定は、原則的に開園時間外（主に夜間作業）に施工すること。尚、剪定作業には高所作業車を使用すること。
10. 植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。
11. 年間の剪定計画等について、事前に調査職員と協議すること。

第26条 高木施肥工

施肥については、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、適切な施肥を行う。

1. 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、

溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

2. 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは15～20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
3. 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
4. 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍程度にくるように掘る。

第27条 高木病虫害防除工（剪定防除）

防除のための剪定方法は、剪定整枝工に準ずる。

第28条 高木病虫害防除工（薬剤散布）

1. 病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意最小限の区域における農薬散布に留める。
2. 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずる。
3. 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じてもっとも効果的な方法で行う。
4. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
5. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
6. 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、入園者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
7. 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
8. その他
 - 1) 病虫害の早期駆除を目的とするため園内の巡回を実施して、気候等の諸条件を十分考慮した病虫害の発生消長を調査し、報告書を提出すること。
 - 2) 使用する農薬は、専用の保管場所を設置し確実に保管すること。使用後の空薬瓶、薬袋等については専門の処理業者に回収させること。
 - 3) 使用機械、使用農薬の保管については使用前・後を通じ十分注意し、作業終了後は速やかに片付けること。
 - 4) 使用農薬による効果が期待できない病虫害の発生がみられた場合は、調査職員と協議のうえ、指定農薬を変更して施工することができる。
 - 5) 樹木に薬害の疑いが生じた場合には、速やかに調査職員に報告し、その指示に従って処理すること。
 - 6) ヤシ類へのタイワンカブトムシによる食害対策として、捕獲ネットの設置を行い、適切に

維持管理すること。

第29条 灌土工

芝生管理の灌土工に準じて実施する。

第30条 高木支柱取替工

1. 支柱取外し

- 1) 在来の支柱の取外しは樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。
- 2) 樹木が十分に活着して、支柱が不要なものについてはこれを取り外し、撤去する。

2. 支柱組み立て直し

- 1) 支柱が外れたりしているものについて、在来の支柱材が使用できる場合は、組み立てなおして設置する。

3. 支柱取付け

- 1) 支柱を必要とする樹木で支柱材が腐食しているものは新たに支柱を取り付ける。
- 2) 控木を新たに取り付ける場合は、樹木の大きさにより美観をも考えた上で、目的に応じて支柱（控木）の型を使い分ける。その他、美観を重視する場合や、周囲が舗装され支柱部材が立てられない場合、地中の部材により樹木を支持する方法を考慮する。

第31条 高木支柱結束直し工

1. 従来杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線等は、樹木を損傷しないように丁寧に取り除く。
2. 再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮等を巻き、しゅろ縄等で固定する。

第32条 高木枯損木処分工

1. 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、工作物とくに人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処理を行う。
2. 切り株は、できるだけ地際より処置すること。
3. 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定方法により処理し、跡地はきれいに清掃する。
4. 枯損木処分工等による植物性発生物は適切に運搬、処理・処分を行うこと。

第33条 高木雑工（巡回作業・雑作業）

1. 巡回点検、枯枝・幹、支障枝・幹、雑木、落枝・幹・下葉の切除または除去等の雑工、及び軽微な植栽整理・清掃（支柱材置き場等）の作業を週1回以上行う。また、巡回ルートと作業内容を明記した日報、出来高図を作成すること。
2. 発生した枝葉やゴミ等は、トラック等により速やかに運搬し、適切に処理・処分すること。
3. 状態の調査を伴う樹勢回復作業や高所作業など、高度な造園知識・技術を必要とする作業が必要になる場合は、調査職員と協議すること。
4. 既存樹種の見直し及び育成不良株の更新等のため、高木補植工の必要性が生じた場合は、速や

かに調査職員に報告し、協議すること。

5. 植栽樹種の見直しに伴い、植栽地整備のため、既存の植栽を撤去処理すること。なお、施工後は地均しを行い、表面を整えること。既存植栽の撤去及び整地の実施箇所及び方法については、調査職員と協議すること。
6. 管理や展示の都合等により、高木移植工（高木植栽樹の撤去・設置含む）の必要性が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し、協議すること。

第4章 低木管理

第34条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす低木管理を行うこと。

【管理水準】

管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木を良好に維持する。	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木を良好に維持する。
	鑑賞	遮蔽・境界
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種等の特性を考慮し、剪定工を設定する。枯損枝、支障枝は撤去する。
回数	刈込み工	支障枝や徒長枝の状況に応じて適宜実施 (首里城地区は年に1回)
	施肥工	樹木の生育状況に応じて適宜実施
	除草工	植栽地や壁面緑化箇所の雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	病虫害防除工	病虫害の発生状況に応じ適宜実施
	灌水	早魃の発生状況に応じ適宜実施
	マルチング	補植や移植等に応じて適宜実施
	雑工	巡回作業、雑作業、補植、移植作業等を適宜実施

第35条 刈込み工

1. 一般事項

- 1) つる物、立体駐車場緑化壁の植栽、熱帯ドリームセンター敷地内の中木、つる物等も対象に含む。
- 2) 刈込み作業は、来園者の安全確保・景観向上・開花時期等に充分配慮し行うこと。寄植え・つる物については刈込み原形にあわせ刈込み、単木については玉物刈込みを行うこと。
- 3) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 4) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 5) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 6) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 7) 刈り取った枝葉は速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。なお、植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。
- 8) 既存樹林地手入れの際は周辺の修景、防風防潮機能に配慮し施工すること。
- 9) 首里城地区の京の内については、シャリンバイ、ブッソウゲを対象とする。京の内以外は全ての低木を対象とする。
- 10) 年間の刈込み計画等について、事前に調査職員と協議すること。

2. 生垣刈込み

- 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。

2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

3. その他

1) 洋木のアメリカデイゴは、当年枝を幹際より剪定する他、枝先がコブ状になった枝の切り返しを行う。

2) 立体駐車場緑化壁の刈込みは、原則的に開園時間外（主に早朝作業）に施工すること。尚、刈込み作業には高所作業車を使用すること。

第36条 低木施肥工

1. 一般事項

1) 施肥量については、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特성에応じてもっとも効果が期待できるよう、適切な施肥量とする。

2) 施肥工にあたって、溝及び縦穴を掘削する場合は、樹根に損傷を与えないよう注意する。

第37条 低木伐根除草工（人力除草）

1. 植込地除草

1) 既存植物をいためないよう除草器具などを用いて根ごとより取り除く。

2) 抜き取りが困難な場合は、既存植物をいためないよう鎌などを用いて根際より刈り取る。

3) 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

4) 芝生地から伸びてきた芝生もきれいに抜根するとともに、芝地との境界も明確にするように除草を行う。

5) 立体駐車場緑化壁の除草は、原則的に開園時間外（主に早朝作業）に施工すること。尚、除草作業には高所作業車を使用すること。

2. 発生物の処理

除草工等による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

第38条 低木病虫害防除工（剪定防除・薬剤防除）

低木病虫害防除に当たっては、高木病虫害防除工に準ずる。

第39条 低木灌水工

低木灌水に当たっては、高木灌水工に準ずる。なお、散水栓がない箇所は、タンク車等を利用しておこなう。

第40条 マルチング（海洋博覧会地区）

低木の補植や移植に当たって適宜実施する。

第41条 低木枯損木処分工

高木枯損木処分工に準じて行う。

第42条 低木雑工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工（巡回作業・雑作業等）に合わせて実施する。
2. 低木補植工、低木移植工を行う場合は、それぞれ高木補植工、高木移植工に準じて行う。なお、植栽にあたっては、必要に応じて堆肥等による土壌改良を行い活着を促す。

第5章 地被管理

第43条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす地被管理を行うこと。

【管理水準】

管理目標	利用者の満足度を高める植栽景観を維持する。	
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	
回数	刈込み工	地被類の繁茂状況に応じて適宜実施
	施肥工	地被類の状況に応じて適宜実施
	伐根除草工	地被類の状況に応じて適宜実施（首里城地区は年に4回）
	灌水	旱魃の発生状況に応じ適宜実施（特にドリームセンター内）
	病虫害防除工	病虫害の発生状況に応じ適宜実施
	植付工	裸地・生育不良箇所改善・更新の必要に応じ適宜実施
	雑工	巡回作業、雑作業を適宜実施

第44条 刈込み工

1. 植込地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈り込むものとする。
3. 地被の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むものとする。
4. 植込地内に入って作業をする場合は、踏込部分の地被を損傷しないよう注意するものとする。
5. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除する。また、園路沿にほふく茎が侵入しないよう園路から5～10cm幅程度をせん除する。樹木の根元廻りの地被は、せん除する。
6. 刈り取った地被は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
7. 基本的に肩掛け式草刈機による機械刈りとするが、樹木等に絡みついているものはカマなどで刈取る。
8. 外来の地被類に関しては、刈取り作業において公園の自然環境に適応しやすい在来の地被植物への変更に配慮すること。
9. 年間の刈込み計画について、事前に調査職員と協議すること。

第45条 施肥工

地被の種類に応じて、必要な施肥を行う。

第46条 伐根除草工（人力除草）

1. 芝生管理の伐根除草工に準じて実施する。
2. 適期を失しないよう常に巡回を実施すること。
3. 植栽草花を痛めないよう雑草は人力によりきれいに抜き取る。この際、根が浮き上がったものは植え直しを行うこと。なお、首里城地区ではビーチコーラルに配慮しながら作業を実施すること。ビーチコーラルに攪乱が生じた場合には均一に整えること。
4. 伐根、除草等による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

5. 海洋博覧会地区の林地芝地も対象とし、年に1回実施すること。

第47条 灌土工

海洋博覧会地区の熱帯ドリームセンター敷地内及び首里城地区を中心に、芝生管理の灌水に準じて実施する。

第48条 病虫害防除工

芝生管理の病虫害防除工に準じて実施する。

第49条 植付工

1. 生育の悪い樹林下や裸地化した芝生地、芝の補植が困難な箇所については、調査職員と協議し、地被類を植付ける。
2. 植付ける地被類には、在来種への影響等が問題となる外来種は用いないこと。
3. 植付け後は、活着するまで灌水養生を行う。

第50条 雑工（巡回作業・雑作業）

芝生管理の巡回作業・雑作業に合わせて実施する。

第6章 草花管理（海洋博覧会地区）

第51条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。

なお、草花管理においては、行祭事の開催時期等に十分留意すること。

【管理水準】

管理目標		花壇	立体花壇	プランター (給水式含む)	熱帯ドリームセン ター敷地内（花壇、 移動式プランター）
		利用者の満足度を高める季節ごとに咲く花類を展示する。		利用者の満足度を高める沖縄や亜熱帯地域に馴染む草花景観を常時維持する。	
		観賞・修景			
管理水準		常に草花を観賞に適した状態に維持する。			
回数	植栽工・播種工	年4回実施		年1回実施	
	除草工	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施			
	灌水	天候状態及び草花の生育状況に応じて適宜実施			
	施肥工	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施			
	病虫害防除工	病虫害の発生状況に応じ適宜実施			
	刈払い工	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施			
	雑工	巡回作業、雑作業、立体花壇プール清掃などを適宜実施			

第52条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な型姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第53条 草花植栽工・播種工

1. 一般事項
 - 1) 花苗、球根の植えつけは、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
 - 2) 植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植えなおしする。
 - 3) 人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。
2. 地拵え工
 - 1) 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
 - 2) 草花面は床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
 - 3) 肥料は、指定の施肥量を、草花面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。
3. 露地花壇植え替え
 - 1) 植付け方法は原則として千鳥植えとする。
 - 2) 植替えは 4 回/年を標準とし、その時期については植替え材料の状態や植替え場所の状況などを十分把握したうえで実施する。

3) 植替え時には、土壌改良を行ったうえで植替えを行う。

4. 立体花壇植え替え

1) 植替えは4回/年を標準とし、その時期については植替え材料の状態や植替え場所の状況などを十分把握したうえで実施する。

2) 植替えには立体花壇用の鉢カセットにセットした苗を用いる。

3) 植替え時には、既存の材料を撤去した後、3)の鉢それぞれ一鉢に灌水チューブを差し込みながら行う。

5. プランター・移動式プランター植付け

1) プランターに10鉢/基を標準とし草花を植付ける。

2) 草花等材料は定められた規格、数量に適合していることのほか、次の条件を有していなければならない。

- ・ 生育良好で二分以上の開花がみられるもの。
- ・ 病虫害に侵されていない健全なもの。
- ・ 徒長していない、整一な形姿のものであること。

6. 給水式プランター植付け

1) 装飾用の器材に草花をセットする。

2) その他、プランター植付けに準ずる。

第54条 草花除草工・灌土工

1. 除草及び灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、時機を失しないよう行うものとする。

2. 花壇地における雑草は、草花の育成を阻害するばかりではなく、美観を低下させるので、小さいうちに取り除く。

3. 除草は中耕を行いながら実施する。

4. 植栽草花を痛めないよう雑草はきれいに抜き取る。この際根が浮き上がったものは、適宜、植え直しを行うこと。

5. 灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。

6. 灌水は天候の状態、草花の生育状況に応じて適宜行うこと。

7. 除草工等による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

第55条 草花施肥工

1. 一般事項

1) 元肥は、花壇面等に指定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

2) 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、もっとも効果的な方法により行う。

2. 花壇

花壇における施肥は原則として追肥とする。追肥を施す場合は肥料を均一にまき、必要に応じて施工後灌水を行い、肥効力を高める。

3. 立体花壇

追肥は、生育状態により、必要に応じて噴霧器を用いて行う。

第56条 草花病虫害防除工

1. 草花病虫害防除工は、芝生病虫害防除工（薬剤散布）に準ずる。
2. 散布後2時間以内に降雨があった場合は、日を改めて補正散布を行うこと。
3. 常に巡回を実施し、病虫害の早期発見、防除に努めること。

第57条 草花刈払い工（花柄摘み）

1. 草花の生育状況に応じて適宜行うこと。
2. 施工は草花を痛めないよう注意し、ハサミ等で花茎ごと切り取ること。
3. 刈取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、運搬、処理を行うこと。

第58条 草花雑工（巡回作業・雑作業）

1. 健全な生育、美観の維持、並びに修景効果の向上等のため、巡回点検、軽微な清掃・除草、プランター・給水式プランターの手入れや移動等を適宜行なう。また、巡回ルートと作業内容を明記した日報、出来高図を作成すること。
2. 立体花壇については、花壇下のプールの清掃を行うこと。
 - 1) 清掃頻度はプールの汚れ具合に応じて、月1回程度を目安に実施する。
 - 2) 実施に際してはプールの水を全て抜き、落葉や花柄等を除去した後、ブラシなどを用いてタイル面の水垢等もきれいに清掃すること。なお、清掃完了後は、プール内に水を張り元の状態に復旧すること。

第59条 瑕疵（かし）期間

草花等の持ち込み材料を植付けまたは設置後、活着するまでの間、受託者側の故意または重大な過失により枯死及び損傷させた場合、その補植交換を行うこと。それに伴う一切の費用については受託者が負担すること。

第7章 樹林地管理（海洋博覧会地区）

第60条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行うこと。

【管理水準】

	管理目標	安全性、快適性、利用者の満足度を高める既存林地景観を常時維持する。
	管理水準	既存林地のアダン、ソテツ林の枯葉の除去、下草刈り、つる物の整理、枝払いを実施する。
回数	下草刈工	下草の繁茂状況に応じて適宜実施
	剪定整枝工	アダン、ソテツの枯葉やつる物等の状況に応じて適宜実施
	高木枯損木処分工	枯損木の発生状況に応じて適宜実施

第61条 下草刈工・剪定整枝工（既存林手入れ）

1. 下草刈工

- 1) 樹林地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
- 2) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈り込むとともに、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
- 3) 調査職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈り取らぬように注意して施工する。
- 4) 自生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態について配慮する。
- 5) 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

2. 剪定整枝工

- 1) 樹林地は、原則として自然樹形を保つものであるが、園路や隣接地沿い、または林内利用を行う樹林地にあつては、通行障害（障害枝）や折損により危険を来たす枝（危険枝）がある場合、剪定を適宜行う。
- 2) なお、剪定に当たっては、高木管理の剪定整枝工に準ずる。

第62条 雑工（巡回作業・雑作業）

1. 高木雑工（巡回作業・雑作業等）に合わせて実施する。
2. 枯損木を発見した場合には速やかに調査職員に報告し、高木枯損木処分工に合わせて適切に処理・処分を行う。

第8章 草地管理（海洋博覧会地区）

第63条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草地管理を行うこと。

【管理水準】

管理目標	安全性、快適性、利用者の満足度を高める草地景観を常時維持する。	
管理水準	既存草地の刈り取りと、清掃を実施する。	
回数	刈込み工	年に1回実施

第64条 刈込み工

地被管理の刈込み工に準じて実施する。

第65条 雑工（巡回作業・雑作業）

芝生管理の巡回作業・雑作業に合わせて実施する。

第9章 特殊管理

第66条 対象

本章は、芝生管理、高木管理、低木管理、地被管理、草花管理、樹林地管理が対象とする植物管理以外の、多年草区、水生植物、観葉植物、おもろ植物園、展示温室、城壁園路、京の内等の管理を対象とする。

第67条 多年草区管理

1. 管理水準

海洋博覧会地区の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、安全性、快適性、利用者の満足度を高める多年草の最良な生育を維持する。

なお、多年草管理においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 多年草区植付工

- 1) 一般事項は草花管理の草花植栽工・播種工に準じる。
- 2) 熱帯ドリームセンター敷地内については、宿根草区も対象とする。
- 3) 株分け後の植付け株数は1㎡当たり11株、熱帯ドリームセンター敷地内については1㎡当たり18株程度を目安とする。
- 4) 施工に際しては施肥を行うこと。

3. 多年草区刈込み工

- 1) 一般事項は低木管理の刈込み工に準じる。
- 2) キバノタイワンレンギョウ、ランタナ、ハナチョウジ等を対象に適宜実施する。
- 3) 施工は人力による手刈りとする、

4. 多年草区除草工・灌水工

草花管理の草花除草工・灌水工に準じて、適切に実施すること。なお、熱帯ドリームセンター敷地内の着生ランについては、雑工（巡回作業・雑作業等）に合わせて灌水を行うこと。

5. 多年草区施肥工

- 1) 一般事項は草花管理の草花施肥工に準じる。
- 2) 熱帯ドリームセンターのバンダ類植栽区については、噴霧器等を使って液肥を施肥すること。
- 3) 多年草区における施肥は、植物の生育状態に応じて最も効果的な時期に行うこと。

6. 多年草区病虫害防除工

草花管理の草花病虫害防除工に準じて、対象ごとに適切に実施すること。

7. 花柄摘み・枯葉除去

- 1) 花柄摘みは、植替区管理の草花刈払い工に準じて、適切に実施すること。
- 2) 枯葉除去は、カンナ及びゴクラクチョウカ等を対象に、以下に注意して行う。
 - ・開花終了の枯れた株や枯葉等は、地際より刈り取ること。

- ・開花終了後の球根の充実を図るために古株より随時取り除くこと。
- ・花柄摘み・枯葉除去等による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

8. 多年草区雑工（巡回作業・雑作業）

- 1) 高木雑工（巡回作業・雑作業等）に合わせて実施する。
- 2) 多年草の生育状況に応じて、適宜、土壌改良、株分け等を行うこと。

9. 瑕疵（かし）期間

多年草等の持ち込み材料を植付けまたは設置後、活着するまでの間、受託者側の故意または重大な過失により枯死及び損傷させた場合、その補植交換を行うこと。それに伴う一切の費用については受託者が負担すること。

第68条 水生植物管理

1. 管理水準

海洋博覧会地区の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、安全性、快適性、利用者の満足度を高める水生植物の最良な生育を維持する。

なお、水生植物管理においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 水生植物世話工

世話工は毎日実施する。ビクトリア温室内外池の水生植物（熱帯スイレン、パピルス、シュロガヤツリ、ウォーターポピー等）の良好な育成を図るため、枯葉除去作業を行うとともに池内のアオミドロなどの除去等の軽清掃及び、水の補給作業などを実施する。また、池の水質改善を行う。

3. 水生植物施肥工

施肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、もっとも効果的な方法により行う。

なお、油粕（固形）をオオオニバス（年に12回；夏場の生育期を中心に行う）、熱帯スイレン、熱帯ハス、ウォーターポピー、パピルス、シュロガヤツリ等（年に4回）を目安に実施すること。

第69条 観葉植物管理

1. 管理水準

海洋博覧会地区の利用状況、景観、季節に応じた管理・展示を行い、安全性、快適性、利用者の満足度を高める観葉植物の最良な生育を維持する。

なお、観葉植物管理・展示においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 観葉植物運搬・展示工

熱帯ドリームセンター、ハイサイプラザ、海洋文化館、植物管理センター等の観葉植物の運搬及び修景展示を行う。

1鉢の展示期間は約1ヶ月を基本とし、取り替えは週に1回を目安に行うこと。また、月1回月報にて各施設での展示数量及び種類を報告すること。

3. 観葉植物灌漑工

観葉植物が常に良好に生育できるように適度の灌漑を行うこととする。その際、枯れ葉の除去等の美観を保つように気を配ること。

4. 観葉植物雑工（巡回作業・雑作業）

展示した観葉植物の巡回点検、及び軽微な整理・清掃の作業を適宜行う。また、巡回ルートと作業内容を明記した日報、出来高図を作成すること。

5. 観葉植物管理育成工

展示に用いる観葉植物等については、管理育成用の温室圃場等を準備して、事業者にて適正に管理・育成を行うこと。また、管理育成用の施設及び周辺の整備、保守管理は事業者の責任で行うこと。

なお、管理育成用の施設として、海洋博覧会地区に既設の温室等を利用することが出来る。その場合、使用する温室等は事業者の責任において、適切に利用及び保守管理を行うこと。

1) 世話工

展示用の観葉植物等の適正な管理育成のため、以下の作業を行う。

温室管理、生育調査、開花・結実調整、軽微なネットの補修、軽微な剪定、枯れ葉除去等の手入れ、鉢内除草、室内外の除草、軽微な灌漑、展示終了株整理、その他日常管理上発生する軽微な作業

2) 施肥工

観葉植物等の種類に応じ、適正な肥培管理を行う。施肥量については、樹種及び樹高に応じて適切に設定すること。

3) 病虫害防除工

害虫の被害を最小限にとどめる目的で薬剤散布等を実施する。使用する薬剤及びその希釈倍数、散布量は適切に設定する。薬剤の散布は発生対応とする。なお、十分な効果が得られない場合は、速やかに調査職員に報告し、対策を行うこと。

4) 灌水工

熱帯果樹等の生育特性を十分に考慮し、適宜実施する。

5) 鉢替工

根づまり等による生育不良を防ぎ、健全な株を維持するために実施する。用土は混合土を用いるものとし、対象毎に適切な土量を設定すること。

第70条 おもろ植物園管理

1. 管理水準

沖縄郷土村の展示等と合わせ、景観、季節に応じて、沖縄の在来種を觀賞できる管理を行い、安全性、快適性、利用者の満足度を高める展示植物の最良な生育を維持する。

なお、おもろ植物園の管理においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 植付工

各草本類（イネ、イグサ、シチトウ、キビ、アワ、オオムギ、サトウキビ）の植付工を実施する。各草本類の1㎡当たりの植付け株数は以下を目安とする。なお、植え付け前に土壌改良を行うこと。

単位：株数/㎡

イネ	イグサ	シチトウ	キビ	アワ	オオムギ	サトウキビ
25	30	30	16	16	30	6

3. 世話工

おもろ植物園の落葉、ゴミ等の除去、石垣などの雑草等撤去、軽微な剪定、水田水の給水等を行い常に良好な状態を保つ。なお、施工は週1回を基本とし、台風や季節風などにより落葉が増加する期間は週2回以上の施工も行う。

第71条 展示温室管理（海洋博覧会地区）

1. 管理水準

熱帯ドリームセンターに展示するラン類の鉢替え、株分け、支柱立て、病虫害防除、灌水、施肥及び果樹、花木類のコンテナ植栽植物の肥培管理等を適切に実施し、安全性、快適性、利用者の満足度を高める展示植物の最良な生育を常時維持する。

なお、展示温室管理においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 展示温室管理工

1) 世話工

熱帯ドリームセンター温室内植物の良好な育成のための環境づくりと快適な鑑賞に供するための維持管理を図るために、ラン温室（3棟）、果樹温室（1棟）、ビクトリア温室（1棟）について下記を実施すること。開花・結実調査報告に関しては、随時日報に植物名、場所の記載を行うこと。

- ・温湿度管理（窓の開閉、床面散水、最高最低温度の報告）：1回／日
- ・枯葉除去：1回／日
- ・着果促進処理：適宜
- ・床面清掃：1回／日
- ・生育調査：1回／日
- ・巡回清掃：1回／日以上
- ・開花・結実調査報告：随時
- ・池清掃：適宜
- ・ラベル点検：1回／日
- ・軽微な株整理等の他、日常管理で発生する軽微な作業を行う。

2) 施肥工

用いる肥料は種毎に適切なものを設定する。施肥方法は輪肥、車肥、壺肥などを状況に応じて使い分けること。

3) 病虫害防除工

- ・使用薬剤等に関しては、防除を目的に適切なものを設定すること。
- ・各温室とも閉館後に実施すること。特に臭いのある薬品を使用する場合は、翌日に臭いが残らぬよう防除後の換気にも気を使うこと。なお、ビクトリア温室については、大水槽、池に飼育魚類がいるので、影響を与えないよう施工方法について注意すること。
- ・病虫害の発生消長には常に注意を払い、発生が確認された場合は直ちに調査職員に報告し、協議の上速やかに対処すること。
- ・その他については、高木管理の病虫害防除工に順ずること。

4) 灌土工

・ラン温室（3棟）1回／日、果樹温室（1棟）1回／日、ビクトリア温室（1棟）1階／日を標準に植物の状態に応じて実施すること。

- ・ラン温室については、花に水がかからないように特に注意して実施すること。
- ・果樹温室については、熱帯性の果樹、花木が植栽されているため、これら植栽木の特性を十分に把握した上で実施すること。

5) 剪定整枝工

高木については高木管理の剪定整枝工、低木については低木管理の剪定整枝工に準じて実施すること。

6) 展示工

- ・事業者にて管理しているラン等をドリームセンター内に移動展示する。
- ・展示に適した株を選定し、運搬、展示を行なう。なお、鑑賞に適さなくなった株は速やかに展示温室より撤去すること。
- ・ランについては、同種、同色のランを集合的に配置することを基本とする。

7) 雑工（巡回作業・雑作業）

展示温室内のラン鉢物及び熱帯果樹等について、巡回点検及び軽微な植栽整理・清掃、植栽木へのマルチング、地被類の補植等の作業を適宜行う。また、巡回ルートと作業内容を明記した日報、出来高図を作成すること。

8) 展示物管理育成工

展示に用いるラン、熱帯果樹等については、管理育成用の温室圃場等を準備して、事業者にて適正に管理・育成を行うこと。

なお、管理育成用の施設として、海洋博覧会地区に既設の、温室等を利用することが出来る。その場合、使用する温室等は事業者の責任において、適切に利用及び保守管理を行うこと。

・ラン管理育成工

（世話工）

展示用のランの適正な管理育成のため、以下の作業を行う。

展示株の選出、展示終了株の搬入、展示終了株の支柱撤去、鉢内除草、枯葉除去、軽微な灌水、下草刈、清掃、生育調査、温湿度調整（温室窓の開閉による温度調節、温湿度記録等）、開花調整にともなう生育株の移動、軽微なネット補修、その他、日常管理上発生する軽微な作業

（施肥工）

ランの種類別、時期別に肥料を使い分けし、適正な肥培管理を行う。

（病虫害防除工）

病虫害の発生を未然に防止するため、薬剤散布を実施する。使用する薬剤及びその希釈倍数、散布量は適切に設定する。なお、十分な効果が得られない場合は、速やかに調査職員に報告し、対策を行うこと。

（支柱立て工）

展示用鉢の株の誘引と花茎の誘引などの調整作業を行う。

(灌水工)

ランの種類、植え込み材料、生育状況に応じて適宜実施する。

(鉢替工)

鉢内で根が充満、又は植え込み材料の変質により生育不良を起こす可能性がある株を対象に実施する。使用する水苔の量は、対象属ごとに適切に設定すること。

(株分け工)

優良品種のため適宜株分けを実施する。株分けによって増えた株は、鉢替工に準じての鉢替えを行う。なお、株分け内容について、調査職員から報告依頼があった場合は、速やかに報告すること。

(補植工)

株の更新を図る目的でバンダ類などの補植を行う。導入株については開花株及びつぼみ付きとする。なお、補植内容について、調査職員から報告依頼があった場合は、速やかに報告すること。

・熱帯果樹等管理育成工

観葉植物の管理育成工に準じて、展示用及び補植用の苗等の育成管理を行う。

なお、熱帯果樹の管理育成や展示用温室内の地被類の補植用苗等の生産等を海洋博覧会地区に既設の温室で行うことができる。その場合、使用する温室等は事業者の責任において、適切に利用及び保守管理を行うこと。

第72条 城壁、園路管理（首里城地区）

1. 管理水準

適宜巡回を行い、安全性、快適性、利用者の満足度を高める植栽の最良な生育を常時維持する。
なお、城壁、園路管理においては、行祭事の開催等に十分留意すること。

2. 伐根除草工

城壁・天端及び園路については、芝生管理の伐根除草工に準じて年に1回実施する。
なお、城壁・天端における伐根除草工においては、安全に十分注意すること。

3. 城壁、園路雑工（巡回作業・雑作業等）

芝生管理の雑工（巡回作業・雑作業等）に合わせて実施する。

第73条 京の内管理（首里城地区）

京の内は城内最大の祭祀空間であり往時の鬱蒼とした景観を目指していることから、植物管理作業による景観等への影響を最小限に抑えるため、4日に1回を目安に落葉除去や植栽地の清掃など、軽微な作業等を実施する。

高木等の剪定工や病虫害防除工等の必要がある場合は、調査職員に報告して実施すること。

地被管理は、第47条～50条、52条に準じて実施する。また、エダウチチジミザサの育成に努めること。

第10章 リサイクル等（海洋博覧会地区）

第74条 対象

植物管理作業において生じた植物性発生物を対象とする。

第75条 管理水準

公園管理に活用できる安全な資材（堆肥、チップ等）としてリサイクルする。なお、事前に資材化方法や計画について、調査職員の承諾を得るものとする。

第76条 資材化

植物管理作業において生じた植物性発生物及び別途巡回により集めた枯枝・支障枝・落枝葉等の資材化を行う。

第77条 リサイクル資材の活用

できたりサイクル資材（堆肥、チップ等）は利用に当たって適宜運搬し、土壌改良材やマルチング材、地表面が露出した箇所における赤土等流出防止資材等として、適切に活用すること。

第 11 章 台風対策・復旧工

第 78 条 台風対策工

台風対策として、前台風接近前に以下の対策を実施し、調査職員に報告すること。

1. 樹木

- 1) 樹木の支柱材及び結束材の確認を行い、必要に応じて補強等の処置を行う。
- 2) 結束材が腐食、又は緩んだものについて、在来の杉皮、しゅろ縄、亜鉛鉄線等は樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料を用いて樹幹に杉皮等を巻き、しゅろ縄等で固定する。
- 3) ビーチのココヤシは、添え木を立て、添え木と葉を麻縄で束ねる。
- 4) 強風により枝があおられ、来園者又は、遊覧車、建物、屋根瓦、街灯、スピーカー等に損傷を与える恐れのある樹木の剪定を行う。
- 5) 施工は、調査職員との連絡を密に行い、早期に完了すること。

2. 草花その他

- 1) 台風による潮害を防ぐために防護ネットの設置及び撤去作業を行う。
- 2) プランターを安全な場所へ移動させる。
- 3) 施工は、調査職員との連絡を密に行い、早期に完了すること。
- 4) 作業員による花壇地内草花の踏圧被害のないよう注意すること。

第 79 条 台風被害復旧工

台風通過後に、以下の通り、開園前及び現状の復旧を実施する。なお、復旧工は利用者の主要な動線及び施設の出入り口付近を優先的に行う。

園内の被害状況を記録し、調査職員に提出すること。

1. 倒木伐倒

- 1) 暴風により倒木した樹木で、幹折れ等、回復の見込みがないものについて伐倒を行う。
- 2) 伐倒は、樹木の根部が地上部に残らないように、地際より処理する。
- 3) 根株を掘り起こした場所は、土を補充し不陸整正を行う。

2. 倒木復旧

- 1) 暴風により倒木した樹木の立て起こしを行う。
- 2) 樹木の根が地上に突き出しているものについては、根部を乾燥させないように、コモなどで覆い、根の大きさに合せて丁寧に掘り取る。傷んだ根を切り戻し、根部の状態に合わせて剪定を行う。大径木はクレーンを用いて立て起こし、必要に応じて幹巻き、灌水等の養生を行う。

3. 傾木復旧

- 1) 暴風により傾いた樹木の立て起こしを行う。
- 2) 傾木の根部付近を必要に応じて掘り、傷んだ根を切り戻し、根部の状態に合わせて剪定を行う。
大径木はクレーンを用いて立て起こし、必要に応じて幹巻き、灌水等の養生を行う。

4. 折れ枝剪定

- 1) 暴風による折れ枝で、落下の危険性がある枝を切除する。
- 2) 太い枝を剪定した場合は、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布する。

5. 折れ枝の回収

暴風により、園路広場及び芝生地に散乱した折れ枝（幹が太いもの）の回収を行う。

6. 発生物の処理

復旧作業による植物性発生物は適切に運搬、処理を行うこと。

第12章 その他

第80条 花苗、資材及び補植用の苗等の調達

補植用の苗、台風対策・復旧など日常管理以外に用いる資材等を新たに購入する場合は、購入品目、数量、費用等を記録し、調査職員から報告依頼があった場合は、速やかに報告すること。

なお、海洋博覧会地区において、花苗、補植用の苗等を公園内に既設の圃場で自ら育成することが出来る。その場合、使用する圃場は事業者の責任において、適切に利用及び保守管理を行うこと。

第81条 野外植物ラベル作成

公園内の樹木等について種名板の作成を必要に応じて実施すること。尚、制作した際は、数量、費用等を記録しておき、調査職員が報告を依頼した場合は、速やかに報告すること。

(別紙－13)

H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務
個別仕様書 (案)

【動物管理】

平成 23 年〇月

第1章 総則.....	1
第1条 適用.....	1
第2条 事業者の責務.....	1
第3条 事前協議等.....	1
第4条 作成書類.....	2
第5条 業務実施体制.....	3
第6条 施工体制の点検.....	3
第7条 施工管理.....	3
第8条 基本事項.....	3
第9条 安全管理等.....	4
第10条 利用サービス.....	4
第11条 工程管理等.....	4
第12条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査の支援.....	4
第2章 イルカの飼育及びショーの開催等.....	5
第13条 管理水準.....	5
第14条 イルカの飼育.....	6
第15条 イルカショーの開催等.....	9
第16条 ショー実施種目.....	10
第17条 安全管理等.....	12
第3章 魚類及びカメの飼育.....	13
第18条 管理水準.....	13
第19条 魚類及びカメの飼育.....	14
第4章 マナティーの飼育・展示.....	16
第20条 管理水準.....	16
第21条 マナティーの飼育・展示.....	17
第5章 展示生物の解説及び補充.....	19
第22条 管理水準.....	19
第23条 展示生物の補充.....	19
第24条 展示生物の解説.....	19

第1章 総則

第1条 適用

本編は H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務のうちの動物管理の施工に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、国営沖縄記念公園の設計図書及び H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書及び現地の気象条件、環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

また、施工にあたって、「動物の愛護及び管理に関する法律」（改正平成 18 年 6 月 2 日）第 22 条により、事業者の担当者が動物取扱責任者として、登録されていることを前提とするものであり、必要に応じて施工前に登録を行うものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、国営沖縄記念公園の設計図書及び H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務における本仕様書以外の個別仕様書を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

第4条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合、速やかに提出すること。

管理月報の作成に当たっては、管理日報等を活用し、動物管理上の健康管理状況、飼育状況、補充及び死亡した飼育動物の種類等の種類・数量、問題・課題や留意点、それら対処に当たって、工夫を要した内容について、即地的で分かりやすく取りまとめるものとする。そのため、管理日報をデータとして蓄積・集計できるよう工夫すること。

- 1) 管理日報----- 作業終了後速やかに作成
- 2) 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後すみやかに作成
- 3) 管理記録写真----- 翌月の5日迄に作成
(原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。)
- 4) 提供物品確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
- 5) 安全訓練報告書----- 翌月の5日迄に作成
- 6) その他調査職員が指示する書類----- 適宜
(イルカのショー等記録表等)

第5条 業務実施体制

事業者は、施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

施工体制については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（改正平成18年6月2日）第22条により、動物取扱責任者を配置させること。

第6条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により調査職員から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第7条 施工管理

本業務の施工管理は、共通仕様書によるものとする。

第8条 基本事項

1. 動物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、入園者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、調査職員と調整するものとする。
3. 事業者は、公園内の動物を常に良好な状態とし、公園施設の運営維持管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
5. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
6. 動物の健康状態等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員の承認を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
また、充実したショーの開催や展示を目的に事業者所有の動物を飼育展示する場合には、事前に調査職員の承諾を得るものとし、飼育展示にかかる費用については事業者の負担で行うこと。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
8. 飼育施設及び動物の維持管理
 - 1) 動物の健康状態を維持・継続できる資格・要件を兼ね備えた人員を配置すること。
 - 2) 宿直者を1名配置し、夜間の緊急事態に備えること。
 - 3) 清掃、施設点検を毎日実施し、異常が認められた場合は、速やかに対処すること

第9条 安全管理等

1. 常に入園者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、国事務所発行の車輛入園許可証を前面に掲示し、入園者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。なお、園内の車輛通行の際の制限速度は、20km/h以下とする。
3. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者の迷惑とならないように、必要に応じ誘導員を配置するか、入園者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
4. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、入園者の安全を十分確保するものとする。
5. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、入園者に不快感を与えないよう留意するものとする。
7. 動物管理に関わる作業員の全体安全教育を行い、安全管理を徹底すること。

第10条 利用サービス

1. 入園者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は事業者の定めた名札を作成し着用すること。
3. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第11条 工程管理等

1. 管理日報、管理月報により管理状況を把握すること。
2. イルカ類、マナティー、カメ類等の各管理の連携により効率的な管理を行うこと。また不具合事項を抽出しその改善を図ること。

第12条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査の支援

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務となった場合、別途、調査職員より指示する調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第2章 イルカの飼育及びショーの開催等

第13条 管理水準

安全で快適な公園施設の提供を基本とし、飼育生物を良好な状態で展示できるように健康管理及び適正な解説を行って、利用者が生物等と親しむとともに、学習の場として利活用されることに努めること。

以下に示す管理水準を満たすよう管理を行うこと。

【健康管理】

- ・ 体温測定（全個体毎1回／日）
- ・ 血液検査（全個体毎1回以上／3ヶ月）
- ・ 疾病治療（イルカの健康状態に基づき、適宜、抗生剤投与）
- ・ 体重・体長測定（全個体各1回以上／3ヶ月）

【育成環境の保全】

- ・ 気温計測（1回／日）
- ・ 水温計測（1回／日）
- ・ 珪藻除去等の落水清掃（下表の通り）

表1 清掃箇所と必要回数

清掃箇所	必要回数
オキちゃん劇場メインプール	1回以上／週
治療プール	1回以上／週
繁殖プール	1回以上／週
イルカラグーンメインプール	1回以上／週
北プール	1回以上／週
南プール	1回以上／週

【ショーの開催等】

- ・ イルカショー（4回／日）※3月～9月は5回／日
- ・ ダイバーショー（3回／日）
- ・ イルカ触れ合い体験（1回／日）※土日祝日のみ実施
- ・ イルカ観察会（1回／日）

第14条 イルカの飼育

1. 飼育頭数

ミナミバンドウイルカ 6頭、バンドウイルカ 5頭、カマイルカ 2頭、オキゴンドウ 1頭、シワハイルカ 2頭、交雑種 2頭の計 18頭で表 2の通りとすること。

表 2 イルカの種名等

No.	種名	個体名	体長	体重	性別	備考
1	ミナミバンドウイルカ (マイルカ科)	白 緑	243 cm	210 kg	F	
2	“ (“)	サ ミ	235 cm	180 kg	F	
3	交雑種 (“)	コニー	270 cm	250 kg	F	
4	オキゴンドウ (“)	ゴ ン	427 cm	690 kg	F	
5	ミナミバンドウイルカ (“)	ク ロ	255 cm	230 kg	M	
6	“ (“)	ム ク	255 cm	230 kg	M	
7	交雑種 (“)	チャオ	278cm	250kg	M	
8	バンドウイルカ (“)	フ ジ	285cm	250kg	F	
9	“ (“)	スカイ	275cm	250kg	M	
10	“ (“)	No.8	276 cm	290 kg	F	
11	“ (“)	No.10	263 cm	200 kg	M	
12	“ (“)	No.11	247cm	197kg	F	
13	ミナミバンドウイルカ (“)	赤 緑	258cm	230kg	M	
14	“ (“)	白 黒	245cm	210kg	M	
15	シワハイルカ (“)	No.4	230cm	105kg	F	
16	“ (“)	No.5	220cm	98kg	M	
17	カマイルカ (“)	No.8	200cm	133kg	F	
18	“ (“)	No.9	200 cm	132 kg	M	
	計	18 頭		4,135 kg		

※平成 21 年度実績値

2. 健康管理

1) 飼育環境の整備

- ・飼育水の水温や気温等、環境値を毎日計測すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた水槽及び周辺の清掃を定期的実施すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた調餌場の清掃を定期的実施すること。
- ・環境衛生管理のため、各動物エリアへの入口には消毒マットを設置し、足裏の消毒を実施すること。
- ・上記以外、調査職員の指示に従い、飼育環境の整備を行うこと。

2) 餌料

- ・餌料種は、栄養の偏りを防ぎ、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づいて実施すること。
- ・餌料量は、原則として1日当り飼育重量の5～7%を標準として給餌すること。
- ・餌料の保管は、冷凍保存を基本とし、使用直前に解凍すること。
- ・調餌時、給餌時に鮮度等、異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、速やかに取り除くこと。

3) 観察

下表の通り、器具を用いない観察を個体毎に毎日実施し、健康管理を行うこと。

表 3 観測項目と内容

観察項目	観察内容
呼吸音	混濁音や異常音の有無の確認
呼吸臭	異常臭の有無の確認
呼吸孔	鼻腔の色調、腫瘍の有無等の確認
眼	開眼状態や白濁等の異常の有無の確認
口腔	口内の色調、腫脹の有無等の確認
歯	折歯や歯間異物の有無等の確認
舌	色調、腫脹の有無等の確認
体表	荒れ、傷、腫脹等の有無の確認
生殖孔	分泌液や腫脹の有無の確認
乳溝	乳汁の分泌や腫脹の有無の確認
肛門	腫脹や異物の挟まり等の確認
排泄物	尿や便について色調や形状等の確認
行動	異常行動や発情行動の有無の確認
摂餌	食欲や摂餌動作について異常の有無の確認

4) 疾病の予防

器具を用いない観察に加え、下記検査及び作業を定期的を実施し、疾病の予防と早期発見に努めること。

表 4 測定・検査項目と内容

測定・検査項目	実施内容
体温測定	全個体について毎日実施
血液検査	約 20 項目について検査を実施
体重・体長測定	全個体について 3 ヶ月間に 1 回以上実施 測定値を用いて適正な餌料量の検討を実施

5) 疾病診断

観察または検査にて異常が見られた場合は、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づいて、適切な処置を行うこと。

ショー参加個体については、ショー項目の軽減を実施するとともに、飼育水槽の変更を行う等の適切な処置を行うこと。

3. 治療

治療が必要と判断された場合は、調査職員に報告するとともに、獣医師の指導のもと、速やかに適切な治療を行うこと。

第15条 イルカショーの開催等

1. イルカショーの開催等の実施体制

トレーナー、ナレーター、安全監視員を適切に配置し、イルカショーの開催等を行うこと。下記以外の開催項目については、適切な要員を配置すること。

表 5 要員配置

開催項目	要員
イルカショー	7名（トレーナー5名、ナレーター1名、安全監視員1名）
ダイバーショー	4名（ダイバー2名、ナレーター1名、安全監視員1名）
イルカ触れ合い体験	6名（トレーナー4名、解説員1名、安全監視員1名）
イルカ観察会	5名（トレーナー3名、解説員1名、安全監視員1名）

参考：平成21年度実績

2. イルカショーの開催等の実施内容

1) イルカショー、ダイバーショー

- イルカショー

主としてイルカの運動能力等を紹介するため、表6の時間割で表7のショー実施種目の中からイルカの動作30種目程度を組み合わせたショーを実施すること。

- ダイバーショー

イルカの聴覚による識別能力を主体に、イルカを科学的に説明することを主眼としたショーを実施すること。表6の時間割で表8のショー実施種目の中からイルカの水中動作15種目程度を組み合わせたショーを実施すること。

表 6 ショー時間、会場

ショー会場	ショー時間
イルカショープール (1日4回、20分/回)	11:00、13:00、14:30、16:00、18:00※ ※3月～9月のみ実施
ダイバーショープール (1日3回、15分/回)	11:50、13:50、15:30

2) イルカラグーンプール

イルカの生態、形態等についての解説を主体としたイルカ触れ合い体験、観察会を実施すること。

- イルカ触れ合い体験

土日祝日のみ10:20より30分程度、1日1回抽選により20名程度を対象とすること。ゴールデンウィーク等の多客期については、実施日の増設を図ること。

- イルカ観察会

毎日13:30より15分程度、1日1回イルカラグーン来訪者を対象とすること。

第16条 ショー実施種目

本業務にて実施するイルカショー（表7）とダイバーショー（表8）の種目を示す。

現有種目についての調整、新種目の調教、新着動物についての調教は、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づき、実施すること。

表7 イルカショー種目

イルカショー種目	
1. カップルジャンプ	26. 手羽振り
2. ハイジャンプ	27. CF 打ち
3. スピンジャンプ	28. ステージ首掛け
4. ボウジャンプ	29. ボール運び
5. 一周ボウ	30. マイク鳴き
6. ハードル	31. 首振り（イヤイヤ）
7. ハーフウォーク（後方）	32. 輪運び
8. 後方ティルウォーク	33. クロスハードル
9. 前方ティルウォーク	34. スピントーン
10. ヘッディング	35. サマーソルト
11. ボールキック	36. 水上スキー
12. ボールバランス	37. 鐘鳴らし
13. ボール投げ	38. 水かけ
14. 握手	39. 水面滑走
15. ツイスト	40. ステージランディング
16. キス	41. 昇降ステージランディング
17. 回転	42. 横向きランディング
18. 鳴き	43. うがい
19. 背泳	44. 舌だしキス
20. ボート越し	45. フープまわし
21. ロケットジャンプ	46. 尾びれ上げ
22. 後方サマーソルト	47. スクリュージャンプ
23. 前方サマーソルト	48. オキゴンドウとトレーナーの水中パフォーマンス
24. アクリル面首かけ	49. 遠隔ダンス
25. スプラッシュジャンプ	50. おねだり（餌出し首ふり）

表 8 ダイバーショー種目

ダイバーショー種目	
水上指示種目	水中指示種目
1. ボウジャンプ (単体)	1. 輪運び
2. ボウジャンプ (複数)	2. 背泳
3. 背泳	3. 回転
4. 回転	4. 握手
5. 握手	5. 鳴き
6. ツイスト	6. 部位指示 . . . 口開け
7. 吻タッチ	7. 部位指示 . . . 耳
8. 下顎タッチ	8. 部位指示 . . . 呼吸孔
9. スピンジャンプ	9. 部位指示 . . . 生殖孔
10. 鳴き	10. 吻タッチ
11. 輪くぐり	11. あいさつ
12. ボール運び (吻端)	12. ボウジャンプ
13. ボール運び (胸鰭)	13. スパイラル
14. 輪運び	14. トレーナー体験 . . . あいさつ
15. ビーディング	15. トレーナー体験 . . . 回転
16. うがい	16. トレーナー体験 . . . 背泳
17. H J	17. トレーナー体験 . . . ボウジャンプ
18. 遠隔回転	18. トレーナー体験 . . . 首振り (横)
19. キス	19. トレーナー体験 . . . 握手
20. 手羽振り	20. 音識別 (テープ音) . . . 背泳
21. 尾振り	21. 音識別 (人声音) . . . 回転
22. 拍手	22. 音識別 (人声音) . . . ボウジャンプ
23. 前方テールウォーク	23. 音識別 (人声音) . . . メンソーレ
24. 後方テールウォーク	24. 音識別 (人声音) . . . 材質識別
25. 口開け	25. エコロケーション . . . ターゲットタッチ
26. 検温	26. エコロケーション . . . 障害物ターゲットタッチ
27. 採血	27. エコロケーション . . . 大小識別
28. スクリュージャンプ	28. エコロケーション . . . 形の識別
29. スパイラル	29. 道具の回収

第17条 安全管理等

1. イルカショー等の実施に際しては、強風等で水しぶきがかかる恐れがある場合、事前に注意放送を行なうとともに、ショーの一部中止の措置を行うこと。
2. 安全監視員を適切な場所に配置し観覧者の誘導等を行い、安全で快適なショー等の運営を行うこと。
3. 来園者の故意又は不注意によるイルカへの危害を未然に防止する為、プール周辺には安全監視員を配置し、必要に応じ利用者指導を行うこと。
4. 雷雨等の悪天候時は、観客の安全確保の為、ショー時間の短縮またはショーを中止すること。
5. ショーの中止等に関しては、事前に調査職員に連絡し、承諾を得ること。また、中止理由等について記録し、報告すること。

第3章 魚類及びカメの飼育

第18条 管理水準

安全で快適な公園施設の提供を基本とし、飼育生物を良好な状態で展示できるように健康管理及び適正な解説を行って、利用者が生物等と親しむとともに、学習の場として利活用されることに努めること。

以下に示す管理水準を満たすよう管理を行うこと。

1. 魚類

魚類とは、熱帯ドリームセンターのビクトリア温室に生息する淡水魚等を指す。

【育成環境の保全】

- ・ 気温計測（1回／日）
- ・ 水槽計測（1回／日）
- ・ 淡水魚水槽の清掃（1回／日）

2. ウミガメ

ウミガメは、全108匹の内、約30匹を展示物として展示し、残りは、バックヤードにて管理すること。

【健康管理】

- ・ 体表の清掃（展示物に関して、適宜実施）
- ・ 血液検査（展示物に関して、全個体各1回以上／3ヶ月）
- ・ 疾病治療（ウミガメの健康状態に基づき、適宜、抗生剤投与）
- ・ 体重・直甲長・直甲幅測定（展示物に関して、全個体各1回以上／3ヶ月）

【育成環境の保全】

- ・ 気温計測（1回／日）
- ・ 水温計測（1回／日）
- ・ 珪藻除去等の落水清掃（下表の通り）

表9 清掃箇所と必要回数

清掃箇所	必要回数
メインプール	1回以上／週
Aプール	1回以上／週
Bプール	1回以上／週
Cプール	1回以上／週

第19条 魚類及びカメの飼育

1. 飼育点数及び飼育重量

表 10 飼育点数及び飼育重量

ア、熱帯ドリームセンター

飼育淡水魚類	数 量
アロワナ等	100 匹程度

※平成 21 年度実績値

イ、ウミガメ館

種名	アカミガメ	アオミガメ	タイマイ	ヒメミガメ	クワミガメ	合計
数量	7 匹	12 匹	86 匹	2 匹	1 匹	108 匹

※平成 21 年度実績値

2. 健康管理

1) 飼育環境の整備

- ・飼育水の水温や気温等、環境値を毎日計測すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた水槽及び周辺の清掃を定期的実施すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた調餌場の清掃を定期的実施すること。
- ・上記以外、調査職員の指示に従い、飼育環境の整備を行うこと。

2) 餌料

- ・餌料種は、栄養の偏りを防ぎ、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づいて実施すること。
- ・餌料の保管は、冷凍保存を基本とし、使用直前に解凍すること。野菜餌料は冷蔵保存し、配合飼料（乾燥ペレット）は、高温・多湿をさけ、常温で管理すること。
- ・魚類の給餌量は、残餌がでないよう給餌すること。基本的に大水槽には、1 回当たり冷凍マメアジ（同等品以上 2.0kg）、小型水槽、ロータスポンドは 1 回当たり冷凍アカムシ 2 パックとする。
- ・マメアジに関しては、大型魚の状態を観察しながら 3 回に 1 度 6.0kg を給餌するなど、適宜給餌量の調整を行うこと。
- ・カメの給餌量は、冷凍魚、海藻、野菜及び配合餌料等を 1 日当り飼育重量の 1～2% を標準として、健康状態を確認し残餌がでないよう給餌すること。
- ・調餌時、給餌時に鮮度等、異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、速やかに取り除くこと。

3) 観察

表 11 の通り、器具を用いない観察を個体毎に毎日実施し、健康管理を行うこと。

表 11 観察項目

観察項目	観察内容
行動	異常行動の有無を確認
体表	外傷や外部寄生虫の有無を確認
摂餌	食欲や摂餌動作について異常の有無の確認

4) 疾病の予防

器具を用いない観察に加え、表 12 の検査及び作業を定期的実施し、疾病の予防と早期発見に努めること。

表 12 測定・検査項目

測定・検査項目	実施内容
体表の清掃	展示物に関して、適宜実施
血液検査	約 20 項目について検査を実施
体重・直甲長・直甲幅 測定	・展示物に関して、全個体について 3 ヶ月間に 1 回以上実施 ・測定値を用いて適正な餌料量の検討を実施

5) 疾病診断

観察または検査にて異常が見られた場合は、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」(社団法人 日本動物園水族館協会)に基づいて、適切な処置を行うこと。

3. 治療

治療が必要と判断された場合は、調査職員に報告するとともに、獣医師の指導のもと、速やかに適切な治療を行うこと。

4. 各槽の展示方法

ア、熱帯ドリームセンター

熱帯域に生息するアロワナ、ディスカス、エンゼルフィッシュ等を中心に飼育展示すること。また、生態等に関する解説板を設置し、展示内容の充実を図ること。

イ、ウミガメ館

アカウミガメ、アオウミガメ、タイマイ、ヒメウミガメ、クロウミガメを飼育展示すること。生態、生活史などを書いた解説版を水槽前に設置し、展示内容の充実を図ること。また、環境保全の一環として、公園内で孵化したウミガメの放流会とウミガメ体験学習及びウミガメ展を開催し、環境教育を行うこと。

第4章 マナティーの飼育・展示

第20条 管理水準

安全で快適な公園施設の提供を基本とし、飼育生物を良好な状態で展示できるように健康管理及び適正な解説を行って、利用者が生物等と親しむとともに、学習の場として利活用されることに努めること。

以下に示す管理水準を満たすよう管理を行うこと。

【健康管理】

- ・ 体温測定（マナティーの健康状態に基づき適宜）
- ・ 血液検査（マナティーの健康状態に基づき適宜）
- ・ 疾病治療（マナティーの健康状態に基づき、適宜、抗生剤投与）
- ・ 体重・体長測定（全個体各1回以上／3ヶ月）

【育成環境の保全】

- ・ 気温計測（1回／日）
- ・ 水温計測（1回／日）
- ・ 潜水清掃（表13の通り）

表13 清掃箇所

清掃箇所	必要回数
メインプール	2回以上／月
ホールディング	2回以上／月

第21条 マナティーの飼育・展示

1. 飼育頭数

表 14 飼育頭数

No.	種名	個体名	体長 (BL)	体重 (BW)	性別	備考
1	アメリカマナティー	ユカタン	285 cm	371 kg	M	
2	〃	マヤ	300 cm	519 kg	F	
3	〃	琉	277 cm	350 kg	M	
4	〃	ユマ	281 cm	558 kg	F	
	計	4 頭		1,798 kg		

※平成 21 年度実績値

2. 健康管理

1) 飼育環境の整備

- ・飼育水の水温や気温等、環境値を毎日計測すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた水槽及び周辺の清掃を定期的実施すること。
- ・環境衛生管理のため、塩素等を用いた調餌場の清掃を定期的実施すること。
- ・適正水温維持のため、加温または冷却を実施し管理すること。
- ・適正水温維持のため、冬期は加温を実施し管理すること。
- ・上記以外、調査職員の指示に従い、飼育環境の整備を行うこと。

2) 餌料

- ・餌料種は、栄養の偏りを防ぎ、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づいて実施すること。
- ・餌料量は、原則として1日当り飼育重量の5～7%を標準として給餌すること。
- ・餌料の保管は、冷蔵保存を基本とすること。
- ・調餌時、給餌時に鮮度等、異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、速やかに取り除くこと。

3) 観察

下表の通り、器具を用いない観察を個体毎に毎日実施し、健康管理を行うこと。

表 15 観察項目と内容

観察項目	観察内容
呼吸音	混濁音や異常音の有無の確認
呼吸臭	異常臭の有無の確認
呼吸孔	鼻腔の色調、腫瘍の有無等の確認
眼	開眼状態や白濁等の異常の有無の確認
体表	荒れ、傷、腫脹等の有無の確認
排泄物	尿や便について色調や形状等の確認
ガス（おなら）	ガスの有無の確認
行動	異常行動や発情行動の有無の確認
摂餌	食欲や摂餌動作について異常の有無の確認

4) 疾病の予防

器具を用いない観察に加え、下記検査及び作業を定期的実施し、疾病の予防と早期発見に努めること。

表 16 測定・検査項目と内容

測定・検査項目	実施内容
体温測定	健康状態に基づき適宜実施
血液検査	約 20 項目について検査を実施
体重・体長測定	・全個体について 3 ヶ月間に 1 回以上実施 ・測定値を用いて適正な餌料量の検討を実施

5) 疾病診断

観察または検査にて異常が見られた場合は、「新 飼育ハンドブック【水族館編】」（社団法人 日本動物園水族館協会）に基づいて、適切な処置を行うこと。

4. 治療

治療が必要と判断された場合は、調査職員に報告するとともに、獣医師の指導のもと、速やかに適切な治療を行うこと。

第5章 展示生物の解説及び補充

第22条 管理水準

安全で快適な公園施設の提供を基本とし、飼育生物を良好な状態で展示できるように健康管理及び適正な解説を行って、利用者が生物等と親しむとともに、学習の場として利活用されることに努めること。

第23条 展示生物の補充

展示生物の補充は原則として表 2、表 10 の展示数量を維持するように補充することとし、補充にあたっては、調査職員と協議を行うものとする。

個体が死亡した場合は、速やかに調査職員に連絡をとり、指示を仰ぐこと。また、原因を特定次第、調査職員に報告するとともに、予防策、防止策を提案すること。

第24条 展示生物の解説

1. 展示生物の解説は、飼育動物の繁殖・生態に関する内容を利用者が分かりやすいように解説板や映像等を活用して行うこと。
2. 展示解説は、展示動物の内容に合わせて随時変更を行うこと。
3. ダイバーショーや観察会においては、解説員によるイルカの生態、形態、知覚能力等について分かりやすい解説を行うこと。
4. イルカショーにおいては、イルカの運動能力等について分かりやすい解説を行うこと。

(別紙－14)

**H24-26 国営沖繩記念公園運営維持管理業務
収益施設等管理運営規定書（案）**

平成 23 年〇月

目 次

第1編 収益施設等管理運営規定書	1
第1章 総則	1
第1条 履行場所及び履行期限	1
第2条 基本事項	2
第3条 本業務の目的	2
第4条 用語の定義	3
第5条 許認可申請等	4
第6条 法令等の遵守	5
第7条 準拠規定	5
第8条 施設運営者の義務	6
第9条 景観への配慮	7
第10条 公園管理者と施設運営者の責任分担	7
第11条 公租公課	8
第12条 運営日時等	8
第13条 提供品目及び利用料金	9
第14条 国有財産の施設使用料	9
第15条 経費等の負担	10
第16条 コンプライアンス	11
第17条 業務の再委託の禁止	11
第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止	12
第19条 業務の履行	12
第20条 業務の解除	12
第21条 業務の完了・引継、原状回復等	12
第22条 立退料等の不請求	13
第23条 保険の付保及び事故の補償	13
第24条 情報公開	13
第25条 その他留意事項	13
第2章 マネジメント（運営管理）	14
第26条 基本事項	14
第27条 業務実施体制	14
第28条 許可、承諾等を要する事項	15
第29条 その他の協議・報告等	17
第30条 官公署への連絡、届出	18
第31条 別途工事等との調整	18
第32条 記録の保存	18
第33条 再調査等の依頼	18

第3章	ホスピタリティ（施設利用者対応）	19
第34条	基本事項	19
第35条	施設利用者対応	19
第36条	拾得物、残置物の処理	19
第37条	広報・広聴	19
第38条	掲載情報の更新・修正・訂正	20
第4章	安全衛生管理	21
第39条	基本事項	21
第40条	点検等	22
第41条	危機管理	24
第5章	施設管理	26
第42条	基本事項	26
第43条	清掃等	26
第44条	工事等	26
第45条	安全管理	26
第46条	台帳管理	28
第47条	備品の取り扱い	28
第48条	本業務の引継	28
第2編	国営沖縄記念公園収益施設管理運営個別規定書	30
第1章	飲食施設	30
第1条	総則	30
第2条	施設の目的	30
第3条	運営対象施設	30
第4条	責任者の選任	30
第5条	運営日時	30
第6条	利用料金	31
第7条	繁忙期の対応（裁量施設）	31
第8条	業務の内容	32
第9条	施設・設備の維持管理	32
第10条	安全衛生管理等	32
第11条	費用負担	33
第12条	責任の範囲	33
第13条	施設利用上の注意	34
第2章	物販施設	35
第14条	総則	35
第15条	施設の目的	35
第16条	運営対象施設	35
第17条	責任者の選任	35
第18条	運営日時	35

第19条	利用料金	36
第20条	繁忙期の対応（裁量施設）	36
第21条	業務の内容	37
第22条	施設・設備の維持管理	37
第23条	安全衛生管理等	37
第24条	費用負担	38
第25条	責任の範囲	38
第26条	施設利用上の注意	39
第3章	遊覧車	40
第27条	総則	40
第28条	施設の目的	40
第29条	運営対象施設	40
第30条	責任者の選任	40
第31条	運営日時	40
第32条	利用料金	40
第33条	業務の内容	41
第34条	施設の運営	41
第35条	施設・設備等の維持管理	41
第36条	安全確保	41
第37条	研修	43
第38条	緊急時の対応	44
第39条	費用負担	44
第40条	施設利用上の注意	45
第4章	自動販売機（裁量施設）	46
第41条	設置箇所、販売内容・料金等	46
第42条	費用の負担	46
第43条	自動販売機の維持管理	46
第44条	その他留意事項	46
第5章	コインロッカー（裁量施設）	47
第45条	設置箇所、料金等	47
第46条	費用の負担	47
第47条	コインロッカーの維持管理	47
第48条	その他留意事項	47
第6章	自主事業における行催事等	48
第49条	自主事業における行催事等	48

はじめに

本規定書は、国営沖縄記念公園の収益施設である飲食施設（ビーチスナック、中央ゲートスナック等）、物販施設（ビーチ売店、熱帯ドリームセンター売店、オキちゃんショップ等）、遊覧車、自動販売機、コインロッカー等の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営沖縄記念公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考されたい。

第1編 収益施設等管理運営規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営沖縄記念公園

○海洋博覧会地区

所在地：沖縄県国頭郡本部町

敷地面積：77.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の供用区域等であり、その面積は、平成23年6月現在77.0haである。

うち収益施設許可対象面積 2,327.55 m²

○首里城地区

所在地：沖縄県那覇市

敷地面積：2.0ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営沖縄記念公園首里城地区の供用区域であり、その面積は、平成23年6月現在2.0haである。

うち収益施設許可対象面積 2.48 m²

■対象となる収益施設（海洋博覧会地区）

公園施設の名称		許可対象面積(予定)(m ²)	備考
1	飲食施設 【必須施設】	ビーチスナック	36.50
		中央ゲートスナック	33.50
		オキちゃんパーラー (事務室、倉庫含む)	885.0
		スナックスクール	60.01
		カフェティーダ	275.19
2	物販施設 【必須施設】	ビーチ売店及び3点セット 貸出所	164.42
		熱帯ドリームセンター売店 (倉庫含む)	73.4
		オキちゃんショップ	113.05
		ショップやんばるの杜	211.9
		ギャラリー美ら島(事務室 含む)	83.25
	物販施設 【裁量施設】	書籍等の販売所	1.80
		植物の無人売店	4.32
3	遊覧車 【必須施設】	車庫	658.49
		遊覧ポイント一式	34.80
4	自動販売機 【裁量施設】	75台	74.2
5	コインロッカー 【裁量施設】	3ヶ所	26.65

■対象となる収益施設（首里城地区）

公園施設の名称		許可対象面積(予定)(m ²)	備考
1	自動販売機 【裁量施設】	2台	2.48

2. 履行期限

管理運営期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとするが、収益施設の現任施設運営者あるいは収益施設の次期施設運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、公園管理者は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、契約期間変更時に収益施設の現任施設運営者あるいは収益施設の次期施設運営者の指示を受けることがある。

施設運営者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

国営沖縄記念公園（以下「本公園」という。）の収益施設である飲食施設（ビーチスナック、中央ゲートスナック等）、物販施設（ビーチ売店、熱帯ドリームセンター売店、オキちゃんショップ等）、遊覧車、自動販売機、コインロッカーの管理運営業務（以下「本業務」という。）は、都市公園法第5条第2項に基づき、施設運営者が設置及び管理の許可を公園管理者から受けて実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設（以下、「収益施設」という。）の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本テーマ、基本方針等を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

本公園の設置目的、基本テーマ、基本方針

1) 基本理念

国営沖縄記念公園は、その存在価値や利用価値を、継承・展開・発信していくことにより、良好な自然的条件や施設・設備を有効利用し、多様なレクリエーションの需要に対応する都市公園としての役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・展開・発信していくためには、国営沖縄記念公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、地方自治体、維持管理事業者、地域住民、利用者等）が、今後の国営沖縄記念公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営沖縄記念公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

そのため、今後の国営沖縄記念公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す3つの基本方針を設定した。（別紙－7「国営沖縄記念公園運営維持管理基本方針」を参照のこと）

2) 基本方針

基本方針 1) 沖縄の自然環境を十分考慮し、四季を通じて利用できる公園とする。

基本方針 2) 沖縄の歴史的・文化的資源を生かした公園とする。

基本方針 3) 多様な主体との連携や情報発信に取り組み、沖縄の持続的な観光振興の中核となる公園とする。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「公園管理者」とは、都市公園法に基づく本公園の管理者のこと。
- 2) 「施設運営者」とは、収益施設の管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
- 3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、施設運営者又は施設運営者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う、公園管理者の職員で主任調査職員及び調査職員を総称している。
- 4) 「維持管理業務受託者」とは、国営沖縄記念公園の維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 5) 「収益施設等運営業務責任者」とは、施設運営者として第2編国営沖縄記念公園収益施設管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 6) 「施設担当責任者」とは、施設運営者として各収益施設等を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
- 7) 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
- 8) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 9) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 10) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 11) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内若しくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 12) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設運営者が持ち込んだもののこと。
- 13) 「指示」とは、要領の定めに基づき、公園管理者が施設運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 14) 「承諾」とは、本規定書で明示した事項について、公園管理者と施設運営者が同意すること。
- 15) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び公園管理者が指示する事項について、公園管理者

と施設運営者が合議し結論を得ること。

- 16) 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 17) 「提出」とは、公園管理者が施設運営者に対し、または施設運営者が公園管理者に対し本業務に係る書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。
- 18) 「報告」とは、施設運営者が公園管理者に対し、事業の状況または結果について知らせること。
- 19) 「書面」とは、定められた様式または公園管理者が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、書式以外の様式、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。電子納品を行う場合は別途公園管理者と協議するものとする。
- 20) 「利用料金」とは、収益施設の使用、行催事への参加やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 21) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を施設運営者が公園管理者に納める料金のこと。
- 22) 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき公園管理者から金額を通知し、施設運営者が公園管理者に納める料金のこと。
- 23) 「修繕」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の劣化した部分若しくは部材について、性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 24) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 25) 「改修」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の性能若しくは機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 26) 「保守」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 27) 「点検」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第 5 条 許認可申請等

1. 施設運営者は、公園管理者に都市公園法第 5 条第 2 項に基づく収益施設の管理許可申請を行うものとする。基本的には、「H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営提案書」及び本運営規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請され

- た事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、公園管理者と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。
 3. 施設運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び公園管理者の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 消防法、同法施行令、同法施行規則（消防庁）
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
同法施行令、同法施行規則、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- 5) 水道法
- 6) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 7) 高圧ガス保安法
- 8) ボイラー及び圧力容器安全規則
- 9) 食品衛生法
- 10) 官公法
- 11) 下水道法
- 12) 浄化槽法
- 13) 環境基本法
- 14) 大気汚染防止法
- 15) 水質汚濁防止法
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 悪臭防止法
- 19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 20) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 21) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
- 22) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 23) 博物館法
- 24) 建設業法

- 25) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 26) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 27) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 28) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 29) 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- 30) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 31) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- 32) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
- 33) 建築保全業務共通仕様書（平成 20 年度版）
- 34) 国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－12）
- 35) 個人情報保護に関する法律
- 36) 遺失物法
- 37) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 38) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
- 39) その他、関係諸法令

第 8 条 施設運営者の義務

1. 施設運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに公園管理者に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営沖縄記念公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設運営者は、公園管理者が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、公園管理者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
5. 施設運営者は、公園管理者が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、公園管理者や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
7. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
8. 施設運営者は、本業務の実施にあたって、常に公園管理者と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設運営者は、収益施設の運営、特に飲食施設や物販施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 公園管理者と施設運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、公園管理者と施設運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとす。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、公園管理者と施設運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

公園管理者と施設運営者の責任分担一覧

項目	内容	公園	施設
		管理者	運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へに損害を与えた場合（施設運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第30条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
公園管理者又は第三者への損害	施設運営者の責めに帰すべき事由により、公園管理者又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、公園管理者は施設運営者に協力する。

※2 特定備品を対象とする。

第 1 1 条 公租公課

1. 施設運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設運営者の負担とする。
2. 施設運営者は、地方税法第 7 3 条第 7 項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について公園管理者に協力するものとする。

第 1 2 条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては公園管理者との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる（表 1 を参照）。

表 1 開園日・開園時間

エリア	開園期間	開園時間 (開館時間)
(1) 海洋博覧会地区	夏期 (3 月 1 日～9 月 30 日)	8:00～19:30 (8:30～19:00)
	水族館関連区域	8:00～20:30
	通常期 (10 月 1 日～2 月末日)	8:00～18:00 (8:30～17:30)
	水族館関連区域	8:00～19:00
(2) 首里城地区	4 月 1 日～6 月 30 日	8:00～19:30
	7 月 1 日～9 月 30 日	8:00～20:30
	10 月 1 日～11 月 30 日	8:00～19:30
	12 月 1 日～3 月 31 日	8:00～18:30

※休園日は、海洋博覧会地区は 12 月の第 1 水曜日及びその翌日。首里城地区は無し。

※水族館関連区域は、別紙-6「水族館関連区域図」のとおりとする。

※海洋博覧会地区のエメラルドビーチの供用期間は、4 月～10 月とする。

以下のとおり無料入館日を設けることとし、当該年度の日には別途通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】
- ・秋の都市緑化月間：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】
- ・みどりの日：5 月 4 日【1 日】
- ・児童福祉週間：5 月 5 日【1 日】
※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
- ・敬老の日：9 月第 3 月曜日【1 日】
※満 65 歳以上の者のみ無料

2. 公園管理者が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 公園管理者は、前項の規定により施設運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ調査職員と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
 2. 利用料金は、「第2編 国営沖縄記念公園収益施設管理運営個別規定書」の個別施設の各章で定める額を超えない範囲で別に定めることを原則とするが、運営方法の内容に応じて、あるいは利用料金の記載のないものは公園管理者との協議の上、定めるものとし、その料金は、市場価格並みとする。なお、施設運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に調査職員と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設運営者は、本規定書に基づく業務を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

施設使用料については、当該年度分を公園管理者に納入しなければならない（一括あるいは分割）。

なお、指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

公園管理者は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■算定施設使用料一覧（海洋博覧会地区）

公園施設の名称		税抜き施設使用料(1年分)	
1	飲食施設	ビーチスナック	576,000
		中央ゲートスナック	480,000
		オキちゃんパーラー (事務室、倉庫含む)	8,400,000
		スナックスコール	432,000
		カフェティータ	3,168,000
2	物販施設	ビーチ売店及び3点セット貸出所	1,524,000
		熱帯ドリームセンター売店 (倉庫含む)	708,000
		オキちゃんショップ	792,000
		ショップやんばるの杜	17,040,000
		ギャラリー美ら島(事務室含む)	984,000
		書籍等の販売所	10,800
		植物の無人売店	7,200
3	遊覧車	車庫 遊覧ポイント一式	2,400,000
4	自動販売機	75台	21,960,000
5	コインロッカー	3ヶ所	519,600

■算定施設使用料一覧（首里城地区）

公園施設の名称		税抜き施設使用料(1年分)	
1	自動販売機	2台	804,000

第15条 経費等の負担

1. 施設運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食施設及び物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
- 2) 施設運営者が管理する収益施設に係る法定点検については原則施設運営者が点検を行うものとし、公園管理者が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を公園管理者に提出すること。点検結果については遅滞なく公園管理者に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、公園管理者と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、本公園全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で公園管理者がアロケーションを行い、施設運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は公園管理者と協議するものとする。なお、計算方法については変更す

る場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、公園管理者と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に公園管理者または維持管理業務受託者と施設運営者との間で費用分担を行う場合にあつては、事前に公園管理者と費用分担ルール及び費用分担結果の公園管理者との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 公園管理者が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

- 1) 施設運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により公園管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、公園管理者から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてではない。
5. 施設運営者は、前項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより公

- 園管理者に損害を及ぼしたときは、公園管理者に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設運営者は、前項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに公園管理者に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により公園管理者に報告するものとする。

第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設等を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、公園管理者に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。但し、公園管理者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、公園管理者は施設運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、公園管理者は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設運営者は、施設運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は公園管理者に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは公園管理者が特定備品の残置を希望した場合、施設運営者及び公園管理者間で事前に協議を行った上で公園管理者の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

- 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、公園管理者は施設運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
 4. 不可抗力その他、公園管理者や施設運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設運営者は管理の継続の可否について協議し、公園管理者が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、公園管理者に対し施設運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設運営者は、公園管理者が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、公園管理者の指示により、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等運営業務責任者は許可を受けた後に、公園管理者が指定した様式による関係書類を公園管理者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設運営者が公園管理者に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、公園管理者と施設運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設運営者は、次の各号に掲げる事項について、公園管理者に報告するものとする。
 - ① 管理運営要領 許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等） . . . 翌月の10日までに提出
 - ③ 業務打合せ簿 打合せ毎に終了後すみやかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 点検後すみやかに提出
 - ⑤ その他公園管理者が指示する書類 適宜

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の企画立案及びマネジメントを担当する収益施設等運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない
5. 収益施設等運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。

- 1) 調査職員について
 - ①公園管理者は、業務における調査職員を定め、施設運営者に通知するものとする。
 - ②調査職員は、本規定書に定められた事項の範囲内において、収益施設等運営業務責任者に対し連絡、調整等の職務を行うものとする。
- 2) 収益施設等運営業務責任者について
 - ①施設運営者は、業務における収益施設等運営業務責任者を定め、公園管理者に通知するものとする。
 - ②収益施設等運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
- 3) 適切な業務従事者の配置について
 - ①収益施設等運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ②調査職員は、必要に応じて収益施設等運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に収益施設運営提案書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を公園管理者に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、調査職員と協議の上公園管理者に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、公園管理者に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、維持管理業務と明確に区分し整理すること。
- 2) 施設運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月10日までに書面により公園管理者に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、公園管理者からこれらに関する報告や実施調査

を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。

- 4) 公園管理者は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に公園管理者に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に公園管理者と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、公園管理者と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い公園管理者又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設運営者は、公園管理者の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に公園管理者と協議を行い、その結果に基づき変更要領を公園管理者に提出し、承諾を得なければならない。

5. 施設運営者の変更及び業務の再委託

- 1) 施設運営者は、本業務の実施にあたり、管理運営要領に記載した業務の全部、又は本業務における主たる部分の業務を、施設運営者以外のものに委託する場合には、事前に公園管理者と協議の上、変更した管理運営要領を公園管理者に提出し承諾を得なければならない。

なお、本業務における主たる部分の業務とは、総合的企画、業務遂行管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務の企画立案及びマネジメント）のことをいう。

- 2) 主たる業務以外の軽微な業務である、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務に関する再委託を施設運営者が実施する際には、公園管理者との協議及び管理運営要領の提出は必要としない。
- 3) 新たな施設運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
- 4) 新たな施設運営者は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、内閣府公園管理者長から指名停止を受けていないこととする。
- 5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を新たな施設運

営者としてはならない。

6. 広告物の掲出

1) 施設運営者は、広告物を掲出しようとするときは、あらかじめ、公園管理者に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出位置については許可区域内とする。

なお、施設運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、公園管理者と書面により協議を行うこと。

①収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営沖縄記念公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営沖縄記念公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。

②収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

③施設運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営沖縄記念公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

④施設運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営沖縄記念公園の名称より小さく表示すること。

7. 施設運営者のその他提出義務

1) 施設運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を公園管理者に書面により提出しなければならない。

①施設運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

④施設運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく

書面により報告しなければならぬ。

- 1) 関係機関等との協議
- 2) その他施設の運営者との協議

第30条 官公署への連絡、届出

施設運営者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国事務所が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設運営者において5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

公園管理者は、施設運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、必要に応じて公園管理者に書面により報告しなければならない。
3. 施設運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に公園管理者と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームペー

ジに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、本公園のホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

5. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営沖縄記念公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び公園管理者が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設等のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、公園管理者に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、公園管理者が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、公園管理者が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに監督職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を調査職員に書面により報告のうえ講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 工事車両の運転については公園管理者の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、20km/h以下を遵守するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じて誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4) 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
 - 5) 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設運営者は、開園時間中は救急担当者を配置し、救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切

と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
- 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設運営者はあらかじめ公園管理者の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2) 前項の場合においては、施設運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 公園管理者は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、公園管理者が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、公園管理者に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を公園管理者に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。

2. 定期点検

- 1) 施設運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 各施設の定期点検については、関係法令及び規則に基づき行うものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設運営者が自ら設定するものとする。

3. 自主点検

- 1) 自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	冷熱源機器	運転・監視記録
		冷熱源機器
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
給排水衛生機器	給排水衛生機器	
	循環ろ過装置	
監視制御設備	中央監視制御設備	中央監視制御装置
搬送設備	昇降機	昇降機

4. 日常点検

- 1) 施設運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設運営者は、施設、設備等は損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに公園管理者に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設運営者は、公園管理者が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。
- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに国事務所発行の車輛入園許可証を前面に提示し、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努め、園内の走行ルールを遵守して走行するものとする。

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設運営者は、緊急連絡体制を作成し、公園管理者に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

①施設運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は公園管理者に書面により報告するものとする。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を公園管理者に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3) 初期対応

①施設運営者は、公園管理者の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び

緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに公園管理者に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 一 事故発生日時。
- 二 事故発生場所。
- 三 事故発生の原因。
- 四 事故の程度。
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
- 六 事故処理の概略。
- 七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに公園管理者に報告し、その指示に従うこととする。

2. 異常事態対策

- 1) 施設運営者は、公園管理者が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに公園管理者へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設運営者は、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設の建築躯体ならびに建築設備および管理備品について、施設運営者の注意義務で管理しなければならない。

第43条 清掃等

1. 施設運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設運営者は、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設運営者が、消耗品の交換や施設運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事を実施するにあたり、施設利用者の安全確保に十分注意をすると共に、施設運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、公園管理者発行の通行許可証を全面に提示し、許可証裏面の「公園車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者ならびに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持ち込み車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする。
3. 施設運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業

実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物ならびに樹木等を破損しない様に十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装ならびに言動に注意し、公園利用者ならびに施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6編 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設運営者の負担とする。

第47条 備品の取り扱い

1. 保有備品の取扱い

許可を受けた収益施設等の運営に必要な備品は、施設運営者が全て準備するものとする。

但し、業務開始時に公園管理者が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設運営者は、本業務完了の際、残存する備品で公園管理者がその費用を負担したものについて当該備品を公園管理者に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、公園管理者が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

但し、「本章第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「第1編 収益施設管理運営共通規定書 第1章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、公園管理者に対し施設運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設運営者の負担とする。

第48条 本業務の引継

1. 施設運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不相当である場合、公園管理者の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、公園管理者や施設運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設運営者は管理の継続の可否について協議すること。

3. 施設運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第 27 条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかなる場合は、その費用は施設運営者が負担する。

第2編 国営沖縄記念公園収益施設管理運営個別規定書

第1章 飲食施設

第1条 総則

施設運営者は、飲食施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設運営者は公園管理者と協議するものとする。

第2条 施設の目的

飲食施設は、本公園において飲食サービスを提供することを、施設の目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧（必須施設）

施設名称	営業場所
ビーチスナック	ビーチハウスの一部
中央ゲートスナック	中央ゲートの一部
オキちゃんパーラー	パークセンターの一部
スナックスコール	熱帯ドリームセンター休憩所の一部
カフェティータ	総合案内所（ハイサイプラザ）の一部

第4条 責任者の選任

施設運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

1. 運営日は、原則として4月1日から3月31日までの公園開園日とする。ただし、公園の休園日を除く。
なお、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設運営者は、公園管理者と事前に協議を行い、書面により提出するものとする。
2. 営業時間は、原則として下記のとおりとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と事前に協議するものとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、公園管理者より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

施設名称	営業時間
ビーチスナック	夏期：3月～9月（9:30～19:00） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）
中央ゲートスナック	夏期：3月～9月（9:30～18:30） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）
オキちゃんパーラー	夏期：3月～9月（9:00～19:00） 通常期：10月～2月（9:00～17:30）
スナックスコール	夏期：3月～9月（9:30～18:30） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）
カフェティータ	夏期：3月～9月（9:30～19:00） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）

第6条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する飲食品目及び価格は提案された内容とするが、販売価格は周辺の市場価格並みとすること。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、公園管理者と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧（参考）

施設名称	販売品目
ビーチスナック	ソフトクリーム各種、アイスクリーム各種、清涼飲料類、ホットドック、かき氷、ハンバーガー類、軽食類(カレー・焼きそば等)、生ジュース各種、フィルム、ライター・電池類、スープ各種、ビール等
中央ゲートスナック	ソフトクリーム各種、アイスクリーム各種、生ジュース各種、フロート各種、清涼飲料類、ビール、ハンバーガー類、ホットドック、煙草各種、フィルム・カメラ等、ライター・電池類、スープ各種、カップラーメン、菓子類等
オキちゃんパーラー	ソフトクリーム各種、アイスクリーム各種、清涼飲料類、軽食類(カレー・焼きそば等)、煙草各種、フィルム、ライター・電池類、スープ各種、チュロス
スナックスコール	ソフトクリーム各種、コーヒー・アイスクリーム各種、生ジュース各種、ビール、ソフト飲料、タコライス、スパゲティ各種、カレー各種、コーンスープ、煙草各種、フィルム、電池、カメラ、菓子類等
カフェティータ	ソフトクリーム各種、アイスクリーム各種、清涼飲料類、軽食類(カレー・焼きそば・ラーメン等)、生ジュース各種、スープ各種、ビール等

第7条 繁忙期の対応（裁量施設）

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店の開設を許可するものとする。なお、開設にあたっては、事前に場所、開設時間及び販売品目について公園管理者と協議し、書面により提出するものとする。

■臨時飲食売店開設場所一覧（参考：平成 21 年度実績）

占用物件	開設場所
ゴールデンウィークイベントに伴う出店	総合案内所隣接地、ウミガメ館正面
サマーフェスティバルに伴う出店	ビーチ艇庫前、御成婚の森入り口
シルバーウィーク催事に伴う出店	夕陽の広場
トリムマラソンに伴う出展	噴水広場
沖縄国際洋蘭博覧会及び美ら海花まつりに伴う出展	総合案内所中庭前ロータリー

第 8 条 業務の内容

1. 施設運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 飲食施設の運営に関すること。
 - 2) 飲食施設の維持管理に関すること。
 - 3) 飲食施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第 9 条 施設・設備の維持管理

施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第 10 条 安全衛生管理等

1. 衛生管理及び安全管理は、施設運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年 1 回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年 2 回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年 2 回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業事に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、

安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。

- 3) 毎日、外注の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、公園管理者、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設運営者の責任において、その賠償を行う。

第11条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設運営者の負担で準備すること。但し、施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設運営者が定める損害料を徴収する。

第12条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

- 2) 施設運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第13条 施設利用上の注意

次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
- 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第2章 物販施設

第14条 総則

施設運営者は、物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設運営者は公園管理者と協議するものとする。

第15条 施設の目的

物販施設は、本公園において物販サービスを提供することを、施設の目的とする。

第16条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

	施設名称	営業場所
必須施設	ビーチ売店及び3点セット貸出所	ビーチハウスの一部
	熱帯ドリームセンター売店	熱帯ドリームセンターエントランスホールの一部
	オキちゃんショップ	パークセンターの一部
	ショップやんばるの杜	総合案内所（ハイサイプラザ）の一部
	ギャラリー美ら島	総合案内所（ハイサイプラザ）の一部
裁量施設	書籍等の販売	都市緑化植物園管理センター1階の一部
	植物の無人売店	都市緑化植物園休憩所の一部

第17条 責任者の選任

施設運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第18条 運営日時

1. 運営日は、原則として4月1日から3月31日までの公園開園日とする。ただし、公園の休園日を除く。
なお、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設運営者は、公園管理者と協議するものとする。
2. 営業時間は、原則として下記のとおりとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と事前に協議するものとする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、公園管理者より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

■営業時間（平成 22 年度時点）

施設名称	営業時間
ビーチ売店及び3点セット貸出所	夏期：3月～9月（8:30～19:00） 通常期：10月～2月（8:30～17:30）
熱帯ドリームセンター売店(倉庫)	夏期：3月～9月（9:30～19:00） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）
オキちゃんショップ	夏期：3月～9月（9:30～18:30） 通常期：10月～2月（9:30～17:30）
ショップやんばるの杜	夏期：3月～9月（8:30～20:00） 通常期：10月～2月（8:30～18:30）
ギャラリー美ら島	夏期：3月～9月（8:30～20:00） 通常期：10月～2月（8:30～18:30）
書籍等の販売	夏期：3月～9月（8:30～19:00） 通常期：10月～2月（8:30～17:30）
植物の無人売店	夏期：3月～9月（8:00～19:30） 通常期：10月～2月（8:00～18:00）

第 19 条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する飲食品目及び価格は提案された内容とするが、販売価格は周辺の市場価格並みとすること。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、公園管理者と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧（参考）

施設名称	販売品目
ビーチ売店及び3点セット貸出所	衣類、装飾品、布製品、ガラス製品、キーホルダー類、絵はがき類、文具類、ぬいぐるみ、シール・ステッカー、雑貨類、食品類、フィルム類、タバコ類等
熱帯ドリームセンター売店	衣類、布製品、ガラス製品、キーホルダー類、絵はがき類、文具類、雑貨類、フィルム類、植物等
オキちゃんショップ	衣類、装飾品、布製品、キーホルダー類、絵はがき類、文具類、ぬいぐるみ、シール・ステッカー、雑貨類、食品類、フィルム類、タバコ類等
ショップやんばるの杜	菓子類、地域特産品、工芸品（ガラス、陶器、織物等）、各種グッズ（衣類、キーホルダー等）
ギャラリー美ら島	民芸品、工芸品（ガラス、陶器、織物等）、各種グッズ（衣類、キーホルダー等）
書籍等の販売	書籍類
植物の無人売店	植物各種

第 20 条 繁忙期の対応（裁量施設）

繁忙期の管理運営にあたっては、物販施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店の開設を許可するものとする。なお、開設にあたっては、事前に場所、開設時間及び販売品目について公園管理者と協議し、書面により提出するものとする。

■臨時物販売店開設場所一覧（参考：平成 21 年度実績）

占用物件	開設場所
ツバキ展に伴う出展	植物管理センター1階
トリムマラソンに伴う出展	おきなわ郷土村
沖縄国際洋蘭博覧会及び美ら海花まつりに伴う出展	熱帯ドリームセンター

第 2 1 条 業務の内容

1. 施設運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 物販施設の運営に関すること。
 - 2) 物販施設の維持管理に関すること。
 - 3) 物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第 2 2 条 施設・設備の維持管理

施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第 2 3 条 安全衛生管理等

1. 衛生管理及び安全管理は、施設運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年 1 回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年 2 回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年 2 回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
4. 物販施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業事に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。

- 3) 毎日、外注の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、公園管理者、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
 6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設運営者の責任において、その賠償を行う。

第24条 費用負担

1. 物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設運営者の負担で準備すること。但し、施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設運営者が定める損害料を徴収する。

第25条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設運営者がその損害を

賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第26条 施設利用上の注意

次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。

- 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
- 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
- 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
- 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第3章 遊覧車

第27条 総則

施設運営者は、遊覧車の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設運営者は公園管理者と協議するものとする。

第28条 施設の目的

遊覧車は、別図に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための遊覧車の運行を目的とする。

第29条 運営対象施設

運営対象施設次のとおりである。車両の仕様及び運用台数は、施設運営者の提案によるものとし、公園管理者と協議した上で、車両の導入を行うこととする。

■運営対象施設一覧（必須施設）

施設名称	営業場所
車庫 遊覧ポイント	海洋博覧会地区内

第30条 責任者の選任

施設運営者は、園内交通施設の運行にあたり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第31条 運営日時

1. 施設運営者は、運営日は、原則として公園の開園日を運行期間とする。ただし、以下の運休日を除く。

■運休日

公園の休園日、その他、天候等により、公園管理者及び運行管理者が必要と認める時。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、公園管理者より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第32条 利用料金

1. 遊覧車の利用料金は提案された内容とするが、現在の利用料金との整合性について留意すること。なお、遊覧車の運営については施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。

■現在の利用料金一覧

種類	利用料金	備考
1回乗車	100円	
1日周遊券	200円	当日限り有効

第33条 業務の内容

施設運営者は、次の業務を行うものとする。

- 1) 遊覧車の運行及び利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。
- 2) 遊覧車の維持管理に関すること。
- 3) 遊覧車の安全管理に関すること。
- 4) 遊覧車の利用に伴う苦情処理に関すること。
- 5) 前各号に掲げる業務に付随すること。

第34条 施設の運営

1. 運行コースは以下の3つのゾーンを結ぶコースとし、経路や途中の遊覧ポイント及び運行時間・間隔については提案された内容とする。ただし、行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、変更することができるが、その場合、施設運営者は、事前に公園管理者と協議を行うものとする。
 - 1) 沖縄文化・センターゾーン
 - 2) オーシャンックゾーン
 - 3) 熱帯亜熱帯環境ゾーン
2. 園内の車輛通行速度の制限速度は、20km/h以内で走行し、また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行するものとする。

第35条 施設・設備等の維持管理

1. 施設運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る清掃
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第36条 安全確保

1. 衛生管理及び安全管理は、施設運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設運営者は安全衛生管理計画書を定めて公園管理者に提出するものとする。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営

- 1) 施設運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。
 - 1) 始業終業点検。
 - 2) 身だしなみチェック。
 - 3) 清掃チェック。
 - 4) 1ヶ月点検。
 - 5) 納品業者への指導管理。
 - 6) 定期点検（1年次）。
 - 7) 消防避難訓練。
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心がけることとする。ただし、毎日点検については安全作業に十分心がけ、下記にはよらない。
 - 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設運営者は点検表（または運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（または運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
 - 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 施設運営者は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（または運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異

常が発見された場合は速やかに公園管理者と協議の上、異常の処置を行う。

- 1 1. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
- 1 2. 年1回、定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ月検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに公園管理者と協議の上、異常の処置を行う。

■ 1ヶ月検査の内容一覧

検査項目	検査内容	備考
構造物	1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否	
放送設備 信号・通信	1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否	
車体・搬器	1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否	
駆動装置 制御装置	1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制御片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否	必要により油の取替
制御回路	1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否	

- 1 3. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消化活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
- 1 4. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後仕様を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
- 1 5. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
- 1 6. 第6項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ公園管理者に提出し、確認を得るものとする。
- 1 7. 施設運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
- 1 8. 施設運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第37条 研修

施設運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させ

るため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

- 1) 園内交通施設に関する一般知識。
- 2) 園内交通施設の運行及び点検の方法。
- 3) 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
- 4) 故障時に講ずべき措置。
- 5) 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
- 6) 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
- 7) 国営沖縄記念公園についての一般知識。
- 8) 園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
- 9) 関係法令その他必要な事項。

第38条 緊急時の対応

1. 施設運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、公園管理者に報告するものとする。また、施設運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知することとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想される時。
 - 2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。
 - 3) 事故又は故障等により運転不能のとき。
 - 4) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想される時。
 - 5) その他公園管理者の指示があったとき。

第39条 費用負担

1. 園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内交通施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設運営者の負担で準備すること。但し、施設運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、公園管理者に対し施設運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設運営者が定める損害料を徴収する。

第40条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

- 1) 運転手等の安全指示に従うこと。
- 2) 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。
- 3) 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 4) 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
- 5) 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
- 6) 手回り品・危険物（別紙2参照）を所持して乗車しないこと。

第4章 自動販売機（裁量施設）

第4 1条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 施設運営者は、自動販売機を海洋博覧会地区は75台、首里城地区は2台を限度として設置し、管理することができる。
2. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

第4 2条 費用の負担

1. 自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する経費、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する経費は、施設運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設運営者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設運営者の負担とする。
4. 自動販売機の設置に伴う光熱水費等日常の管理経費は、施設運営者の負担とする。

第4 3条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第4 4条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に公園管理者と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に公園管理者と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、公園管理者の指示に従うこと。

第5章 コインロッカー（裁量施設）

第45条 設置箇所、料金等

1. 施設運営者は、コインロッカーを海洋博覧会地区で3カ所を限度として設置し、管理することができる。
2. 施設運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

第46条 費用の負担

1. コインロッカーの購入、設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する経費、コインロッカーの安全対策に要する経費は、施設運営者の負担とする。
2. コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設運営者の負担とする。
3. コインロッカーの設置に伴う光熱費等日常の管理経費は、施設運営者の負担とする。

第47条 コインロッカーの維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設運営者が行うこと。
3. コインロッカーの清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. コインロッカーを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第48条 その他留意事項

1. コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設運営者が行うこと。
2. コインロッカーの設置にあたっては、事前に公園管理者と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
4. 忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行い、できる限りの便宜をはかること。

第6章 自主事業における行催事等

第49条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
6. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 事業者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
 - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 事業者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

決算報告書

以下、平成19年度から平成21年度の3年間の決算報告書を示す。

【平成19年度】

1) 総括

平成19年度		(単位:円)			
項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	適要
直接管理費		1,375,222,000	1,375,222,000	0	100.0%
植物管理費		227,339,000	245,593,751	△ 18,254,751	108.0%
	芝生管理	41,283,000	34,437,791	6,845,209	83.4%
	樹木管理	55,278,000	69,179,601	△ 13,901,601	125.1%
	花壇管理	40,615,000	39,871,640	743,360	98.2%
	温室園場管理	90,163,000	102,104,719	△ 11,941,719	113.2%
動物管理費		44,945,000	43,856,770	1,088,230	97.6%
	飼料等	44,945,000	43,856,770	1,088,230	97.6%
建物維持管理費		223,162,000	230,320,410	△ 7,158,410	103.2%
	いらか広場周辺施設	20,177,000	24,709,000	△ 4,532,000	122.5%
	常用発電所	62,869,000	58,195,000	4,674,000	92.6%
	海洋文化館	33,680,000	34,054,550	△ 374,550	101.1%
	熱帯トリムセンター	29,969,000	28,869,000	1,100,000	96.3%
	おきなわ郷土村	2,945,000	3,126,000	△ 181,000	106.1%
	レストハウス等	3,114,000	3,523,000	△ 409,000	113.1%
	便所	1,137,000	1,196,000	△ 59,000	105.2%
	エネルギーセンター	35,013,000	38,061,000	△ 3,048,000	108.7%
	管理温室	8,390,000	6,406,000	1,984,000	76.4%
	事務所及管理棟等	6,660,000	9,146,000	△ 2,486,000	137.3%
	植物管理センター	7,450,000	9,817,000	△ 2,367,000	131.8%
	リサイクル施設	1,759,000	861,000	898,000	48.9%
	漏刻門、瑞泉門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座、用物座	150,000	6,860	143,140	4.6%
	供屋	30,000	0	30,000	0.0%
	総合案内所	5,910,000	6,608,000	△ 698,000	111.8%
	立体駐車場	3,859,000	5,742,000	△ 1,883,000	148.8%
工作物維持管理費		74,650,000	79,435,596	△ 4,785,596	106.4%
	エメラルドビーチ	6,500,000	8,714,000	△ 2,214,000	134.1%
	オキちゃん劇場	9,870,000	11,473,000	△ 1,603,000	116.2%
	ちびっことりで	1,648,000	845,000	803,000	51.3%
	水の階段等	577,000	476,000	101,000	82.5%
	園路広場	9,200,000	9,277,248	△ 77,248	100.8%
	屋外電気設備	40,752,000	41,547,348	△ 795,348	102.0%
	屋外給排水施設等	6,103,000	7,103,000	△ 1,000,000	116.4%
清掃費		91,736,000	88,231,208	3,504,792	96.2%
	清掃費	91,736,000	88,231,208	3,504,792	96.2%
諸掛費		246,449,000	235,509,010	10,939,990	95.6%
	利用者指導	168,575,000	161,994,767	6,580,233	96.1%
	自動車維持費	3,813,000	2,976,180	836,820	78.1%
	広告宣伝費	74,061,000	70,538,063	3,522,937	95.2%
運営管理費		466,941,000	452,275,255	14,665,745	96.9%
	人件費	419,017,000	408,899,879	10,117,121	97.6%
	旅費	6,082,000	4,477,208	1,604,792	73.6%
	庁舎費	32,018,000	27,724,868	4,293,132	86.6%
	宿舍費	9,824,000	11,173,300	△ 1,349,300	113.7%
間接管理費		68,587,524	68,587,524	0	100.0%
一般管理費		68,587,524	68,587,524	0	100.0%
	一般管理費	68,587,524	68,587,524	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,443,809,524	1,443,809,524	0	100.0%
消費税		72,190,476	72,190,476	0	100.0%
	消費税	72,190,476	72,190,476	0	100.0%
合計		1,516,000,000	1,516,000,000	0	100.0%

2) 海洋博覧会地区

平成19年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		1,288,747,000	1,288,747,000	0	100.0%
植物管理費		224,180,000	240,316,386	△ 16,136,386	107.2%
	芝生管理	39,544,000	32,612,977	6,931,023	82.5%
	樹木管理	53,858,000	65,727,050	△ 11,869,050	122.0%
	花壇管理	40,615,000	39,871,640	743,360	98.2%
	温室圃場管理	90,163,000	102,104,719	△ 11,941,719	113.2%
動物管理費		44,945,000	43,856,770	1,088,230	97.6%
	飼料等	44,945,000	43,856,770	1,088,230	97.6%
建物維持管理費		222,832,000	230,313,550	△ 7,481,550	103.4%
	いりか広場周辺施設	20,177,000	24,709,000	△ 4,532,000	122.5%
	常用発電所	62,869,000	58,195,000	4,674,000	92.6%
	海洋文化館	33,680,000	34,054,550	△ 374,550	101.1%
	熱帯ドリームセンター	29,969,000	28,869,000	1,100,000	96.3%
	おきなわ郷土村	2,945,000	3,126,000	△ 181,000	106.1%
	レストハウス等	3,114,000	3,523,000	△ 409,000	113.1%
	便所	1,037,000	1,196,000	△ 159,000	115.3%
	エネルギーセンター	35,013,000	38,061,000	△ 3,048,000	108.7%
	管理温室	8,390,000	6,406,000	1,984,000	76.4%
	事務所及管理棟等	6,660,000	9,146,000	△ 2,486,000	137.3%
	植物管理センター	7,450,000	9,817,000	△ 2,367,000	131.8%
	リサイクル施設	1,759,000	861,000	898,000	48.9%
	総合案内所	5,910,000	6,608,000	△ 698,000	111.8%
	立体駐車場	3,859,000	5,742,000	△ 1,883,000	148.8%
工作物維持管理費		70,109,000	74,859,000	△ 4,750,000	106.8%
	エメラルドビーチ	6,500,000	8,714,000	△ 2,214,000	134.1%
	オキちゃん劇場	9,870,000	11,473,000	△ 1,603,000	116.2%
	ちびっことりで	1,648,000	845,000	803,000	51.3%
	水の階段等	577,000	476,000	101,000	82.5%
	園路広場	9,100,000	9,275,000	△ 175,000	101.9%
	屋外電気設備	36,331,000	36,973,000	△ 642,000	101.8%
	屋外給排水施設等	6,083,000	7,103,000	△ 1,020,000	116.8%
清掃費		86,307,000	83,300,019	3,006,981	96.5%
	清掃費	86,307,000	83,300,019	3,006,981	96.5%
諸掛費		223,180,000	212,297,082	10,882,918	95.1%
	利用者指導	155,806,000	149,282,839	6,523,161	95.8%
	自動車維持費	3,813,000	2,976,180	836,820	78.1%
	広告宣伝費	63,561,000	60,038,063	3,522,937	94.5%
運営管理費		417,194,000	403,804,193	13,389,807	96.8%
	人件費	373,199,000	363,415,908	9,783,092	97.4%
	旅費	5,450,000	3,895,297	1,554,703	71.5%
	庁舎費	29,456,000	25,513,488	3,942,512	86.6%
	宿舍費	9,089,000	10,979,500	△ 1,890,500	120.8%
間接管理費		64,272,872	64,272,872	0	100.0%
一般管理費		64,272,872	64,272,872	0	100.0%
	一般管理費	64,272,872	64,272,872	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,353,019,872	1,353,019,872	0	100.0%
消費税		67,650,993	67,650,993	0	100.0%
	消費税	67,650,993	67,650,993	0	100.0%
合計		1,420,670,865	1,420,670,865	0	100.0%

3) 首里城地区
平成19年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A) - (B)	適要
直接管理費		86,475,000	86,475,000	0	100.0%
植物管理費		3,159,000	5,277,365	△ 2,118,365	167.1%
	芝生管理	1,739,000	1,824,814	△ 85,814	104.9%
	樹木管理	1,420,000	3,452,551	△ 2,032,551	243.1%
建物維持管理費		330,000	6,860	323,140	2.1%
	便所	100,000	0	100,000	0.0%
	漏刻門、瑞泉門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座・用物座	150,000	6,860	143,140	4.6%
	供屋	30,000	0	30,000	0.0%
工作物維持管理費		4,541,000	4,576,596	△ 35,596	100.8%
	園路広場	100,000	2,248	97,752	2.2%
	屋外電気設備	4,421,000	4,574,348	△ 153,348	103.5%
	屋外給排水施設等	20,000	0	20,000	0.0%
清掃費		5,429,000	4,931,189	497,811	90.8%
	清掃費	5,429,000	4,931,189	497,811	90.8%
諸掛費		23,269,000	23,211,928	57,072	99.8%
	利用者指導	12,769,000	12,711,928	57,072	99.6%
	広告宣伝費	10,500,000	10,500,000	0	100.0%
運営管理費		49,747,000	48,471,062	1,275,938	97.4%
	人件費	45,818,000	45,483,971	334,029	99.3%
	旅費	632,000	581,911	50,089	92.1%
	庁舎費	2,562,000	2,211,380	350,620	86.3%
	宿舍費	735,000	193,800	541,200	26.4%
間接管理費		4,314,652	4,314,652	0	100.0%
一般管理費		4,314,652	4,314,652	0	100.0%
	一般管理費	4,314,652	4,314,652	0	100.0%
小計(直接+間接)		90,789,652	90,789,652	0	100.0%
消費税		4,539,483	4,539,483	0	100.0%
	消費税	4,539,483	4,539,483	0	100.0%
合計		95,329,135	95,329,135	0	100.0%

【平成20年度】

1) 総括

平成20年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		1,316,962,000	1,316,962,000	0	100.0%
植物管理費		223,303,000	236,604,278	△ 13,301,278	106.0%
	芝生管理	39,699,000	30,453,675	9,245,325	76.7%
	樹木管理	55,428,000	57,418,911	△ 1,990,911	103.6%
	花壇管理	39,375,000	37,369,536	2,005,464	94.9%
	温室園場管理	88,801,000	111,362,156	△ 22,561,156	125.4%
動物管理費		43,464,000	43,450,901	13,099	100.0%
	飼料等	43,464,000	43,450,901	13,099	100.0%
建物維持管理費		208,418,000	232,227,927	△ 23,809,927	111.4%
	いるか広場周辺施設	17,215,000	22,432,000	△ 5,217,000	130.3%
	常用発電所	60,117,000	55,378,000	4,739,000	92.1%
	海洋文化館	32,021,000	35,973,700	△ 3,952,700	112.3%
	熱帯ドリームセンター	29,596,000	32,099,000	△ 2,503,000	108.5%
	おきなわ郷土村	2,961,000	3,123,000	△ 162,000	105.5%
	レストハウス等	2,951,000	4,932,000	△ 1,981,000	167.1%
	便所	1,501,000	917,177	583,823	61.1%
	エネルギーセンター	33,088,000	37,660,000	△ 4,572,000	113.8%
	管理温室	6,927,000	7,269,000	△ 342,000	104.9%
	事務所及管理棟等	6,507,000	14,111,050	△ 7,604,050	216.9%
	植物管理センター	6,575,000	8,587,000	△ 2,012,000	130.6%
	リサイクル施設	957,000	594,000	363,000	62.1%
	瀾刻門、瑞泉門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座、用物座	150,000	0	150,000	0.0%
	供屋	30,000	0	30,000	0.0%
	総合案内所	5,461,000	6,875,000	△ 1,414,000	125.9%
	立体駐車場	2,311,000	2,277,000	34,000	98.5%
工作物維持管理費		45,016,000	50,907,085	△ 5,891,085	113.1%
	エメラルドビーチ	3,500,000	8,154,000	△ 4,654,000	233.0%
	オキちゃん劇場	12,975,000	12,190,000	785,000	93.9%
	ちびっことりで	1,829,000	2,186,000	△ 357,000	119.5%
	水の階段等	607,000	388,000	219,000	63.9%
	園路広場	4,700,000	5,132,000	△ 432,000	109.2%
	屋外電気設備	17,255,000	17,428,085	△ 173,085	101.0%
	屋外給排水施設等	4,150,000	5,429,000	△ 1,279,000	130.8%
清掃費		88,657,000	92,049,765	△ 3,392,765	103.8%
	清掃費	88,657,000	92,049,765	△ 3,392,765	103.8%
諸掛費		255,070,000	231,294,190	23,775,810	90.7%
	利用者指導	180,391,000	159,038,470	21,352,530	88.2%
	自動車維持費	3,213,000	3,026,521	186,479	94.2%
	広告宣伝費	71,466,000	69,229,199	2,236,801	96.9%
運営管理費		453,034,000	430,427,854	22,606,146	95.0%
	人件費	398,721,000	389,171,700	9,549,300	97.6%
	旅費	7,445,000	2,509,997	4,935,003	33.7%
	庁舎費	35,718,000	28,242,017	7,475,983	79.1%
	宿舍費	11,150,000	10,504,140	645,860	94.2%
間接管理費		64,942,762	64,942,762	0	100.0%
一般管理費		64,942,762	64,942,762	0	100.0%
	一般管理費	64,942,762	64,942,762	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,381,904,762	1,381,904,762	0	100.0%
消費税		69,095,238	69,095,238	0	100.0%
	消費税	69,095,238	69,095,238	0	100.0%
合計		1,451,000,000	1,451,000,000	0	100.0%

2) 海洋博覧会地区

平成20年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		1,242,424,000	1,242,424,000	0	100.0%
植物管理費		220,140,000	232,896,930	△ 12,756,930	105.8%
	芝生管理	38,076,000	29,062,300	9,013,700	76.3%
	樹木管理	53,888,000	55,102,938	△ 1,214,938	102.3%
	花壇管理	39,375,000	37,369,536	2,005,464	94.9%
	温室圃場管理	88,801,000	111,362,156	△ 22,561,156	125.4%
動物管理費		43,464,000	43,450,901	13,099	100.0%
	飼料等	43,464,000	43,450,901	13,099	100.0%
建物維持管理費		207,868,000	232,199,750	△ 24,331,750	111.7%
	いるか広場周辺施設	17,215,000	22,432,000	△ 5,217,000	130.3%
	常用発電所	60,117,000	55,378,000	4,739,000	92.1%
	海洋文化館	32,021,000	35,973,700	△ 3,952,700	112.3%
	熱帯ドリームセンター	29,596,000	32,099,000	△ 2,503,000	108.5%
	おきなわ郷土村	2,961,000	3,123,000	△ 162,000	105.5%
	レストハウス等	2,951,000	4,932,000	△ 1,981,000	167.1%
	便所	1,181,000	889,000	292,000	75.3%
	エネルギーセンター	33,088,000	37,660,000	△ 4,572,000	113.8%
	管理温室	6,927,000	7,269,000	△ 342,000	104.9%
	事務所及管理棟等	6,507,000	14,111,050	△ 7,604,050	216.9%
	植物管理センター	6,575,000	8,587,000	△ 2,012,000	130.6%
	リサイクル施設	957,000	594,000	363,000	62.1%
	総合案内所	5,461,000	6,875,000	△ 1,414,000	125.9%
	立体駐車場	2,311,000	2,277,000	34,000	98.5%
工作物維持管理費		40,700,000	46,962,000	△ 6,262,000	115.4%
	エメラルドビーチ	3,500,000	8,154,000	△ 4,654,000	233.0%
	オキちゃん劇場	12,975,000	12,190,000	785,000	93.9%
	ちびっことりで	1,829,000	2,186,000	△ 357,000	119.5%
	水の階段等	607,000	388,000	219,000	63.9%
	園路広場	4,600,000	5,132,000	△ 532,000	111.6%
	屋外電気設備	13,059,000	13,483,000	△ 424,000	103.2%
	屋外給排水施設等	4,130,000	5,429,000	△ 1,299,000	131.5%
清掃費		83,872,000	87,199,178	△ 3,327,178	104.0%
	清掃費	83,872,000	87,199,178	△ 3,327,178	104.0%
諸掛費		227,237,000	202,216,575	25,020,425	89.0%
	利用者指導	163,058,000	139,751,855	23,306,145	85.7%
	自動車維持費	3,213,000	3,026,521	186,479	94.2%
	広告宣伝費	60,966,000	59,438,199	1,527,801	97.5%
運営管理費		419,143,000	397,498,666	21,644,334	94.8%
	人件費	368,688,000	357,975,819	10,712,181	97.1%
	旅費	6,450,000	2,149,966	4,300,034	33.3%
	庁舎費	33,243,000	26,868,741	6,374,259	80.8%
	宿舍費	10,762,000	10,504,140	257,860	97.6%
間接管理費		61,267,103	61,267,103	0	100.0%
一般管理費		61,267,103	61,267,103	0	100.0%
	一般管理費	61,267,103	61,267,103	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,303,691,103	1,303,691,103	0	100.0%
消費税		65,184,555	65,184,555	0	100.0%
	消費税	65,184,555	65,184,555	0	100.0%
合計		1,368,875,658	1,368,875,658	0	100.0%

3) 首里城地区

平成20年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		74,538,000	74,538,000	0	100.0%
植物管理費		3,163,000	3,707,348	△ 544,348	117.2%
	芝生管理	1,623,000	1,391,375	231,625	85.7%
	樹木管理	1,540,000	2,315,973	△ 775,973	150.4%
建物維持管理費		550,000	28,177	521,823	5.1%
	便所	320,000	28,177	291,823	8.8%
	漏刻門、瑞泉門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座・用物座	150,000	0	150,000	0.0%
	供屋	30,000	0	30,000	0.0%
工作物維持管理費		4,316,000	3,945,085	370,915	91.4%
	園路広場	100,000	0	100,000	0.0%
	屋外電気設備	4,196,000	3,945,085	250,915	94.0%
	屋外給排水施設等	20,000	0	20,000	0.0%
清掃費		4,785,000	4,850,587	△ 65,587	101.4%
	清掃費	4,785,000	4,850,587	△ 65,587	101.4%
諸掛費		27,833,000	29,077,615	△ 1,244,615	104.5%
	利用者指導	17,333,000	19,286,615	△ 1,953,615	111.3%
	広告宣伝費	10,500,000	9,791,000	709,000	93.2%
運営管理費		33,891,000	32,929,188	961,812	97.2%
	人件費	30,033,000	31,195,881	△ 1,162,881	103.9%
	旅費	995,000	360,031	634,969	36.2%
	庁舎費	2,475,000	1,373,276	1,101,724	55.5%
	宿舍費	388,000	0	388,000	0.0%
間接管理費		3,675,659	3,675,659	0	100.0%
一般管理費		3,675,659	3,675,659	0	100.0%
	一般管理費	3,675,659	3,675,659	0	100.0%
小計(直接+間接)		78,213,659	78,213,659	0	100.0%
消費税		3,910,683	3,910,683	0	100.0%
	消費税	3,910,683	3,910,683	0	100.0%
合計		82,124,342	82,124,342	0	100.0%

【平成21年度】

1) 総括

再精算報告書 (総括)

平成21年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		1,237,907,000	1,237,907,000	0	100.0%
植物管理費		227,895,000	215,388,766	12,506,234	94.5%
	芝生管理	39,716,000	32,298,353	7,417,647	81.3%
	樹木管理	55,128,000	49,434,296	5,693,704	89.7%
	花壇管理	42,472,000	37,959,286	4,512,714	89.4%
	温室圃場管理	90,579,000	95,696,831	△ 5,117,831	105.7%
動物管理費		48,464,000	48,307,557	156,443	99.7%
	飼料等	48,464,000	48,307,557	156,443	99.7%
建物維持管理費		210,602,000	225,267,480	△ 14,665,480	107.0%
	いるか広場周辺施設	17,969,000	24,142,000	△ 6,173,000	134.4%
	常用発電所	59,503,000	53,966,000	5,537,000	90.7%
	海洋文化館	31,671,000	33,423,500	△ 1,752,500	105.5%
	熱帯トリムセンター	29,898,000	32,127,000	△ 2,229,000	107.5%
	おきなわ郷土村	3,318,000	3,245,000	73,000	97.8%
	レストハウス等	3,069,000	4,959,000	△ 1,890,000	161.6%
	便所	1,346,000	2,638,980	△ 1,292,980	196.1%
	エネルギーセンター	32,725,000	35,231,000	△ 2,506,000	107.7%
	管理温室	6,569,000	6,401,000	168,000	97.4%
	事務所及管理棟等	6,700,000	8,347,000	△ 1,647,000	124.6%
	植物管理センター	7,937,000	8,467,000	△ 530,000	106.7%
	リサイクル施設	658,000	614,000	44,000	93.3%
	総合案内所	6,668,000	6,947,000	△ 279,000	104.2%
	立体駐車場	2,341,000	4,759,000	△ 2,418,000	203.3%
	漏刻門、瑞泉門、右掖門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座・用物座	150,000	0	150,000	0.0%
	供	30,000	0	30,000	0.0%
工作物維持管理費		47,878,000	57,301,948	△ 9,423,948	119.7%
	エメラルドビーチ	3,500,000	10,573,000	△ 7,073,000	302.1%
	オキちゃん劇場	11,663,000	10,690,000	973,000	91.7%
	ちびっことりで	2,326,000	1,964,000	362,000	84.4%
	水の階段等	660,000	361,000	299,000	54.7%
	園路広場	4,700,000	8,480,000	△ 3,780,000	180.4%
	屋外電気設備	17,797,000	18,394,948	△ 597,948	103.4%
	屋外給排水施設等	4,148,000	5,372,000	△ 1,224,000	129.5%
	予備水槽	1,275,000	814,000	461,000	63.8%
	夕陽の広場	1,809,000	653,000	1,156,000	36.1%
清掃費		87,115,000	89,350,100	△ 2,235,100	102.6%
	清掃費	87,115,000	89,350,100	△ 2,235,100	102.6%
諸掛費		213,941,000	220,743,489	△ 6,802,489	103.2%
	利用者指導	144,610,000	157,215,772	△ 12,605,772	108.7%
	自動車維持費	2,927,000	2,373,439	553,561	81.1%
	広告宣伝費	66,404,000	61,154,278	5,249,722	92.1%
運営管理費		402,012,000	381,547,660	20,464,340	94.9%
	人件費	359,110,000	359,110,000	0	100.0%
	旅費	7,184,000	3,478,323	3,705,677	48.4%
	庁舎費	35,718,000	18,959,337	16,758,663	53.1%
	宿舎費	0	0	0	
間接管理費		74,473,953	74,473,953	0	100.0%
一般管理費		74,473,953	74,473,953	0	100.0%
	一般管理費	74,473,953	74,473,953	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,312,380,953	1,312,380,953	0	100.0%
消費税		65,619,047	65,619,047	0	100.0%
	消費税	65,619,047	65,619,047	0	100.0%
合計		1,378,000,000	1,378,000,000	0	100.0%
再委託契約において生じた違約金		0	△ 1,561,875	1,561,875	-
合計(再精算)		1,378,000,000	1,376,438,125	1,561,875	99.9%

2) 海洋博覧会地区

再精算報告書 (海洋博覧会地区)

平成21年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	適要
直接管理費		1,168,630,000	1,168,630,000	0	100.0%
植物管理費		224,729,000	211,908,400	12,820,600	94.3%
	芝生管理	37,576,000	29,775,281	7,800,719	79.2%
	樹木管理	54,102,000	48,477,002	5,624,998	89.6%
	花壇管理	42,472,000	37,959,286	4,512,714	89.4%
	温室圃場管理	90,579,000	95,696,831	△ 5,117,831	105.7%
動物管理費		48,464,000	48,307,557	156,443	99.7%
	飼料等	48,464,000	48,307,557	156,443	99.7%
建物維持管理費		210,217,000	224,344,500	△ 14,127,500	106.7%
	いるか広場周辺施設	17,969,000	24,142,000	△ 6,173,000	134.4%
	常用発電所	59,503,000	53,966,000	5,537,000	90.7%
	海洋文化館	31,671,000	33,423,500	△ 1,752,500	105.5%
	熱帯トリムセンター	29,898,000	32,127,000	△ 2,229,000	107.5%
	おきなわ郷土村	3,318,000	3,245,000	73,000	97.8%
	レストハウス等	3,069,000	4,959,000	△ 1,890,000	161.6%
	便所	1,191,000	1,716,000	△ 525,000	144.1%
	エネルギーセンター	32,725,000	35,231,000	△ 2,506,000	107.7%
	管理温室	6,569,000	6,401,000	168,000	97.4%
	事務所及管理棟等	6,700,000	8,347,000	△ 1,647,000	124.6%
	植物管理センター	7,937,000	8,467,000	△ 530,000	106.7%
	リサイクル施設	658,000	614,000	44,000	93.3%
	総合案内所	6,668,000	6,947,000	△ 279,000	104.2%
	立体駐車場	2,341,000	4,759,000	△ 2,418,000	203.3%
工作物維持管理費		43,670,000	51,808,000	△ 8,138,000	118.6%
	エメラルドビーチ	3,500,000	10,573,000	△ 7,073,000	302.1%
	オキちゃん劇場	11,663,000	10,690,000	973,000	91.7%
	ちびっことりで	2,326,000	1,964,000	362,000	84.4%
	水の階段等	660,000	361,000	299,000	54.7%
	園路広場	4,600,000	8,480,000	△ 3,880,000	184.3%
	屋外電気設備	13,709,000	12,901,000	808,000	94.1%
	屋外給排水施設等	4,128,000	5,372,000	△ 1,244,000	130.1%
	予備水槽	1,275,000	814,000	461,000	63.8%
	夕陽の広場	1,809,000	653,000	1,156,000	36.1%
清掃費		82,217,000	83,913,579	△ 1,696,579	102.1%
	清掃費	82,217,000	83,913,579	△ 1,696,579	102.1%
諸掛費		190,280,000	199,475,835	△ 9,195,835	104.8%
	利用者指導	130,449,000	143,392,428	△ 12,943,428	109.9%
	自動車維持費	2,927,000	2,373,439	553,561	81.1%
	広告宣伝費	56,904,000	53,709,968	3,194,032	94.4%
運営管理費		369,053,000	348,872,129	20,180,871	94.5%
	人件費	328,990,000	328,090,518	899,482	99.7%
	旅費	6,450,000	3,240,599	3,209,401	50.2%
	庁舎費	33,613,000	17,541,012	16,071,988	52.2%
	宿舍費	0	0	0	
間接管理費		70,306,253	70,306,253	0	100.0%
一般管理費		70,306,253	70,306,253	0	100.0%
	一般管理費	70,306,253	70,306,253	0	100.0%
小計(直接+間接)		1,238,936,253	1,238,936,253	0	100.0%
消費税		61,946,812	61,946,812	0	100.0%
	消費税	61,946,812	61,946,812	0	100.0%
合計		1,300,883,065	1,300,883,065	0	100.0%
再委託契約において生じた違約金		0	△ 1,561,875	1,561,875	-
合計(再精算)		1,300,883,065	1,299,321,190	1,561,875	99.9%

3) 首里城地区

再精算報告書 (首里城地区)

平成21年度

(単位:円)

項目	工種	予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (A)-(B)	摘要
直接管理費		69,277,000	69,277,000	0	100.0%
植物管理費		3,166,000	3,480,366	△ 314,366	109.9%
	芝生管理	2,140,000	2,523,072	△ 383,072	117.9%
	樹木管理	1,026,000	957,294	68,706	93.3%
建物維持管理費		385,000	922,980	△ 537,980	239.7%
	使所	155,000	922,980	△ 767,980	595.5%
	漏刻門、瑞泉門、右掖門	50,000	0	50,000	0.0%
	系図座・用物座	150,000	0	150,000	0.0%
	供屋	30,000	0	30,000	0.0%
工作物維持管理費		4,208,000	5,493,948	△ 1,285,948	130.6%
	園路広場	100,000	0	100,000	0.0%
	屋外電気設備	4,088,000	5,493,948	△ 1,405,948	134.4%
	屋外給排水施設等	20,000	0	20,000	0.0%
清掃費		4,898,000	5,436,521	△ 538,521	111.0%
	清掃費	4,898,000	5,436,521	△ 538,521	111.0%
諸掛費		23,661,000	21,267,654	2,393,346	89.9%
	利用者指導	14,161,000	13,823,344	337,656	97.6%
	広告宣伝費	9,500,000	7,444,310	2,055,690	78.4%
運営管理費		32,959,000	32,675,531	283,469	99.14%
	人件費	30,120,000	31,019,482	△ 899,482	103.0%
	旅費	734,000	237,724	496,276	32.4%
	庁費	2,105,000	1,418,325	686,675	67.4%
間接管理費		4,167,700	4,167,700	0	100.0%
一般管理費		4,167,700	4,167,700	0	100.0%
	一般管理費	4,167,700	4,167,700	0	100.0%
小計(直接+間接)		73,444,700	73,444,700	0	100.0%
消費税		3,672,235	3,672,235	0	100.0%
	消費税	3,672,235	3,672,235	0	100.0%
合計		77,116,935	77,116,935	0	100.0%
再委託契約において生じた違約金		0	0	0	-
合計(再精算)		77,116,935	77,116,935	0	100.0%

提供物品調書

機械器具

名称	規格			数量	単位	備考
	名称	総排気量 等	定員			
小型貨物自動車	日産 パン	1,490cc	5	1	台	
小型貨物自動車	マツダ パン	1,490cc	5	1	台	
普通乗合自動車	いすゞ ジャ - ニ -	4,160cc	28	1	台	
小型貨物自動車	トヨタトラック	2,180cc	3	1	台	
普通貨物自動車	日産 クレーン付きトラック	6,920cc	2	1	台	
普通特殊自動車	トヨタ 車イス移動車	1,990cc	9	1	台	
普通特殊自動車	三菱 塵芥車	8,200cc	3	1	台	
普通特殊自動車	日野 塵芥車	7,410cc	3	1	台	
特殊自動車	三菱 フォークリフト	最大荷重 2,000kg	1	1	台	
特殊自動車	トヨタ フォークリフト	最大荷重 3,000kg	1	1	台	
特殊自動車	クボタ ホイールローダ	バケット容量 0.5m ³	1	1	台	
汽船(コバルト)	プレジャーモーターボート	FRP製 5.2m	6	1	台	
汽船	水上オートバイ	FRP製 2.64m	3	1	台	
原動機付自転車	リ - ド 5 0	50cc	1	6	台	

提供物品調書

生物

名称	規格	数量	単位	備考
イルカ	ミナミバンドウイルカ	6	頭	
	バンドウイルカ	2	頭	
	"	3	頭	
	カマイルカ	2	頭	
	オキゴンドウ	1	頭	
	シワハイルカ	2	頭	
	交雑種	2	頭	
アメリカマナティ		4	頭	
ウミガメ	アカウミガメ	7	匹	
	アオウミガメ	12	匹	
	タイマイ	86	匹	
	ヒメウミガメ	2	匹	
	クロウミガメ	1	匹	
淡水魚類		1	式	

提供物品調書

備品

名称	規格	数量	備考
低温高温槽付廻転式浸透培養器	TB-98R	1	
電動リフト	VL-24	1	
トラッシュポンプ	TED-80RD	1	
マリンジェットポンプ	MP-60	1	
可搬型音響装置		1	
顕微鏡写真撮影装置	NFK5X (レンズ)	1	
	PM30-1 (装置)	1	
液晶ビジョン		1	
温水洗浄機	JMH1110-B	2	
イス	ハ イテックチェア (CR-G2868K)	1	
	閲覧用 (BL-3681KB)	8	
	ビ ッチア (CN-834-B)	2	
机	閲覧テブ ル (BL-3501)	3	
	ト ーナツ型 (BL-3586)	2	
	折りたたみ式 (TF-1841D-13)	40	
カウンター	直角型 (BL-3813)	2	
	90°コーナー型 (BL-3812)	1	
書庫・書棚	傾斜複式高書架2連 (BL-31252)	8	
	傾斜複式低書架2連 (BL-3122L)	4	
	単式ビ ッチア架 (BL-3375)	1	
	B4-4	4	
	B4-4D	1	
保管庫	引出ユニット (BL-3841)	1	
	貸出ユニット (BL-3843)	1	
	アストラ台 (BL-3496W)	1	
雑誌架	ストック棚付 (BL-3331W)	1	
プラントボックス	BL-3908	1	
着脱式回転灯 (公園パ トロール用)	コ ーミテイト付 (GRB-2BY)	1	
傘立て	US-161	4	
ボートトレーラー	FC27	1	
プラネタリウム星座ソフト	9601、9204、9403、9404	1	
パーソナルコンピューター	本体 : イ ー ツ Type-SZ SZWA661300	6	
	ディスプレイ : 三菱RDT152X-S		
ハンドサイクル	シティア (ハノル)	1	
	シテキッド (フレーム)	1	
情報携帯端末装置 (PDA)	HP IPAQ 112 JPN	100	
	付属品一式 (保護ケース・ストラップ・イヤホン・miniUSB同期/ 充電ケーブル・ACアダプター・保証書・簡易ケ ース・操作手順書・マニュアル一式・HP IPAQ Getting Started CD)	100	
	その他関連資料一式 (管理用マニュアル・トラブル記入シート・お客様用 マニュアル (5カ国語対応)・案内板)	1	
送受信機	Blue Tooth GF12-US0520	34	
パーソナルコンピューター	ThinkPad Xseries	2	
	lenovo X61(ノート型12.1インチ)		

双眼鏡	トビ 加7 × 50	3	
組織回転培養器	木屋3080-A型	1	
分光光度計	日立100 ~ 1001型	1	
整理棚	リソ1790 × 600 × 880	2	
テイクアップ ネット	コヨTB-C1	3	
片袖机	コヨSRH-127-3AY	6	
ホート棚	1800 × 1800 × 600	19	
顕微鏡	ニコンLUP-KE4	1	
乾燥機	木屋3852-A型	1	
両袖机	コヨ木目SDH147-33AY	3	
ファイリング キャビネット	イトキ4段B4-4	2	
片袖机	木目SRH-128-3AY	12	
脇机	コヨ木目SD-H48-3AY	7	
ビジュニアール	BW-1390コヨ引違戸ガラス	12	
保管庫	コヨ両開き	3	
ホート棚	コヨSE-G-0608	1	
両袖机	HD-167-33	1	
片袖机	HD-127-03	1	
書庫	303S303G3	1	
ファイリング キャビネット	B4-03	1	
雑誌架	3段	2	
事務室区分立	A'-690	1	
脇机	コヨAS-47E	1	
回診車		1	
作業台	KMZA-3	1	
実験台	サイト 実験台NUL-1800	1	
書庫	コヨ653Gガラス	5	
測量器具	測量平板	1	
片袖机	イトキスチールS-2270	2	
ファイリング キャビネット	B4-4段	2	
ファイリング キャビネット	木目天板付B4-2段	1	
壁掛用ホイト	SW-345 900 × 1200	1	
水槽	輸送トラック	1	
行動予定表	FB-152WN	1	
卓上吸引器	SB-5型	1	
SB-5型専用架台		1	
ファイリング キャビネット	B4-04	0	
円型浅型吊上槽		1	
FPR製曳航コンテナ	6.4m × 25m	1	
心肺蘇生用背板	N094-64-00	1	
ホイト	ウダ	1	
図書	日本産魚類大図鑑	1	
図書	国際動物園年鑑21~23	3	
図書	台湾の沿岸魚類	1	
引違書庫	3 × 4GSB	3	
記録温湿度計		2	
照度計	IM-500	1	
仔ガメ用飼育	アース式FRPKF800	1	
片袖机		1	
マップケース	MCB-AO-AD	1	
ロッカー	LKZ1AY	2	
ミテングホート	BBKR34	1	

耐火ファイリング・キャビネット	ブラSA4-4D	5	
位牌	特大	1	
高機		1	
糸巻き		1	
脇机	SD-BW47EAY	1	
複写機	東芝レオライ	1	
複写機専用デスク		1	
コピセット	500枚用	1	
培養振盪機	鉢ダース型	1	
キャビネット	B-4段	1	
掛軸		1	
両袖机	SD-BW167AY	1	
図面ワゴン	DN-390M	1	
製図器	Δト-REA-10	1	
ダンプ用水槽	10t	0	
ハサシ (芭蕉布)	芭蕉布古着物	1	
ヒキウシ (石臼)	石器具	1	
かじシャー (自在鍵)	古物鉄製自在かぎ	1	
ヤカン (鉄罐)	鉄製	1	
ハントウガ-ミ (水瓶)	無袖 荒焼き	2	
ロウカ-ビ (六目鍋)	鉄製器	1	
カ-ミ (酒ガ-ミ)	無袖 荒焼	1	
ハントウガ-ミ (水ガメ)	無袖 荒焼 (4斗)	2	
フシ (上布)	伝統織物	1	
シンメナ-ビ (四目鍋)	鉄製	1	
川の衣装 (祈祀着)	もめん白布	1	
コデコ (小太鼓)		1	
ウデコ (大太鼓)		1	
ケ (衣装箱)	セダン拭うるし仕上げ	1	
タカシ (高御膳)	セダン	1	
タ (食器棚)	スチ	1	
タハクワン (タハコ盆)	イヌキ漆仕上げ	2	
ウ-ジ (木臼)	アカツネ付き大型	1	
ウ-ジ (木臼)	アカツネ付き中型	1	
ウ-ジ (木臼)	アカツネ付き小型	1	
ハガク (扁額)	木彫・桧	1	
イ-ハ (位牌)	木製拭きうるし仕上げ	1	
ミミガ-ミ (アツダガ-ミ)	施袖 上焼	2	
保管庫	SG-653R	4	
タイムコ-ダ-	DX-7100	1	
タシ (タシ)	イヌキ 漆仕上げ	1	
ケ (衣装箱)	イヌキ 漆仕上げ	1	
ジヌ (高御膳)	イヌキ 漆仕上げ	1	
ジヌ (御膳)	イヌキ 漆仕上げ	6	
ウ-シ (木臼)	アカツネ付き大型	1	
図書	臨床獣医学	1	
図書	医学大事典	1	
FRP角型水槽	KF-1000	2	
気象表示版		1	
顕微鏡	オシカ 2BHS321	1	
扁額	木製 朱漆	1	
聯 (漢詩板)	木製 黒漆	1	

掛け軸	黒蹟 書軸	1	
掛け軸	黒蹟 書軸	1	
ムチ・ウシ(シツクイ白)	ウゴ 石灰岩	1	
ゲ (囲碁)	木製・厚盤	1	
ハド ヲガ -ミ	壺屋荒焼5斗	1	
ケ(衣装箱)	木 製	1	
ハル	壺屋荒焼5斗	1	
図書	世界の野生蘭	1	
回転椅子	CR-GP27D	1	
両袖机	MG-104LWB	1	
フラッシュ・メーターIV		1	
サンシ・ハク	漆堆錦	1	
机	セダ ン漆	1	
衣装箱	セダ ン漆	1	
蒸 器	スギ 材	1	
ハダ イ	(円形座卓)	1	
書庫(証文箱)	セダ ン材漆	1	
銭 箱	セダ ン材漆	1	
図書	スミの海魚	1	
図書	沖縄有毒害生物大辞典	1	
図書	沖縄文化財百科	1	
角型水槽(FRP)	スハ -1000L	1	
パ ンライト	PCE-500 黒	1	
図書	沖縄美術全集 全5巻	1	
ハド ヲガ -ミ	壺屋荒焼一石	2	
石ムカサ	大型石灰岩白	1	
1斗壺	荒 焼	2	
ユビ ン	大型H45cm	2	
ユビ ン	中型H35cm	2	
両袖机	SD-BN167D33AY	1	
脇机	SD-BN47E3AY	1	
図書	海洋生物動物ハンドブックVOL4 川イルカと大歯クラ	1	
ホ ール盤	B13YB	1	
ハル	壺屋荒焼5斗	2	
カ -ミ(ウガ -ミ)	壺屋荒焼4斗	1	
ハド ヲ(口怪大)	壺屋荒焼 1石	4	
ハド ヲ(口怪小)	壺屋荒焼 5斗	5	
ハド ヲ(口怪小)	壺屋荒焼 4斗	5	
車椅子	A-4111	4	
図書	日本の野生植物	1	
回転椅子	KB-101NL	1	
回転椅子	コヨCRG36KD-SW	1	
ファイリング・キャビネット	コヨB4-04AV	2	
回転黒板	BB-R136W1W1	1	
月間予定表	プラスSW-360Y	1	
両袖机	コヨSD-BN168D	2	
レコ デ ィ ング ・レシアン	蘇生訓練用ダミー	1	
1tハ ン秤	石田ハカリ1t × 5Kg	1	
冷蔵庫	トヨチヨ220リットルVRB22R1	1	
担架	NK-1D-A	1	
担架	NK-3-A	1	
位牌	大	1	

位牌	中	1	
位牌	小	2	
壺(アタチブ)	小	6	
壺(ミスチブ)	中	6	
瓶(ミカ-ミ)	2斗入	4	
瓶(サニシガ-ミ)	5斗入	1	
瓶(サキガ-ミ)	2斗入	2	
両袖机	コヨSD-BN167D33AY	1	
脇机	コヨSD-BN48E3AY	2	
回転椅子	コヨGR-GP27KD	1	
ファイリング・キャビネット	コヨB4-04AY	1	
カミ(サカ-ミ)	壺屋荒焼2斗	1	
掛軸		1	
LPL 電子防湿庫	東芝DC47	2	
図書	八虫類飼育管理下の生物医療と外科指針	1	
図書	インド、オーストラのGY魚類図鑑全館11巻	1	
海水PH比色測定器	SZK	1	
デジタル照度計	1M-3	1	
書庫	ウチダ オープン18C型 900W×4500D	2	
レスキューボード	スタンダードタイプ	2	
図書	琉球王府 首里城	1	
タイムコーダー	アマEX-6000N	1	
図書	活魚大全	1	
図書	日本産魚類検索	1	
シュレッダー	4270SU-N	1	
スライド映写機	AFR	1	
スライド映写機台	HB-92DX	1	
展示ケース	Rコナ- ZXA-2L	2	
展示ケース	平ケース ZHA-6202	2	
事務用回転椅子	CR-GP27	1	
事務用回転椅子	CR-GP26	9	
脇机	2段袖 プラス PD-47-2	2	
FAX専用置台	村田機械V-61専用キャビネット	1	
小型カラ (防水)	キャノートボードID5	0	
冷蔵庫	ナショナルNR-C25V3	1	
図書	珊瑚礁生態学	1	
会議用テーブル	115-T2	1	
全自動乾燥保管庫	DC-47	2	
酸素ボンベ	アールリアルミタツク8L	2	
ボリカーネット水槽	SPS500	2	
お軸		1	
釜		1	
風炉		1	
丁字風炉		1	
三足盆		1	
湯桶 (ケター)		1	
ブクブク鉢		1	
電池電動トリル	マキタ8411 DQ	1	
冷蔵庫	NR-36F1	1	
耐火金庫	プラスNo-100	1	
製図用椅子	コヨCR-FGP150K	1	
図書	フラワ-ラントスケベソング	1	
パネル掲示板	BB-DC136JW1	1	
クリアケースキャビネット	プラスMT-210PA 880×558	1	

図書	図鑑琉球列島有用樹木誌	1	
クリアーデスクビネット	プラスMT-310PA 880×823	1	
クリアーデスクビネット	プラスMT-115YA 880×540	1	
会議用テーブル	MES-625N 03-071	4	
会議用椅子	CF-M30KB	11	
ビデオデッキ	AG-5160	6	
オートバイ	ホンダ リット A-AF20 50cc	4	
同期信号発生器	AS-1200	1	
トランペットスピーカー	WT-430	17	
800MHzワイヤレス受信機	WX-4020	1	
800MHzワイヤレス受信機	チューナーユニット WX-D4000	1	
ワイヤレスマイク	WX-4100	1	
ワイヤレスマイク (タビコン型)	WX-4300	1	
カメラ	ミルタ -707siクォーツオート	1	
レンズ	ミルタ -レンズ AFS-4xi	1	
全自動電子乾燥保管庫	EM-123型	1	
テント	2号 1.5×2間	3	
テント	4号 2×3間	7	
横幕	2号	3	
横幕	4号	7	
広報用テレビ	シャープ 29C-BE6	1	
ビデオデッキ	シャープ BS-240	1	
映像用スクリーン	シャープ XUHG100	1	
スクリーン用三脚	シャープ XUAG101	1	
モニターテレビ	TH-29GF20	2	
シュレッダー	キヤノン 3310MU	1	
ミニライティングキット	KLM-11	1	
バッテリーフォークシゴライト		1	
クイックバッテリー	BCM24-8S	1	
クイックチャージャー	QCR-24S	1	
ENGワイヤレス受信機	WX-RB700	1	
ENGワイヤレスマイク口ホ	WX-RB410	1	
コンテナー型ワイヤレスマイク口ホ	WX-RB200-S	1	
カメラアタッチメント	WX-R980	1	
キャリングケース	WX-R990	1	
ワイヤレス電圧交換ユニット	WX-RB700DC	1	
ワイドアタッチメント	WA75-11	1	
フィッシュアイアタッチメント	FEA-11A	1	
アダプターリング	85-11	1	
クロスアップレンズ	82CL-UP800H	1	
偏光フィルター	PL/82	1	
潜水ポンプ	8 L アルミタンク	1	
スピードライト	NIKON SB-26	1	
保管庫	SG-236M	1	
事務用チェア	KB-022SL プラス	1	
ラミネート	A3サイズ 対応	1	
講習会用テーブル	キャスター付W1.8m×D0.45m	20	
会議用テーブル	2691TA-M476	6	
携帯用無線機	VISAR 4W出力	5	
写真パネル		17	
展示パネル	W900/H1800mm	2	
展示パネル	W900/H1800mm	27	
冷蔵庫	NR-B13T1	1	
パネルレットスタンド	KA4-6	1	
オーキッドインフォメーションシステム	Ver.3	1	
ステンレスポンプ	S02-4yD径50mm	1	
ヒートカッター	HSGD型	0	
カメラ	ニコンFM2ブラックボディ	1	

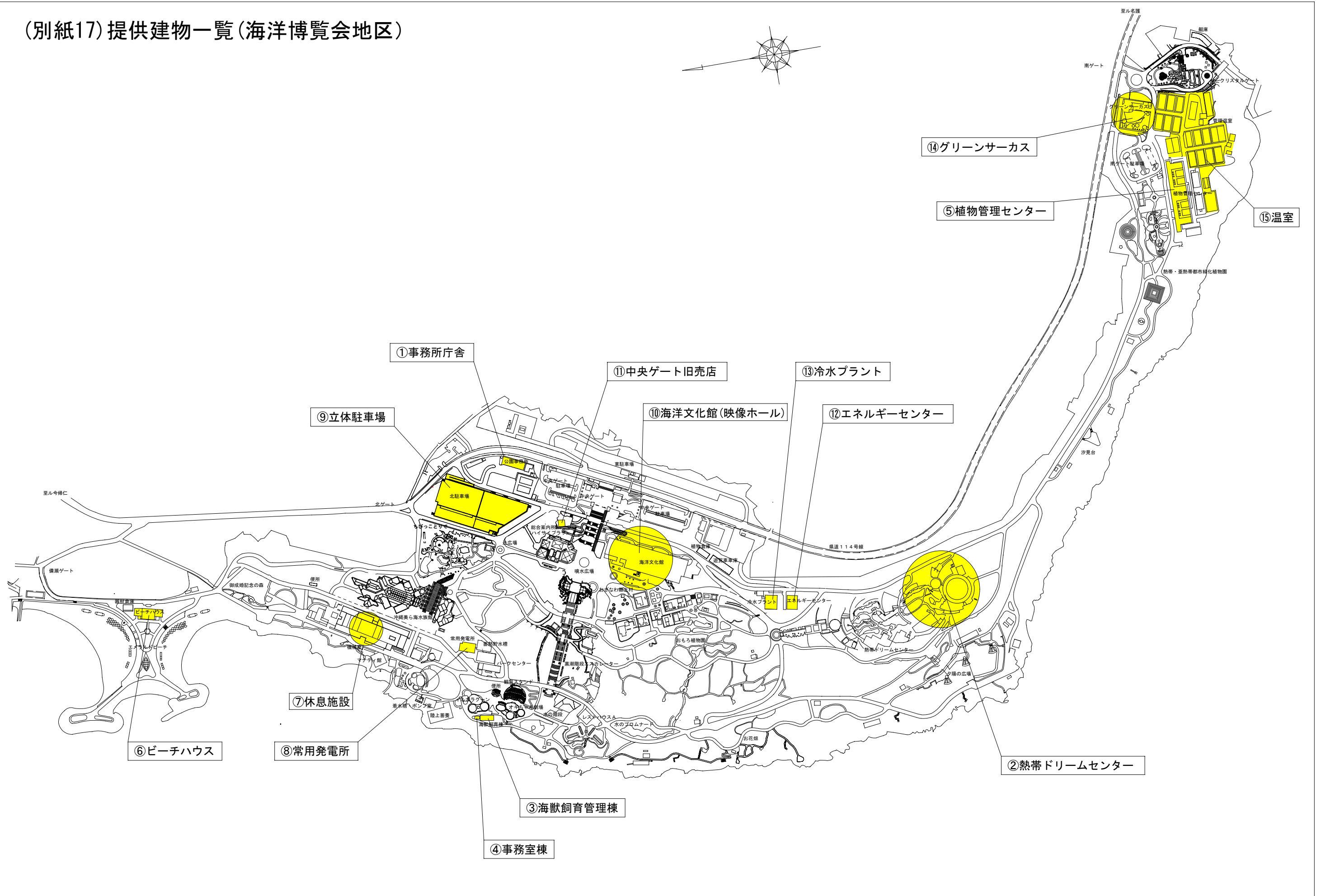
潜水ポンプ	アルミタンク	2	
デジタル分類計算機	MDT-120	1	
ハートリット遠心機	H-1200	1	
回転椅子	CR-GP26K-D	2	
事務机	SD-BN167D33AY	2	
回転椅子	CR-GP27D-W	2	
タイムレコーダ	J-BX-6000	1	
エアコンプレッサ	SU-07CPB	0	
ショーケース	W1.8/D0.6/H0.95	7	
サインスタンド	LG63EZP-B800	2	
製氷機	IM-45L	1	
案内板	プラスチック製 1000×700 800×700	2	
ビニールカーペット	ASICS 216000	2	
図書	ORCHIDO ATLAS)世界の野生蘭 Vol6.7.8	3	
図書	ユネスコ世界遺産 全12巻	1	
図書	世界鳥類辞典	1	
図書	Forest Botany of China	1	
図書	Flora of the Okinawa and the Southern Ryukyus Islands	1	
図書	Austrarian Orchids	1	
図書	Iconografia de Orchidaceas do Brasil	1	
ハイカウンター(中棚付)	4836ZF-M	1	
携帯用無線機	ハイガイ-CS1MJ400-4F3E1-5 4W出力	5	
50CCバイク	リード 50	4	
車椅子	ND-12A	15	
携帯用無線機一式	ハイガイ-UHF 4W出力	2	
ハコ	H1800×W900	18	
台車(ハコ収納専用)	VP-90	1	
簡易ステージ	KF-224	10	
遠心機	H-1200B型	1	
電子秤(デジタル台秤)	MTB-150(石田)	0	
バッテリー充電器	Z-2415D	1	
レンズ	ニコン100mm～300mmF5.6S	1	
現送トランク	ライオン 776-81	1	
図書	日本で育つ「熱帯花木植栽辞典」	4	
グリーンボックス(ゴミコンテナ)	w=1,360 D=590 H=890	10	
ジェットウォッシャー	エンジン(ホウダイ40-N)噴霧器(カ-ツSX550)	1	
ダイアフラムブロアー	DF-100(100V用)	0	
ジェットウォッシャー	エンジン(ヤマハ-L40AS(E))噴霧器(カ-ツSX550)	1	
無線機	G S 5 0 0 (5W出力 電源付)	1	
無線機	G S 5 0 0 (5W出力)	2	
デジタルカメラ	SONY (DSC-P1)	1	
回転椅子	CR-MP26K	1	
ティナラク織り機		1	
ティナラク布	10,000×650	1	
サバニ	5,800×950×700	1	
タンク船	5,000×980×600	1	
パソコン用液晶モニター	NEC ViewLight VT540jk	1	
パソコン	SONY VAIO PCGC1VR/BP	1	
CD-R/RW	ネトックスTRCD-PX1210H	1	
ICレコーダー	オリンパスDS-650	1	
傾斜複式高書架	コクヨ BL-31262W	2	
直立複式低書架	コクヨ BL-31122WN	2	
ブックトラック	コクヨ YJ-BTK1	1	
オーバーヘッドプロジェクター	エプソン J-HP-575MZ	1	
電動式スクリーン	オーエスJ-EA-V150-B	1	
DVDレコーダー	PRV-R55	1	
保管庫(湿度調節器付)	SDC-A4-3DE	2	
書類収納庫	1,760×400×1860	1	

カラープリンター	エプソンPM7000C	1	
加-プリンター専用スタンド	PM70STD2	1	
ラミネート機器	MSパウチL-650N	1	
スキャナー	M-250 250 × 600	8	
傘袋スタンド	KP-96 332 × 338 × 840	2	
傘袋スタンド(スリムタイプ)	KP-99 288 × 338 × 840	1	
図書	日本植物病害大辞典	1	
図書	原種ラン図鑑	1	
車イス	KR801N リッドタイプ	5	
図書(古書)	宮内庁蔵版椿花図譜	1	
図書(古書・全2揃)	現代椿集	1	
図書(古書・全2揃)	日本の椿	1	
図書(古書)	ツバキ・サザンカ図譜	1	
ベッド	BH-1454H	2	
マットレス	MB-2500M	2	
収納ラック・ガラス戸	N-90GP	1	
収納ラック・スチール戸	N-90DP	1	
3人用ロッカー	LK-3F1	1	
レインガード	YTZ-RGD2	1	
パネルスタンド	YTZ-PADST	4	
ガーデンテーブル	TA-447-70A	10	
チェア	GI-701-3AA	40	
スーパーオレンジウッド・洋風ベンチ	KF-SOWB-YF1AL	8	
図書	世界の雑草 離弁花類	1	
図書	世界の雑草 単子葉類	1	
自動対外式除細動器(AED)	PHILIPS社製ハートスタートFR2ディスプレイ付	1	
芝刈機(ヤンマーローンモア)	YL480TS-N	1	
図書	琉球祭祀空間の研究	2	
図書	日本植物病害大事典	1	
図書	造園の事典	1	
図書	原色日本のスミレ	1	
図書	植物保護の事典	1	
全身固定ボード	WMR-9012	1	
頭部固定具	WMR-628	1	
レントゲンフィルム保管庫	HPR-7990	1	
ワイヤレスマイクロホン	WX-4370B	3	
サバニ	長さ18尺×幅2尺(545.4cm×60.6cm)	1	
回転黒板	KOKUYO BB-R534W1WNN	1	
冷蔵庫	NR-B142JS	1	
アームレスチェア	CN-151VFB6N	4	
おんどとり	TR-72U	20	
原動機付自転車		1	
ペアフォートロッカー	FLK230F11-FIP-FIGN	1	
パワーギガホン	G-610-C・G-50M1	1	
洗濯機	ESFG70HA	1	
衣類乾燥機	ED60CW	2	
物置	ESC-1509E-WB	1	
携帯用風向風速計	24 三脚付	1	
ハイブリッド方式除湿機	Panasonic F-YHE120	1	

(別紙-17) 提供建物調書

No	公園施設名		使用場所	用途	単位	数量	使用面積 (㎡)
①	管理施設	事務所庁舎	1F及び2F	事務室等	棟	1 (一部)	1F: 20.8
							2F: 323.25
②	教養施設	熱帯ドリームセンター	2F 事務室	事務室	棟	1 (一部)	160
			展示室、倉庫の一部	休憩室			5
③	管理施設	海獣飼育管理棟		事務室	棟	1	317
④	管理施設	事務室棟		事務室	棟	1	52.2
⑤	教養施設	植物管理センター	2F 事務室	事務室	棟	1 (一部)	158
			休憩室	休憩室			12
⑥	便益施設	ビーチハウス	倉庫1	休憩室	棟	1 (一部)	15
			倉庫2	休憩室			25
⑦	休養施設	休憩施設		休憩施設	棟	1 (一部)	18
⑧	管理施設	常用発電所	事務室	事務室	棟	1 (一部)	41
⑨	便益施設	立体駐車場	1F 機械室	休憩室	棟	1 (一部)	21
⑩	教養施設	海洋文化館 (映像ホール)	1F 管理控室	休憩室	棟	1 (一部)	25
⑪	休養施設	中央ゲート旧売店	倉庫	保管庫	棟	1 (一部)	5
⑫	管理施設	エネルギーセンター	中央監視室	事務室	棟	1 (一部)	161
⑬	管理施設	冷水プラント	コントロール室	事務室	棟	1 (一部)	35
⑭	管理施設	グリーンサーカス	事務室 (トイレ含む。)	事務室等	棟	1	682
			倉庫、工場				
⑮	管理施設	温室		植物管理	棟	21	7,240

(別紙17) 提供建物一覧(海洋博覧会地区)



従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	1,451,000	1,376,438	1,325,000
		成果報酬等			
		旅費その他			
計 (a)			1,451,000	1,376,438	1,325,000
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a) + (b)			1,451,000	1,376,438	1,325,000
(注意事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営業務の費用のみ (収益施設はのぞく) ・ 平成 20 年度～平成 22 年度までに、業務範囲の変更はない。 ・ 業務毎の委託費は別紙-15 決算報告書を参照。 					

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)		
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
常勤職員	0	0	0	
非常勤職員	0	0	0	
(平成 24 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)				
1. 知識、経験に関する要件 同種、類似業務の実務経験 2. 技術力に関する要件 ○植物管理業務 ・1級造園施工管理技士				
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)				
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成21年) 1. 知識、経験に関する要件 ①総括責任者 動・植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたる維持管理業務の実施について全般を統括する者。 ②部門責任者 国営公園の管理は、動・植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導等多岐にわたり、またその遂行には総務や経理等が含まれる。このような業務全体を大きく分け、あるいは、いくつかのグループをつくり業務を進めるなど、様々な執行方法・執行体制が想定されるが、そうした業務部門等を統括する者。 2. 技術力に関する要件 ①以下に掲げる資格を持つ技術者等をそれぞれに明示した人数を有すること。 ○技術士(建設部門又は総合技術監理部門)1名以上 ○学芸員(歴史に関する分野、植物に関する分野)それぞれ1名以上 ○1級土木施工管理技士 1名以上 ○1級造園施工管理技士 1名以上				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
なし				
(注記事項)				
・ 管理運営業務の費用のみ(収益施設はのぞく) ・ 平成 20 年度～平成 22 年度の平均で、委託企業の職員 55 名及び非常勤 44 名が従事していた。 ・ 従事者に求める知識や技術は、平成 21 年時の資格要件である。				

3 従来の実施に要した施設及び設備 (委託事業者に対して供与した施設・設備)
・ 別紙-3 主要公園施設一覧、別紙-4 主要建物調書、別紙-16 提供物品調書、別紙-17 提供建物調書及び別紙-22 修繕履歴を参照
(注記事項)
・ 管理運営業務の費用のみ(収益施設はのぞく)。

4 従来の実施における目的の達成の程度								
■ 年間指標								
	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度			
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績		
公園利用者数 (人)		6,123,779		5,501,020		5,395,016		
利用者数 (海洋文化館) (人)		50,463		43,194		53,358		
利用者数 (熱帯ドリームセンター) (人)		127,608		106,329		109,237		
利用者満足度 (「満足」の回答比率) (%)		62.0		59.9		60.4		
マスコミによる報道件数 (件)	海洋博覧会地区	114		141		134		
	首里城地区	40		51		31		
ホームページの総アクセス件数 (件)	海洋博覧会地区	405,427		155,614		152,109		
	首里城地区	332,929		358,184		383,638		
利用プログラム及びイベント・行事から構成される行催事の開催種類、回数、参加人数 (海洋博覧会地区)	開催種類 (種)	51		51		51		
	回数 (回)	1,061		1,048		992		
	参加人数 (人)	719,614		461,117		525,925		
利用プログラム及びイベント・行事から構成される行催事の開催種類、回数、参加人数 (首里城地区)	開催種類 (種)	4		4		4		
	回数 (回)	235		227		220		
	参加人数 (人)	270,542		224,638		193,542		
沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の開催種類 (種)	海洋博覧会地区	10		11		7		
	首里城地区	4		4		4		
地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の開催種類 (種)	海洋博覧会地区	3		3		3		
	首里城地区	1		1		1		
■ 四半期指標								
	平成 20 年度							
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数 (人)		1,382,955		1,562,802		1,580,976		1,597,046
利用者数 (海洋文化館) (人)		13,717		14,676		11,913		10,157
利用者数 (熱帯ドリームセンター) (人)		33,077		19,747		29,795		44,989
利用者満足度 (%)		60.7		65.1		60.8		61.0
	平成 21 年度							
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数 (人)		1,322,533		1,446,998		1,266,111		1,465,378
利用者数 (海洋文化館) (人)		13,043		11,784		9,738		8,629
利用者数 (熱帯ドリームセンター) (人)		29,797		15,468		21,905		39,195
利用者満足度 (%)		58.2		62.4		60.2		58.7
	平成 22 年度							
	4~6 月		7~9 月		10~12 月		1~3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数 (人)		1,283,635		1,475,324		1,311,991		1,324,066
利用者数 (海洋文化館) (人)		16,622		14,945		11,564		10,227
利用者数 (熱帯ドリームセンター) (人)		28,109		17,627		22,963		40,538
利用者満足度 (%)		60.3		63.7		57.7		59.5

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

現在は設定しない。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。

管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より把握する。

4. 表中の注記は下記のとおり。

※1: 公園利用者数の集計方法は別紙-31による。

※2: 本公園の年間利用者数は、各年度4月1日～3月31日の海洋博覧会地区および首里城地区の公園利用者総数の和である。

※3: 主要施設の利用者数は、各年度4月1日～3月31日の海洋博覧会地区における海洋文化館と熱帯ドリームセンター各施設の入館者総数を指す。なお、海洋文化館においては、平成24年度は展示ホールが閉鎖となるため、平成25年度以降より適用するものとする。

※4: 海洋博覧会地区及び首里城地区の両地区における、年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙-20)のQ12(海洋博覧会地区)、Q14(首里所地区)で「満足」とした人の割合の平均値。

※5: マスコミ報道件数のとは、以下のそれぞれの件数の合計件数。

委託費による有料広告等については、カウントできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが那覇市及び本部町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

※6: 国営沖縄記念公園ホームページの年間アクセス数は、以下のサイトの年間ページビューを指す。

海洋博覧会地区: <http://oki-park.jp/index2.html>

首里城地区: <http://oki-park.jp/shurijo-park/index.html>

※7: 行催事の延べ参加人数は、海洋博覧会地区と首里城地区で以下の内容を指す。

海洋博覧会地区: 延べ参加人数は、年間の全行催事の参加総数を指すが、「海洋博公園サマーフェスティバル」のみ公園利用者をカウントしている。

首里城地区: 延べ参加人数は、年間の全行催事の鑑賞者総数を指すが、首里城公園「新春の宴」のみ公園利用者をカウントしている。

また、行催事の回数は、ステージイベント等で日に複数回公演するものも1日を1回と数える。

※8: 沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の実績としては、平成22年度において海洋博覧会地区と首里城地区で以下のとおりである。

海洋博覧会地区: 海洋博公園美ら海体験まつり/鬼餅作り体験/美ら海花まつり/黒糖作り体験/琉球藍染織/沖縄の海洋文化/アダン・ソテツを使った沖縄の玩具作り体験

首里城地区: 常設イベント「舞への誘い」/中秋の宴/首里城祭(冊封使行列・冊封儀式)/新春の宴

※9: 地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の実績としては、平成22年度において海洋博覧会地区と首里城地区で以下のとおりである。

海洋博覧会地区: 海洋博公園サマーフェスティバル/海洋博公園全国トリムマラソン大会/沖縄国際洋蘭博覧会

首里城地区: 首里城祭(冊封使行列・冊封儀式)

尚、「行催事の開催種類」、「沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる行催事の開催種類」、「地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した行催事の開催種類」は重複する。

また、以下のプログラムは、行催事対象外である。

イルカふれあい体験/イルカ観察会/イルカショー/ダイバーショー/海洋文化館でのプラネタリウム/フラワーガイドツアー/海洋文化館ガイドツアー/昔のおきなわ生活体験/みどりの相談所/グラウンドゴルフ/首里城スタンプラリー/常設パネル展等

5 従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
(事業の目的を達成する観点から重視している事項) ・ 熱帯・亜熱帯性植物の活用と草花による演出、広報、沖縄固有の歴史的・文化的資源を生かしたイベント・行催事を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。
(注記事項) 別紙-19 入園者数、別紙-21 公園の利用に関するアンケート調査、別紙-29 広報物、別紙-24 マスコミ等による報道件数、別紙-25 ホームページ総アクセス件数、別紙-23 行催事一覧

【業務区分表】

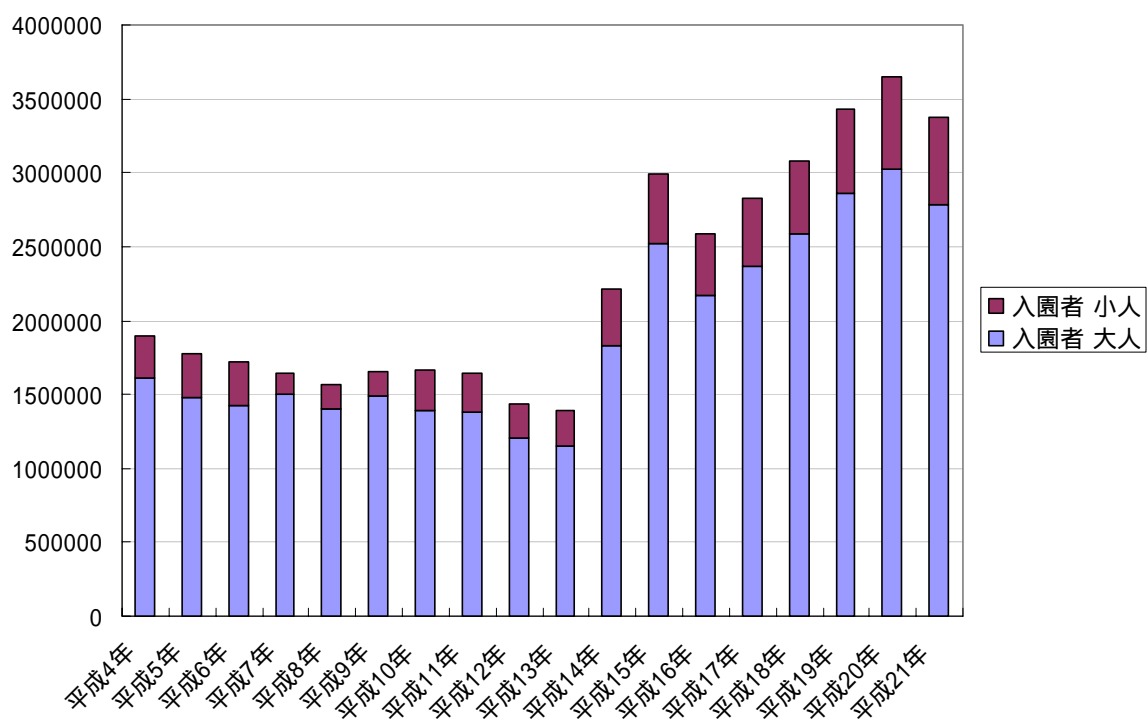
	業務内容	業務細目	現状			民間競争入札			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			内閣府	A(主な受託者)	A以外の業者	内閣府	B(主な受託者)	B以外の業者	
国営沖縄記念公園運営維持管理業務	①計画立案及びマネジメント業務	計画立案及びマネジメント業務		○			○		通年
	②企画運営管理業務	企画運営管理業務		○			○		通年
	③施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検等		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	④植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	⑤動物管理業務	動物管理		○			○		通年
	⑥収益施設等運営業務	収益施設運営			○		○		通年
自主事業				○		○		通年	

入園者数

1) 海洋博覧会地区

年度別入園者数

年度	入園者				
	入園者総数	大人	小人	日最大	日平均
平成4年	1,897,743	1,610,598	287,145	37,739	6,063
平成5年	1,773,539	1,476,933	296,606	34,546	5,666
平成6年	1,715,978	1,422,087	293,891	40,351	5,448
平成7年	1,648,964	1,502,206	146,758	37,859	5,218
平成8年	1,563,367	1,400,777	162,590	40,340	5,027
平成9年	1,653,598	1,486,585	167,013	45,590	5,283
平成10年	1,666,509	1,391,115	275,394	45,288	5,291
平成11年	1,646,979	1,375,896	271,083	40,233	5,262
平成12年	1,434,687	1,202,552	232,135	46,272	4,598
平成13年	1,386,546	1,150,497	236,049	31,746	4,319
平成14年	2,209,562	1,824,808	384,754	47,559	6,518
平成15年	2,995,829	2,517,093	478,736	36,732	8,253
平成16年	2,581,598	2,165,320	416,278	39,493	7,151
平成17年	2,827,999	2,369,564	458,435	40,059	7,791
平成18年	3,081,628	2,586,427	495,201	40,595	8,489
平成19年	3,427,909	2,858,127	568,963	29,826	9,441
平成20年	3,653,439	3,026,242	627,197	40,726	10,065
平成21年	3,370,881	2,779,053	591,828	41,696	9,286



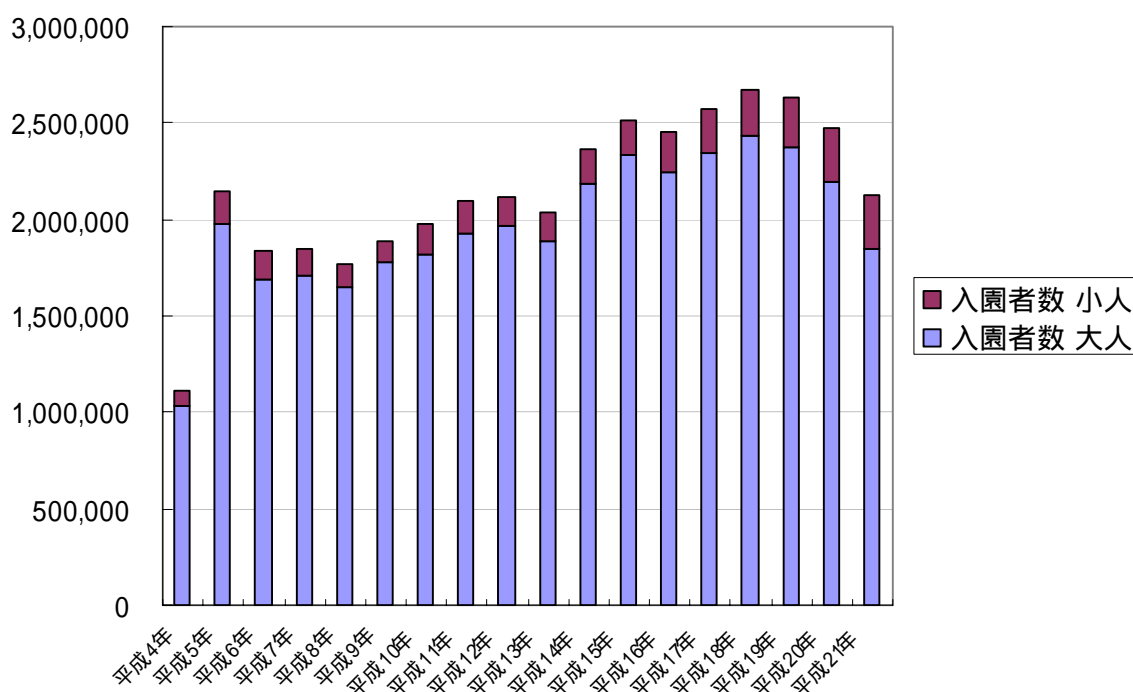
月別入園者数

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成4年度	160,139	206,661	117,971	120,432	200,910	97,093	131,076	160,535	101,571	170,047	255,398	175,910	1,897,743
5	144,190	184,301	113,292	137,490	165,739	79,601	150,997	140,804	94,477	164,771	230,024	167,853	1,773,539
6	147,906	177,747	95,523	140,957	162,642	84,502	131,911	144,032	105,595	166,128	199,593	159,442	1,715,978
7	133,790	155,265	87,834	97,498	187,197	82,742	135,117	135,409	95,982	155,826	223,340	158,964	1,648,964
8	147,345	163,978	87,461	135,132	142,116	77,162	113,320	120,854	90,236	137,732	192,623	155,408	1,563,367
9	138,295	140,291	86,366	134,213	133,416	85,295	120,980	120,980	108,211	190,349	215,534	179,668	1,653,598
10	139,661	151,955	93,872	139,539	154,395	88,042	100,629	134,211	110,155	164,529	212,885	176,636	1,666,509
11	141,271	163,187	98,816	141,642	147,580	77,579	118,058	133,146	105,228	145,071	198,561	176,840	1,646,979
12	128,698	129,264	74,393	59,958	153,681	81,533	107,833	111,451	101,038	143,171	189,181	154,486	1,434,687
13	136,275	125,879	81,495	113,057	117,472	82,317	75,689	71,147	77,626	138,142	207,895	159,552	1,386,546
14	126,970	117,369	69,992	118,902	116,587	70,537	73,756	329,086	272,442	311,476	276,776	325,669	2,209,562
15	231,721	224,664	185,659	258,298	350,380	270,446	229,812	256,510	207,497	236,602	269,758	274,482	2,995,829
16	200,055	211,737	150,936	232,508	289,641	203,535	204,340	206,767	168,540	225,512	220,095	267,932	2,581,598
17	223,409	223,290	174,631	248,798	299,720	222,917	227,908	220,640	203,862	239,661	240,602	302,561	2,827,999
18	238,124	235,758	176,061	255,584	318,820	255,315	265,646	246,539	216,474	259,105	292,002	322,200	3,081,628
19	265,606	261,021	203,289	248,228	381,653	309,557	286,935	269,512	251,981	278,897	298,373	372,038	3,427,090
20	290,715	293,885	224,993	319,475	400,388	329,768	314,053	294,014	260,070	268,003	282,308	375,767	3,653,439
21	291,159	293,970	219,852	315,929	364,416	290,356	251,135	244,490	223,342	256,987	282,500	336,745	3,370,881
22	268,095	315,138	217,084	318,045	376,427	308,303	287,486	254,054	232,287	249,406	278,574	281,765	3,386,664

2) 首里城地区

年度別入園者数

年度	入園者				
	入園者総数	大人	小人	日最大	日平均
平成4年	1,114,181	1,032,895	81,286	19,930	7,478
平成5年	2,148,249	1,978,129	170,120	22,434	5,902
平成6年	1,841,073	1,690,165	150,908	21,676	5,044
平成7年	1,852,366	1,709,220	143,146	27,955	5,061
平成8年	1,771,089	1,647,553	123,536	13,988	4,893
平成9年	1,887,202	1,773,499	113,703	11,408	5,213
平成10年	1,973,565	1,822,447	151,118	11,236	5,407
平成11年	2,095,646	1,922,915	172,731	10,557	5,757
平成12年	2,117,218	1,965,024	152,194	12,936	5,914
平成13年	2,035,291	1,887,108	148,183	12,811	5,591
平成14年	2,361,566	2,189,197	172,369	13,209	6,506
平成15年	2,513,038	2,331,615	181,423	14,528	6,885
平成16年	2,455,362	2,244,301	211,061	12,637	6,764
平成17年	2,569,726	2,345,458	224,268	16,651	7,040
平成18年	2,674,641	2,436,003	238,638	14,502	7,328
平成19年	2,629,741	2,374,049	255,692	13,494	7,205
平成20年	2,470,340	2,198,019	272,321	12,913	6,768
平成21年	2,130,139	1,850,312	279,827	10,669	5,836



月別入園者数

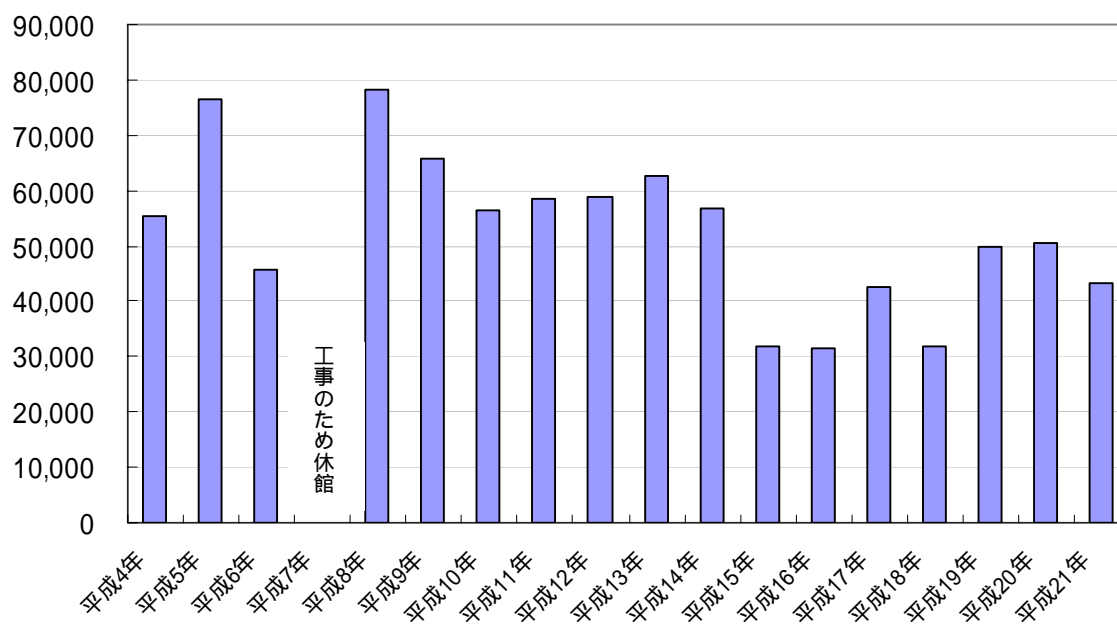
年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
平成4年度								266,912	159,750	225,199	220,480	241,840	1,114,181
5	195,381	208,109	177,884	145,405	203,233	111,132	177,859	204,121	136,485	178,049	190,233	220,358	2,148,249
6	162,934	146,449	131,315	117,065	161,633	107,096	156,708	205,574	129,596	156,830	159,182	206,691	1,841,073
7	146,175	129,248	121,383	114,575	159,848	98,687	155,463	227,852	132,483	166,640	183,201	216,811	1,852,366
8	150,117	136,504	117,424	115,559	134,013	97,349	148,385	186,503	130,840	150,294	171,384	232,717	1,771,089
9	154,281	131,370	130,154	125,852	123,516	117,725	161,627	208,261	157,553	187,536	173,640	215,687	1,887,202
10	165,761	136,380	129,110	125,365	158,859	134,279	149,927	187,546	153,397	194,870	192,068	246,003	1,973,565
11	170,723	153,954	150,150	135,574	158,982	126,834	192,629	205,701	165,098	184,729	209,266	242,006	2,095,646
12	165,686	145,323	128,031	86,721	152,008	145,469	199,096	220,966	179,388	200,310	235,077	259,143	2,117,218
13	193,920	163,853	153,842	130,371	149,618	147,914	132,761	126,198	124,549	182,882	249,626	279,757	2,035,291
14	186,173	165,510	153,183	116,939	146,571	172,999	218,853	243,663	213,996	223,423	246,214	274,042	2,361,566
15	173,865	149,068	143,198	133,537	161,130	207,647	254,107	281,903	218,046	221,107	274,329	295,101	2,513,038
16	213,947	194,453	156,547	140,313	162,863	168,520	249,664	250,874	202,924	214,360	222,312	278,585	2,455,362
17	204,829	184,469	144,020	137,756	178,477	189,305	242,970	258,455	218,932	239,451	275,331	295,731	2,569,726
18	229,065	196,370	151,518	127,897	165,155	173,235	275,099	278,533	251,207	255,400	280,215	290,947	2,674,641
19	245,275	205,462	160,197	134,147	187,053	184,009	248,170	257,081	231,989	242,165	250,252	283,941	2,629,741
20	226,470	196,406	150,486	145,223	186,301	181,647	239,625	250,779	222,435	212,561	195,671	262,736	2,470,340
21	200,903	173,804	142,845	139,489	178,910	157,898	186,296	189,309	171,539	178,909	182,123	228,114	2,130,139
22	181,077	171,111	131,130	134,590	176,930	161,029	193,370	178,710	166,084	163,055	160,263	191,003	2,008,352

園内施設利用状況（入館者数）

1) 海洋文化館

年度	入館者(有料区域) 海洋文化館
平成4年	55,331
平成5年	76,390
平成6年	45,534
平成7年 (工事の 為休館)	0
平成8年	78,111
平成9年	65,694
平成10年	56,414
平成11年	58,515
平成12年	58,762
平成13年	62,527
平成14年	56,751
平成15年	31,690
平成16年	31,375
平成17年	42,608
平成18年	32,015
平成19年	49,954
平成20年	50,463
平成21年	43,194

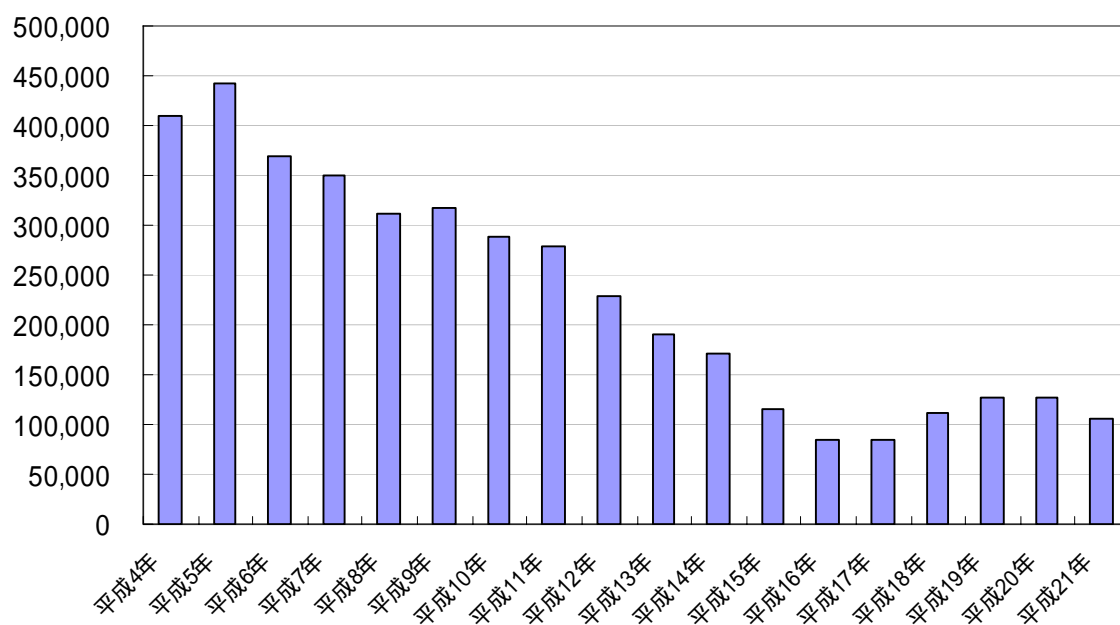
入館者(有料区域) 海洋文化館



2) 熱帯ドリームセンター

年度	入館者(有料区域)
	熱帯ドリームセンター
平成4年	409,657
平成5年	442,406
平成6年	368,626
平成7年	350,492
平成8年	310,853
平成9年	316,960
平成10年	287,930
平成11年	279,098
平成12年	227,936
平成13年	190,991
平成14年	171,133
平成15年	114,944
平成16年	84,737
平成17年	83,959
平成18年	111,045
平成19年	126,755
平成20年	127,608
平成21年	106,329

入館者(有料区域) 熱帯ドリームセンター



公園の利用に関するアンケート調査

【調査手法】

■ 調査対象者

海洋博地区及び首里城地区ともに公園利用者を対象に調査を実施した。

■ 配布回収方法

海洋博地区では、中央ゲート及び北ゲートの2箇所で、来園者に対しアンケート調査票を調査員が手渡しで配布し、退園時に同じく中央ゲート及び北ゲートで調査員が回収する方式で調査を実施した。また首里城地区も、海洋博地区同様に、来園時に木曳門及び右掖門門庭で配布、退園時に久慶門及び木曳門で回収する方式で調査を実施した。



図 2-1 海洋博地区調査箇所



図 2-2 首里城地区調査箇所

1) アンケート票
 ■ 海洋博覧会地区

アンケート調査ご協力をお願い

この度は海洋博公園へお越しいただき、ありがとうございます。
 当公園事務所では、利用者の皆様のご意見をお聞きし、より一層親しまれる公園づくりを進めていきたいと考えております。
 つきましては、アンケートの質問に沿ってご回答いただき、**お帰りの際に公園出口の調査員にお渡しください。**

《ご回答いただいた方全員に『海洋博公園オリジナルポストカード』を差し上げます》
 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

Q1 はじめに、あなた自身のことについてお聞かせ下さい。

性別	男性 女性	年齢	10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳以上
----	-------	----	--------------------------------

お住まい

	1. 沖縄県内 (市町村名: _____)	市・町・村
	2. 沖縄県外 (朝の着泊地 _____)	市・町・村 / 本日沖縄に来た)
	(夜の着泊地 _____)	市・町・村 / 本日帰る予定)
	3. 海外 (国名: _____))

Q2 本日はどなたと来りましたか? (一つに〇)

1.ひとり	2.夫婦・カップル	3.家族	4.友人・知人	5.修学旅行	6.その他団体
-------	-----------	------	---------	--------	---------

※3~6と回答の方はあなたを含めた同行者の人数 人

あなたを含めた同行者のベビーカーの利用 (あり・なし) / 車いすの利用 (あり・なし)

Q3 本日の来園目的は何ですか? (いくつでも〇)

1.観光	2.散策	3.イベント参加・見学	4.子供を遊ばせに
5.植物観賞	6.学習	7.写真撮影・スケッチ	8.食事
9.休憩	10.同行者の案内	11.海水浴	12.その他 (_____)

Q4 海洋博公園までの交通手段をお聞かせください。 (一つに〇)

1.自家用車	2.レンタカー	3.路線バス	4.貸切バス	5.タクシー	6.バイク
7.徒歩	8.その他 (_____)				

Q5 本日、自家用車またはレンタカーで来園された方にお聞きします。なぜ、自家用車またはレンタカーで来園しようと思いましたが? (いくつでも〇)

1.費用が安いから	2.所要時間が短いから
3.バスについてよく知らないから	4.バスの本数が少ないから
5.自宅・ホテルからバス停が遠いから	6.楽だから
7.小さい子どもがいるから	8.みんなと一緒にいくから
9.旅行のバックにレンタカーが含まれていたから	
10.他に手段がないから	11.その他 (_____)

Q6 本日 Q4 の交通手段を利用して何か問題を感じましたか? (いくつでも〇)

1.駐車場が混雑している	2.海洋博公園までの道が混雑している
3.海洋博公園までの道がわかりにくい	4.駐車場の場所がわかりにくい
5.運賃が高い	6.時間がかかりすぎる
7.バスの本数が少ない	
8.どのバス停で降りればよいのかわかりにくい	
9.駐車場・バス停から目的施設までわかりにくい	
10.駐車場・バス停から目的施設まで遠い	
11.特になし	12.その他 (_____)

裏面に続く →

図 2-3 アンケート調査票(おもて面:年間共通)

Q7 海洋博公園に来たのは何回目ですか？（一つに○）

1.はじめて 2.2回目 3.3回目 4.4回目 5.5回目以上

Q8 本日、海洋博公園を利用された、おおよその時間をお聞かせください。

時 分 ~ 時 分

Q9 海洋博公園内には以下のような施設がありますが、知っている施設と本日利用した施設の番号すべてに○をつけてください。（回答欄の番号に○）

《回答欄》

▶ 知っている施設 【1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17】

▶ 本日利用した施設【1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17】

《選択肢》

1.エメラルドビーチ 2.沖縄美ら海水族館 3.マナティ館 4.ウミガメ館
 5.オキちゃん劇場 6.イルカラグーン 7.海洋文化館 8.おきなわ郷土村
 9.おもろ植物園 10.熱帯ドリームセンター 11.海岸遊歩道 12.お花畑
 13.熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 14.パンコの森 15.ちびっことりで
 16.夕陽の広場（大型遊具） 17.夕陽の広場（花階段）

Q10 海洋博公園内では以下のような取組を実施していますが、知っている取組と本日利用した取組の番号すべてに○をつけてください。（回答欄の番号に○）

《回答欄》

▶ 知っている取組 【 1・2・3・4・5・6・すべて知らない 】

▶ 本日利用した取組 【 1・2・3・4・5・6 】

《選択肢》

1.HPでの混雑情報の提供 2.熱帯ドリームセンターの料金割引
 3.電気遊覧車1回100円券 4.4時からチケット（水族館）
 5.ドリームセンター前駐車場のオープン 6.夕陽の広場（花階段）のオープン

Q11 海洋博公園のバリアフリーについて、満足されましたか？

1.満足した 2.どちらかという満足 3.どちらかという不満 4.不満
 5.よくわからない

Q12 海洋博公園には満足されましたか？

1.満足 2.どちらかという満足 3.どちらかという不満 4.不満

Q13 海洋博公園にまた来たいと思いますか？

1.是非来たい 2.機会があれば来たい 3.来たいとは思わない

Q14 海洋博公園を利用して、お気づきの点がありましたらお聞かせください。（いくつでも○）

1.公園内の案内標識がわかりにくい 2.駐車場が少ない・混雑している
 3.公園内係員の対応がよくない 4.飲食店が少ない
 5.トイレが少ない・混雑している 6.休憩場所が少ない
 7.水族館が混雑している 8.レストラン・売店が混雑している
 9.開園時間が早い 10.広すぎて移動が大変
 11.イベントが少ない 12.坂や段差が多く歩きにくい
 13.公園までの交通が不便 14.その他（ ）

Q15 その他、自由な意見をお聞かせください。

☒ ご協力ありがとうございました。調査票は出口の調査員にお渡し下さい☒

図 2-4 アンケート調査票(うら面:8月実施分)

■ 首里城地区

アンケート調査ご協力のお願い

この度は首里城公園へお越しいただき、ありがとうございます。
お忙しいところ恐れ入りますが、アンケート調査にご協力をお願いいたします
(ご回答いただいた方全員に『首里城公園オリジナルポストカード』を差し上げます)

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

Q1 はじめに、あなた自身のことについてうかがいます。(それぞれ一つに○)

	年 齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
--	-----	------	------	------	------	------	-------

お住まい

1. 沖縄県内 (市町村名: _____)	市・町・村
2. 沖縄県外 (朝の宿泊地: _____)	市・町・村 / 本日沖縄に来た
(夜の宿泊地: _____)	市・町・村 / 本日帰る予定)
3. 海外 (国名: _____))

Q2 本日はどなたと来りましたか? (一つに○)

1.ひとり 2.夫婦・カップル 3.家族 4.友人・知人 5.修学旅行 6.その他団体

※3~6と回答の方はあなたを含めた同行者の人数 → 人

あなたを含めた同行者のペーパークーの利用 (あり・なし) / 車いすの利用 (あり・なし)

Q3 本日の来園目的は何ですか? (いくつでも○)

1.観光 2.散策 3.イベント参加・見学 4.子供を遊ばせに 5.学習
6.写真撮影・スケッチ 7.食事 8.休憩 9.同行者の案内 10.その他 ()

Q4 首里城公園までの交通手段をお聞かせください。(一つに○)

1.自家用車 2.レンタカー 3.路線バス 4.貸切バス 5.タクシー
6.バイク 7.モノレール 8.徒歩 9.その他 ()

Q5 本日、自家用車またはレンタカーで来園された方にお聞きします。なぜ、自家用車またはレンタカーで来園しようと思われましたか? (いくつでも○)

1.費用が安いから	2.所要時間が短いから
3.首里城までの公共交通についてよく知らないから	
4.バス・モノレールの本数が少ないから	5.自宅・ホテルから駅まで遠いから
6.自宅・ホテルからバス停まで遠いから	7.駅から首里城まで遠いから
8.バス停から首里城まで遠いから	9.楽だから
10.小さい子どもがいるから	11.みんなと一緒に行くから
12.旅行のバックにレンタカーが含まれていたから	
13.他に手段がないから	14.その他 ()

Q6 本日 Q4 の交通手段を利用して何か問題を感じましたか? (いくつでも○)

1.駐車場が混雑している	2.首里城公園までの道が混雑している
3.首里城公園までの道がわかりにくい	4.駐車場の場所がわかりにくい
5.運賃が高い	6.時間がかかりすぎる
7.本数が少ない	8.駅・バス停から首里城まで遠い
9.どの駅・どのバス停で降りればよいのかわかりにくい	
10.特になし	11.その他 ()

Q7 首里城公園にいらっしゃったのは何回目ですか? (一つに○)

1.はじめて 2.2回目 3.3回目 4.4回目 5.5回目以上

Q8 本日、首里城公園を利用された、おおよその時間をお聞かせください。

時 分 ~ 時 分

Q9 首里城公園及び周辺でご存じの施設、本日利用された施設すべてに○をつけてください。

《回答欄》 ▶ 知っている施設【 1・2・3・4・5・6・7・8・9 】
▶ 本日利用した施設【 1・2・3・4・5・6・7・8・9 】

《選択肢》

1.守礼門	2.有料区域 (御庭、南殿・番所、書院・鐘之間、正殿、北殿)
3.系図座・用物座 (有料区域入口前広場の休憩所)	4.西のアザナ (展望デッキ)
5.首里村館 (駐車場、レストラン、展示室等)	6.京の内
7.弁財天堂・円鑑池・龍潭	8.玉陵
	9.金城町石畳道

裏面に続く →

図 2-5 アンケート調査票(おもて面:年間共通)

Q10 首里城公園では定期的に以下のイベントを実施していますがご存じですか？知っているものすべてに○をつけてください。

1.舞への誘い（毎週水、金、土、日、祝日の11時、14時、16時）
 2.首里城ライトアップ（毎日、日没～24:00）
 3.御開門（毎日、8:30）
 4.すべて知らない

Q11 Q10のイベント見学状況と見学された方は感想をお聞かせください。

1.舞への誘い（見学していない・見学した）
 1.満足 2.やや満足 3.やや不満 4.不満

2.首里城ライトアップ（見学していない・見学した）
 1.満足 2.やや満足 3.やや不満 4.不満

3.御開門（見学していない・見学した）
 1.満足 2.やや満足 3.やや不満 4.不満

Q12 首里城公園では以下の取組を実施していますがご存じの取組、本日利用された取組の番号すべてに○をつけてください。

《回答欄》 ▶知っている取組【1・2・すべて知らない】
 ▶本日利用した取組【1・2】

《選択肢》 1.HPでの混雑情報の提供 2.モノレールフリー乗車券の入館割引

Q13 首里城公園のバリアフリーについて、満足されましたか？

1.満足した 2.どちらかという満足 3.どちらかという不満
 4.不満 5.よくわからない

Q14 首里城公園には満足されましたか？

1.満足した 2.どちらかという満足 3.どちらかという不満 4.不満

Q15 首里城公園にまた来たいと思いますか？

1.是非来たい 2.機会があったら来たい 3.来たいと思わない

Q16 首里城公園で、お気づきの点がありましたら教えてください。（いくつでも○）

1.休憩所・レストランなどの施設が足りない 2.園内が分かりにくい
 3.展示や説明が分かりにくい・足りない 4.施設等や展示内容に興味を持たない
 5.駐車場が足りない 6.混雑している
 7.開園時間が遅い 8.開園時間が早い
 9.イベントが少ない 10.坂や段差が多く歩きにくい
 11.公共交通で来にくい 12.公園内の係員の対応が良くない
 13.その他（ ）

Q17 首里城では現在も復元整備がすすめられていますかご存じでしたか？

1.知っていた 2.知らなかった

Q18 その他自由なご意見をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。調査票は久歳門又は木曳門の調査員にお渡し下さい

図 2-6 アンケート調査票(うら面:正月以外)

修繕履歴

平成 19 年度から平成 21 年度の修繕履歴を以下に示す。

【修繕履歴】

1) 海洋博覧会地区

■ 平成 19 年度

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	いるか広場周辺施設	2007/4/1	マナー館	昇降機設備	マナー館ホイスリーン集電装置整備を実施
		2007/4/8	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	冷凍冷蔵庫室外機整備を実施
		2007/4/25	海獣飼育棟	電灯動力設備	海獣飼育棟照明用安定器取替を実施
		2007/5/1	マナー館	給排水衛生機器	マナー館飼育内土砂除去を実施
		2007/5/1	イルカスタジオ	水処理設備	イルカスタジオ外壁パネル養生を実施
		2007/5/7	マナー館	給排水衛生機器	マナー館ホール天井パネル落水に伴うバルブ操作を実施
		2007/5/26	イルカガーデン	水処理設備	イルカガーデンポンプカパリングコム取替を実施
		2007/5/26	イルカスタジオ	水処理設備	イルカスタジオ海水バルブ整備を実施
		2007/5/26	海の保育園	水処理設備	海の保育園ホイスリーン整備を実施
		2007/5/30	イルカガーデン	水処理設備	イルカガーデン水門駆動部整備を実施
		2007/5/30	マナー館	自動ドア設備	マナー館自動ドア扉止め取替を実施
		2007/6/1	海亀館	水処理設備	海亀館海水循環ポンプ及び逆洗ポンプ整備を実施
		2007/6/2	着水槽本ポンプ室	水処理設備	着水槽本ポンプ室排水ポンプ整備を実施
		2007/6/22	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール落水に伴うバルブ操作を実施
		2007/7/7	イルカガーデン	給排水衛生機器	イルカガーデン汚水格付ドストイフ取替を実施
		2007/7/12	旧水族館	電灯動力設備	旧水族館2階工事に伴うケーブル端末処理を実施
		2007/7/12	旧マナー機械室	電灯動力設備	旧マナー機械室解体工事に伴うケーブル補修立会を実施
		2007/7/14	マナー館	冷凍熱源機器	マナー館冷蔵庫用室外機整備を実施
		2007/7/19	旧研究室棟	冷凍熱源機器	旧研究室棟ハウケツ型空調機室外機基板洗浄を実施
		2007/8/10	イルカガーデン	電灯動力設備	イルカガーデン照明用安定器取替を実施
		2007/8/12	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	海獣飼育棟冷凍庫用室外機整備を実施
		2007/8/22	海獣飼育棟	電灯動力設備	海獣飼育棟照明用安定器取替を実施
		2007/9/17	イルカガーデン	水処理設備	園内改修工事に伴う海水バルブ等操作を実施
		2007/10/4	B広場	給排水衛生機器	B広場男子便所手洗器センサー取替を実施
		2007/10/4	海亀館	給排水衛生機器	海亀館逆流水槽ドレハルススイッチ設置を実施
		2007/10/5	マナー館	給排水衛生機器	マナー館控室流し台配管取替を実施
		2007/10/6	イルカガーデン	給排水衛生機器	イルカガーデン便所手洗い器水栓取替を実施
		2007/10/7	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	海獣飼育棟検査室ハウケツ型空調機基板洗浄を実施
		2007/10/9	マナー館	自動ドア設備	マナー館自動ドア控整備を実施
		2007/10/18~10/20	着水槽本ポンプ室	水処理設備	着水槽取水ポンプアリング取替を実施
		2007/10/19	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	海獣飼育棟冷凍庫ドア整備を実施
		2007/10/27	イルカガーデン	給排水衛生機器	イルカガーデン男子便所大便器配管清掃を実施
		2007/10/31	着水槽本ポンプ室	給排水衛生機器	着水槽本ポンプ室排水ポンプ取替を実施
		2007/12/12~12/13	着水槽本ポンプ室	水処理設備	着水槽取水ポンプ整備を実施
		2007/12/18	マナー館	冷凍熱源機器	マナー館テリウムユニット整備を実施
		2007/12/21	マナー館	給排水衛生機器	マナー館循環ポンプ整備を実施
		2008/1/11	B広場	自動ドア設備	B広場身障者便所自動ドア駆動装置取替を実施
		2008/1/22	旧研究室棟	電灯動力設備	旧研究室棟照明用安定器取替を実施
		2008/1/22	B広場	給排水衛生機器	B広場女子便所手洗器センサー取替を実施
		2008/2/13	マナー館	消防設備	マナー館地下観望室誘導灯バッテリー取替を実施
		2008/2/14	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール等電機種取替を実施
		2008/2/16	マナー館	自動ドア設備	マナー館入口自動ドア基板洗浄を実施
		2008/3/7~3/8	ご成婚の森	給排水衛生機器	マナー館井水ポンプ取替を実施
		2008/3/13	着水槽本ポンプ室	受変電設備	着水槽電気室継電器取替を実施
		2008/3/10~3/13	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	海獣飼育棟冷凍庫用室外機整備を実施
2008/8/17	いるか広場周辺施設	監視カメラ設備	SS画像受信器の修理を実施		
2007/9/5	マナー館	映像設備(マナー館)	モニターテレビ(2台)の修理を実施		
2008/2/13	いるか広場周辺施設	監視カメラ設備	SS画像送信機及び受信機の修理を実施		
2007/4/19	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカーパネルの錆落とし・錆止め塗装等を実施		
2007/5/24	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	ワイヤレス受信機チャンネルの増設を実施		
2007/5/25	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	ワイヤレスアンテナ(No.2, No.3)収納箱の分解整備を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	いるか広場周辺施設	2007/7/23	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカー(ツイーター)交換を実施
		2007/9/5	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカー(ツイーター)の取替を実施
		2007/9/28	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカー増幅器の取替を実施
		2007/10/20	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカーの増設等を実施
		2007/11/17	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカー(ウーハー)の取替を実施
		2008/1/22	イルカガーデン	BGM放送設備(イルカガーデン)	屋外スピーカー(ツイーター)の取替等を実施
		2007/4/11~4/26	全施設	全施設	全施設の安全点検を実施
		2007/4/13	イルカガーデン	木製ベンチ	ベンチの補修
		2007/4/20	旧水族館	アーケード前	バリケード設置
		2007/5/18~5/22	旧水族館	廃棄物	旧水族館内の廃棄物処理
		2007/5/31	海亀館	階段	止水板の設置
		2007/6/8	旧水族館	廃棄物	旧水族館スロープ下の廃棄物処理
		2007/6/25	B広場	休憩所	B広場休憩所雨漏り箇所の補修
		2007/9/5	海獣飼育棟	出入口	フランス落し及び戸あたり取替え
		2007/10/3	養蚕施設	トックライト	トックライトひび割れ補修
		2007/10/16	イルカガーデン	プールの手摺	プールの手摺ネット取り付け
		2007/11/26	海亀館	亀プールの手摺	手摺ネット補修
		2008/2/13	マナー館	軒下タイル	タイルの剥れ補修
		2008/3/4	海亀館	高窓	クレセント補修
		2007/4/3	常用発電所	空気調和等関連機器	常用発電所2階給気室給気用ボックス整備を実施
		2007/4/25	常用発電所	給排水衛生機器	常用発電所電気温水器用配管等取替を実施
		2007/5/11	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機ばい煙量等測定を実施
		2007/5/11	常用発電所	空気調和等関連機器	常用発電所発電機室給気ファンベルト取替を実施
		2007/6/12	常用発電所	自家発電設備	発電機D点検に伴う待機を実施
		2007/8/9	常用発電所	冷凍熱源機器	吸収式冷凍機冷却水配管取替を実施
		2007/8/10	常用発電所	冷凍熱源機器	ボイラー2号パネル表示データ入力を実施
		2007/8/31	常用発電所	自家発電設備	尿素水コンプレッサー用配管等取替を実施
		2007/10/8	常用発電所	空気調和等関連機器	常用発電所発電機室排気ファン不具合調査を実施
		2007/11/1	常用発電所	冷凍熱源機器	吸収式冷凍機冷却水フロースイッチ取替を実施
		2007/11/20	常用発電所	冷凍熱源機器	吸収式冷凍機冷却水温度センサー用配管補修を実施
		2007/11/29	常用発電所	自家発電設備	ボイラー2号機用給水配管取替を実施
		2007/11/30	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機室排気ファン整備を実施
		2008/1/21	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機ばい煙量等測定を実施
		2008/2/8	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機室排気ファン整備を実施
		2008/2/14	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機燃料油ストレーナー清掃を実施
		2008/2/22	常用発電所	自家発電設備	常用発電所ボイラー整備及び性能検査を実施
		2008/3/1	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機1号燃料油ストレーナー清掃を実施
		2008/3/3	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機2号燃料油ストレーナー清掃を実施
		2008/3/3~3/4	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機始動用減圧弁取替を実施
		2008/3/5~3/8	常用発電所	自家発電設備	常用発電所脱酸コンプレッサー1号整備を実施
		2008/3/7	常用発電所	自家発電設備	常用発電所発電機室排気ファン整備を実施
		2008/3/13	常用発電所	消防設備等	常用発電所消防設備炭酸ガスボンベ充填を実施
		2007/4/4	海洋文化館	電灯動力設備	海洋文化館展示ケース照明用安定器取替を実施
		2007/5/16~5/18	海洋文化館	消防設備等	海洋文化館防炎点検漏水補修を実施
		2007/7/2	海洋文化館	冷凍熱源機器	フライング室ハウケツ型空調機室外機基板取替を実施
2007/7/24	海洋文化館	電灯動力設備	海洋文化館展示ケース照明用安定器取替を実施		
2007/8/13	海洋文化館	受変電設備	海洋文化館主変電室地絡方向継電器取替を実施		
2007/9/5~9/10	海洋文化館	電灯動力設備	展示物調査に伴う展示ケース開閉作業を実施		
2007/10/25	海洋文化館	空気調和等関連機器	海洋文化館北側展示室等の空調機Vベルト取替を実施		
2007/11/1	海洋文化館	自動ドア設備	海洋文化館コミュニティホール自動ドア補助センサー取替を実施		
2007/11/15	海洋文化館	自動ドア設備	海洋文化館コミュニティホール自動ドアコントロールセンサー取替を実施		
2007/12/11	海洋文化館	電灯動力設備	海洋文化館誘導灯用バッテリー取替を実施		
2007/12/11	海洋文化館	電灯動力設備	海洋文化館出口ホール照明用安定器取替を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	海洋文化館	2007/3/6~3/7	海洋文化館	空気調和等関連機器	海洋文化館展示室空調機整備を実施
		2007/4/15	海洋文化館	その他(ファイリング室)	ファイリング室の整理整頓等を実施
		2007/4/22	海洋文化館	ていんがーシアター設備	増幅機(オースローNo.1, Mid)の修理等を実施
		2007/4/30	海洋文化館	ていんがーシアター設備	クセンスライドプロジェクターの修理を実施
		2007/5/29	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ソックスライドプロジェクター(プラネタリウム用)の修理を実施
		2007/6/14	海洋文化館	コミュニティホールBGM放送設備	放送機器・システムラックの清掃等を実施
		2007/6/17	海洋文化館	ていんがーシアター設備	カム・センサ・スカイライン投影機用操作盤の修理を実施
		2007/7/17	海洋文化館	ていんがーシアター設備	プラネタリウム機器の恒星制御部分の修理を実施
		2007/8/8	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ヨイサクアカネのフィルム交換等を実施
		2007/9/1	海洋文化館	ていんがーシアター設備	プラネタリウム機器の鏡ブラシ交換等を実施
		2007/10/8	海洋文化館	ていんがーシアター設備	スライドプロジェクター(Nb.1)の修理を実施
		2007/10/18	海洋文化館	展示ケース映像設備(Nb.3)	映像設備前面パネルのメタ処理等を実施
		2007/12/6	海洋文化館	ていんがーシアター設備	プラネタリウム機器の整備点検を実施
		2007/12/14	海洋文化館	ていんがーシアター設備	デジタルオーディオレコーダー(DR8)の修理を実施
		2008/3/21	海洋文化館	ていんがーシアター設備	CDプレーヤー2台、MDプレーヤー1台の取替を実施
		2007/5/1	海洋文化館	サハニ	海洋文化館前にサハニを展示
		2007/4/20	海洋文化館	展示ホール	手摺補修
		2007/9/14	海洋文化館	サハニ	サハニの養生
		2008/1/9	海洋文化館	サハニ	サハニの移動及び養生
		2008/1/22	海洋文化館	展示ホール	展示台の補修
		2008/2/5	海洋文化館	人口付近シーサー	破損シーサーの補修
		2008/2/13	海洋文化館	屋外木階段	段板の補修
		2008/2/18	海洋文化館	展示ホール	コミュニティホール側出入口ドアクローザー補修
		2008/2/23	海洋文化館	サハニ	サハニの移動
		2008/2/26	海洋文化館	展示ホール	展示ケースの取り外し、復旧
		2008/2/28	海洋文化館	屋外木階段	さら桁の補修、段板の取替え
		2008/2/30	海洋文化館	案内カウンター	カウンターの塗装補修
		2007/4/29	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	熱帯ドリームセンター温室地下ファン整備を実施
		2007/5/21	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	熱帯ドリームセンター券売所前雨水樹補修を実施
		2007/5/30	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	B地区系統給水管設置に伴うハルノ操作等を実施
		2007/6/7	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	ピクトリア温室細露用ノズル整備を実施
		2007/6/16	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	天水槽加圧ホフノ具不具合復旧を実施
		2007/8/1	熱帯ドリームセンター	受変電設備	温室受変電受電盤交流電圧計取替を実施
		2007/8/14	熱帯ドリームセンター	消防用設備等	ピクトリア温室地下煙感知器取替を実施
		2007/9/4	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	熱帯ドリームセンタースプリング用電水器設置を実施
	2007/9/24~9/25	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	果樹花木温室電動窓整備を実施	
	2007/10/1	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	熱帯ドリームセンター回廊機等空調機Vベルト取替を実施	
	2007/12/5	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	熱帯ドリームセンター回廊機自動ドア補助センサー取替を実施	
	2008/3/4~3/5	熱帯ドリームセンター	消防用設備等	熱帯ドリームセンター回廊機排煙機整備を実施	
	2008/3/5~3/8	熱帯ドリームセンター	電動動力設備	熱帯ドリームセンター回廊機外壁照明設置を実施	
	2007/5/29	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	パソコン(Nb.B-1)、ハードディスクの修理を実施	
2007/7/10	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(Nb.1)のランプ取替を実施		
2007/8/4	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクターの修理を実施		
2007/9/2	熱帯ドリームセンター	BGM放送設備	屋外スピーカー(3台)の取替を実施		
2007/10/24	熱帯ドリームセンター	BGM放送設備	屋外スピーカー(2台)の取替を実施		
2008/1/3	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(Nb.2)のランプの取替を実施		
2008/3/23	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクターの取替を実施		
2007/4/17	熱帯ドリームセンター	天井	コンクリート剥離部分のはつり及び補修		
2007/6/18	熱帯ドリームセンター	回廊機	スロープの製作、設置		
2007/7/19	熱帯ドリームセンター	外壁	外壁レンガタイル剥れの補修		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
建物維持管理費	熱帯ドリームセンター	2007/9/3	熱帯ドリームセンター	事務所倉庫	出入りドアクローザー取替え	
		2007/10/1	熱帯ドリームセンター	通路	通路の不陸補修	
		2007/10/2	熱帯ドリームセンター	通路	石タイルの目地補修	
		2007/10/11	熱帯ドリームセンター	ピクトリア温室	天井パネル取替え	
		2007/10/23	熱帯ドリームセンター	中庭	中庭タイルの浮き補修	
		2007/11/8	熱帯ドリームセンター	スナックスコール	椅子の補修	
		2007/11/22	熱帯ドリームセンター	中庭ベンチ	ベンチの土台タイル補修	
		2008/1/5	熱帯ドリームセンター	便所	便所ドアの戸あたり設置箇所移動	
		2008/1/31	熱帯ドリームセンター	常設展示場	床面の錆落とし	
		2008/1/31	熱帯ドリームセンター	常設展示場前シェルター	シェルターの錆落とし及び塗装	
		2008/2/13	熱帯ドリームセンター	温室土間	土間のモルタル補修	
		2008/2/20	熱帯ドリームセンター	中庭	中庭タイルの浮き補修	
		2007/8/2	おきなわ郷土村	消防用設備等	自動火災報知設備受信機取替を実施	
		2007/10/29~10/30	おきなわ郷土村	消防用設備等	自動火災報知設備空気管取替を実施	
		2007/4/12	おきなわ郷土村	便所前ベンチ	ベンチの補修	
		2007/4/22	おきなわ郷土村	近年の民家	軒の補修	
		2007/7/19	おきなわ郷土村	奄美の民家	茅葺屋根養生ブルーシート取替え	
		2007/7/19	おきなわ郷土村	茅葺屋根	茅葺屋根の破損部分の撤去	
		2007/8/27	おきなわ郷土村	王国時代の民家	茅葺屋根雨漏りの為ブルーシートで養生	
		2007/8/31	おきなわ郷土村	本館の民家	茅葺屋根雨漏りの為ブルーシートで養生	
		2008/1/6	おきなわ郷土村	地頭代の家	雨戸の補修	
		レストハウス等	2007/4/19~4/22	ハーケセンター	空気調和等関連機器	ハーケセンター東棟空調機整備を実施
			2007/5/10	東駐車場	冷熱源機器	東駐車場休憩室ハッケーシ型空調機冷媒ガス補充を実施
			2007/5/31	東駐車場	電灯動力設備	東駐車場休憩室照明用安定器取替を実施
			2007/6/25	ビーチハウス	冷熱源機器	ビーチハウスハッケーシ型空調機冷媒ガス補充を実施
	2007/8/1		ビーチハウス	冷熱源機器	ビーチハウスハッケーシ型空調機基板取替を実施	
	2007/9/4		中央ゲート警備室	電灯動力設備	中央警備室照明器具取替を実施	
	2007/10/22		ハーケセンター	給排水衛生機器	ハーケセンター西棟冷水器整備を実施	
	2008/3/10		中央ゲート	消防用設備等	中央ゲートエレベーター用受信機取替を実施	
	2008/3/13		ハーケセンター	冷熱源機器	ハーケセンター西棟休憩室ハッケーシ型空調機取替を実施	
	2008/3/11~3/12		ビーチハウス	空気調和等関連機器	ビーチハウス男子更衣室屋上型換気扇取替を実施	
	レストハウス等	2007/5/30	パークセンター	出入り口ドア	戸車の取替え	
		2007/5/30	ビーチハウス	救護室	ドアクローザーの取替え	
		2007/7/1	ビーチハウス	救護室	医療棚ガラス取替え	
		2008/1/9	レストハウスA	出入口	出入口側破損ガラスの取替え	
		2008/3/15~17	ビーチハウス	ビーチハウス横	ビーチハウス横に清掃従事者用シャワー室の設置	
		2007/4/26	東駐車場	給排水衛生機器	東駐車場女子便所便器配管清掃を実施	
		2007/9/18	さんご通り北	給排水衛生機器	さんご通り北女子便所自動手洗器センサー取替を実施	
		2007/10/1	さんご通り南	給排水衛生機器	さんご通り南女子便所ハイテックホルツアップ取替を実施	
		2007/11/5	ちびっことりで	電灯動力設備	ちびっことりで男子便所照明用センサー取替を実施	
		2007/11/19	花見坂	給排水衛生機器	花見坂男子便所手洗器用センサー取替を実施	
便所	2008/3/11	中央ゲート	給排水衛生機器	中央ゲート便所ジェットノール取替を実施		
	2007/4/11	各便所	ペーパーシート	ペーパーシートの補修		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	便所	2007/5/4	旧中央売店	屋根	瓦の補修
		2007/6/15	中央ゲート便所	屋根トフプライト	雨漏り箇所の補修
		2007/6/25	中央ゲート便所	屋根トフプライト	雨漏り箇所の補修
	エネルギーセンター	2007/9/2	東バス駐車場便所	身障者用便所入口	トイレルーター取替え
		2007/4/7~8/10	冷水プラント	冷凍熱源機器	吸収式冷水機1号機水室内整備を実施
		2007/5/7~6/8	エネルギーセンター	中央監視制御設備	中央冷却照明システム3号機不具合復旧を実施
	2007/5/21	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷水プラント冷却塔清掃を実施	
	2007/6/4	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷凍機用冷却水配管内清掃を実施	
	2007/6/4	エネルギーセンター	中央監視制御設備	エレベーター電源ユニット取替を実施	
	2007/6/9	エネルギーセンター	ダクト配管	ボイラー室送風機用ダンパー整備を実施	
	2007/6/10	エネルギーセンター	交流無停電電源装置	交流無停電電源装置鉛蓄電池液面電極取替を実施	
	2007/6/13	エネルギーセンター	空気調和等関連機器	ハッゲン用送風機2号ファン取替を実施	
	2007/6/13	冷水プラント	冷凍熱源機器	冷凍機2号燃焼炉ファン取替を実施	
	2007/6/20	エネルギーセンター	電灯動力設備	UPS用電源引き込みを実施	
	2007/6/21	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷凍機1号用冷却塔冷却ファン整備を実施	
	2007/6/23	エネルギーセンター	中央監視制御設備	中央監視制御設備モーター取替を実施	
	2007/7/14	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷却塔1号水槽内部及び配管スレーン清掃を実施	
	2007/7/17	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷却塔2号水槽内部及び配管スレーン清掃を実施	
	2007/7/18~7/19	エネルギーセンター	中央監視制御設備	中央監視制御設備不具合復旧作業を実施	
	2007/8/9	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷却塔2号水槽内部及び配管スレーン清掃を実施	
	2007/8/13	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷却塔1号水槽内部及び配管スレーン清掃を実施	
	2007/8/14	冷水プラント	空気調和等関連機器	冷凍機用冷水二次ポンプ整備を実施	
	2007/8/14	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	ハッゲン型空調機2号送風機Vベルト取替を実施	
	2007/9/13	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	ボイラー整備及び性能検査を実施	
	2007/9/24~9/26	エネルギーセンター	ダクト配管	屋外燃料配管錆落とし及び錆止め塗装を実施	
	2007/10/4	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	吸収式冷水機ばい煙量等測定を実施	
	2007/10/23	エネルギーセンター	ダクト配管	屋外燃料配管錆落とし及び錆止め塗装を実施	
	2007/11/5	冷水プラント	冷凍熱源機器	吸収式冷水機2号整備を実施	
	2007/12/13	エネルギーセンター	受変電設備	園内施設温度計設置を実施	
	2007/12/21~12/31	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	吸収式冷水機冷却水フュー洗浄を実施	
	2008/2/7	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	エネルギーセンターボイラーばい煙量等測定を実施	
	2008/2/27	エネルギーセンター	冷凍熱源機器	エネルギーセンターボイラー1号燃焼用タイマー取替を実施	
	2008/3/9	冷水プラント	冷凍熱源機器	吸収式冷水機整備を実施	
	2008/3/9	エネルギーセンター	中央監視制御設備	中央監視制御設備不具合調査を実施	
	2008/3/13	冷水プラント	消防用設備等	冷水プラント消防用設備炭酸ガスボンベ充填を実施	
	2007/4/3~4/4	管理事務所等	構内交換電話設備	管理事務所等内線電話機移設等を実施	
	2007/4/19	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設を実施	
	2007/5/10~5/11	園内	構内交換電話設備	園内光ケーブル調査を実施	
	2007/5/25	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機修理を実施	
	2007/6/5	管理事務所等	構内交換電話設備	管理事務所等落雷不具合復旧を実施	
	2007/6/14	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター直通回線修理を実施	
	2007/7/5	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所回線調査を実施	
	2007/7/12	園内	構内交換電話設備	緊急通報システム不具合復旧を実施	
	2007/7/18	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター内線電話機不具合復旧を実施	
	2007/8/6	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター内線電話機テラ変更を実施	
	2007/9/27	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機増設を実施	
	2007/10/9	園内	構内交換電話設備	緊急通報システム不具合復旧を実施	
	2007/10/30	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所多機能電話機不具合復旧を実施	
	2007/11/2	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センターアナログ不具合復旧を実施	
	2007/11/7	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター交換機基板取替を実施	
	2007/11/20	園内	構内交換電話設備	緊急通報システム不具合復旧を実施	
	2007/11/23	オキちゃん劇場	構内交換電話設備	オキちゃん劇場控室内線電話機修理を実施	
2008/1/13	園内	構内交換電話設備	トリマラソン大会内線電話機仮設を実施		
2008/1/30	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター内線電話機増設を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	エネルギーセンター	2008/3/8	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所多機能電話機テラ変更を実施
		2007/8/29	管理温室	給排水衛生機器	新ハタ温室排水用配管増設を実施
	管理温室	2007/10/24	管理温室	空気調和等関連機器	膨張剤給水用ホタルツク取替を実施
		2007/12/13	管理温室	電灯動力設備	高不温室照明用温度調節器取替を実施
		2007/4/2	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所コンセント増設を実施
	事務所及び管理棟	2007/4/26	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施
		2007/5/31	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所照明用安定器取替を実施
		2007/6/4	管理事務所	中央監視制御設備	管理事務所交換機基板取替を実施
	2007/6/14	管理事務所	消防用設備等	管理事務所自動火災報知設備基板取替を実施	
	2007/6/14	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/6/21~6/22	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/7/1	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所1階照明用安定器取替を実施	
	2007/8/1	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/8/13	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/8/13~8/15	管理事務所	給排水衛生機器	管理事務所屋上ルーフレン整備を実施	
	2007/8/19	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所警備室コンセント増設を実施	
	2007/9/15~9/16	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所2階照明器具キャベースイッチ取付けを実施	
	2007/9/16	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子整備を実施	
	2007/9/20	管理事務所	車椅子設備	手動式車椅子整備を実施	
	2007/11/14	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/12/10	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2007/12/20	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子整備を実施	
	2007/12/31	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2008/1/14	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子整備を実施	
	2008/2/1	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子整備を実施	
	2008/3/2	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子整備を実施	
	2007/4/28	通用門	監視カメラ設備	映像が出ない為、調査及び修理を実施	
	2007/5/2	事務所及び管理棟	監視カメラ設備	管理用ゲートのインターホンの修理を実施	
	2007/6/5	事務所及び管理棟	監視カメラ設備	コンビネーションカメラの修理等を実施	
	2007/7/14	管理事務所	男子便所	ウォッシュレット用リモコンの交換等を実施	
	2007/8/9	管理事務所	監視カメラ設備	インターホン(親機、子機)の修理を実施	
	2007/9/9	管理事務所	1階	プラズマテレビの修理を実施	
	2007/6/21	中央ゲート整備室	屋根	屋根雨漏り箇所の補修	
	2007/7/1	管理事務所	便所窓	網戸の設置	
	2008/1/19	管理事務所	出入り口ドア	ドアクローザー取替え	
	2007/4/10~4/11	植物管理センター	冷凍熱源機器	ハッゲン型空調機室外機基板取替を実施	
	2007/4/19	植物管理センター	電灯動力設備	植物管理センター実験室コンセント取替を実施	
	2007/4/21	植物管理センター	空気調和等関連機器	植物管理センター管理室空調機整備を実施	
	2007/5/31	植物管理センター	冷凍熱源機器	植物管理センターハッゲン型空調機整備を実施	
	2007/7/19	植物管理センター	電動器具設備	植物管理センター作業場電動シッター整備を実施	
	2007/7/26	植物管理センター	消防用設備等	自動火災報知設備受信機基板取替を実施	
	2007/8/2~8/3	植物管理センター	空気調和等関連機器	植物管理センター地下機械室排気ファン整備を実施	
	2007/8/7	植物管理センター	冷凍熱源機器	植物管理センターハッゲン型空調機基板取替を実施	
	2007/8/7	植物管理センター	電灯動力設備	見本園じゃぶじゃぶ池遠方操作盤電圧変換機取替を実施	
	2007/9/18	植物管理センター	冷凍熱源機器	サンテラスハッゲン型空調機整備を実施	
	2007/10/1	植物管理センター	電灯動力設備	植物管理センター玄関ホール照明増設を実施	
	2007/10/1	植物管理センター	自動ドア設備	見本園便所身障者便所自動ドア駆動装置取替を実施	
	2007/10/22	植物管理センター	冷凍熱源機器	植物管理センター育成室ハッゲン型空調機整備を実施	
	2007/12/14	植物管理センター	給排水衛生機器	植物管理センター男子便所大便器改修を実施	
	2007/12/29	植物管理センター	空気調和等関連機器	植物管理センター地下機械室排気ファン取替を実施	
	2007/5/1	植物管理センター	映像撮影	特別講演会のビデオ撮影を実施	
	2007/11/3	植物管理センター	グリーンショック設備	パソコンの修理を実施	
2007/5/23	植物管理センター	図書室上部	雨漏り箇所の補修		
2007/6/4	植物管理センター	ハンコの森	雨漏り箇所の補修		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
建物維持管理費	植物管理センター	2007/8/24	植物管理センター	図書室及びサンテラス上部	遮光ネットの設置	
		2007/9/4	植物管理センター	2階倉庫出入口	破損ガラスの取替え	
		2007/9/6	植物管理センター	浜り廊下上部	破損ガラスの取替え	
		2007/10/4~10/14	植物管理センター	センターテラス	床の滑り止め塗装	
		2007/10/26~10/29	植物管理センター	アクリル屋根	アクリル屋根コーキング補修	
		2008/1/20	植物管理センター	入口前スロープ	スロープの補修	
		2008/1/20	植物管理センター	サンテラス上部	遮光ネットの撤去	
		2008/2/13	クリスタルゲート	植物展示用棚	植物展示用棚の設置	
		2008/2/16	クリスタルゲート	植物展示用棚	植物展示用棚の撤去	
		2008/3/6	植物管理センター	A棟併設	園路タイル貼り	
		リサイクル施設	2007/4/5	リサイクル施設	冷凍熱源機器	リサイクル施設ハットン型空調機冷媒ガス補充を実施
			2007/4/19	リサイクル施設	電灯動力設備	リサイクル施設照明用安定器取替を実施
			2007/5/23	リサイクル施設	電灯動力設備	リサイクル施設照明用安定器取替を実施
			2007/8/1~8/3	リサイクル施設	消防用設備等	リサイクル施設熱感知器ベース取替を実施
			2007/10/9	リサイクル施設	機械設備	リサイクル施設生ゴミ処理機整備を実施
			2007/11/1	リサイクル施設	機械設備	リサイクル施設生ゴミ処理機整備を実施
			2007/5/16	総合案内所	給排水衛生機器	シーサー噴水循環用水中ポンプ取替を実施
	2007/5/24		総合案内所	給排水衛生機器	総合案内所女子便所自動水栓取替を実施	
	2007/5/28		総合案内所	自動ドア設備	総合案内所自動ドアセンサー取替を実施	
	2007/11/8		総合案内所	自動ドア設備	総合案内所自動ドアセンサー取替を実施	
	総合案内所	2007/4/26	総合案内所	噴水音響設備	落雷により音声不良のため、修理を実施	
		2007/4/28	総合案内所	タッチパネルモニター	タッチパネルモニター(No.1)、ACアダプターの取替を実施	
		2007/5/24	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターのランプの取替を実施	
		2007/6/1	総合案内所	おすすめコース作成マシン	液晶タッチパネルモニターACアダプターの取替を実施	
		2007/7/24	総合案内所	噴水音響設備	屋外スピーカー(ウーハー)の取替を実施	
		2007/9/14	総合案内所	BGM放送設備	CDプレーヤーの修理を実施	
		2007/9/27	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターランプの取替を実施	
		2007/9/28	総合案内所	めんそーれ海洋博公園設備	DVDプレーヤー(No.4)の修理を実施	
		2007/12/2	総合案内所	めんそーれ海洋博公園設備	DVDプレーヤー(No.2)の修理を実施	
		2007/12/30	総合案内所	タッチパネルモニター	液晶タッチパネルモニター(No.18)ACアダプターの取替を実施	
		2007/12/30	総合案内所	おすすめコース作成マシン	液晶タッチパネルモニター(No.16)ACアダプターの取替を実施	
		2008/2/19	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターのランプ及び冷却ファンの取替を実施	
		2008/3/21	総合案内所	公園全体模型設備	液晶タッチパネルモニター(3台)の取替を実施	
		2007/6/9	総合案内所	屋根	屋根瓦の補修	
		2007/8/6	総合案内所	看板	案内看板の補修	
		2007/8/6	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え	
		2007/10/13	総合案内所	便所	便所鍵の取替え	
		総合案内所	2008/1/29	総合案内所	便所	ペーパー置き棚の設置
			2008/1/31	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
			2008/2/2	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
	2008/2/17		総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え	
	立体駐車場	2007/6/11	立体駐車場	消防用設備等	自動火災報知設備受信機基板取替を実施	
		2007/6/26	立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場仮設置ボックス電源設置を実施	
2007/8/29		立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場警備室警報盤アームユニット取替を実施		
2007/9/10		立体駐車場	給排水衛生機器	立体駐車場屋上ルーフ清掃を実施		
2007/9/18		立体駐車場	給排水衛生機器	女子便所自動手洗器センサー取替を実施		
2007/10/14		立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場警備室警報盤ターミナルユニット取替を実施		
2007/12/5		立体駐車場	給排水衛生機器	立体駐車場女子便所水洗機似音装置基板取替を実施		
2008/3/11~3/15		立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場保安灯設置を実施		
2008/3/11~3/14		立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場電力計設置を実施		
2007/5/22~5/24		立体駐車場	ライン等	ライン、注意喚起表示等補修		
2007/7/20		立体駐車場	緑化壁	緑化壁固定ボルト緩み点検、補修		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	立体駐車場	2007/7/20	立体駐車場	EV前スロープ	滑り止め塗装
		2007/8/10	立体駐車場	出入口緑石	出入口の緑石の浮きを補修
		2007/10/11	立体駐車場	屋上	カラーコーンの設置
工作物維持管理費	エメラルドビーチ	2007/11/7	立体駐車場	消火栓衝突防止ポール	消火栓衝突防止ポール基礎補修(3カ所)
		2008/2/28	立体駐車場	EV内壁	EV内壁のテープ剥がし
		2007/4/4~4/14	エメラルドビーチ	園路	緑石補修
		2007/4/20	エメラルドビーチ	眺めの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの補修
		2007/4/25	エメラルドビーチ	眺めの浜	砂浜の不陸補修
		2007/5/8	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵対策としてハブクラゲ侵入防止ネットの撤去
		2007/5/20	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵所の養生
		2007/5/22	エメラルドビーチ	遊びの浜	遊泳禁止看板の作成、設置
		2007/5/28	エメラルドビーチ	遊びの浜	海中監視台錆落とし及び塗装
		2007/5/30	エメラルドビーチ	遊びの浜	カワハギ捕獲作業
		2007/6/1	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	水深計測ポール新規作成(3本)
		2007/6/4	亀の浜	石垣	オーバードロー用水路の石垣補修
		2007/6/11	エメラルドビーチ	遊びの浜	海中監視台設置
		2007/6/18	エメラルドビーチ	眺めの浜	遊泳区域境界ロープの設置
		2007/7/5	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	水深計測ポールの設置(3本)
		2007/7/26	エメラルドビーチ	憩いの浜	砂敷き均し及びサッカーゴールの設置
		2007/7/26	エメラルドビーチ	遊びの浜	砂敷き均し
		2007/7/31	エメラルドビーチ	園路	エキスポ跡地との境界ロープ張り
		2007/8/1	エメラルドビーチ	遊びの浜	遊泳区域境界ロープの点検及び海藻除去
		2007/8/5	エメラルドビーチ	遊びの浜	石積み箇所の不陸補修
		2007/9/13	エメラルドビーチ	遊びの浜	遊泳区域境界ロープの点検及び海藻除去
		2007/9/13	エメラルドビーチ	遊びの浜	シルターテントの一部貼り替え
		2007/9/18	エメラルドビーチ	階段	備置ゲート側階段に手摺を設置
		2007/9/22	エメラルドビーチ	廃棄物	ビーチ流木等廃棄物を第2園路へ移動
		2007/11/1	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズンオフ作業(ハブクラゲ侵入防止ネット撤去)
		2007/11/2	エメラルドビーチ	眺めの浜、憩いの浜	シーズンオフ作業(ハブクラゲ侵入防止ネット撤去)
		2007/11/3	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズンオフ作業(ボンツーン、水中監視台撤去)
		2007/11/6	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズンオフ作業(砂防ネット設置等)
		2007/11/25	エメラルドビーチ	遊びの浜	シルターブレースの取替え
		2007/12/8	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	遊泳禁止看板の作成、設置(5箇所)
2007/12/18	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	遊泳禁止看板の作成、設置(6箇所)		
2007/12/18~12/20	エメラルドビーチ	遊びの浜	シルターブレースの取替え		
2008/1/8	亀の浜	廃棄物	亀の浜に漂着の流木の処理		
2008/2/19	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(砂防ネット撤去)		
2008/2/19	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(オイルフェンス等補修、購入)		
2008/2/21~2/23	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(砂防ネット撤去)		
2008/2/23	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(ハブクラゲ侵入防止ネット、ボンツーン設置)		
2008/3/4	エメラルドビーチ	憩いの浜	サッカーゴール、バレーボールネットの設置		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
工作物維持管理費	エメラルドビーチ	2008/3/7	エメラルドビーチ	園路	グレーチングの補修	
		2008/3/15	エメラルドビーチ	騒いの浜	ハブクラゲ侵入防止ネット等の補修、購入	
	オキちゃん劇場	2008/3/22	エメラルドビーチ	騒いの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの設置	
		2007/5/6	オキちゃん劇場	冷熱源機器	控室ハブケー空調機冷媒ガス補充を実施	
		2007/5/18	オキちゃん劇場	水処理設備	プール水門整備を実施	
		2007/6/6	オキちゃん劇場	昇降機設備	プール水門整備を実施	
		2007/6/16	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング錆落とし及び錆止め塗装を実施	
		2007/6/19	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング錆落とし及び錆止め塗装を実施	
		2007/6/22	オキちゃん劇場	冷熱源機器	控室ハブケー空調機取替を実施	
		2007/8/1～8/2	オキちゃん劇場	昇降機設備	シャワーヘッド空調機取替を実施	
			オキちゃん劇場	昇降機設備	シャワーヘッド空調機取替を実施	
		2007/10/5	オキちゃん劇場	給排水衛生機器	ステアリング下降用リフト整備を実施	
		2007/10/5	オキちゃん劇場	水処理設備	オキちゃん劇場汚水ポンプ整備を実施	
		2007/10/22	オキちゃん劇場	水処理設備	オキちゃん劇場シャワー格子整備を実施	
		2007/11/8	オキちゃん劇場	水処理設備	オキちゃん劇場噴水用配管整備を実施	
		2007/11/20～11/21	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング油圧ポンプ取替を実施	
			オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング油圧ポンプ整備を実施	
		2008/2/14	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング錆落とし及び錆止め塗装を実施	
		2008/3/8	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステアリング下降用リフト取替を実施	
		2007/5/30	オキちゃん劇場	BGM放送設備	CDプレーヤーの取替を実施	
		2007/6/26	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカホールの錆落とし、錆止め塗装等を実施	
	2007/8/1	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカ(ウーハー)の取替等を実施		
	2007/8/2	オキちゃん劇場	BGM放送設備	ワイヤレスマイク専用ミキサー、グラフィックイコライザーの設置を実施		
	2007/12/15	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカ(ウーハー)の取替等を実施		
	2007/9/26	オキちゃん劇場	屋根ネット	屋根ネットの一部取替え		
	2007/12/28	オキちゃん劇場	プールサイド	プールサイドの塗装補修		
	水の階段	2007/6/19	水の階段	給排水衛生機器	水の階段下部池ろ過用ポンプ電動機整備を実施	
		2007/12/9～12/10	水のフロムナード	給排水衛生機器	水のフロムナード池系統漏水調査を実施	
	園路広場	園路広場	2007/4/4～4/26	園路	各工作物の安全点検を実施	
			2007/4/11	園路	通用門前看板	
			2007/4/11	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
			2007/4/13	夕陽の広場付近	海岸沿い柵	柵の補修
			2007/4/13	園路	ベンチ	園内のベンチの補修
			2007/4/15	備瀬ゲート付近	側溝	側溝蓋補修
			2007/4/16	海岸遊歩道付近	海岸	廃油ポールの除去
			2007/4/17	園路	手摺	園内の階段、スロープ等の手摺の補修
			2007/4/26	園路	手摺	園内の階段、スロープ等の手摺の補修
			2007/5/16	御成婚の森付近	ベンチ	ベンチ周りの不陸補修
			2007/6/6	園内各休憩所	床	休憩所等床面に砂利敷き均し(4箇所)
			2007/6/8	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
			2007/6/15	中央ゲート周辺	石垣	破損石垣の補修
			2007/6/18	ニライカナイ階段	踏み面	階段踏み面、踊り場に砂利敷き均し

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	園路広場	2007/6/22	マナー館付近	園路	新規石タイル張り
		2007/7/22	旧水族館スロープ跡地	園路	赤土流出防止の為に土壌設置
		2007/7/22	備瀬ゲート	門扉	門扉塗装補修
		2007/7/23	南ゲート付近	園路	アスファルト舗装の補修
		2007/8/1	中央階段	看板	看板の土台補修
		2007/8/9	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
		2007/8/16～8/23	マナー館付近	園路	石タイルの補修及び新規設置
			2007/8/20	海岸遊歩道	園路
		2007/8/25	ハンコの森	園路	ウッドデッキ補修
		2007/9/1	ハンコの森	園路	ウッドデッキ補修
		2007/9/6	ハンコの森	園路	ウッドデッキ補修
		2007/9/7	海岸遊歩道	東屋	プレースの錆落とし
		2007/9/8	海岸遊歩道	東屋	止め金具の錆落とし
		2007/9/9	海岸遊歩道	東屋	プレース及び金具の錆止め塗装
		2007/9/9	ハンコの森	園路	ウッドデッキ補修
		2007/9/13	海岸遊歩道	東屋	プレース及び金具の仕上げ塗装
		2007/9/18	中央ゲート付近	フェンス	フェンス破損箇所の補修
		2007/9/27	オキちゃん劇場周辺	園路	グレーチングの嵩上げ及び園路の不陸補修
		2007/9/28	海岸遊歩道	園路	破損ウッドデッキの取替え
		2007/9/29	水の階段付近	園路	破損ウッドデッキの取替え
		2007/9/5～9/22	マナー館付近	園路	新規石タイル張り
			2007/10/3	駐車場(P2)	入口ホール
		2007/10/4～10/18	各施設	各施設	園内各施設手摺、階段等の安全点検及び補修
			2007/10/17	マナー館付近	園路
		2007/10/17	南ゲート付近	柵	柵の傾き補修
		2007/10/23	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
		2007/10/28	常用発電所付近	園路	植栽地保護ネット設置
		2007/11/14	中央ゲート駐車場	入口ホール	入口ホールの錆落とし及び塗装
		2007/12/21	中央ゲート歩道橋	中央ゲート歩道橋	歩道橋の安全点検及び補修
		2007/12/27～12/29	ちびっことりで	遊具	遊具の点検
			2008/1/4	中央ゲート付近	石垣
		2008/1/5～1/14	園路	園路全体	トリムマラソン前コース点検及び不陸補修
		2008/1/6	備瀬ゲート	門扉	備瀬ゲート門扉の撤去及び再設置
		2008/1/6	園外駐車場	園外駐車場	臨時駐車場の整備
		2008/1/11	中央ゲート歩道橋	中央ゲート歩道橋	歩道橋の安全点検及び補修
		2008/1/12	エキスポランド跡地	園路	エキスポランド跡地に仮設のフェンスを設置
		2008/1/21	中央ゲート歩道橋	中央ゲート歩道橋	歩道橋の安全点検及び補修
		2008/1/31	ちびっことりで	遊具	遊具の点検
		2008/2/1～2/29	ちびっことりで	遊具	遊具の点検及び補修(17回)
			2008/2/22	中央ゲート歩道橋	中央ゲート歩道橋
		2008/2/25～2/26	園路	園路全体	園路の勾配等調査
		2008/3/1～3/31	ちびっことりで	遊具	遊具の点検及び補修(29回)
			2008/3/7	海岸遊歩道	園路
		2008/3/8	園内	園内	園内各案内看板にちびっことりで案内表示の設置
		2008/3/15	南ゲート駐車場	駐車場緑石	駐車場緑石の補修
		2008/3/21	中央ゲート歩道橋	中央ゲート歩道橋	歩道橋の安全点検及び補修
		2008/3/24	おきなわ郷土村付近	案内案内看板	案内案内看板の移動設置
		2008/3/25	おもろ植物園	案内案内看板	案内案内看板の補修
		2008/3/28～3/31	ミネラルヤード	園路	ミネラルヤード園路のアスファルト舗装
			2007/5/22	園内	園内外灯整備を実施
		2007/5/27	園内	構内配電線路	管理温室系統低圧マホール内土砂除去等を実施
		2007/6/3	中央ゲート	昇降機設備	中央ゲートエレベーター制御盤基板取替を実施
		2007/6/11～6/14	園内	園内	園内外灯器具取付金具等取替を実施
			2007/7/7～7/8	園内	電灯動力設備

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	
工作物維持管理費	屋外電気設備	2007/7/11	園内	受変電設備	園内改良工事に伴う高圧ケーブル取替作業立会等を実施	
		2007/7/14	通用門	外灯設備	通用門電動ケート制御装置基板清掃を実施	
		2007/8/7	園内	受変電設備	水の階段上部変電室不具合調査を実施	
		2007/10/3～10/6	園内	外灯設備	公園内外灯及びマンホール安全点検を実施	
		2007/12/5	中央開閉所	受変電設備	中央開閉所地絡過電圧継電器取替を実施	
		2008/2/2	園内	外灯設備	管理事務所系統外灯整備を実施	
		2008/3/9～3/11	園内	外灯設備	管理事務所系統常夜灯タイマー設置を実施	
		2007/4/22	エメラルドビーチ	園内放送設備	屋外スピーカー(3台)パネルの錆落とし・錆止め塗装を実施	
		2007/4/30	中央噴水広場	マーチングバンドフェスティバル	仮設の音響設備の設置・撤去を実施	
		2007/5/7	植物管理センター	園内放送設備(植物管理センター地区)	搬送有感変信機ヘタムスイッチの取付を実施	
		2007/5/20	パークセンター	園内放送設備(パークセンター地区)	スピーカー制御(入)切用スイッチの取付を実施	
		2007/5/30	管理事務所	園内放送設備(管理事務所)	誤操作防止保護パネルの取付を実施	
		2007/6/23	屋外	園内放送設備	園内放送設備の修理等を実施(落雷)	
		2007/6/19	オキちゃん劇場	通信・情報設備	太陽電池時計の電池取替及び時刻調整を実施	
		2007/7/8	エメラルドビーチ	ウミガメ放流会	仮設放送設備の設置・運転を実施	
		2007/7/14	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーの断線・復旧及びスピーカー(ウーハー)の交換を実施	
		2007/8/1	植物管理センター	園内放送設備(植物管理センター地区)	増幅器の修理を実施	
		2007/9/8	エメラルドビーチ	通信・情報設備	テレビアンテナの設置を実施	
		2007/10/27	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーの取替を実施	
		2007/12/6	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーの取替及び錆止め塗装を実施	
		2007/12/6	植物管理センター	通信・情報設備	太陽電池時計架台ボールの錆止め塗装を実施	
		2007/5/10	園内	給排水衛生機器	植物管理センター系統雨水管路調査を実施	
		2007/5/14～5/16	園内	給排水衛生機器	植物管理センター系統雨水管路内洗浄を実施	
		2007/5/22～5/23	園内	給排水衛生機器	園内雨水マンホール内土砂除去を実施	
		2007/5/29	園内	給排水衛生機器	植物管理センター系統雨水マンホール蓋取替等を実施	
		2007/6/15	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水電磁弁用電源装置取替を実施	
		2007/6/20	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水アナログコントロールユニット取替を実施	
		2007/7/6～7/8	園内	給排水衛生機器	園内マンホール不具合調査を実施	
	2007/7/17～7/18	園内	給排水衛生機器	園内雨水マンホール底盤コンクリート打設を実施		
	2007/8/7	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水ポンプ機構至排水ポンプ取替を実施		
	2007/12/1	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水演出コントロールユニット取替を実施		
	2007/12/5～12/6	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水整備を実施		
	2008/1/11～1/12	中央噴水	給排水衛生機器	園内汚水管路清掃を実施		
		合計		47,694,000	(直接工事費のみ 税抜き)	

■ 平成 20 年度

修繕履歴(平成20年度)

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	いるか広場周辺施設	2008/4/17	海亀館	電灯動力設備	海亀館説明板照明用安定器取替を実施
		2008/4/25	イルカラグーン	給排水衛生機器	イルカラグーン汚水ホフ2号整備を実施
		2008/5/15	マナー機械室	冷熱源機器	チリングユニット圧力計取替を実施
		2008/5/15	マナー機械室	水処理設備	ろ過機キヤバーバルフリング取替を実施
		2008/5/16	海獣飼育棟	電灯動力設備	海獣飼育棟オリエーションルーム照明用安定器取替を実施
		2008/5/16	B広場案内所	空気調和等関連機器	ハッカー型空調機室内機基板取替を実施
		2008/5/24	着水槽ホフ室	水処理設備	イルカラグーン送りポンプカフリングコム取替を実施
		2008/6/11	海獣飼育棟	空気調和等関連機器	検査室ハッカー型空調機室内機基板取替を実施
		2008/6/3	海獣飼育棟	給排水衛生機器	飼餌室グリストラップ清掃を実施
		2008/6/13	マナー館	給排水衛生機器	マナー館育児ホール循環ホフ整備を実施
		2008/6/17	着水槽ホフ室	給排水衛生機器	ポンプ室排水ポンプ用逆止弁取替を実施
		2008/6/18	マナー館	給排水衛生機器	マナー館洗脱槽清掃を実施
		2008/6/20	マナー機械室	冷熱源機器	チリングユニット冷水循環ホフ2号整備を実施
		2008/6/22	イルカスタジオ	水処理設備	イルカスタジオ海水バルブ整備を実施
		2008/6/24	イルカラグーン	水処理設備	イルカラグーン水門駆動部整備を実施
		2008/6/25	旧研究室棟	冷熱源機器	旧研究室棟ハッカー型空調機取替を実施
		2008/7/8	海獣飼育棟	受変電設備	変電室変圧器取替工事に伴う仮設発電機設置を実施
		2008/7/14	マナー館	給排水衛生機器	マナー館ホールディングホール落水に伴うバルブ操作を実施
		2008/7/14~7/15	マナー館	電動建具設備	マナー館地下自動ドア整備を実施
		2008/8/18	マナー機械室	給排水衛生機器	逆洗水槽給水用フロストメイト取替を実施
		2008/8/27	海獣飼育棟	冷熱源機器	飼餌室冷蔵庫室内機配管整備を実施
		2008/9/18	マナー館	冷熱源機器	マナー館冷蔵庫内部絶縁抵抗復旧を実施
		2008/10/16	イルカラグーン	水処理設備	海水配管切廻し工事に伴うバルブ操作等を実施
		2008/10/17	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2008/11/7	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2008/12/9	海獣飼育棟	給排水衛生機器	飼餌室グリストラップ清掃を実施
		2008/12/17	海獣飼育棟	冷熱源機器	海獣飼育棟ハッカー型空調機室内機整備を実施
		2008/12/22	マナー館	給排水衛生機器	マナー館ホールディングホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2008/12/24	イルカラグーン	給排水衛生機器	イルカラグーン汚水ホフ2号固定金具取替を実施
		2008/12/31	マナー館	水処理設備	マナー館ホール排水槽清掃を実施
		2009/1/5	海亀館	電灯動力設備	海亀館説明板照明用安定器取替を実施
		2009/1/11	マナー機械室	水処理設備	マナー館メインホールファン冷却ファン取替を実施
		2009/1/14	マナー館	給排水衛生機器	マナー館ホールディングホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2009/1/20	イルカラグーン	水処理設備	イルカラグーン浅瀬プール格子金具補修を実施
		2009/1/23	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2009/1/30	海獣飼育棟	冷熱源機器	海獣飼育棟ハッカー型空調機室内機整備を実施
		2009/2/7	海亀館	電灯動力設備	海亀館説明板照明用安定器取替を実施
		2009/2/9	イルカラグーン	給排水衛生機器	イルカラグーン女子便所大便器取替を実施
		2009/2/12	海亀館	冷熱源機器	海亀館ハッカー型空調機熱交換器取替を実施
		2009/2/18~2/20	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ポンプ逆止弁整備を実施
		2009/2/21	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ポンプ逆止弁取替を実施
		2009/2/23	マナー館	給排水衛生機器	マナー館メインホール落水に伴うバルブ操作等を実施
		2009/2/24	海獣飼育棟	冷熱源機器	海獣飼育棟検査室ハッカー型空調機整備を実施
		2009/2/24~2/26	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ポンプ逆止弁メンテナンス取替等を実施
		2009/3/6	イルカラグーン	給排水衛生機器	イルカラグーン周辺給水管接続に伴うバルブ操作等を実施
		2009/3/6~3/8	海獣飼育棟	空気調和等関連機器	海獣飼育棟飼餌室排気ファン整備等を実施
2009/3/13	マナー館	建具設備	マナー館海水バルブヒット用安全補設置を実施		
2009/3/13~3/16	マナー館	空気調和等関連機器	マナー館排気ファン整備を実施		
2009/3/16	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ポンプ配管ビニール箇所補修等を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物維持管理費	いるか広場周辺施設	2008/4/4	イルカラグーン	BGM放送設備(イルカラグーン)	屋外スピーカーコーン(ウーハー)の交換を実施		
		2008/5/11	イルカラグーン	BGM放送設備(イルカラグーン)	ワイヤレスアンテナ(2台)の交換等を実施		
		2008/9/29	マナー館	映像設備(マナー館)	DVDプレーヤー(2台)の修理等を実施		
		2009/3/15	マナー館	映像設備(マナー館)	モニターテレビ(2台)の取替等を実施		
		2008/4/7~4/26	全施設	全施設	全施設の安全点検及び軽微な補修等を実施		
		2008/5/7	海亀館	亀プール	落下防止ネットの補修		
		2008/6/9	マナー館	入口付近	床タイルの割れ補修		
		2008/7/8	イルカラグーン	浅瀬プール前	テントを設置		
		2008/8/5~8/19	イルカラグーン	プール周辺	踏み板設置		
		2008/8/18	イルカラグーン	プール周辺	落下防止足場設置		
		2008/8/19	海の保育園	内部	内部目隠しシート設置		
		2008/9/21	海獣飼育棟	入口	ドア補修		
		2008/10/12	海獣飼育棟	海獣飼育棟前	仮設テント設置		
		2008/10/14	海獣飼育棟	海獣飼育棟前	仮設テントの撤去		
		2008/11/1	海亀館	亀プール	落下防止ネットの補修		
		2008/11/10	マナー館	水槽周辺	落下防止ネットの補修		
		2008/11/10	海獣飼育棟	高窓	窓枠の補修		
		2008/11/12	海獣飼育棟	餌切場	グレーチングの補修		
		2008/11/14	海亀館	亀プール	落下防止ネットの補修		
		2008/11/17	海亀館	亀プール	落下防止ネットの補修		
		2008/11/22	マナー館	水槽周辺	落下防止ネットの補修		
		2008/11/28	旧水族館	廃棄物	旧水族館内部の廃棄物を文化館下へ移動		
		2008/12/14	海亀館	園路	石タイルの不陸補修		
		2008/12/20	旧水族館	アーケード下	廃棄物の処理		
		2009/1/10	B広場	便所底等	剥離コンクリートのはつり		
		2009/1/12	旧水族館	入口階段	石タイルの割れ補修		
		2009/3/15	イルカスタジオ	出入口	イルカスタジオ閉鎖に伴う出入口封鎖		
		2009/3/15	海亀館	亀プール	落下防止ネットの補修		
		常用発電所	常用発電所	2008/4/7	常用発電所	自家発電設備	発電機始動用コップレター2号整備を実施
				2008/4/9	常用発電所	自家発電設備	尿素水ポンプ用インバーター取替等を実施
				2008/4/28	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施
				2008/5/6	常用発電所	自家発電設備	発電機1,2号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施
				2008/5/7~5/8	常用発電所	冷熱源機器	吸収式冷凍機整備等を実施
				2008/5/18	常用発電所	自家発電設備	発電機2号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施
				2008/5/24	常用発電所	自家発電設備	尿素水ポンプ1号電動機ベアリング取替等を実施
				2008/6/4	常用発電所	自家発電設備	尿素水ポンプ2号電動機ベアリング取替等を実施
				2008/6/14	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施
				2008/6/15	常用発電所	自家発電設備	発電機2号尿素水噴射ノズル分解清掃等を実施
				2008/6/12	常用発電所	空気調和等関連機器	発電機2号排気ファン電動機不具合調査等を実施
				2008/6/13	常用発電所	自家発電設備	発電機2号用送気減圧弁取替等を実施
				2008/6/23	常用発電所	自家発電設備	海水冷水配管シンボル箇所等の補修等を実施
				2008/7/14	常用発電所	空気調和等関連機器	発電機2号排気ファン整備等を実施
				2008/8/11	常用発電所	空気調和等関連機器	発電機2号排気ファンベアリング取替等を実施
				2008/8/19	常用発電所	自家発電設備	発電機2号インバーターホール箇所の補修等を実施
				2008/8/23	常用発電所	自家発電設備	発電機2号排気ファン整備等を実施
				2008/9/22	常用発電所	空気調和等関連機器	発電機2号インバーター用安全補設置等を実施
2008/9/11	常用発電所			自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施		
2008/9/17	常用発電所			自家発電設備	発電機始動用コップレター1号高圧弁等取替等を実施		
2008/10/2	常用発電所			自家発電設備	発電機2号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施		
2008/10/5	常用発電所			自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施		
2008/10/28	常用発電所			自家発電設備	尿素水ポンプ用インバーター取替等を実施		
2008/10/31	常用発電所			自家発電設備	発電機2号燃料二次フィルター取替及び清掃等を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	常用発電所	2008/11/1	常用発電所	空気調和等関連機器	発電機室外気処理給気ダクト整備を実施
		2008/11/8	常用発電所	自家発電設備	発電機始動用コンプレッサー1号整備を実施
		2008/11/8	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2008/12/4	常用発電所	受変電設備	高圧受変電設備点検に伴う仮設発電機設置を実施
		2008/12/10	常用発電所	空気調和等関連機器	常用発電所給気ファン整備用足場設置を実施
		2009/1/13	常用発電所	中央監視制御設備	中央監視制御設備CRTディスプレイ取替を実施
		2009/2/1	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2009/2/7	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2009/2/11	常用発電所	冷凍熱源機器	ボイラー用軟水装置ろ過槽樹脂取替を実施
		2009/2/16	常用発電所	消防用設備等	二酸化炭素消火設備ホスP充填を実施
		2009/2/24	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2009/3/1	常用発電所	自家発電設備	発電機2号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2009/3/5	常用発電所	自家発電設備	尿素水ホブ取替を実施
		2009/3/7	常用発電所	自家発電設備	発電機1号燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
		2009/3/10	常用発電所	自家発電設備	海水冷却水吐出配管取替を実施
		2009/4/26	海洋文化館	消防用設備等	館内誘導灯バッテリー取替を実施
		2008/10/15	海洋文化館	消防用設備等	館内誘導灯バッテリー取替を実施
		2008/11/20	海洋文化館	空気調和等関連機器	南側展示室No.2空調機送風機軸受け取替を実施
		2008/12/17	海洋文化館	給排水衛生機器	海洋文化館電気温水器給水管補修を実施
		2009/1/22~1/24	海洋文化館	消防用設備等	海洋文化館展示室防火扉補修を実施
		2009/2/3	海洋文化館	消防用設備等	館内誘導灯バッテリー取替を実施
		2009/2/3	海洋文化館	電灯動力設備	展示ケース照明用安定器取替を実施
		2009/3/1~3/2	海洋文化館	電灯動力設備	展示ケース照明用安定器取替を実施
		2008/4/24	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ケセノスライドプロジェクターの修理を実施
		2008/5/24	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ケセノスライドプロジェクターの修理を実施
		2008/6/28	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ケセノスライドランプ(2個)の取替を実施
2008/10/1	海洋文化館	ていんがーシアター設備	トラベリングコントロール用電源ユニット(2台)の交換を実施		
2008/10/1	海洋文化館	ていんがーシアター設備	フラネタリウム機器の銀フラスコの交換を実施		
2008/11/24	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ヨリサアカネのフィルム交換等を実施		
2008/12/4	海洋文化館	ていんがーシアター設備	フラネタリウム機器の整備点検を実施		
2009/1/10	海洋文化館	ていんがーシアター設備	スライドプロジェクター(No.16)の分解整備を実施		
2009/3/11	海洋文化館	ていんがーシアター設備	オープンレコーダーからデジタルレコーダーへの取替等を実施		
2009/3/13	海洋文化館	ていんがーシアター設備	ケセノスライドランプの交換等を実施		
2009/3/18	海洋文化館	休憩スペースBGM設備	増幅器の取替等を実施		
2008/5/27	海洋文化館	コミュニティホール出入口	ドアクローザーの取替え		
2008/6/30	海洋文化館	屋外木階段	踏み板及び手摺の補修		
2008/7/3	海洋文化館	文化館周辺のシーサー	破損したシーサーの補修		
2008/8/29	海洋文化館	1階休憩所	破損したガラスの取替え		
2008/10/18	海洋文化館	屋外木階段	外部木階段の点検及び補修		
2008/11/26	海洋文化館	屋外木階段	外部木階段の点検及び補修		
2008/12/13	海洋文化館	玄関前	石材の剥れ補修		
2008/12/24	海洋文化館	玄関前	石材の剥れ補修		
2009/1/11	海洋文化館	防災池側入口	グレーチングの撤去及びマットの設置		
2009/2/12~2/14	海洋文化館	屋外木階段	外部木階段の点検及び補修		
2008/4/14	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	熱帯ドリームセンターセント増設を実施		
2008/4/30	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	回廊機男子便所自動洗浄用電磁弁取替を実施		
2008/6/20	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	ピクトリア温室共同清潔送風機Vベルト取替を実施		
2008/7/5	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	熱帯ドリームセンター 百葉箱不具合調査を実施		
2008/7/25	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	熱帯ドリームセンター 雨水排水槽清掃を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	熱帯ドリームセンター	2008/9/2	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	回廊機送風機電動機外部ファン取替を実施
		2008/9/2	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	ピクトリア温室池循環ポンプ取替を実施
		2008/9/19	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	熱帯ドリームセンターB地区量水器取替を実施
		2008/9/23	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	玄関ホール空調機Vベルト取替を実施
		2008/9/24	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	ピクトリア温室池ろ過ポンプ用タイマー取替を実施
		2008/11/12	熱帯ドリームセンター	消防用設備等	地下共同溝誘導灯用バッテリー取替を実施
		2008/12/5	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	南中庭計装埋設配管補修を実施
		2008/12/8	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	南中庭散水栓用給水管補修を実施
		2009/2/10~2/13	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	回廊機便所ジェットバルブ設置を実施
		2009/2/19	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	沖繩国際洋園博覧会電気設備仮設を実施
		2009/2/21	熱帯ドリームセンター	空気調和等関連機器	遠見台機械室等空調機Vベルト取替を実施
		2009/3/3~3/6	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	回廊機無料休憩所シャワー設置を実施
		2009/3/13~3/14	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	券売所前便所ジェットバルブ設置を実施
		2008/4/5	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター用天つり金具の交換を実施
		2008/7/28	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(No.3)の取替を実施
		2008/9/27	熱帯ドリームセンター	BGM放送設備	CDプレーヤー、屋外スピーカー(2箇所)の交換を実施
		2008/10/25	熱帯ドリームセンター	BGM放送設備	遠隔操作器(マイク台)の交換等を実施
		2008/11/23	熱帯ドリームセンター	通信情報設備	インターホン(親機1台・子機6台)の交換等を実施
		2008/12/24	熱帯ドリームセンター	通信情報設備	インターホン回線子機側コネクタ(4箇所)の交換等を実施
		2009/1/12	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(No.1)、ランプの取替を実施
		2009/2/1	熱帯ドリームセンター	BGM放送設備	屋外スピーカー(No.1)の移動等を実施
		2009/2/15	熱帯ドリームセンター	沖繩国際洋園博覧会	音響機器の設置、撤去及び撮影等を実施
		2009/2/22	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	DVDプレーヤー(2台)の修理等を実施
		2008/4/24	熱帯ドリームセンター	カトレア温室	石材の補修
		2008/4/24	熱帯ドリームセンター	回廊機天井	コンクリート剥離部分の除去作業
		2008/4/29	熱帯ドリームセンター	ピクトリア温室	木製構の補修
		2008/5/12	熱帯ドリームセンター	回廊機大扉	大扉の補修
		2008/6/6	熱帯ドリームセンター	トイレ(キャノピー)	雨漏り箇所の補修
		2008/6/13	熱帯ドリームセンター	休憩所	入口のグレーチングの滑り止め作業
		2008/6/14	熱帯ドリームセンター	スナックスコール	椅子の補修(12脚)
		2008/7/6	熱帯ドリームセンター	中庭	石材の補修
		2008/7/10	熱帯ドリームセンター	屋外便所上部	植物用の棚を設置
		2008/7/12	熱帯ドリームセンター	回廊機	展示物設置用のアンカー取り付け
		2008/7/22	熱帯ドリームセンター	中庭	石材の補修
		2008/7/24	熱帯ドリームセンター	ロータスボンド周辺遊り廊下	植物用の棚を設置
		2008/9/24	熱帯ドリームセンター	遠見台EV前	EV前除菌補修
		2008/10/20	熱帯ドリームセンター	エントランスホール	屋根雨漏り箇所の補修
		2009/1/31	クリスタルゲート	植物展示用棚	洋園博覧会(植物展示用棚仮設置)
		2009/2/2	熱帯ドリームセンター	温室側	洋園博覧会(花壇整地)
		2009/2/3	熱帯ドリームセンター	温室通路	洋園博覧会(土間補修)
		2009/2/6	熱帯ドリームセンター	温室通路	洋園博覧会(土間補修)
		2009/2/12	熱帯ドリームセンター	事務所側出入口	洋園博覧会(ガラスドアクローザー取替)
		2009/2/25	クリスタルゲート	植物展示用棚	洋園博覧会(植物展示用棚仮設置)
		2009/3/7	おきなわ郷土村	消防用設備等	地頭代家蔵れ空気管取替を実施
		2008/10/9	本郷の民家	BGM放送設備(説明用)	デジタルICレコーダーへの取替等を実施
		2008/11/14	ノロの家	BGM放送設備(説明用)	デジタルICレコーダーへの取替等を実施
		2009/3/15	与那国の民家	BGM放送設備(説明用)	デジタルICレコーダーへの取替等を実施

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	おきなわ郷土村	2008/5/1	畜養の民家	屋根	茅葺屋根の養生ブルーシート取替え
		2008/5/30	畜養の民家	障子	障子貼り替え
		2008/7/10	おきなわ郷土村	入口	郷土村看板の作成、取り付け
		2008/8/20	おきなわ郷土村	園路、側溝	園路突起物撤去及びグレーチング補修
		2008/9/16	地頭代の家	雨戸	雨戸補修
		2008/9/22	地頭代の家	雨戸	雨戸補修
		2008/9/22	郷土村便所	窓ガラス	破損ガラスの取替え
		2008/9/19～9/26	おきなわ郷土村	茅葺屋根	養生ブルーシートの撤去及び養生ベニヤ設置
		2008/12/24	地頭代の家	門扉	門扉の補修
		2008/12/24	おきなわの高倉	入口	ドアの補修
		2009/1/12	与那国の民家	ヒンボン	ヒンボンの補修
		2008/4/16	ハンコノ森	給排水衛生機器	浄化槽用ハッパロVベルト取替を実施
		2008/4/24～4/26	パークセンター	冷熱源機器	西棟休憩所ハッパジ型空調機設置を実施
	2008/4/25	ビーチ救護室	給排水衛生機器	救護室製水器用給水配管の設置を実施	
	2008/7/9	中央ゲートエレベーター	消防用設備等	自動火災報知設備受信機取替を実施	
	2008/7/12～7/13	エラルトビーチ	空調調和等関連機器	ビーチハウス男子ロカ室排気ファン取替を実施	
	2008/7/15	エラルトビーチ	給排水衛生機器	ビーチハウス足洗い場サントラップ清掃を実施	
	2008/7/17	レストハウス	電灯動力設備	レストハウス系統中央監視制御ケーブルの調査を実施	
	2008/8/1	パークセンター	給排水衛生機器	パークセンター男子便所大便器配管清掃を実施	
	2008/8/24	レストハウス	給排水衛生機器	身障者及び男子便所手洗器コントロールユニット取替を実施	
	2008/9/1	エラルトビーチ	給排水衛生機器	ビーチハウス男子足洗い場水栓整備を実施	
	2008/9/25	エラルトビーチ	給排水衛生機器	ビーチハウス量水器取替を実施	
	2008/9/28	エラルトビーチ	給排水衛生機器	ビーチハウス足洗い場サントラップ清掃を実施	
2008/11/10～11/11	パークセンター	電灯動力設備	西棟便所照明用人工感センサー設置を実施		
2009/1/16	ビーチ機材倉庫	電動建具設備	ビーチ機材倉庫シャッター駆動部整備を実施		
2009/2/10	東駐車場休憩室	冷熱源機器	東駐車場休憩室ハッパジ型空調機取替を実施		
2009/2/12	グスタルゲート	消防用設備等	電動排煙窓開閉駆動装置整備を実施		
2009/2/16～2/18	パークセンター	給排水衛生機器	西棟便所シャトル設備の調査を実施		
2009/2/18	エラルトビーチ	冷熱源機器	ビーチハウスハッパジ型空調機熱交換器等取替を実施		
2009/3/7～3/8	パークセンター	給排水衛生機器	パークセンター足洗場給水配管取替を実施		
2009/3/11	東駐車場休憩室	電動建具設備	東駐車場一般休憩室南側自動ドア整備を実施		
2008/5/26	パークセンター	ガラス窓	破損したガラスの取替え		
2008/6/27	パークセンター	入口	入口付近のカラー舗装補修		
2008/6/29	お花畑便所	建具設備	身障者便所扉整備を実施		
2008/10/2	中央ゲート便所	電灯動力設備	中央ゲート便所照明用タイマー取替を実施		
2008/11/26	お花畑便所	電灯動力設備	換気扇用スイッチ取替を実施		
2008/12/10	中央ゲート便所	給排水衛生機器	中央ゲート便所給水加圧ポンプ2号整備を実施		
2009/3/2	中央ゲート便所	給排水衛生機器	中央ゲート便所シャトル設備の調査を実施		
2008/4/17	中央ゲート便所	ペーパーホルダー	ペーパーホルダーの補修		
2008/4/17	ちびっことりで便所	鍵	鍵補修		
2008/6/7	広広場便所、植物園C便所	屋根等	雨漏り箇所の補修		
2008/3/6	旧中央売店便所	屋根等	軒コンクリートひび割れ部分はつり補修		
2008/4/1	冷水プラント	冷熱源機器	冷水プラント冷凍機監視盤不具合調査を実施		
2008/4/2	冷水プラント	冷熱源機器	冷水プラント1号吸収式冷凍機整備を実施		
2008/4/4	エネルギーセンター	電灯動力設備	使用済蛍光灯等廃棄処理を実施		
2008/4/16	エネルギーセンター	冷熱源機器	ハッカー型空調機2号Vベルト取替を実施		
2008/4/17	冷水プラント	冷熱源機器	冷水プラント1号吸収式冷凍機整備を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	エネルギーセンター	2008/4/21	冷水プラント	冷熱源機器	冷水プラント2号吸収式冷凍機整備を実施
		2008/4/30	エネルギーセンター	空調調和等関連機器	ホワイ用膨張タック給水用電磁弁取替を実施
		2008/7/11	エネルギーセンター	給排水衛生機器	エネルギーセンター系統量水器取替を実施
		2008/8/1	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔2号用送風機Vベルト取替を実施
		2008/9/2～9/3	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔1号用№4送風機整備を実施
		2008/9/8	エネルギーセンター	給排水衛生機器	受水槽加圧ポンプ整備を実施
		2008/9/20	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔1号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2008/9/22	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔2号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2008/9/16～9/25	エネルギーセンター	冷熱源機器	ボイラー1号2号整備
		2008/10/2	エネルギーセンター	空調調和等関連機器	ボイラー用膨張タック通気管取替を実施
		2008/10/9	エネルギーセンター	自家発電設備	発電機用冷却水タクトンホール箇所の補修を実施
		2008/10/20	エネルギーセンター	受変電設備	園内電気設備改修工事に伴う立金等を実施
		2008/10/23	エネルギーセンター	自家発電設備	使用済潤滑油の廃棄処理を実施
		2008/11/7	エネルギーセンター	受変電設備	園内電気設備改修工事に伴う立金等を実施
		2008/11/12	エネルギーセンター	冷熱源機器	ボイラー性能検査後の外装カバー設置を実施
		2008/12/5	エネルギーセンター	自家発電設備	自家発電機用消音器整備を実施
		2008/12/19～12/20	エネルギーセンター	中央監視制御設備	園内中央監視制御ケーブル調査を実施
		2008/12/27	エネルギーセンター	冷熱源機器	ボイラー用膨張タック整備を実施
		2008/12/29	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔Vベルト取替を実施
		2009/2/10～2/11	エネルギーセンター	空調調和等関連機器	ボイラー用送風機取替を実施
		2009/2/13～2/14	エネルギーセンター	中央監視制御設備	リモコンステーション用バッテリー取替を実施
		2009/2/19	冷水プラント	冷熱源機器	冷却塔導電率計取替を実施
		2008/4/3～4/4	管理事務所等	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設等を実施
		2008/4/24	植物管理センター	構内交換電話設備	植物管理センター内線電話機移設等を実施
		2008/5/1	パークセンター	構内交換電話設備	パークセンターリモート装置修理を実施
		2008/5/1	園内	構内交換電話設備	園内身障者用緊急通報装置修理を実施
		2008/6/4	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所車庫電話機修理を実施
		2008/6/7	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機基板取替を実施
		2008/6/24	園内	構内交換電話設備	園内マノール調査を実施
		2008/6/27	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所電話機修理を実施
		2008/7/18	ビーチハウス	構内交換電話設備	ビーチハウス電話回線板設置を実施
		2008/7/21	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機不具合復旧作業を実施
		2008/9/20	エネルギーセンター	構内交換電話設備	停電作業に伴う交換機仮電源切替を実施
		2008/10/2	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機不具合復旧作業を実施
		2008/10/11	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設等を実施
		2008/10/18	海獣飼育棟	構内交換電話設備	海獣飼育棟内線電話機増設等を実施
		2008/11/18	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機不具合復旧作業を実施
		2008/12/22	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設等を実施
		2009/1/16	噴水広場	構内交換電話設備	トリムアップ大会電話機仮設置を実施
		2009/1/29	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設等を実施
		2009/2/27～2/28	エネルギーセンター	構内交換電話設備	停電作業に伴う交換機仮電源切替を実施
		2009/3/3	エネルギーセンター	構内交換電話設備	停電作業に伴う交換機仮電源切替を実施
2009/3/7	エネルギーセンター	構内交換電話設備	停電作業に伴う交換機仮電源切替を実施		
2009/3/7	管理事務所	構内交換電話設備	緊急通報装置VTRの修理を実施		
2009/3/17	園内	構内交換電話設備	園内電話交換機不具合復旧作業を実施		
2008/4/14	管理温室	温熱源機器	無任式温水発生機1号機不具合復旧を実施		
2008/10/5	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハッパジ型空調機Vベルト取替を実施		
2008/11/17	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハッパジ型空調機整備を実施		
2009/1/23	管理温室	温熱源機器	無任式温水発生機2号機温度ロース取替を実施		
2009/1/28	管理温室	給排水衛生機器	管理温室№2ホッパ室温水槽内部清掃を実施		
2009/2/5	管理温室	電動建具設備	高木温室電動開閉窓整備を実施		
2009/2/16	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハッパジ型空調機圧縮機取替を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	管理温室 事務所及び管理棟	2008/8/9	管理温室	ガラス	破損ガラスの取替え
		2008/4/1	通門警備室	冷熱源機器	ハューン型空調機室内機ファンモーター取替を実施
		2008/4/8	管理事務所	冷熱源機器	冷凍機用基本板取替を実施
		2008/4/14	管理事務所	給排水衛生機器	管理事務所グリストラップ及び管路清掃を実施
		2008/4/20	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/4/27	管理事務所	給排水衛生機器	身障者便所手洗器セー取替を実施
		2008/5/24	管理事務所	消防用設備等	自動火災報知機受信機に避震器設置を実施
		2008/5/26	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所コンセント増設を実施
		2008/6/4	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/6/9	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/6/13	管理事務所	給排水衛生機器	男子便所ロータクトリ弁取替を実施
		2008/6/29	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/7/6	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2008/7/22	管理事務所	空調和等関連機器	冷凍機用冷水ポンプ電動機取替を実施
		2008/8/1	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所コンセント増設を実施
		2008/8/1	管理事務所	車椅子設備	手動式車椅子の整備を実施
		2008/8/10	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/8/21	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/9/5	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/9/8	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2008/9/20	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2008/9/18	管理事務所	給排水衛生機器	女子便所ロータクトリ弁取替を実施
		2008/10/2	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/10/3	管理事務所	給排水衛生機器	女子便所洗浄配管補修を実施
		2008/10/4	管理事務所	空調和等関連機器	冷却格用Vベルト取替を実施
		2008/10/20	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/11/14	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/12/2	管理事務所	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2008/12/4	管理事務所	車椅子設備	管理事務所グリストラップ及び管路清掃を実施
		2008/12/6	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2008/12/25	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所1階照明器具安定器取替を実施
		2009/1/17	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所2階コンセント増設を実施
		2009/2/7	管理事務所	車椅子設備	車椅子用ハンドサイクル整備を実施
		2009/2/19	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所1階照明器具電子安定器取替を実施
		2009/2/24	管理事務所	電動器具設備	通用電動門扉整備を実施
		2009/3/14	管理事務所	冷熱源機器	管理事務所2階ハューン型空調機設置を実施
		2009/3/4	管理事務所	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2009/4/24	管理事務所	通信情報設備	テレビ用モールド配管、同軸ケーブルの配線を実施
		2009/1/7	事務所及び管理棟	監視カメラ設備	屋外ハーフジグ冷却ファン交換等を実施
		2009/1/30	管理事務所	通信情報設備	テレビ用モールド配管、同軸ケーブルの配線を実施
		2009/3/10	管理事務所	通信情報設備	拡声装置非常用バッテリー冷却ファン交換等を実施
		2008/4/1	管理事務所	風除室	風除室の雨漏り箇所補修
		2008/4/3	管理事務所	排水溝	排水溝のつまり清掃
		2008/4/26	通門警備小屋	ガラスにフィルムを貼り付け	ガラスにフィルムを貼り付け
2008/5/28	管理事務所	窓ガラス	破損したガラスの取替え		
2008/8/23	園内各施設	各施設	防犯カメラ設置		
2008/8/25	管理事務所	窓ガラス、階段	窓ガラスフィルム貼り及び階段補修		
2008/4/3	植物管理センター	給排水衛生機器	見本園立体花壇散水バルブ取替を実施		
2008/4/14	植物管理センター	電灯動力設備	植物管理センターコンセント移設を実施		
2008/4/18	植物管理センター	冷熱源機器	植物管理センターハューン型空調機冷媒ガス補充を実施		
2008/6/4	植物管理センター	電灯動力設備	従事用コンセント設置及び照明配線改修を実施		
2008/6/10	植物管理センター	冷熱源機器	植物管理センターハューン型空調機冷媒ガス補充を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	植物管理センター	2008/6/14	植物管理センター	消防用設備	植物管理センター誘導灯バッテリー取替を実施
		2008/7/18	植物管理センター	空調和等関連機器	植物管理センター冷凍機用冷水ポンプヘルシング取替を実施
		2008/8/9	植物管理センター	消防用設備	植物管理センター煙感知器取替等を実施
		2008/8/19	植物管理センター	冷熱源機器	植物管理センター地下機械室冷凍機冷媒配管補修を実施
		2008/8/29	植物管理センター	空調和等関連機器	植物管理センター地下機械室排気ファン整備を実施
		2008/9/25	植物管理センター	中央監視制御設備	植物管理センターワイヤレスステーション光コネクター取替を実施
		2008/10/2	植物管理センター	消防用設備	植物管理センター自動火災報知設備受信機基本板取替を実施
		2008/10/17	見本園C便所	消防用設備	見本園C便所身障者用自動ドア駆動装置取替を実施
		2008/11/1	植物管理センター	自家発電設備	自家発電機潤滑油及びクーラント取替を実施
		2009/2/19	植物管理センター	電灯動力設備	実験室漏電ブレーカー取替を実施
		2009/2/21	植物管理センター	電灯動力設備	育成室生育照明器具取替を実施
		2009/3/2	植物管理センター	電灯動力設備	植物管理センター便所排気ファン電源補修を実施
		2008/6/6	植物管理センター	映像編集	沖縄絶滅危惧植物展覧DVD編集・ダビング等を実施
		2009/1/8	植物管理センター	視聴覚設備	ビデオプロジェクターの撤去を実施
		2009/2/24	植物管理センター	環境映像設備	DVDプレーヤー(Na.9)の修理等を実施
		2009/3/26	植物管理センター	ワープローム設備	ビデオプロジェクターより液晶プロジェクターへの取替等を実施
		2008/4/1	植物管理センター	玄関	玄関天井のコンクリート剥離部分補修
		2008/4/12	植物園 A便所	パーゴラ上部	屋根の設置
		2008/4/30	植物管理センター	玄関前スロープ	スロープの補修
		2008/5/2	植物管理センター	渡り廊下上部	渡り廊下上部にすだれ及び遮光ネットを設置
		2008/5/3	バンコの森	屋根	雨漏り箇所の補修
		2008/5/20~6/16	バンコの森	屋根	雨漏り箇所の補修及びシロアリ駆除
		2008/6/9	バンコの森	便所前土間	滑り止め舗装補修
		2008/7/3	バザール棟	軒先	展示物設置用のアンカー取り付け
		2008/7/5	植物管理センター	入口土間	土間タイルの補修
		2008/7/13	バンコの森	吊り橋	吊り橋の破損丸太の補修
		2008/8/15	バンコの森	アコウバンコ1	屋根及び屋根裏の点検及び補修
		2008/8/23	バザール棟	軒先	展示物設置用のアンカー取り付け
		2008/8/27	バンコの森	バンコの森施設全体	施設の点検及び補修
		2008/8/29	植物管理センター	入口土間	土間タイルの補修
		2008/9/2~9/12	バンコの森	屋根	雨漏り箇所の補修
		2008/9/12	バンコの森	バンコの森前園路	園路の不陸補修
		2008/9/18~9/26	バンコの森	屋根	雨漏り箇所の補修
		2008/9/24	バンコの森	バンコの森施設全体	施設の点検及び補修
		2008/9/26	植物管理センター	屋根	雨漏り箇所の補修
		2008/9/26	植物管理センター	配水管	水漏箇所の補修
		2008/10/4	植物管理センター	渡り廊下上部他	渡り廊下上部等遮光ネット補修
		2008/12/1	植物管理センター	渡り廊下上部	渡り廊下上部遮光ネット撤去
		2008/12/8	バンコの森	2階ドア	ドア補修
		2008/12/31	バンコの森	吊り橋	破損の丸太取替
		2009/1/23	ガラスゲート	トイレ入口	上部タイル補修
		2009/1/27	植物園	見本区	レンガタイル、セタイル剥れ補修
		2009/3/6	植物管理センター	図書室上部	図書室上部遮光ネット撤去
		2008/6/17~6/18	リサイクル施設	リサイクル施設	電動運具設備
2008/7/1	リサイクル施設	電動運具設備	電動運具設備		
2008/4/15	総合案内所	冷熱源機器	電動シャッター座板感知装置取替を実施		
2008/4/30	総合案内所	給排水衛生機器	ハューン型空調機室外機ファン冷却ファン取替を実施		
2008/8/8	総合案内所	冷熱源機器	総合案内所空調機室内機サーモスタット取替を実施		
2008/9/18	総合案内所	消防用設備等	総合案内所誘導灯バッテリー取替を実施		
2008/10/11	総合案内所	冷熱源機器	総合案内所ハューン型空調機ドレンポンプ整備を実施		
2008/4/18	総合案内所	館内LANシステム	メインサーバー(No.1)の無停電電源装置、バッテリーの交換等を実施		
2008/5/7	総合案内所	宝の地図映像設備	液晶タッチパネルモニター(No.7)ACアダプターの交換を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理業務	総合案内所	2008/5/14	総合案内所	公園全体模型(鎗床)	パソコンの修理等を実施
		2008/5/29	総合案内所	館内LANシステム	メインサーバ(No.2)の無停電電源装置、バッテリーの交換等を実施
		2008/5/31	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチパネルモニターの修理等を実施
		2008/6/22	総合案内所	パソコン	液晶タッチパネルモニターの取替等を実施
		2008/6/22	総合案内所	宝の地図映像設備	液晶タッチパネルモニター(西側)の取替等を実施
		2008/6/24	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターランプの取替等を実施
		2008/7/22	総合案内所	公園全体模型設備(端末)	無停電電源装置(No.5)、バッテリーの交換等を実施
		2008/8/20	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	パソコン(No.13)、ハードディスクの取替等を実施
		2008/10/8	総合案内所	宝の地図映像設備	パソコン(No.8)、ハードディスクの取替等を実施
		2008/10/28	総合案内所	噴水音響演出設備	屋外スピーカー(ウーハー)の交換等を実施
		2008/11/11	総合案内所	噴水音響演出設備	増幅器(東側)の修理等を実施
		2008/11/19	総合案内所	ゆめんーれ海洋博公園設備	DVDプレーヤー(No.6)の修理等を実施
		2008/11/19	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターランプの取替等を実施
		2008/11/27	総合案内所	パソコン	液晶タッチパネルモニター(No.17)の取替等を実施
		2008/12/23	総合案内所	パソコン	液晶タッチパネルモニター(No.18)の取替等を実施
		2008/12/27	総合案内所	宝の地図映像設備	無停電電源装置(No.8)、バッテリーの交換等を実施
		2009/3/12	総合案内所	公園情報提供装置	無停電電源装置(No.3)、バッテリーの交換等を実施
		2009/3/12	総合案内所	公園全体模型設備(端末)	無停電電源装置(No.6)、バッテリーの交換等を実施
		2009/3/12	総合案内所	パソコン	無停電電源装置(No.17、No.18)、バッテリーの交換等を実施
		2009/3/14	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチモニターテレビ(No.21)の取替等を実施
		2009/3/14	総合案内所	パソコン	パソコンの修理等を実施
		2009/3/17	総合案内所	宝の地図映像設備	液晶タッチモニターテレビ(No.8)の取替等を実施
		2009/3/19	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチモニターテレビ(No.14、No.15)の取替等を実施
		2009/3/23	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターランプの取替等を実施
		2008/4/11	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/4/17	総合案内所	洗面所	タイルの剥れ補修
		2008/4/26	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/7/30	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/8/25	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/9/6~9/12	総合案内所	中庭椅子	椅子の座板取替え(40脚)
		2008/9/14	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/9/24	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/10/20	総合案内所	中庭噴水周辺	石タイルの剥れ補修
		2008/11/14	総合案内所	出入口	グレーチング滑り止め
		2008/11/15	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2008/6/13	立体駐車場	消防用設備等	自動火災報知設備受信機に避雷器設置を実施
		2008/6/14	立体駐車場	消防用設備等	誘導灯器具取替等を実施
		2008/6/14	立体駐車場	給排水衛生機器	壁面緑化灌水設備液肥カク整備を実施
		2008/7/9	立体駐車場	消防用設備等	自動火災報知設備受信機搭載用基板取替等を実施
		2008/7/19	立体駐車場	空気調和等関連機器	立体駐車場空気環境測定を実施
2008/12/17~12/18	立体駐車場	電動動力設備	立体駐車場2階車路照明増設を実施		
2008/5/23	立体駐車場	階段	階段部分に立ち入り禁止用のスタンション設置		
2008/6/26	立体駐車場	屋上	屋上入口ゴムマット移動固定作業		
2008/7/30	立体駐車場	管理用ゲート側入口	一時禁止等ライン引き及び管理用チェーン設置		
2008/8/29	立体駐車場	管理用ゲート側入口	横断歩道等ライン引き		
2008/12/23	立体駐車場	1階	不要看板等の片付け		
2009/1/27	立体駐車場	屋上	屋上入口ゴムマットの補修		
2009/2/7	立体駐車場	屋上	屋上入口ゴムマットの補修		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	エメラルドビーチ	2008/4/1	エメラルドビーチ	憩いの浜	サッカーゴール、バレーネットの設置
		2008/4/4	エメラルドビーチ	園路	緑石の補修
		2008/4/5~5/8	エメラルドビーチ	シェルター	シェルターの錆落とし及び塗装
		2008/4/13	エメラルドビーチ	眺めの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの補修
		2008/4/29	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	遊泳区域ロープの撤去
		2008/4/22~5/28	亀の浜	階段	階段に手摺を設置及び排水溝の養生用手摺を設置
		2008/5/1	エメラルドビーチ	園路	園路のひび割れを補修
		2008/5/8	エメラルドビーチ	園路	緑石の補修
		2008/5/9~5/20	エメラルドビーチ	遊びの浜	シェルターの錆落とし及び塗装
		2008/5/20	エメラルドビーチ	遊びの浜	テールベンチの塗装
		2008/5/16	エメラルドビーチ	眺めの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの撤去、補修
		2008/5/24	エメラルドビーチ	眺めの浜	ポーラスコンクリートの撤去
		2008/5/25	亀の浜	砂浜	海産物卵巣の養生(フェンス設置)
		2008/5/27	エメラルドビーチ	眺めの浜	海産物卵巣の養生(フェンス設置)
		2008/6/10	エメラルドビーチ	遊びの浜	海中監視台の製作
		2008/6/8~7/18	エメラルドビーチ	眺めの浜	海産物卵巣の養生(フェンス設置、9箇所)
		2008/7/9	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	水中監視台、その他の監視台の設置
		2008/7/14	エメラルドビーチ	園路	緑石の補修
		2008/7/23	エメラルドビーチ	憩いの浜	サッカーゴール、バレーネットの設置
		2008/7/30	エメラルドビーチ	眺めの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの設置
		2008/9/1	エメラルドビーチ	眺めの浜	オイルフェンスの補修
		2008/9/11	エメラルドビーチ	シャワー室	シャワー室内棚の設置
		2008/8/3~9/5	エメラルドビーチ他	眺めの浜、亀の浜	海産物卵巣の養生撤去
		2008/10/2	エメラルドビーチ	眺めの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの補修
		2008/10/22	エメラルドビーチ	シャワー室	外壁石タイル剥れ補修
		2008/11/1	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	シーズンオフ作業(ハブクラゲ侵入防止ネット撤去)
		2008/11/2	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	シーズンオフ作業(ハブクラゲ侵入防止ネット撤去)
		2008/11/3	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズンオフ作業(ボンツーン、水中監視台撤去)
		2008/11/4	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	シーズンオフ作業(監視台撤去)
		2008/11/8	エメラルドビーチ	憩いの浜	シーズンオフ作業(バレーネット、サッカーゴール撤去)
		2008/11/12	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズンオフ作業(砂防ネット設置等)
		2009/2/4	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(砂防ネット撤去)
		2009/2/10	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	ビーチオープン準備(オイルフェンス等補修、購入)
		2009/2/9~2/11	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(砂浜敷き均し)
		2009/2/19	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(ボンツーン補修)
		2009/2/20	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	ビーチオープン準備(ハブクラゲ侵入防止ネット補修)
		2009/2/23	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(オイルフェンス設置)
		2009/2/24	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(ハブクラゲ侵入防止ネット設置)
		2009/2/25	エメラルドビーチ	遊びの浜	ビーチオープン準備(遊泳区域パイ、ボンツーン設置)
		2009/2/28	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	ビーチオープン準備(ゴミ箱、吹雪等設置、海中清掃)
		2009/2/27	エメラルドビーチ	遊びの浜、眺めの浜、憩いの浜	ビーチオープン準備(ゴミ箱、吹雪等設置、海中清掃)
		2008/4/14	オキちゃん劇場	水処理設備	プール水門北側ローラー不具合調査を実施
		2008/8/23	オキちゃん劇場	昇降機設備	ジョーレンケット整備を実施
		2008/10/11	オキちゃん劇場	昇降機設備	ジョーレン操作レバー取替を実施
		2008/11/5	オキちゃん劇場	昇降機設備	スターリフト鉄ねじ用ナット取替等を実施
		2008/11/8	オキちゃん劇場	昇降機設備	ジョーレン操作スイッチ取替等を実施
		2008/6/4	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカー(ウーハー)の取替等を実施
		2008/8/29	オキちゃん劇場	BGM放送設備	CDプレーヤーの不良部品交換等を実施
		2008/4/18	オキちゃん劇場	壁面	塗装剥離部分の除去

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	オキちゃん劇場	2008/4/24	オキちゃん劇場他	壁面	壁面塗装作業
		2008/4/26	オキちゃん劇場	壁面	安全対策としてカラーコーン設置
		2008/10/20	オキちゃん劇場	周辺側溝	側溝の補修
		2008/10/20	オキちゃん劇場	オキちゃん劇場裏側	立ち入り禁止の表示設置
		2008/10/21	オキちゃん劇場	周辺側溝	グレーチング補修
		2008/11/20	オキちゃん劇場	観覧席	ベンチ補修
		2008/12/12	オキちゃん劇場	周辺側溝	グレーチング購入、取替え
		2008/12/27	オキちゃん劇場	観覧席	注意喚起シール貼り替え
		2009/1/12	オキちゃん劇場	ステージ	ゴムマット固定
		2009/1/14	オキちゃん劇場	観覧席	注意喚起シール貼り替え
		2009/1/3~1/13	オキちゃん劇場他	塩素タンク	塩素タンク置き架台等設置(2箇所)
		2008/4/1~4/30	ちびっことりで	ネット遊具、幼児遊具等	遊具の補修(金具補修、ネットの張り調整、カバー補修等、17回)
		2008/5/1~5/31	ちびっことりで	ネット遊具、幼児遊具等	遊具の補修(金具補修、ネットの張り調整、カバー補修等、17回)
	2008/6/1	ちびっことりで	ネット遊具	落下防止のネットを設置	
	2008/6/4	ちびっことりで	園路	不陸箇所の補修	
	2008/6/7	ちびっことりで	ネット遊具	落下防止のネットを設置	
	2008/6/9	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修、金具カバー補修等	
	2008/6/15	ちびっことりで	石垣	石垣の補修	
	2008/6/23	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/7/6	ちびっことりで	東屋	軒補修	
	2008/7/9	ちびっことりで	ネット遊具、石垣	取付金具外れ補修、石垣補修	
	2008/7/10	ちびっことりで	園路	不陸箇所の補修	
	2008/7/11	ちびっことりで	東屋	軒補修、瓦補修	
	2008/7/15	ちびっことりで	東屋	軒補修	
	2008/7/24	ちびっことりで	ベンチ	ベンチの配置移動	
	2008/7/26	ちびっことりで	幼児遊具	幼児遊具の亀裂補修	
	2008/7/28	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/7/29	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/3	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/12	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/14	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/19	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修、金具カバー補修等	
	2008/8/20	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー補修、保護ネット補修	
	2008/8/22	ちびっことりで	ネット遊具、幼児遊具	ネット補修、幼児遊具亀裂補修	
	2008/8/23	ちびっことりで	樫所屋根	屋根瓦の補修撤去	
	2008/8/25	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/26	ちびっことりで	園路	不陸箇所の補修	
	2008/8/27	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/8/28	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修、クッションカバー取り付け	
	2008/8/29	ちびっことりで	ネット遊具、園路	取付金具外れ補修、グレーチング補修	
	2008/8/30	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修	
	2008/9/1	ちびっことりで	シェルター	シェルター屋根点検	
2008/9/2	ちびっことりで	幼児遊具	幼児遊具点検補修		
2008/9/3	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修		
2008/9/19	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修		
2008/9/22	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修		
2008/9/25	ちびっことりで	幼児遊具	除菌補修		
2008/9/26	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具外れ補修		
2008/9/29	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー補修、保護ネット補修		
2008/10/5~10/29	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(9回)		
2008/11/6~11/29	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(5回)		
2008/12/5~12/31	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(7回)		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	ちびっことりで	2009/1/1~1/30	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(4回)
		2009/2/9~2/18	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(3回)
		2009/3/6~3/27	ちびっことりで	ネット遊具、園路、幼児遊具	ネット遊具補修等(3回)
	水の階段	2008/4/2	水の階段等	給排水衛生機器	水の階段上部水槽水位計設置を実施
		2008/4/4	水の階段等	給排水衛生機器	水のフロアトナリ系統漏水調査を実施
		2008/5/7	水の階段等	給排水衛生機器	水の階段上部池等水道メーター取替を実施
		2008/5/22	水の階段等	給排水衛生機器	水のフロアトナリ池循環ポンプ逆止弁取替を実施
		2008/12/17	水の階段等	給排水衛生機器	水のフロアトナリ屋上部池漏水調査を実施
		2009/2/18	水の階段等	給排水衛生機器	水の階段上部ポンプ室ポンプヘルメック取替を実施
	園路広場	2008/4/1~4/30	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(3回)
		2008/5/1~5/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2008/6/1~6/30	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(3回)
		2008/7/1~7/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2008/7/29	園路	犬、猫対策業務	猫捕獲器設置
		2008/8/1~8/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2008/8/5~8/23	園路	園内有害生物対策	スズメバチ捕獲作業
		2008/9/1~9/30	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(3回)
		2008/10/1~10/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(7回)
		2008/11/1~11/30	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2008/10/1~10/31	園路	犬、猫対策業務	猫捕獲器設置、点検作業(2回)
		2008/11/1~11/30	園路	犬、猫対策業務	猫捕獲器設置、点検作業(11回)
		2008/11/1~12/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2008/12/1~12/31	園路	犬、猫、マングース対策業務	マングース捕獲器等の設置、点検(20回)
		2008/12/4	園路	マンホール	汚水マンホール内害虫駆除作業
		2009/1/1~1/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2009/1/1~1/31	園路	犬、猫、マングース対策業務	マングース捕獲器等の設置、点検(30回)
		2009/2/1~2/28	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2009/2/1~2/28	園路	犬、猫、マングース対策業務	マングース捕獲器等の設置、点検(28回)
		2009/2/17~3/7	園路	マングース対策業務	マングースの侵入防止柵を設置(17回)
		2009/3/1~3/31	園路	ハフ対策業務	ハフ捕獲器の設置、点検作業(2回)
		2009/3/1~3/31	園路	犬、猫、マングース対策業務	マングース捕獲器等の設置、点検(24回)
		2008/4/2	海岸遊歩道	ウッドデッキ	手摺の補修
		2008/4/3	黒潮階段	階段石タイル	石タイルの剥れ補修
		2008/4/3	水の階段	ウッドデッキ	手摺の補修
		2008/4/4	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
		2008/4/25	熱帯トリムセンター南側園路	園路	園路不陸の補修
		2008/5/2	じゃぶじゃぶ池	歩道	歩道の石タイル補修
		2008/5/3	テニスコート	グレーチング	テニスコートグレーチングの補修
	2008/5/3	第二園場	廃棄物	園内の廃棄物を第二園場に仮置き	
	2008/5/9	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修	
	2008/5/27	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修	
	2008/5/27	海倉館前園路	灰皿及びベンチ	海倉館前の灰皿及びベンチを旧水族館前へ移動	
	2008/6/10	見本園	歩道橋フェンス	歩道橋のフェンスの取替え	
	2008/6/11	じゃぶじゃぶ池	緑石及び歩道	緑石、歩道の石タイル補修	
	2008/6/13	海岸遊歩道	ウッドデッキ	ウッドデッキ床材の補修	
	2008/6/17	東バス駐車場	車止め	破損した車止めの取替え	
	2008/6/18	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修	
	2008/6/23	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修	
	2008/7/10	第二園場	廃棄物	園内の廃棄物を第二園場に仮置き	
	2008/7/30	海岸遊歩道	ウッドデッキ	手摺の補修	
	2008/8/2	御成婚の森付近園路	側溝	グレーチング補修	
	2008/8/9	北ゲート	フェンス	フェンスの補修	

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工物維持管理費	園路広場	2008/8/9	中央階段横	石階段	不陸補修
		2008/8/13	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
		2008/8/27	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2008/9/7	中央ゲートスロープ	緑石	緑石の補修
		2008/9/11	海岸遊歩道	ウッドデッキ	ウッドデッキ、手摺の補修
		2008/9/16	第二園場	廃棄物	園内の廃棄物を第二園場に仮置き
		2008/9/24	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2008/9/30	駐車場(P6)	白線	白線の引き直し
		2008/10/15	黒潮階段エスカレーター前	園路	園路の不陸補修
		2008/10/17	海岸遊歩道	ウッドデッキ	ウッドデッキの点検、補修
		2008/10/18	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2008/10/20	マナーセンター裏	園路	園路の不陸補修
		2008/10/21	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2008/10/25	パークセンター前	側溝	側溝の補修
		2008/10/27	園内	ゴミ箱	園内ゴミ箱の移動、補修、分別表示
		2008/10/28	園内	ゴミ集積場	園内のゴミ集積場の補修
		2008/10/30	中央噴水広場	石タイル	石タイル浮きの補修
		2008/10/31	旧水族館	アーケード下	ゴミ集積場の移動
		2008/11/3	ミネラルヤード入口	園路	立ち入り禁止看板補修
		2008/11/22	テニスコート	看板	テニスコート看板補修
		2008/11/26	海岸遊歩道	ウッドデッキ	ウッドデッキの点検、補修
		2008/11/26	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2008/11/26	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2008/11/29	黒潮階段	手摺	手摺の補修
		2008/12/9	じゃぶじゃぶ池	周辺石タイル	目地補修
		2008/12/2~12/27	亀の浜	階段	階段手摺及び踏み面補修
		2008/12/23	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2008/12/23	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/1/6	ちびっことりで付近	園路	階段部分突起物撤去
		2009/1/14	南ゲート	門扉	レール補修
		2009/1/24	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/1/24	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/1/24~1/31	パンコの森	園路	手摺及びウッドデッキ補修
		2009/1/19	夕陽の広場周辺	園路	石垣の補修
		2009/1/23	夕陽の広場	遊具	遊具の点検
		2009/1/27	夕陽の広場	屋外便所	消毒液の設置
		2009/2/1~2/28	夕陽の広場	遊具	遊具の点検、補修(12回)
		2009/2/22	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/2/22	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/3/1~3/31	夕陽の広場	遊具	遊具の点検、補修(10回)
		2009/3/12	ミネラルヤード	海藻	ミネラルヤード海藻をグリーンサーカスに移動
		2009/3/15	海岸遊歩道	ウッドデッキ	ウッドデッキの点検、補修
		2009/4/5	水の階段下部変電室	変電設備	変電室屋上防水処理を実施
		2008/4/11	北広場	外灯設備	北広場外灯遠方操作用中央監視制御への接続を実施
		2008/4/28	北ゲート	外灯設備	北ゲート入口仮設照明設置を実施
		2008/5/4	水の階段下部変電室	変電設備	変電室上蓋給を実施
		2008/7/10~7/12	エレクトロビーチ	電灯動力設備	海電放流会に伴う仮設発電機設置を実施
2008/8/2	中央ゲート	橋内配電線路	中央ゲートエレベーター中央監視用ケーブル調査を実施		
2008/9/26~9/27	園内	外灯設備	園内外灯柱固定ボルト保護キャップ設置を実施		
2009/1/20	園内	屋外電気設備	ドムマツタン大会電気設備等仮設を実施		
2009/2/23	園内	橋内配電線路	高圧ケーブル内ケーブル固定金具設置を実施		
2009/2/27	園内	変電設備	変電設備工事に伴う立会い及び各機器操作を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
工物維持管理費	屋外電気設備	2009/3/2~3/4	園内	外灯設備	園内園路外灯仮設を実施		
		2009/3/3~3/6	園内	変電設備	変電設備工事に伴う立会い及び各機器操作を実施		
		2009/3/10~3/11	園内	変電設備	変電設備工事に伴う立会い及び各機器操作を実施		
		2008/4/30	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーコーン(ウーハー)の交換を実施		
		2008/4/30	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーカッピングメタルの錆落とし、錆止め塗装を実施		
		2008/4/30	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー音量測定、調整を実施		
		2008/4/28	中央噴水広場周辺	マーチング・バンドフェスティバル	イベントに伴い仮設の音響設備の設置等を実施		
		2008/5/7	屋外	春期催事	イベントに使用した仮設音響設備の撤去を実施		
		2008/5/12	中央ゲート	園内放送設備	アナウンスユニットのボリュウム位置の移動を実施		
		2008/6/26	エメラルドビーチ	園内放送設備	増幅機の設置を実施		
		2008/7/1	植物管理センター前	通信・情報設備	太陽電池時計の蓄電池取替及び時間調整を実施		
		2008/7/12	エメラルドビーチ	ウミガメ放流会	機器運転操作・撮影等を実施		
		2008/7/18	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー(3箇所)ウーハーの取替を実施		
		2008/9/29	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーボール(8箇所)の錆落とし、錆止め塗装等を実施		
		2008/9/24	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー(ウーハー)の取替を実施		
		2008/11/7	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー(ウーハー)の取替を実施		
		2008/11/28	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー、ソラインスピーカー(2個)の交換等を実施		
		2008/2/23	屋外	冬期催事	冬期催事に伴い仮設スピーカー及び音響設備等の設置・撤去を実施		
		2009/2/12	屋外	入園者6000万人達成セレモニー	音響機器の設置・操作立会いを実施		
		2008/4/7	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水ポンプ整備を実施		
		2008/4/29	こ成婚の森	給排水衛生機器	マナー井水ポンプレベルスイッチ取替を実施		
		2008/6/29	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	パークセンター系統量水器取替を実施		
		2008/8/1	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	東駐車場系統汚水マンホール管路調査を実施		
		2008/9/11	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	園内雨水排水管路清掃を実施		
		2008/10/22	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	水の階段下部ポンプ室ろ過ポンプ電動機取替を実施		
		2008/12/2~12/3	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	パークセンター前量水器一次側仕切り弁取替を実施		
		2008/12/3~12/4	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	中央噴水整備を実施		
		2008/12/6	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	リストハウスA二次側給水ゲートバルブ取替を実施		
		2008/12/12~12/13	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	園内給水管漏水調査を実施		
		2008/12/20	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	園内改良工事散水栓移設に伴うバルブ操作等を実施		
		2008/12/31	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	中央便所系統汚水管路点検清掃を実施		
		2009/1/17	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	園内汚水管路点検清掃を実施		
		2009/1/20	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	園内改良工事量水器移設に伴うバルブ操作等を実施		
		2009/3/10~3/13	屋外給排水施設等	給排水衛生機器	ビーチハウス量水器配管取替を実施		
			合計		53,887,000 (直接工事費のみ 税抜き)		

■ 平成 21 年度

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	いかるが広場周辺施設	2009/4/2	B広場便所	給排水衛生機器	男子便所手洗い器及びジェット水流用センサー取替を実施
		2009/4/3	海獣飼育棟	冷凍熱源機器	ハッカー型空調機室外機フック取替を実施
		2009/4/3	イルカラグーン	水処理設備	次亜塩素素液の撤去を実施
		2009/4/10	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフの不具合調査を実施
		2009/5/22	B広場便所	給排水衛生機器	男女便所手洗い器排水管清掃を実施
		2009/5/23	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフ用コック取替を実施
		2009/6/11	海獣飼育棟	給排水衛生機器	海獣飼育棟グリストラップの清掃を実施
		2009/6/14	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフ電動機コイル巻替えを実施
		2009/6/17	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフのメカニカル取替等、整備を実施
		2009/7/10	B広場便所	給排水衛生機器	男子便所ジェットタオルのセンサー取替を実施
		2009/7/24	海亀館	水処理設備	海亀館海水循環ポンプ整備を実施
		2009/7/25	マナティ館	冷熱源機器	地下観覧室ハッカー型空調機室外機フック取替を実施
		2009/7/27	海獣飼育棟	冷熱源機器	冷凍冷蔵庫用冷凍機オイル取替を実施
		2009/7/29	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館給排水槽の液面フロートスイッチ取替を実施
		2009/8/4	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館プール落水作業に伴うバルブ操作を実施
		2009/8/12	海獣飼育棟	冷熱源機器	海獣飼育棟ハッカー型空調機の取替を実施
		2009/8/17	旧研究室棟	冷熱源機器	旧研究室棟ハッカー型空調機の取替を実施
		2009/9/14	マナティ館	冷熱源機器	地下観覧室ハッカー型空調機修理を実施
		2009/8/24	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフ電動機コイル巻替えを実施
		2009/8/25	イルカスタジアム周辺	給排水衛生機器	イルカスタジアム撤去工事に伴う海水供給管バルブ操作を実施
		2009/9/1	マナティ館	電動器具設備	マナティ館1階自動アの補助センサー取替を実施
		2009/9/8	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフのメカニカル取替等、整備を実施
		2009/9/15	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館プール落水作業に伴うバルブ操作を実施
		2009/10/1	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフの圧力計取替を実施
		2009/10/6	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館プール落水作業に伴うバルブ操作を実施
		2009/10/8	海獣飼育棟	冷熱源機器	海獣飼育棟の冷凍庫室外機修理を実施
		2009/10/10	イルカラグーン	給排水衛生機器	イルカラグーン廊下給水管の取替を実施
		2009/10/13	イルカラグーン	電灯動力	イルカラグーンプール照明器具ボルト整備を実施
		2009/10/30	マナティ館	冷熱源機器	ろ過機室至チリンクユニットモーター取替を実施
		2009/11/1	予備水槽	給排水衛生機器	予備水槽汚水槽内フロートスイッチ補修を実施
		2009/11/9	マナティ館	電灯動力設備	マナティ館案内板照明用安定器取替を実施
		2009/11/13	着水槽ホフ室	給排水衛生機器	地下機械室内雑排水槽フロートスイッチ設置を実施
		2009/11/15	マナティ館	冷熱源機器	地下観覧室ハッカー型空調機基板取替を実施
		2009/11/15	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館プール落水作業に伴うバルブ操作を実施
		2009/12/10	B広場便所	空調調和等関連機器	B広場便所換気扇の整備を実施
		2009/12/20	海獣飼育棟	空調調和等関連機器	海獣飼育棟調湿室17カーンの整備を実施
		2010/1/15	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館系統給水管のバルブ接続部漏水補修を実施
		2010/1/21	イルカラグーン	電灯動力設備	イルカラグーン廊下保管庫照明器具安定器取替を実施
		2010/2/5	マナティ館	空調調和等関連機器	マナティ館及びろ過機室の排気ファン整備を実施
		2010/2/16	マナティ館	給排水衛生機器	マナティ館プール落水作業に伴うバルブ操作を実施
		2010/2/21	着水槽ホフ室	水処理設備	取水ホフのメカニカル取替等、整備を実施
		2009/5/23	イルカラグーン	BGM放送設備(イルカラグーン)	屋外スピーカーバッチングタールの清掃し、錆止塗装を実施
		2010/1/23	イルカラグーン	BGM放送設備(イルカラグーン)	ワイヤレスマイクロボンの交換等を実施
		2010/3/9	海亀館	映像設備(海亀館)	プラズマディスプレイ(No.1)の修理を実施
		2010/3/10	イルカラグーン	BGM放送設備(イルカラグーン)	ワイヤレスマイクロボンの交換等を実施
		2009/4/6	海亀館	メインプール砂場	亀プールの産卵箇所に砂を補充
		2009/4/9	海亀館	案内看板	案内看板下部に人工芝を設置
		2009/4/13~5/3	全施設	全施設	全施設の安全点検及び軽微な補修を実施
		2009/5/1	海獣飼育棟	海獣飼育棟前広場	海獣飼育棟前にテントを設置
		2009/5/20	マナティ館	玄関前	マナティ館玄関前のタイルを補修
		2009/5/23	B広場	休憩所屋根	休憩所屋根支柱部分の錆落としを実施
2009/5/25	オキちゃん劇場	入口	入口ロビーカー置き場に人工芝を設置		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物維持管理費	いかるが広場周辺施設	2009/5/29	B広場便所	便所内部	便所内に欄を設置		
		2009/6/23	マナティ館、海亀館	スロープグレーディング	スロープグレーディングの滑り止め作業		
		2009/6/28	海亀館	バックヤード	バックヤードの扉を補修		
		2009/7/1	海亀館	案内看板	案内看板下の不陸を補修		
		2009/7/9	旧水族館	アーケード下	アーケード下のゴミ集積場を移動		
		2009/7/20	海の保育園	海の保育園内	海の保育園内の目隠しカーブを撤去		
		2009/7/20	旧水族館	喫煙所	旧水族館前喫煙所の灰皿及びベンチの移動		
		2009/7/28	イルカラグーン	イルカラグーン周辺	イルカラグーン周辺にテントを設置		
		2009/7/31	海の保育園	跡地	海の保育園跡地にカラコーンを設置		
		2009/8/8	イルカラグーン	イルカラグーン周辺	イルカラグーン前にバリケードを設置		
		2009/8/16	海亀館	通路	海亀館通路の手摺支柱部分のコンクリート補修		
		2009/8/17	イルカスタジアム	イルカスタジアム前喫煙所	イルカスタジアム前喫煙所のテント及び灰皿を移動		
		2009/8/31	海獣飼育棟	海獣飼育棟	海獣飼育棟にゴミ箱を設置		
		2009/9/19	海亀館	プール周辺	亀プール周辺の落下防止ネットを補修		
		2009/9/29	マナティ館	階段	階段段鼻に滑り止めシールを設置		
		2009/10/3	海亀館	通路	海亀館通路部分の不陸補修		
		2009/10/29	海亀館	機械室	機械室入口に安全カバーを設置		
		2009/11/12	海獣飼育棟	コンプレッサー室	屋根の補修		
		2009/12/1	海亀館	プール周辺	亀プール周辺の落下防止ネットを補修		
		2009/12/2	マナティ館	床	床タイル目地の補修		
		2009/12/3	海亀館	メインプール	メインプールの防水層補修		
		2010/1/22	海亀館	バックヤード	猫、ネズミ捕獲用のワナを設置		
		2010/1/29	海亀館	階段	階段段鼻に滑り止めシールを設置		
		2010/2/2	イルカラグーン	浅瀬プール	浅瀬プールの防水層補修		
		2010/2/4	海亀館	プール周辺	亀プール周辺の落下防止ネットを補修		
		2010/2/27	全施設	全施設	地震発生に伴う園内施設安全点検		
		2010/3/1	全施設	全施設	津波警報に係る園内施設安全対策		
		常用発電所	常用発電所	2009/4/2	常用発電所	冷凍熱源機器	ボイラーフロア配管腐食のため、取替を実施
				2009/4/26	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/5/13	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/6/7	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/6/12	常用発電所	自家発電設備	発電機始動用コンプレッサーの整備を実施
				2009/6/27	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/6/27	常用発電所	冷熱源機器	ボイラー排ガスダンパー整備を実施
				2009/6/30	常用発電所	自家発電設備	ボイラー電磁弁及びレベルセンサー取替を実施
				2009/7/17	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/7/17	常用発電所	冷熱源機器	中央監視室ハッカー型空調機取替を実施
				2009/8/4	常用発電所	中央監視制御設備	中央監視制御設備、交流無停電装置用バッテリー取替を実施
				2009/9/17	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/9/28	常用発電所	冷熱源機器	ボイラー2号、逆止弁、バクセン取替を実施
				2009/10/1	常用発電所	自家発電設備	発電機1号のカーブ調整を実施
				2009/10/2	常用発電所	自家発電設備	発電機始動用コンプレッサーの整備を実施
				2009/11/8	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/11/12	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2009/11/20	常用発電所	電灯動力設備	給気室内照明器具取替を実施
				2009/11/21	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2010/1/8	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2010/2/17	常用発電所	冷熱源機器	ボイラー性能検査に伴う整備及び検査対応を実施
				2010/2/14	常用発電所	自家発電設備	発電機燃料二次フィルター取替及び清掃を実施
				2010/2/17	常用発電所	消防用設備等	二酸化炭素消火設備放出試験に伴いホフ充填を実施
				2010/2/28	常用発電所	空調調和等関連機器	発電機給気室の外気処理フィルター枠整備を実施
2009/8/19	常用発電所			防火戸	ドアクローザー取替		
海洋文化館	海洋文化館			2009/4/2	海洋文化館	消防用設備等	コントロール室誘導灯バッテリー取替を実施
				2009/4/8	海洋文化館	電動器具設備	3号モニターホール南側自動ドアの開閉速度調整を実施
				2009/4/11	海洋文化館	電灯動力設備	エレベーターホール照明器具安定器取替を実施

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	海洋文化館	2009/5/16	海洋文化館	空調調和等関連機器	副変電室空調機のベアリング取替を実施
		2009/6/2	海洋文化館	電灯動力設備	展示ホール水鏡灯用ケーブル取替を実施
		2009/8/1	海洋文化館	電灯動力設備	展示ホール、展示ケース照明器具取替を実施
		2009/8/19	海洋文化館	給排水衛生機器	屋外男子便所、手洗機コントローラ取替を実施
		2009/9/2	海洋文化館	消防用設備等	海洋文化館ハウンズ型空調機室外機基板取替を実施
		2009/9/12	海洋文化館	消防用設備等	展示室誘導灯用バッテリー取替を実施
		2009/9/26	海洋文化館	電灯動力設備	展示ホール、展示ケース上部蛍光灯取替を実施
		2010/1/6	海洋文化館	電灯動力設備	展示ホール、展示ケース照明器具安定器取替を実施
		2010/1/11	海洋文化館	空調調和等関連機器	海洋文化館北側展示室空調機整備を実施
		2010/3/5	海洋文化館	給排水衛生機器	コニエホール和室流し台排水管取替を実施
		2010/3/14	海洋文化館	空調調和等関連機器	海洋文化館エントランスホール等空調機整備を実施
		2009/4/17	海洋文化館	ていんがーらシアター設備	ケセンズライドの冷却用ファン(4個)交換を実施
		2009/7/11	海洋文化館	ていんがーらシアター設備	XYムービング(ズーム2)の修理を実施
		2009/7/13	海洋文化館	展示ケース映像設備(No1)	DVDプレーヤー・液晶モニターテレビへの交換を実施
		2009/8/13	海洋文化館	展示ケース映像設備(No2)	DVDプレーヤー・液晶モニターテレビへの交換を実施
		2009/9/8	海洋文化館	展示ケース映像設備(No4、No5)	DVDプレーヤー・液晶モニターテレビへの交換を実施
		2009/10/7	海洋文化館	ていんがーらシアター設備	デジタルオーディオプレーヤー(DR8)の修理を実施
		2009/12/3	海洋文化館	ていんがーらシアター設備	プラネタリウム機器の整備点検を実施
		2010/2/26	海洋文化館	オリエンテーション映像設備	ビデオプロジェクターよりプラズマディスプレイ(代用品)への取替を実施
		2010/3/16	海洋文化館	ていんがーらシアター設備	ヨイザクアカネ用フィルムの交換等を実施
		2010/3/15	海洋文化館	展示ケース映像設備(No3)	DVDプレーヤー・液晶モニターテレビへの交換を実施
		2009/6/19	海洋文化館	屋上	雨漏り箇所の防水層補修
		2009/6/14	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/7/12	海洋文化館	展示ケース	展示ケースの閉閉作業
		2009/7/15	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/8/18	海洋文化館	軒下タイル	タイルの補修
		2009/8/21	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/9/6	海洋文化館	展示ケース	展示ケースの閉閉作業
		2009/9/11	海洋文化館	パンフレット用棚	キャスターの補修
		2009/9/19	海洋文化館他	便所	鍵の補修
		2009/9/21	海洋文化館	入口ドア	ドアの補修
		2009/9/27	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/10/21	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/10/22	海洋文化館	風除室	フロアマットの固定
		2009/10/31	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の補修及び補強
		2009/10/31	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の手摺の補修・補強
		2009/11/3	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2009/11/15	海洋文化館	入口ドア	ドアの補修
		2009/12/8	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2010/1/28	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2010/2/19	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
		2010/3/13	海洋文化館	外部木階段	外部木階段の点検及び補修
熱帯ドリームセンター	熱帯ドリームセンター	2009/4/13	熱帯ドリームセンター	空調調和等関連機器	キオスク排気所排気ファン整備を実施
		2009/4/18	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	ビクトリア温室水鏡灯補修を実施
		2009/4/20	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	アツリタ展に伴う仮設照明設置及び撤去を実施
		2009/5/1	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	天水槽用排水弁電源ケーブル補修を実施
		2009/5/23	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	回廊棟給水ピストン漏水補修を実施
		2009/6/3	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	ビクトリア温室仮設水鏡灯の撤去を実施
		2009/7/13	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	果樹花木温室入口円形自動ドアの補助センサー取替を実施
		2009/7/22	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	温室内部細管設備の放出量調整を実施
		2009/8/3	熱帯ドリームセンター	ダクト配管	回廊棟電気室等の給気タンパー整備を実施
		2009/8/11	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	かたア及び果樹花木温室の電動扉修理を実施
		2009/8/17	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	ビクトリア温室入口円形自動ドアの補助センサー取替を実施
		2009/8/21	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	ビクトリア温室水鏡灯用ケーブル取替を実施
		2009/9/5	熱帯ドリームセンター	消防用設備等	消火栓水栓給水装置の分解整備を実施
		2009/10/4	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	インテリア観葉植物展に伴う仮設照明設置を実施
		2009/10/15	熱帯ドリームセンター	給排水衛生機器	天水槽天水弁整備を実施
2009/11/14	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	インテリア観葉植物展終了に伴う仮設照明撤去を実施		
2009/12/1	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	ビクトリア温室水鏡灯移設を実施		
2010/1/5	熱帯ドリームセンター	電動建具設備	ビクトリア温室円形自動ドアのコントローラ取替を実施		
2010/2/17	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	沖縄国際洋蘭博覧会電気設備仮設を実施		
2010/2/24	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	券売所前照明器具取替を実施		
2010/3/2	熱帯ドリームセンター	空調調和等関連機器	回廊棟排気ファン取替を実施		
2010/3/5	熱帯ドリームセンター	電灯動力設備	回廊棟照明器具取替を実施		
2010/3/9	熱帯ドリームセンター	空調調和等関連機器	玄関ホール排気ファン取替を実施		
2010/3/15	熱帯ドリームセンター	自動ドア設備	回廊棟自動ドア駆動装置取替を実施		
2009/5/2	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(No.1)の修理を実施		
2009/5/6	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	無停電電源装置(C4-左側)バッテリーの交換を実施		
2009/5/18	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	C-1パソコンのハードディスクの交換等を実施		
2009/5/29	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクターランプの交換を実施		
2009/6/19	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	DVDプレーヤー(A-2)の修理を実施		
2009/7/30	熱帯ドリームセンター	ビデオ撮影・編集	回廊棟内バオバブ開花状況のビデオ撮影・編集を実施		
2009/9/17	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	DVDプレーヤー(C-2ステールカメラ)の修理を実施		
2009/10/9	熱帯ドリームセンター	映像編集	インテリア観葉植物展用DVDの編集を実施		
2009/10/18	熱帯ドリームセンター	ビデオ撮影	ハス乗り体験会のビデオ撮影を実施		
2009/12/4	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	DVDプレーヤー(液晶プロジェクター)の修理を実施		
2009/12/4	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	DVDプレーヤー(A-3)の修理を実施		
2010/1/27	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	ビデオプロジェクター(No.1、No.3)ランプの交換等を実施		
2010/2/28	熱帯ドリームセンター	沖縄国際洋蘭博覧会	音響機器の設置、撤去及び撮影等を実施		
2010/2/19	熱帯ドリームセンター	常設展示映像設備	プラズマディスプレイより液晶テレビへの機種変更を実施		
2010/3/21	熱帯ドリームセンター	やんばるギャラリー映像設備	液晶プロジェクター(No.2)の交換を実施		
2009/4/13	熱帯ドリームセンター	ファレノ温室入口	ファレノ温室入口のグレーチング補修		
2009/5/13	熱帯ドリームセンター	果樹花木温室	果樹花木温室の補修		
2009/6/3	熱帯ドリームセンター	回廊棟EVホール	鳥の巣を撤去		
2009/6/5	熱帯ドリームセンター	ビクトリア温室の橋	ビクトリア温室内の橋の補修		
2009/6/25	熱帯ドリームセンター	各温室入口	各温室入口ドア下の滑り止め作業		
2009/7/3	熱帯ドリームセンター	回廊棟便所	回廊棟便所水石入れの補修		
2009/8/2	熱帯ドリームセンター	温室側レンガタイル	温室側のレンガタイルの補修		
2009/8/21	熱帯ドリームセンター	パンダ温室	パンダ温室内の腐木壁の撤去等		
2009/9/10	熱帯ドリームセンター	ファレノ温室	ファレノ温室内の敷石の段差解消		
2009/10/18	熱帯ドリームセンター	温室前	温室前石タイルの補修		
2009/10/23	熱帯ドリームセンター	スチックスコーン	スチックスコーン内階段に滑り止めシートを設置		
2009/10/30	熱帯ドリームセンター	植物課事務所	管理事務所に網戸を設置		
2009/12/4	熱帯ドリームセンター	内部経	ファレノ温室用の植物棚を設置		
2009/12/14	熱帯ドリームセンター	常設展示場他	常設展示場及び倉庫のドア補修		
2010/1/20～1/30	熱帯ドリームセンター他	全施設	洋蘭博覧会の施設点検及び補修		
2010/2/2～2/28	熱帯ドリームセンター	ベンチ	ドリームセンター内の破損ベンチの補修		
2010/2/15	熱帯ドリームセンター	カトレア温室	カトレア温室のガラス交換		
2010/2/19	熱帯ドリームセンター	券売所前	券売所前の床タイル滑り止め作業		
2010/2/22	熱帯ドリームセンター	券売所休憩室	券売所休憩室に網戸設置		
2010/3/3	熱帯ドリームセンター	エントランスホール	エントランスホール屋根の雨漏り補修		
おきなわ郷土村	おきなわ郷土村	2009/4/2	おきなわ郷土村	消防用設備等	自動火災報知機不具合調査を実施
		2009/6/2	おきなわ郷土村	消防用設備等	自動火災報知機受信機基板取替を実施
		2009/9/7	おきなわ郷土村	消防用設備等	おきなわ郷土村ノロの家熱感知器取替を実施
		2009/10/2	おきなわ郷土村	消防用設備等	非常放送設備増設補修を実施
		2009/6/22	近代の民家	BGM放送設備	デジタルICプレーヤーへの取替を実施
		2009/7/4	王国時代の家・地頭代の家	BGM放送設備(説明用)	起動用基板の交換を実施

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	おきなわ郷土村	2009/12/19	本家・地頭代の家	BGM放送設備	デジタルICプレーヤーへの取替を実施
		2009/5/22	与那国の民家	屋根	屋根保用ネットの巻上げ作業
		2009/11/29	地頭代の家	庭	庭の不締修繕
		2009/4/23	中央ゲート	消防用設備等	中央エレベーター用自動火災報知機取替を実施
		2009/5/1	ビーチハウス	給排水衛生機器	ビーチハウス便所サンドトラップ清掃を実施
		2009/5/15	東駐車場休憩所	冷熱源機器	ハック型空調機取替を実施
		2009/5/21	パークセンター西棟	給排水衛生機器	冷水器取替を実施
		2009/6/2	中央ゲート	建具設備	休憩室シャッター修理を実施
		2009/6/5	ビーチハウス	給排水衛生機器	女子シャワー室シャワー用プラグバルブ取替を実施
		2009/6/16	パークセンター西棟	自動ドア設備	自動ドアガラス交換取替を実施
		2009/7/7	ビーチハウス	電灯動力設備	ビーチハウス救護室の蛍光灯用安定器取替を実施
		2009/7/14	ビーチハウス	給排水衛生機器	ビーチハウス便所サンドトラップ清掃を実施
		2009/7/29	ビーチハウス	冷熱源機器	ビーチハウス監視室のハック型空調機取替を実施
		2009/9/9	ビーチハウス	冷熱源機器	ビーチハウスのハック型空調機修理を実施
		2009/10/13	レストハウス等	給排水衛生機器	東駐車場便所の汚水配管清掃を実施
		2009/10/17	東駐車場休憩所	電動建具設備	一般休憩室自動ドア補助センサー及びバルブ取替を実施
		2009/10/22	レストハウス等	電灯動力設備	東駐車場旧便所撤去工事に伴う照明器具取替を実施
		2009/11/3	ビーチハウス	給排水衛生機器	ビーチハウス便所サンドトラップ清掃を実施
		2009/11/6	中央ゲート	給排水衛生機器	園内保全工事に伴う中央ゲート系統給水バルブ操作等を実施
		2009/12/26	ビーチハウス便所	電灯動力設備	ビーチハウス便所に照明用人体センサー設置を実施
		2009/12/31	ビーチハウス便所	電灯動力設備	ビーチハウス便所照明器具安定器取替を実施
		2010/2/19	中央ゲート便所	電灯動力設備	中央ゲート便所に照明用人体センサー設置を実施
		2010/3/1	レストハウスA便所	空調調和等関連機器	レストハウスA男子便所ダクト用換気扇取替を実施
		2009/6/18	レストハウスA	レストハウスA前広場	腐食したベンチの撤去
		2009/11/7	パークセンター	救護室	インフルエンザ対策として救護室内の消毒
		2009/11/12	レストハウスA	ブルボックス	ブルボックスの塗装
		2010/3/30	レストハウスB	レストハウスB周辺	レストハウスBの立ち入り禁止措置等養生作業
		2009/4/9	おきなわ郷土村便所	電動建具設備	身障者用便所ドア撤止め固定金具修理を実施
		2009/5/6	中央ゲート便所	空調調和等関連機器	中央ゲート便所換気扇整備を実施
		2009/5/21	中央ゲート便所	給排水衛生機器	中央ゲート男子便所、破損した大便器の取替を実施
		2009/6/1	ちびっことりで便所	給排水衛生機器	男子便所小便器用コンローラ取替を実施
		2009/6/5	見本園A便所	電灯動力設備	見本園A便所照明用人体センサーの設置を実施
		2009/8/1	中央ゲート休憩所便所	給排水衛生機器	中央ゲート休憩所男子便所、ジェットウォッシュ取替を実施
		2009/12/28	郷土村便所等	電灯動力設備	郷土村及び中央ゲート休憩所便所照明用タイマー設置を実施
		2010/2/11	郷土村便所等	電灯動力設備	郷土村及び花のゾーン便所照明用人体センサーの設置を実施
		2009/5/11	各便所	便所内部	各施設便所の不具合点検及び便座クリーナー設置
		2009/7/4	各便所	便所内部	各施設便所に便座クリーナーを設置
		2009/9/4	水族館北便所	案内版	便所サイン作成、取り付け
		2009/10/13	各便所	便所ドア	便所ドアの鍵を補修
		2009/10/22	東駐車場便所	消毒液、便座クリーナー	東駐車場便所の消毒液、便座クリーナーを撤去
		2009/11/8	水族館北便所	屋根	屋根の植物を撤去
2009/11/14	テニスコート横便所	天井	天井コンクリート剥離部分の塗装		
2009/11/18	水族館北便所	外部	便所周りに侵入防止の柵を設置		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	便所	2009/12/5	各便所	便所内部	各施設便所に手洗いポスター貼り付け
		2010/2/16	各便所	便所内部	各施設便所点検、補修
		2009/4/1	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔1号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2009/4/5	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷水ポンプ及び冷水ホップの整備を実施
		2009/4/7	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷凍機室送気ファンを調整を実施
		2009/4/15	エネルギーセンター	電灯動力設備	使用済電球及び乾電池の廃棄処理を実施
		2009/4/27	冷水プラント	冷熱源機器	直達吸収式冷水機1号2号の整備を実施
		2009/5/13	エネルギーセンター	中央監視制御設備	監視端末をパークセンターから専用発電所に移設
		2009/6/11	エネルギーセンター	変電設備	エネルギーセンター高圧盤2C結線改修の立会いを実施
		2009/6/26	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔1号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2009/6/29	冷水プラント	給排水衛生機器	冷却塔及び修繕用池の水質検査を実施
		2009/7/4	エネルギーセンター	中央監視制御設備	エネルギーセンター中央監視制御設備の不具合復旧を実施
		2009/7/14	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔2号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2009/9/24	エネルギーセンター	冷熱源機器	エネルギーセンターボイラー整備及び性能検査立会いを実施
		2009/9/24	冷水プラント	消防用設備等	二酸化炭素消火設備制御盤取替を実施
		2009/9/25	冷水プラント	消防用設備等	二酸化炭素消火設備手動装置取替を実施
		2009/10/2	エネルギーセンター	空調調和等関連機器	ボイラー室給気ファンのキャンパス取替を実施
		2009/10/6	エネルギーセンター	空調調和等関連機器	ハック型空調機羽根車軸受けベアリング取替を実施
		2009/10/7	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷却塔2号水槽内部及びストレーナー清掃を実施
		2009/10/9	エネルギーセンター	冷熱源機器	ボイラー2号バーナー用ポンプ電動機整備を実施
		2009/10/20	冷水プラント	空調調和等関連機器	冷凍機用冷水二次ポンプ電動機側ベアリング取替を実施
		2009/10/21	エネルギーセンター	冷熱源機器	冷水管補修工事に伴うバルブ操作等を実施
		2009/10/26	エネルギーセンター	自家発電設備	エネルギーセンター潤滑油等の廃棄処理を実施
		2010/1/9	エネルギーセンター	温熱源機器	温水ボイラーのバーナール整備を実施
		2010/2/1	エネルギーセンター	中央監視制御設備	帳票プリンター用カートリッジ及びメッセージボード取替を実施
		2010/2/1	エネルギーセンター	冷熱源機器	温水ボイラー1号漏水調査を実施
		2010/2/19	エネルギーセンター	中央監視制御設備	エネルギーセンター中央監視制御設備CRTモニター取替を実施
		2010/2/23	冷水プラント	冷熱源機器	直達吸収式冷水機1号2号の整備を実施
		2010/2/25	冷水プラント	ダクト配管	冷水加圧ポンプ吐出配管取替を実施
		2010/2/25	エネルギーセンター	冷熱源機器	温水ボイラー1号漏水修理を実施
		2010/3/7	冷水プラント	電灯動力設備	機械室照明器具安定器取替を実施
		2010/3/13	冷水プラント	空調調和等関連機器	機械室排風機整備を実施
		2009/4/4	管理事務所等	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機移設等を実施
		2009/5/1	植物管理センター等	構内交換電話設備	植物管理センター内線電話機移設等を実施
		2009/5/1	園内	構内交換電話設備	園内マンホール内配線調査を実施
		2009/7/17	ビーチハウス	構内交換電話設備	ビーチハウス系統回線修理を実施
		2009/8/5	ちびっことりで	構内交換電話設備	ちびっことりで便所緊急通報装置修理を実施
		2009/8/5	管理事務所	構内交換電話設備	管理事務所内線電話機増設を実施
		2009/8/5	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機パネル修理を実施
		2009/8/17	イカササコ	構内交換電話設備	イカササコ撤去工事に伴う機器撤去を実施
		2009/9/1	園内	構内交換電話設備	園内PHS用アンテナ修理を実施
2009/9/29	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター停電に伴う交換機復旧作業を実施		
2009/10/22	東駐車場	構内交換電話設備	東駐車場便所解体工事に伴う機器撤去を実施		
2009/12/10	管理事務所	構内交換電話設備	緊急通報装置モニター取替を実施		
2009/12/28	総合案内所	構内交換電話設備	総合案内所回線仮設を実施		
2010/1/18	園内	構内交換電話設備	トリムアップ大会内線電話機及びFAX用回線仮設を実施		
2010/2/3	パークセンター	構内交換電話設備	パークセンター交換機不具合復旧作業を実施		
2010/3/12	エネルギーセンター	構内交換電話設備	エネルギーセンター交換機バッテリー取替を実施		
2009/4/5	管理温室	電動建具設備	空調温室遮光シート用電動機取替を実施		
2009/4/19	管理温室	電灯動力設備	高木温室照明用タイマー取替及びセンサー増設を実施		
2009/4/24	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハック型空調機送風機バルブ取替を実施		
2009/5/23	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハック型空調機積凍止し及び積凍塗装を実施		
2009/6/14	管理温室	冷熱源機器	空調温室ハック型空調機室内機前面バルブ取替を実施		
2009/7/25	管理温室	給排水衛生機器	管理温室灌水用定水位弁分解整備を実施		
2009/9/9	管理温室	ダクト配管	管理温室灌水装置配管部の漏水補修を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	管理温室	2009/10/2	管理温室	給排水衛生機器	No.2ポンプ室系統排水ポンプ不具合調査を実施
		2009/10/5	管理温室	電動建具設備	高木温室扉電動機の整備を実施
		2009/11/21	管理温室	冷熱源機器	空調室ハックン型空調機整備を実施
		2010/1/20	管理温室	空気調和等関連機器	No.2ポンプ室給気ファン取替を実施
		2010/2/10	管理温室	冷熱源機器	空調室ハックン型空調機整備を実施
		2010/2/15	管理温室	電動建具設備	管理温室電動開閉窓整備を実施
		2010/2/17	管理温室	空気調和等関連機器	高木温室排気用送風機取替を実施
		2010/3/3	管理温室	空気調和等関連機器	空調室内換気扇取替を実施
		2009/4/9	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所電源コンセント増設を実施
		2009/4/17	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
事務所及び管理棟	事務所及び管理棟	2009/5/15	管理事務所	冷熱源機器	管理事務所整備室ハックン型空調機取替を実施
		2009/5/26	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2009/6/13	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2009/6/23	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所電灯不具合復旧作業を実施
		2009/7/11	管理事務所	冷熱源機器	管理事務所ファンユニットのドレノン及び配管清掃を実施
		2009/9/1	管理事務所	消防用設備等	管理事務所誘導灯用バッテリー取替を実施
		2009/9/6	管理事務所	電灯動力設備	管理事務所照明器具安定器取替を実施
		2009/9/25	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2009/10/29	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動及び手動式車椅子の整備を実施
		2009/11/28	事務所及び管理棟	電灯動力設備	管理事務所照明器具にキャパシタ設置を実施
		2009/11/18	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2010/1/14	事務所及び管理棟	車椅子設備	電動車椅子の整備を実施
		2010/2/4	事務所及び管理棟	電灯動力設備	中央ゲート警備室照明器具取替を実施
		2010/2/6	事務所及び管理棟	電灯動力設備	管理事務所照明器具安定器取替を実施
		2010/2/8	事務所及び管理棟	冷熱源機器	管理事務所冷却塔用ファンモーター整備を実施
		2010/2/12	事務所及び管理棟	電灯動力設備	管理事務所玄関ホール照明器具取替を実施
		2010/2/16	事務所及び管理棟	電灯動力設備	管理事務所便所照明用人感センサーの設置を実施
		2009/4/16	管理事務所	監視カメラ設備	インターホン(親機)の交換を実施
		2009/4/16	管理事務所	映像設備	1階ロビー設置 DVDプレーヤー交換を実施
		2009/8/25	管理事務所	監視カメラ設備	インターホン(親機)の交換を実施
2009/4/7	中央ゲート案内所	案内所内	案内所内にカーテンを設置		
2009/5/27	管理事務所	1階食堂側出入口	ドアノブ補修		
2009/8/12	中央ゲート案内所	ベビーカー置き場	ベビーカー置き場の補修		
2009/8/19	管理事務所	2階休憩室等	休憩室ドアクローザー補修、階段ノンスリップ補修		
2009/9/7	管理事務所	1階、2階	インフルエンザ対策として事務所内を消毒		
2009/9/24	管理事務所倉庫	書類棚	書類棚の整理、移動及び不要書類の廃棄		
2009/10/13	管理事務所	1階食堂側出入口	食堂側出入口にスロープを設置		
2009/10/17	管理事務所	便所	便座クリーナーの設置		
2009/10/21	管理事務所	2階コピー室	コピー室入口床仕上げ板補修		
2009/12/17	管理事務所	2階	フロアの補修		
2010/1/10	管理事務所	2階	会議室等書類整理		
2010/2/7	管理事務所	食堂	レンジフード補修		
2010/2/14	管理事務所	食堂側外壁	雨漏り箇所塗装補修		
2009/4/3	植物管理センター	消防用設備等	自動火災報知設備受信機取替を実施		
2009/4/16	植物管理センター	冷熱源機器	カンファレンス型空調機の室内機バルト取替を実施		
2009/5/10	植物管理センター	給排水衛生機器	汚水ポンプ用ロータスワイヤ取替を実施		
2009/6/23	植物管理センター	空気調和等関連機器	展示室及び管理室系統空調機V.M.T取替を実施		
2009/7/12	植物管理センター	電灯動力設備	カラーコロン照明器具の器具ノコ部補修を実施		
2009/7/29	植物管理センター	冷熱源機器	植物管理センターハックン型空調機の移設を実施		
2009/8/1	植物管理センター	自家発電設備	自家発電機冷却水配管の取替を実施		
2009/8/29	植物管理センター	消防用設備等	植物管理センター消火栓ホースの取替を実施		
2009/12/24	植物管理センター	電灯動力設備	植物管理センター展示室に照明器具増設を実施		
2010/2/3	植物管理センター	電灯動力設備	見本園B、C便所照明用人感センサー設置を実施		
2010/2/23	植物管理センター	空気調和等関連機器	ガラスハックン型空調機整備を実施		
2009/6/19	植物管理センター	環境映像設備	DVDプレーヤー(No.3)の修理等を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物維持管理費	植物管理センター	2010/1/23	植物管理センター	環境映像設備	DVDプレーヤー(No.5)の修理等を実施		
		2010/3/12	植物管理センター	環境映像設備	DVDプレーヤー(No.4)の修理等を実施		
		2010/3/10	植物管理センター	一般放送設備	CDプレーヤー(館内BGM)の取替等を実施		
		2009/4/3	植物管理センター	図書室上部	図書室上部に遮光ネットを設置		
		2009/5/22	植物管理センター	渡り廊下上部	渡り廊下上部に遮光ネットを設置		
		2009/8/9	植物園 C便所前東屋	屋根瓦	屋根瓦の剥れ補修		
		2009/9/26	植物管理センター	1階床	絨毯の一部貼り替え作業		
		2009/10/13	植物管理センター	軒下	センターテラスフル補修取替え		
		2009/10/23	植物管理センター	駐車場他	パーゴラにネットを設置		
		2009/12/8	ハンコの森	遊歩道下部	電撃殺虫機を設置		
		2009/12/25	植物管理センター	植物課事務所	網戸を作成設置		
		2010/2/14	植物管理センター	図書室上部	遮光ネットの破れ補修		
		2010/2/20	クリスタルゲート	床タイル	床タイルの剥れ補修		
		2010/2/20	クリスタルゲート	内部	植物用の棚を撤去		
		2010/3/15	植物園 C便所	トイレブース枠	トイレブースの枠金具、鍵の補修		
		2010/3/25	植物管理センター	渡り廊下上部	サンテラスのガラスの取替え		
		リサイクル施設	リサイクル施設	2009/4/23	リサイクル施設	電灯動力設備	機軸機用電源設置を実施
				2009/6/22	リサイクル施設	冷熱源機器	観覧室ハックン型空調機室外機基板等の取替を実施
				2009/6/24	リサイクル施設	電動建具設備	リサイクル施設電動シャッター整備を実施
				2009/7/1	リサイクル施設	冷熱源機器	事務室ハックン型空調機冷媒ガス補充を実施
				2009/8/26	リサイクル施設	冷熱源機器	事務室ハックン型空調機室外機ファンモーター取替を実施
				2009/5/20	総合案内所	電灯動力設備	ピジターホール壁コンセントロックカバーを設置
				2009/6/15	総合案内所	給排水衛生機器	シーサー噴水電磁弁整備を実施
				2009/6/29	総合案内所	電灯動力設備	園路新設照明灯用電源ケーブル敷設工事立会いを実施
				2009/7/1	総合案内所	冷熱源機器	総合案内所ハックン型空調機ドレノン分解整備を実施
				2009/8/28	総合案内所	冷熱源機器	総合案内所ハックン型空調機ドレノン分解整備を実施
		総合案内所	総合案内所	2009/8/31	総合案内所	消防用設備等	総合案内所、誘導灯バッテリー取替を実施
				2010/2/4	総合案内所	消防用設備等	総合案内所、誘導灯バッテリー取替を実施
				2010/3/3	総合案内所	空気調和等関連機器	総合案内所電気室、排気ファン整備を実施
				2009/5/10	総合案内所	ダケ配管	総合案内所、冷媒配管ヒートダクト補修を実施
2009/5/10	総合案内所			公園全体模型設備(端末)	無停電電源装置(No.5)、バッテリーの交換を実施		
2009/5/10	総合案内所			家の地図映像設備	無停電電源装置(No.7)、バッテリーの交換を実施		
2009/5/10	総合案内所			パソコン	無停電電源装置(No.19)、バッテリーの交換を実施		
2009/5/11	総合案内所			映像ポスター掲示設備	無停電電源装置(No.10)、バッテリーの交換を実施		
2009/5/11	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	無停電電源装置(No.12)、バッテリーの交換を実施		
2009/5/23	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	おすすめコース作成マシン設備		
2009/8/7	総合案内所			公園全体模型設備(端末)	液晶タッチモニターテレビ(No.13、No.16)の交換等を実施		
2009/8/10	総合案内所			公園情報提供装置(ご案内内)	パソコン(No.4、No.5、No.6)、園内施設コンテンツ等の修正を実施		
2009/9/5	総合案内所			ビデオプロジェクト	パソコン(No.3)、園内施設コンテンツ等の修正を実施		
2009/9/8	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	ビデオプロジェクトテレビの交換を実施		
2009/9/17	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチモニターテレビ(No.22)の交換を実施		
2009/9/25	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチモニターテレビ(No.22)の交換を実施		
2009/9/23	総合案内所			公園情報提供装置	無停電電源装置(No.23)、バッテリーの交換を実施		
2009/9/23	総合案内所			公園情報提供装置	液晶タッチモニターテレビ(No.3)の交換を実施		
2009/9/25	総合案内所			公園情報提供装置	無停電電源装置(No.3)、バッテリーの交換を実施		
2009/9/25	総合案内所			おすすめコース作成マシン設備	無停電電源装置(No.15)、バッテリーの交換を実施		
2009/9/27	総合案内所	パソコン(23台)	バックアップ用電池の交換を実施				
2009/9/30	総合案内所	BGM放送設備	リモコンマイクの設置を実施				
2009/10/24	総合案内所	映像ポスター掲示設備	無停電電源装置(No.1)、バッテリーの交換を実施				
2009/10/24	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	無停電電源装置(No.13)、バッテリーの交換を実施				
2009/10/24	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	無停電電源装置(No.22)、バッテリーの交換を実施				
2009/11/28	総合案内所	おすすめコース作成マシン設備	液晶タッチモニターテレビ(No.23)の交換を実施				
2009/12/1	総合案内所	パソコン	パソコン(No.17)、の修理を実施				
2009/12/21	総合案内所	噴水音響演出装置設備	屋外スピーカー(ウーハー)の取替を実施				
2009/12/21	総合案内所	パソコン	パソコン(No.19)、ハードディスクの交換を実施				
2010/1/25	総合案内所	ビデオプロジェクト	ビデオプロジェクト-消耗品(冷却ファン等)の交換等を実施				

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物維持管理費	総合案内所	2010/2/27	総合案内所	ビデオプロジェクター	ビデオプロジェクターランプの交換等を実施
		2010/3/13	総合案内所	宝の地図映像設備	パソコン(№7)の修理等を実施
		2010/3/19	総合案内所	宝の地図映像設備	液晶タッチモニターテレビ(№7)の交換を実施
		2010/3/14	総合案内所	公園全体模型設備	パソコン(№5)の修理等を実施
		2009/5/19	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2009/6/3	総合案内所	軒下	鳥の巣を撤去
		2009/6/6	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2009/6/6	総合案内所	椅子	総合案内所内部の椅子補修
		2009/6/9	総合案内所	石タイル等	石タイル及び側溝を補修
		2009/7/3	総合案内所	中庭	側溝の補修
		2009/7/14	総合案内所	入口	グレーチングの補修
		2009/8/1	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2009/8/15	総合案内所	石タイル、内部幅木	外部石タイルの剥れ及び内部幅木の剥れ補修
		2009/9/7	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2009/9/14	総合案内所	中庭噴水	噴水周りの石タイル補修
		2009/9/19	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2010/2/1	総合案内所	軒下	鳥の巣を撤去
		2010/3/16	総合案内所	ウッドデッキ	破損したウッドデッキの取替え
		2009/4/14	立体駐車場	消防用設備等	立体駐車場南出口側誘導灯取替を実施
		2009/4/17	立体駐車場	給排水衛生機器	立体駐車場緑化壁用液肥混入器整備を実施
	2009/5/15	立体駐車場	電灯動力設備	立体駐車場車路に仮設照明の設置を実施	
	2009/5/21	立体駐車場	消防用設備等	自動火災報知設備誤発報に伴う復旧作業を実施	
	2009/6/10	立体駐車場	冷熱源機器	警備室ハッカー型空調機室外機基板取替を実施	
	2010/1/8	立体駐車場	消防用設備等	立体駐車場誘導灯取替を実施	
	2009/5/19	立体駐車場	2階	消火ボックス保護用衝突防止ボールの補修	
	2009/5/26	立体駐車場	各階ゴミ箱	燃えるゴミのゴミ箱に蓋を設置	
	2009/5/26	立体駐車場	辻広場側階段	階段の滑り止め作業	
	2009/7/28	立体駐車場	1階	ゴミ集積箱の設置	
	2009/8/26	立体駐車場	1階入口付近	不要看板及び着板基礎を撤去	
	2009/8/26	立体駐車場	2階	2階部分に光除けのよしずを設置	
	2009/9/11	立体駐車場	1階EVホール	不要案内看板の撤去	
	2009/10/28	立体駐車場	1期棟3階	減速帯の設置	
2009/10/28	立体駐車場	2期棟3階	減速帯の設置		
2009/11/9	立体駐車場	1階EVホール	ゴミ箱の取替え		
2010/1/27	立体駐車場	屋上	パブリック撤去		
2010/3/29	立体駐車場	1階EVホール	壁面に壁面パネルを作成し設置		
2009/5/16	エメラルドビーチ	遊びの浜シェルター	屋根鉄板の落下防止ネット設置		
2009/5/23	エメラルドビーチ	砂浜	海亀産卵箇所の養生作業		
2009/6/1	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵対策としてハブクラゲ侵入防止ネット撤去		
2009/6/3	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業		
2009/6/3	エメラルドビーチ	憩いの浜	ハブクラゲ侵入防止ネットの補修		
2009/6/4	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業		
2009/6/5	エメラルドビーチ	憩いの浜、眺めの浜	破損オイルファンタシの撤去作業		
2009/6/8	エメラルドビーチ	遊びの浜	水中監視台の塗装作業		
2009/6/8	エメラルドビーチ	遊びの浜	シェルターの屋根テントの補修		
2009/6/17	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工物維持管理費	エメラルドビーチ	2009/6/22	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業
		2009/6/23	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業
		2009/7/1	エメラルドビーチ	遊びの浜	水中監視台の設置
		2009/7/2	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業
		2009/7/13	エメラルドビーチ	遊びの浜	海中調査を実施
		2009/7/14	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生作業
		2009/7/25	エメラルドビーチ	憩いの浜	バレーネット、サッカーゴールネットを設置
		2009/8/11	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/8/13	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/8/16	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/8/18	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/8/19	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/8/22	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/9/2	エメラルドビーチ	眺めの浜	海亀産卵箇所の養生ネットの撤去作業
		2009/9/8	エメラルドビーチ	遊びの浜	置き引き注意の看板設置
		2009/9/12	エメラルドビーチ	ベンチハウス	看板の塗装作業
		2009/11/1~11/18	エメラルドビーチ	ビーチ内全施設	シーズンオフ作業(各用具等撤去、砂浜養生等)
		2009/11/25	エメラルドビーチ	看板	注意喚起看板補修
		2010/3/9	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズン前準備、砂防ネット撤去
		2010/3/11	エメラルドビーチ	遊びの浜	ボンツーンの補修、設置
		2010/3/14~3/17	エメラルドビーチ	遊びの浜	シーズン前準備、浜の敷き均し
		2010/3/19	エメラルドビーチ	遊びの浜他	ベンチの塗装
		2010/3/20	エメラルドビーチ	遊びの浜	シェルターの塗装
		2010/3/22	エメラルドビーチ	遊びの浜	監視台等の塗装
		2010/3/26	エメラルドビーチ	遊びの浜	砂浜の石ころ等危険物の除去
		2009/4/19	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステージリフト減速機ファン取替等、整備を実施
		2009/6/27	オキちゃん劇場	昇降機設備	ステージリフト跳ね上げ板輪部の整備を実施
		2009/9/11	オキちゃん劇場	冷熱源機器	控室ハッカー型空調機の冷媒ガス補充を実施
		2010/1/12	オキちゃん劇場	給排水衛生機器	汚水槽内フロータイフ取替を実施
		2010/2/1	オキちゃん劇場	給排水衛生機器	ステージ裏水栓及び給水管取替を実施
		2009/5/23	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカーバンディングメタルの錆落とし、錆止塗装を実施
		2009/11/12	オキちゃん劇場	BGM放送設備	屋外スピーカーカーブアー、ツイーター交換等を実施
	2009/10/14	オキちゃん劇場	周辺園路	側溝周りのコンクリート補修	
	2009/10/16	オキちゃん劇場	観覧席	注意喚起のシール貼り替え	
	2009/10/23	オキちゃん劇場	周辺園路	カラーコーン及びスタンプン設置	
	2010/1/22	オキちゃん劇場	観覧席	注意喚起のシール貼り替え	
	2009/8/28	ちびっことりで	ちびっことりで	ちびっことりでSIRIOP電磁弁取替を実施	
	2010/1/28	ちびっことりで	ちびっことりで	ちびっことりでSIRIOP電磁弁及びバルブ整備を実施	
	2009/4/4	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具	
	2009/4/5	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具	
	2009/5/2	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具	
	2009/5/5	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具	
2009/5/6	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具		
2009/5/7	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具		
2009/5/8	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具		
2009/5/14	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具		
2009/6/1	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具、石垣		
2009/8/3	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具		
2009/8/18	ちびっことりで	ちびっことりで	ネット遊具、園路		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	ちびっことりで	2009/8/27	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修
		2009/9/5	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、金具カバー補修
		2009/9/8	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー補修、保護キャップ塗装剥れ補修
		2009/10/9	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具補修
		2009/10/10	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具補修
		2009/10/23	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具補修
		2009/11/17	ちびっことりで	ネット遊具、幼児遊具他	取付金具補修、幼児遊具亀裂補修、園路不陸補修等
		2009/11/13	ちびっことりで	東屋	破損瓦補修
		2009/11/16	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー交換等
		2009/12/10	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、金具カバー補修
		2010/1/1	ちびっことりで	石垣	石垣破損箇所の補修
		2010/1/2	ちびっことりで	ネット遊具	金属カバー結束紐の外れ補修
		2010/1/5	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、保護カバー補修
		2010/1/8	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修
		2010/1/11	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー交換等
		2010/1/22	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修
		2010/2/4	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、保護カバー補修
		2010/2/5	ちびっことりで	ネット遊具	金具カバー補修、保護カバー補修、幼児遊具補修
		2010/2/13	ちびっことりで	ネット遊具	保護カバー補修
		2010/2/18	ちびっことりで	ネット遊具	保護カバー補修
		2010/2/19	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、金具カバー補修
		2010/2/25	ちびっことりで	ネット遊具	取付金具交換、補修、ベンチ補修
		2010/3/1	ちびっことりで	園路	園路の不陸補修
		2010/3/12	ちびっことりで	ちびっことりで全体	有資格者による安全点検
		2009/4/2	黒潮階段東屋	屋根	屋根瓦の破損箇所を補修
		2009/4/10	水の階段付近	ウッドデッキ手摺	ウッドデッキ手摺の補修
		2009/4/10	中央ゲート	スロープ	スロープの不陸を補修
		2009/4/11	各ゲート	各ゲート	各ゲートに設置の不要看板を撤去
		2009/4/12	ちびっことりで付近	園路	園路の不陸を補修
		2009/4/27	第二園場	廃棄物等	園内の廃棄物等を第二園場へ仮置き

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	園路広場	2009/4/27	おきなわ郷土村入口付近	側溝	おきなわ郷土村入口付近の側溝の蓋を補修
		2009/4/30	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/4/30	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/4/30	辻広場	ミスト周辺園路	グレーチング及び園路の滑り止め作業
		2009/5/8	中央噴水広場	石タイル	石タイルの浮きを補修
		2009/5/8	海の保育園前	園路	園路の不陸補修
		2009/5/8	テニスコート	看板	テニスコートの看板を撤去
		2009/5/13	ちびっことりで付近	グレーチング	グレーチングの受け金具の補修
		2009/5/21	海岸遊歩道	東屋	海岸遊歩道東屋の金具の錆落とし及び錆止め塗装
		2009/5/25	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/5/25	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/5/25	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/6/1	水のフロムナード	池	水のフロムナードの漏水調査
		2009/6/11	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/6/14	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/6/14	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/6/23	テニスコート	看板	テニスコートの看板を撤去
		2009/6/30	中央噴水広場	石タイル	石タイルの浮きを補修
		2009/7/24	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/7/24	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/7/30	北ゲート	看板	北ゲート付近の不要看板を撤去
		2009/8/4	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/8/4	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/8/6	各施設	各施設	台風(8号)対策
		2009/8/9	中央噴水広場	石タイル	石タイルの浮きを補修
		2009/8/10	テニスコート横	看板	テニスコート横に案内看板を設置
		2009/8/11	各施設	各施設	台風(8号)通過後の復旧作業
		2009/8/15	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/8/21	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/8/22	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/8/23	黒潮階段東屋	木柵	木柵支柱の補修
		2009/8/30	サンゴ通り	園路	特の黒撤去
		2009/9/9	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/9/9	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/9/14	夕陽の広場	パラソル型テント	パラソル型テントの設置
		2009/9/16	ハイサイプラザ周辺	パラソル型テント	パラソル型テントの設置
		2009/9/18	テニスコート横	通路	テニスコート横通路の階段補修
		2009/9/18	じゃぶじゃぶ池	池	池内に排水用のピットを設置
		2009/9/21	じゃぶじゃぶ池	縁石	縁石の欠損等補修作業
		2009/9/22	第二園場	廃棄物等	園内の廃棄物等を第二園場へ仮置き
		2009/9/27	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/9/27	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/9/27	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/9/30	イルカラグーン周辺	パラソル型テント	パラソル型テントの設置
		2009/10/6	各施設	各施設	台風(18号)対策
		2009/10/7	各施設	各施設	台風(18号)通過後の復旧作業
		2009/10/7	中央噴水広場付近	看板	看板の補修
		2009/10/20	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/10/20	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/10/21	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/10/25	各施設	各施設	台風(20号)対策
		2009/10/30	各施設	各施設	台風(20号)通過後の復旧作業
		2009/11/2	イルカラグーン周辺他	パラソル型テント	強風対策としてパラソル型テントの養生
		2009/11/3	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/11/3	バンコの森	バンコの森	バンコの森周辺の安全点検、補修

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	園路広場	2009/11/4	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/11/8	南ゲート	門扉	門扉の補修
		2009/11/9	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/11/14	中央ゲート旧売店	休憩所ベンチ	ベンチの錆落とし及び塗装
		2009/11/14	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2009/11/16	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/11/17	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2009/11/20	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/11/24	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2009/11/25	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/12/3	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2009/12/4	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/12/7	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/12/8	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2009/12/11	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2009/12/16	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2009/12/18	中央噴水広場	石タイル	石タイルの浮きを補修
		2009/12/20	花見坂休憩所	ベンチ	ベンチの補修
		2009/12/21	水族館出口バス停留所	手摺	手摺の補修
		2009/12/24	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2009/12/31	立体駐車場付	園路	グレーチングの補修
		2010/1/4	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2010/1/4	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2010/1/7~1/18	園路全体	園路全体	トリムマラソン前コース点検及び不陸補修
		2010/1/15	海洋文化館前	サバニ	トリムマラソン準備の為サバニを移動
		2010/1/18	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2010/1/19	海洋文化館前	サバニ	サバニの復旧
		2010/1/21	園外園場	マンホール	マンホールの蓋を作成、設置
		2010/2/4	夕陽の広場前浜	看板	注意喚起看板の作成、設置
		2010/2/10	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2010/2/19	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2010/2/19	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2010/2/23	サンゴ通り	園路	すべり注意看板の作成、設置
		2010/3/9	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	強風対策としてバラソル型テントの養生
		2010/3/11	イルカラグーン周辺他	バラソル型テント	バラソル型テント養生の復旧
		2010/3/13	パンコの森	パンコの森	パンコの森周辺の安全点検、補修
		2010/3/13	中央ゲート	歩道橋	歩道橋の安全点検、補修
		2010/3/13	海岸遊歩道	海岸及び園路	海岸の清掃及び園路の安全点検、補修
		2009/5/6	園内	電灯動力設備	春期催事に伴い電源仮設を実施
		2009/5/9	園内	園内配電線路	園内低圧マンホール内、低圧ケーブル表示札取替を実施
		2009/6/13	園内	電灯動力設備	園内保全工事に伴う外灯電源ケーブル管路調査立会いを実施
		2009/7/21	エメラルドビーチ	電灯動力設備	海亀放流会実施に伴う仮設電源の設置を実施
		2009/9/16	辻広場	電灯動力設備	仮設電源用ケーブル撤去を実施
		2009/10/7	園内	構内配電線路	映像ケーブル関連工事に伴う高圧ケーブル管路調査立会いを実施
		2009/10/29	園内	外灯設備	園路改修工事外灯撤去に伴う仮設照明の設置を実施
		2009/11/6	園内	外灯設備	外灯取替工事に伴う外灯回路総線抵抗測定立会いを実施
		2009/11/8	園内	変電設備	郷土村変電室保護線電線取替を実施
2009/11/13	園内	外灯設備	中央ゲート駐車場外灯用低圧ケーブル移設を実施		
2010/1/19	園内	屋外電気設備	トリムマラソン大会電気設備等仮設を実施		
2010/1/19	園内	外灯設備	園内外灯用タイマー取替を実施		
2010/1/27	園内	変電設備	休憩施設建設工事に伴う高圧ケーブル移設作業立会いを実施		
2010/3/4	園内	空調和等関連機器	屋外電気室換気扇取替を実施		
2010/3/15	園内	外灯設備	中央ゲート駐車場外灯仮設を実施		

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容		
工作物維持管理費	屋外電気設備	2009/4/27	屋外	園内放送設備(パークセンター)	園内放送の音量調整可能システムへの変更を実施		
		2009/4/28	中央噴水広場周辺	春期催事	春期催事に伴い仮設スピーカーの設置を実施		
		2009/5/7	中央噴水広場周辺	春期催事	春期催事終了に伴い仮設スピーカーの撤去を実施		
		2009/7/26	エメラルドビーチ	ウミガメ放流会	機器運転操作・撮影等を実施		
		2009/10/13	中央ゲート	入園者1億人達成記念式	音響機器の設置・操作立会いを実施		
		2009/11/27	屋外	園内放送設備	屋外スピーカー(園路)ウーハーの交換を実施		
		2009/11/28	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーパネル(10箇所)の錆落とし、錆止め塗装を実施		
		2009/12/3	屋外	園内放送設備	屋外スピーカーポール等(2箇所)の錆落とし、錆止め塗装を実施		
		2010/1/19	屋外	海洋博公園全国トリムマラソン	仮設スピーカー及び音響設備等の設置・撤去を実施		
		2010/3/19	屋外	園内放送設備	園内放送設備用CDプレーヤーの取替等を実施		
		2009/4/11	レストハウスA	給排水衛生機器	レストハウスA給水管切替取替を実施		
		2009/5/7	ご成婚の森	給排水衛生機器	マナーデー館用井戸水ホップの整備を実施		
		2009/6/4	東駐車場	給排水衛生機器	東駐車場ト1建築工事に伴う給水バルブ操作等を実施		
		2009/6/8	見本園	給排水衛生機器	じゃぶじゃぶ池噴水ノズル及び配管整備を実施		
		2009/7/9	園内	給排水衛生機器	園内汚水管路内清掃を実施		
		2009/8/13	見本園C便所前	給排水衛生機器	見本園C便所前汚水管取替工事に伴う立会いを実施		
		2009/8/29	中央噴水	給排水衛生機器	中央噴水センターポンプ取替を実施		
		2009/10/1	辻広場	給排水衛生機器	辻広場ミスト設備の運転時間設定変更を実施		
		2009/11/1	ちびっことりで	給排水衛生機器	ちびっことりででストリップ給水用フィルター交換を実施		
		2009/11/5	ビーチ前園路	給排水衛生機器	ビーチ系統上水道配管補修工事に伴うバルブ操作を実施		
		2009/11/18	見本園B便所	給排水衛生機器	見本園B便所系統汚水管内清掃を実施		
		2009/11/21	立体駐車場周辺	給排水衛生機器	立体駐車場歩道橋下に植物灌水用散水栓設置を実施		
		2009/12/31	園内	給排水衛生機器	園内汚水管路内清掃を実施		
		2010/1/4	夕陽の広場	給排水衛生機器	夕陽の広場園路給水管漏水調査を実施		
		2010/1/16	園内	給排水衛生機器	園内汚水管路内清掃を実施		
		2010/1/21	中央ゲート	給排水衛生機器	歩道橋エスカレーター設備工事に伴う給水バルブ操作を実施		
		2010/1/23	園内	給排水衛生機器	園内汚水管路内清掃を実施		
		2010/2/15	園内	給排水衛生機器	海獣飼育棟系統給水管切替設置を実施		
		2009/8/29	予備水槽	昇降機設備	ジョークレーン油圧ホース取替を実施		
		2009/9/24	予備水槽	水処理設備	予備水槽、プール海水供給量調査を実施		
		2010/2/26	予備水槽	水処理設備	予備水槽プール補修工事に伴う海水供給バルブ操作を実施		
		2009/4/27	夕陽の広場	階段	石タイル剥れの補修		
		2009/5/15	夕陽の広場	石垣	夕陽の広場入口付近石垣破損の補修		
		2009/5/30	夕陽の広場	遊具	遊具ウッドデッキの木ひび割れ等の補修		
		2009/6/5	夕陽の広場	遊具	スロープ滑り止め補修		
		2009/7/11	夕陽の広場	遊具	遊具ウッドデッキの木ひび割れ等の補修		
		2009/9/9	夕陽の広場	遊具	ポルトカバー取り付け		
		2009/10/3	夕陽の広場	遊具	オーバーハンドレール安全カバー補修		
		2009/10/6	夕陽の広場	遊具	シェルターCD座板部分補修		
		2009/11/14	夕陽の広場	遊具	ネットボールネット補修		
		2010/2/25	夕陽の広場	遊具	らせんハイプスライダースロープマット補修		
			合計		54,630,000 (直接工費のみ 税抜き)		

2) 首里城地区

2) 首里城地区

■平成19年度

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	屋外電気設備	2007/4/1	広福門	給排水衛生設備	大便器便座取替
		2007/8/30	広福門	給排水衛生設備	大便器電磁弁取替
		2007/10/10	広福門	給排水衛生設備	小便器自動水栓用センサー修理
		2007/11/9	広福門	電灯・動力設備	トイレ照明器具取替
		2007/7/2	系図座・用物座	映像音響設備	検索ビデオ検索装置修理
		2007/7/31	系図座・用物座	冷熱源機器	空調機コンプレッサー取替
		2008/1/30	系図座・用物座	映像音響設備	検索ビデオタッチパネル修理
		2008/1/28	系図座・用物座	消防設備	消火器期限切れ廃棄処分
		2007/5/16	京の内	監視カメラ設備	監視カメラ本体修理調整
清掃費	清掃費	2007/12/14	広福門	トイレドア	トイレドアのカギ、丁番、戸当りの補修(10ヶ所)
		2007/12/14～15,23～24	系図座・用物座	畳	畳の表替え(22畳、畳イス7畳)
		2008/2/15	右掖門～久慶門園路	石畳	石畳の補修(右掖門付近)
植樹管理費	樹木管理	2007/5/10,9/4	京の内	高木	枯損木撤去(5本)
		2007/7/19,24	京の内	高木	台風4号被害復旧(傾木復旧5本)
		2007/7/19	下之御庭、京の内	高木	台風4号被害復旧(倒木復旧4本)
		2007/7/16,20	下之御庭、京の内	高木	台風4号被害復旧(倒木伐倒4本)
合 計		862,000 (直接工事費のみ 税抜き)			

■平成20年度

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	屋外電気設備	2008/8/6	広福門	給排水衛生設備	トイレ自動手洗器回路BOX取替
		2008/12/14	広福門	給排水衛生設備	トイレ自動手洗器回路BOX取替
		2008/4/30	系図座・用物座	電灯・動力設備	照明器具安定器取替
		2008/10/21,22	系図座・用物座	映像音響設備	DVDプレーヤー修理(HDD,メモリー)
		2009/1/18	系図座・用物座	消防設備	消火器期限切れ廃棄処分
		2009/2/26	系図座・用物座	消防設備	消火器期限切れ廃棄処分
		2008/12/2	京の内	園路アスファルト	アスファルトひび割れシール補修
		2009/1/7,20,21	京の内	仮設物	仮囲い用よじ取替
		2009/3/26	京の内	通信情報設備	スピーカー本体取替
		2009/2/19	北殿展望台	外灯設備	照明器具取替
建物維持管理費	便所	2008/4/26～28	右掖門～教会門園路	石畳	石畳の補修(教会門付近、右掖門～久慶門)
		2008/12/3,10 ～11	右掖門～教会門園路 龍泉門～瀧刺門園路	石畳	石畳の補修(右掖門付近、教会門付近、瀧刺門付近)
		2009/1/20	京の内	高木	枯損木撤去(1本)
植樹管理費	樹木管理	2008/10/2	京の内	高木	枯損木撤去(1本)
合 計		348,000 (直接工事費のみ 税抜き)			

■平成21年度

中科目	小科目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物維持管理費	屋外電気設備	2010/2/6	広福門	給排水衛生設備	トイレ自動手洗器回路BOX及び吐水口取替
		2009/6/5,6	系図座・用物座	屋根漆喰	屋根漆喰劣化調査
		2009/6/30～7/2	系図座・用物座	屋根漆喰	屋根漆喰補修
		2009/5/27	系図座・用物座	映像音響設備	DVDプレーヤー修理(デジタル基板取替)
		2009/6/11	系図座・用物座	電灯・動力設備	照明器具安定器取替
		2009/7/1	系図座・用物座	自動ドア設備	正面入口側両開きドア本体腐食部補修調整
		2010/3/4	系図座・用物座	電灯・動力設備	照明器具安定器取替
		2009/7/14	寒川樋川	木製柵	木製柵取替(銭蔵入口含む)
		2009/6/5	下之御庭	マンホール	雨水浸入防止防水シール張り
		2010/3/13	日影台	木製柵	木製柵取替
建物維持管理費	便所	2010/3/9～26	広福門	トイレ天井ボード	天井ボードの塗装(塗り替え)
		2010/3/9～26	広福門	トイレブース設備	ペーパーホルダー取替
		2010/3/9～26	広福門	汚水管	汚水管洗浄
		2009/5/8～9	右掖門～久慶門園路	石畳	石畳の補修(右掖門付近)
		2009/5/10	教会門・木曳門・下之御庭	灰皿仮設表示	木製灰皿に「定められた場所以外は禁煙」の仮設表示板再設置(3枚)
		2009/7/8	龍樋	木製柵	木製柵の補修
		2009/7/17	広福門	壁タイル	壁タイルの補修(1枚)
植樹管理費	樹木管理	2010/2/25～26	右掖門～久慶門園路	石畳	石畳の補修(久慶門付近、右掖門付近)
		2009/11/6,21,12/4	京の内	高木	枯損木撤去(4本)
合 計		1,352,000 (直接工事費のみ 税抜き)			

行催事一覧

平成 22 年度の行催事一覧を示す。

1) 海洋博覧会地区

委託費のみで行ったもの

NO	行催事名	内容	日程	日数	開催時間	平成22年度参加人数(人)	イベント種別
1	第23回海洋博公園マーチングバンドフェスティバル ・美ら海のぼり掲揚 ・子ども体験まつり	ゴールデンウィーク期間に子供を中心とした参加体験型のイベントを実施した。	平成22年4月29日(木)	1	10:00-16:00	4,914	128,398
			平成22年4月29日(木) - 5月5日(水)	7	開催時間内		
			平成22年5月1日(土) - 5月5日(水)	5	10:00 - 16:00	7,095	
2	食虫植物展	ウツボカズラを中心にハエトリグサやムシロシミなど、園芸品種を含む約50種の食虫植物の展示を行った。	平成22年4月29日(木) - 5月9日(日)	11	8:30 - 19:00	10,926	
3	春期行事/子ども体験まつり、タバコロス作り体験	オセアニアで衣料品等の日用品に使われている木の皮の布「タバコロス」の製作体験を行った。	平成22年5月1日(土) - 5月5日(水)	5	10:00 - 16:30	913	
4	イルカラウン・バックヤードツアー	イルカ飼育施設のバックヤードの見学や飼育管理の解説を行った。	平成22年5月1日(土) - 5月5日(水)	5	17:00 - 17:30	98	
5	苗木の無料配布	春の緑化推進運動に関連して苗木の無料配布を行った。	平成22年5月4日(火)	1	13:30 - 13:50 (中央ゲート) 13:30 - 15:15 (熱帯・亜熱帯都市緑化植物園)	1,000	
6	ランの栽培教室その	初心者を対象にランの歴史、形態、種類、分布などといった基礎知識の講義を行った。	平成22年5月9日(日)	1	13:30 - 16:30	68	
7	ラン類の無菌培養技術体験	一般の方や専門家を対象にラン類の無菌培養技術体験を実施した。	平成22年5月9日 - 6月27日 平成22年9月5日 - 10月24日	16	10:00 - 12:00 13:00 - 15:00	6	
8	ウミガメ展	ウミガメの生態及び形態に関するパネルの展示等を行った。	平成22年7月1日(木) - 8月31日(火)	62	8:30 - 19:00	140,000	
9	・ウミガメ放流会 ・ウミガメ体験学習	ウミガメ館で飼化したアカウミガメとタイマイ及びオウミガメの放流と、ウミガメと砂浜環境の関係をテーマとしたウミガメ体験学習を行った。	平成22年7月4日(日)	1	11:30 - 13:40	600	
						90	
10	フワラン展	フワランをテーマに、その魅力と楽しみ方を紹介し、新品種紹介コーナー、パネルコーナー、書籍閲覧コーナーを設けた。	平成22年7月10日(土) - 7月19日(月)	10	8:30 - 19:00	2,169	
11	海洋博公園サマーフェスティバル2010	サンセットコンサートを実施した。	平成22年7月17日(土)	1	14:00 - 22:00	43,847	
12	押し花カード作り	植物を素材にした押し花カードの製作を行った。	平成22年7月17日(土) - 8月31日(火)	46	開催時間内	1,517	
13	平成22年度夏期催事 海洋博公園夏休み宝探しゲーム	ハイサイプラザ総合案内所、海洋文化館、等の各所に設置したスタンプを宝に見立て、各売場所に配布している宝の地図にスタンプを集めるゲームを実施した。	平成22年7月21日(水) - 8月30日(月)	39	10:00 - 18:00	2,028	
14	平成22年度夏期催事 海洋文化館で遊ぼう!	ペーパークラフト(マラネシアや沖縄の版画作り)や貝のアクセサリー作り(貝のネックレス作り)を実施した。	平成22年7月21日(水) - 8月30日(月)	39	10:00 - 18:00	4,227	
15	ハス乗り体験会	熱帯ドリームセンター内で子供を対象にハス乗り体験、観覧する家族にはハスや池に生息する淡水魚の説明を行った。	平成22年7月24日(土) - 8月29日(日)	12	13:00 - 16:00	1,532	
16	夏休みミルカ学習会	鯨類の分類や形態などについて標本やスライド等を使って解説を行った。	平成22年7月23日(金) - 8月29日(日)	18	16:30 - 17:00	549	
17	夏休みカヌー体験	底面の透明なクリアカヌーに乗艇し、指導員の指導・監視の下で、カヌー漕艇体験およびイロー内の生物観察を実施した。	平成22年8月22日(日)、29日(日)	2	10:00 - 17:00	622	
18	キッズウィンドサーフィン体験	ウィンドサーフィンの陸上、水上トレーニングを各15分実施し、自然エネルギーを活用体験するイベントを実施した。	平成22年8月1日(日)、15日(日)	2	10:00 - 13:00	89	
19	夏休みマナーイー飼育体験	飼育員の業務、マナーイーの生態のクイズ形式説明や、絵画体験、マナーイーの観察等を行った。	平成22年8月1日(日) - 8月29日(日)期間中の土・日(全国)	9	17:00 - 17:45	179	
20	海洋博公園美ら海体験まつり	イロー体験や盛り込み体験、海の危険生物展、リサイクルガラスの工作教室、沖縄の漁具作り体験等のイベントを実施した。	平成22年8月7日(土)	1	10:00 - 16:00	1,650	
21	熱帯果実展	ドリアン、マンゴスチン、バラ三つなど代表的な熱帯果実からマンゴー、パパイヤ、パイナップルなど身近なものまで、果樹/果実/加工品合計135種類の展示紹介を行った。	平成22年8月1日(日) - 8月30日(火)	30	8:30 - 19:00	7,487	
22	植物園で遊ぼう	植物園内を散策しながら楽しめる「スタンプラリー」を行った。	平成22年8月1日(日) - 8月31日(火)	31	開催時間内	376	
23	緑化植物セミナー	芝生の体験実習、はじめての芝張り芝刈、をテーマとし、芝生の種類や特性、沖縄での芝生管理、緑化事例等の講義を行った。	平成22年8月11日(土)	1	13:30 - 16:00	22	
24	俳句で感じる芸術の秋	芸術の秋にちなみ、熱帯ドリームセンター内の各エリアに熱帯果実・花木を素材にした俳句の短冊を配置して空間演出を行った。	平成22年9月18日(土) - 9月23日(月)	6	8:30 - 19:00	1,680	
25	マナーイー館 de リラックスタイム マナーイー館 de ごはんタイム	マナーイー一番着入りのトレーニング(M)を館内で流しながら、職員による絵画解説、マナーイーの飼育紹介を行った。また、ダイバーがマナーイーに水中で給餌を行いながら解説者がマナーイーの摂食生態を紹介した。	平成22年9月18日(土) - 9月26日(日)期間中の土・日・祝日	6	8:30 - 10:00 17:30 - 17:45	504 900	
26	平成22年度敬老の日海洋文化館利用促進イベント「海洋文化館で遊ぼう！」	ペーパークラフト(マラネシアや沖縄の版画作り)及び貝のアクセサリー作り(貝のネックレス作り)を行った。	平成22年9月19日(日) - 9月20日(月)	2	10:00 - 18:00	288	
27	都市緑化技術講習会	都市の緑地等における生物多様性保全の取組、「生物多様性保全と外来生物」を題材として取り組み事例等を紹介した。	平成22年9月24日(金)	1	13:30 - 16:30	70	
28	苗木の無料配布	都市緑化月間に関連して苗木の無料配布を行った。	平成22年10月1日(金) - 10月31日(日)	31	開催時間内	4,560	
29	音楽で感じる芸術の秋 オーケストラコンサート	熱帯ドリームセンター内の休憩室を会場とし、コチョランやカトリアなどで周辺装飾を行い、ランの音りに包まれるながらクラシック音楽を聴ける空間を演出した。	平成22年10月17日(日)、24日(日)	2	8:30 - 17:30	2,867	
30	海洋文化館企画展 沖縄の海洋文化	海洋文化館で、沖縄の海に関する歴史、文化や漁具等の展示や関連催事(漁具解説会、サバに製造解説会、漁具作り体験、アザノの舟作り体験)を行った。	平成22年10月15日(金) - 11月30日(火)	47	10:00 - 17:30	668	
31	ブーゲンビリア展	南国を代表する花木ブーゲンビリアを対象に、公園の保育株と県内愛好家の出品株併せて約150鉢を展示した。	平成22年11月3日(水) - 11月23日(火)	21	8:30 - 17:30	6,637	
32	海洋博公園オクトムフェスティバル2010	コンサートや各種体験、スタンプラリー等多多彩な催し物を実施した。	平成22年11月20日(土) - 11月23日(火)	4	8:30 - 17:30	49,472	
33	鬼餅作り体験	沖縄の伝統的行事である鬼餅の製作体験を行った。	平成22年12月11日(土) - 12月12日(日)	2	10:00 - 13:00	1,247	
34	冬休みマナーイー体験	飼育員の業務、マナーイーの生態のクイズ形式説明や、絵画体験、マナーイーの観察等を行った。	平成22年12月24日(金) - 12月26日(日) 平成22年1月1日(土) - 1月3日(月)	6	16:30 - 17:15	110	
35	ハイビスカス展	ハイビスカスを約300品種400鉢をタイプ別に展示。	平成22年12月25日(土) - 平成23年1月10日(月)	17	8:30 - 17:30	7,332	
36	冬休みミルカ学習会	イルカの持つ高い認知能力や学習能力の紹介や、トレーニングの基礎となる原理、実際のトレーニングの過程や方法などについて解説を行った。	平成22年12月25日(土) - 平成23年1月2日(日)	9	16:20 - 16:50	399	
37	正月催事「新春果実で遊ぼう」	ステージイベントや各種体験等多多彩な催し物を実施した。	平成23年1月1日(土) - 1月3日(月)	3	9:30 - 17:00	42,944	

38	第6回美ら海花まつり	園内を華花による装飾で演出し、ステージイベントや各種体験を実施した。	平成23年1月29日(土) - 2月27日(日)	30	開園時間内	8,294
39	沖縄国際洋蘭博覧会	熱帯ドリームセンターを主会場として国外3か国1地域、国内17都道府県から、15,200点(前回16,788点)のランが出版され、国内外31人の審査員により最優秀賞の内閣総理大臣賞をはじめ各賞を授与し展示紹介した。	平成23年2月5日(土) - 2月13日(日)	9	8:30 - 17:30	15,464
40	ランに関する講演会	シンガポールから講師を招き、「マレーシアにおける野生ランと自然について」と題する講演を行った。	平成23年2月5日(土)	1	13:30 - 16:30	97
41	ツバキ展	県内のツバキ愛好家の協力による鉢植えツバキの展示やパネル展等を実施した。	平成23年2月11日(金) - 2月13日(日)	3	開館時間内	2,723
42	黒糖作り体験	沖縄の伝統的な手法による黒砂糖の製作体験を行った。	平成23年2月13日(土)、14日(日)	2	9:30 - 15:00	2,129
43	熱帯植物管理技術講習会	「沖縄でのハーブの栽培と利用について」と題し、ハーブの基礎的な知識や利用方法、また、ハーブを用いた緑化事例及び沖縄県の環境(主に湿度)に適したハーブの紹介を行った。	平成23年2月26日(金)	1	13:30 - 15:30	110
44	最新のみどりに関する講演会	「アジアの薬用植物とその利用」をテーマに講演会を実施した。	平成23年3月19日(土)	1	13:30 - 15:30	52
45	木の工芸品展	郷土樹種を中心とした木の工芸作品の紹介を行った。	平成23年3月21日(金) - 3月27日(日)	7	開館時間内	727
46	春休みみりか学習会	イルカの高知能能力や学習能力の紹介や、トレーニングの基礎となる原理、実際のトレーニングの過程や方法などについて解説を行った。	平成23年3月27日(土) - 4月4日(日)	9	16:20 - 16:50	319
47	植物園ガイド	一般の方を対象に植物や施設について、ツアー形式で説明を行った。		17	開館時間内	410
48	環境学習	児童生徒を対象に、プロジェクトワイルド等の環境教育プログラムを実施した。		5	開館時間内	153
49	体験学習	一般の方、特に児童生徒を対象に、植物栽培や管内勤務等の体験の場を提供した。		13	開館時間内	55
50	植物のクラフト作り ・押し花でストラップを作る ・ハブグーを作る	公園内外から採取した押し葉や花、クロツグを用いて、押し花ストラップとハブグーを製作した。	平成22年4月1日(木) - 4月30日(金)	30	開館時間内	510
51	植物のクラフト作り ・オリジナルコースターを作る ・こころボールを作る	公園内から採取した押し花を用いて「コースター」、アダンを用いて「こころボール」を製作した。	平成22年5月1日(土) - 5月31日(月)	31	開館時間内	788
52	植物のクラフト作り ・アダンでかたまりを作る ・アダンでかえるを作る	公園内から採取したアダンを用いて「かたまり」、「かえる」を製作した。	平成22年6月1日(火) - 6月30日(水)	30	開館時間内	461
53	植物のクラフト作り ・風車を作る ・虫かごをつくる	公園内から採取したアダンやリトツグを用いて風車、虫かごを製作した。	平成22年7月1日(木) - 7月31日(土)	31	開館時間内	727
54	植物のクラフト作り ・アダンで金魚を作る ・ミニタペストリーを作る	公園内外から集めたアダンを用いて金魚、木の葉を用いてミニタペストリーを製作した。	平成22年8月1日(土) - 8月30日(月)	30	開館時間内	1,209
55	植物のクラフト作り ・葉っぱで遊ぼう ・旗がしらを作る	公園内から採取した葉っぱを押し葉にし、それを用いて思い思いに製作してもらった。また、クロツグの葉を用いて旗がしらを製作した。	平成22年9月1日(水) - 9月30日(木)	30	開館時間内	290
56	植物のクラフト作り ・木の葉で遊ぼう ・こころよるべつを作る	公園内から採取した木の葉を用いて思い思いに製作してもらった。また、クロツグの葉を用いて「こころよるべつ」を作製した。	平成22年10月1日(金) - 10月31日(日)	31	開館時間内	556
57	植物のクラフト作り ・ミニクリスマスツリー作り ・クロツグでバツグを作る	公園内から採取した木の葉とアマミツグを用いてクリスマスツリー、また、クロツグの葉を用いてバツグを製作した。	平成22年11月1日(月) - 11月30日(火)	30	開館時間内	416
58	植物のクラフト作り ・ミニクリスマスツリー作り ・旗輪を作る	公園内から採取した松ぼっくりでクリスマスツリー、アダンの葉で旗輪を製作した。	平成22年12月1日(水) - 12月25日(土)	26	開館時間内	490
59	植物のクラフト作り ・オリジナルカレンダー作り ・おぎのりを作る	公園内から採取した花や松の葉を用いて思い思いにオリジナルカレンダー、おぎのりを製作した。	平成22年12月26日(日) - 平成23年1月31日(月)	37	開館時間内	858
60	植物のクラフト作り ・しおりを作る ・星コロを作る	公園内から採取した花やアダン葉を用いて思い思いにしおり、星コロを製作した。	平成23年2月1日(火) - 2月28日(月)	28	開館時間内	778
61	植物のクラフト作り ・メッセージカードを作る ・長グーを作る	公園内から採取した草花や葉等を用いて、メッセージカードを製作した。	平成22年3月1日(月) - 3月31日(水)	31	開館時間内	508
62	アダン・リトツグを使った沖縄の玩具作り体験	アダン・リトツグを利用した沖縄の玩具作りを行った。	平成22年8月1日(土) - 8月30日(月) 期間中の土・日・月	10	10:00 - 16:00	1,053
	合計			986		519,257

受託費で行うが、材料代費等実費は公園利用者から徴収した等のもの

NO	行催事名	内容	日程	日数	開催時間	平成22年度参加人数(人)	イベント種別
1	琉球藍染体験	琉球藍の製造工程解説を行い、染め体験及び織り体験等を実施した。	平成22年6月19日(土) - 6月20日(日)	2	11:00 - 16:00	286	
2	花のお話と絵本作り教室	植物についての説明を行いながら絵本の材料とする花や葉を採集し、オリジナルの絵本を案技指導を交えながら作成した。	平成22年8月1日(日)	1	10:00 - 17:00	64	
3	植物観察と絵本作り教室	植物観察及び採集方法について指導し、観察した植物の同定(名前調べ)及び絵本作りの案技指導を行った。	平成22年8月15日(日)	1	10:00 - 16:00	38	
4	ランの栽培教室	熱帯ドリームセンターで実物のラン園を見学、解説を行った。その後、植物園に戻り、植え替え実習等を行った。	平成22年9月12日(日)	1	13:30 - 16:15	26	
5	第30回海洋博公園全国トリムマラソン大会	ファミリーエンジョイ公園コース(3.5km)、フラワーガーデンコース(5.9km)、備瀬福木並木コース(10.0km)の3コースを設定し、トリムマラソン大会を実施した。	平成23年1月16日(日)	1	9:00 - 14:00	6,254	
	合計			6		6,668	

2) 首里城地区

受託費のみで行ったもの

No	行催事名	内容	日程	日数	開催時間	平成22年度参加人数(人)	イベント種別
1	首里城公園 「舞への誘い」	琉球王朝時代に首里城で育まれた古典舞踊と伝統芸能を披露した。	平成22年4月1日(木)～平成23年3月31日(木) 週4日(水、金、土、日曜日)、祝日	214	11:00、14:00、16:00	165,106	
2	首里城公園「中秋の宴」	琉球舞踊(古典舞踊)、組踊りを実施した。	平成22年9月18日(土)～9月19日(日)	2	18:30～21:00	2,513	
3	首里城祭 冊封使行列・冊封儀式	首里城祭の一環として、琉球王朝時代の冊封儀式の再現を行った。	平成22年10月30日(土)	1	11:50～13:10	1,702	
4	首里城公園「新春の宴」	琉球王朝時代に行われた琉球舞踊の披露を行った。	平成23年1月1日(土)～3日(月)	3	8:30～17:00	24,221	
	合計			220		193,542	

マスコミ等による報道件数

平成 20 年度から平成 22 年度までのマスコミ等による報道件数を以下に示す。

【平成 20 年度】

1) 海洋博覧会地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1	4月1日	新聞	沖縄タイムス		美ら海花まつり
2	4月8日	新聞	琉球新報		国営公園 入園者過去最高605万人達成
3	4月11日	新聞	琉球新報		カエルツボカビの現況と今後
4	4月19日	新聞	琉球新報		コブラオーキッド見ごろ
5	4月24日	新聞	週刊レキオ		GWイベント情報を掲載
6	4月26日	新聞	沖縄タイムス		ハイビスカス展
7	4月27日	新聞	沖縄タイムス		ハイビスカス展
8	5月1日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	美ら海のぼり
9	5月4日	新聞	琉球新報		GW(思い出つくるぞ 北部)
10	5月5日	新聞	琉球新報		テコマンテ開花
11	5月5日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	「美ら海のぼり」「GWの賑わい」
12	5月8日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	「テコマンテ開花」「デンドロビウム」
13	5月17日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	デンドロビウム
14	5月17日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	ハイビスカス展
15	5月22日	新聞	琉球新報		オンシジウム開花
16	6月1日	新聞	沖縄タイムス		サンダンカまつり
17	6月1日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	サンダンカまつり
18	6月1日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	サンダンカまつり
19	6月10日	新聞	沖縄タイムス		沖縄の絶滅危惧植物展
20	6月13日	新聞	琉球新報		沖縄の絶滅危惧植物展
21	6月27日	新聞	沖縄タイムス		サンダンカまつり29日まで
22	6月	雑誌	うるま	月刊うるま(「ウミガメ放流会情報掲載」)	ウミガメ放流会情報掲載
23	7月1日	新聞	沖縄タイムス	夕刊	サルバドール・ダリと沖縄 / 企画展
24	7月2日	新聞	琉球新報		サルバドール・ダリと沖縄 / 企画展
25	7月6日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	アーノットニアヌス開花
26	7月9日	新聞	琉球新報		脱穀・げんまい作り体験
27	7月16日	新聞	琉球新報		ウミガメ放流会
28	7月18日	新聞	沖縄タイムス		ドルフィンブルー上映招待について
29	7月20日	新聞	琉球新報		サマーフェスティバル2008

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
30	7月20日	新聞	沖縄タイムス		サマーフェスティバル2008
31	7月24日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	サルバドール・ダリ展
32	8月10日	新聞	沖縄タイムス		人工ビーチでウミガメふ化
33	8月11日	新聞	琉球新報		フウラン 安定生育
34	8月12日	新聞	琉球新報		多良間村水納島イルカ迷入について
35	8月12日	新聞	沖縄タイムス	夕刊	多良間村水納島イルカ迷入について
36	8月13日	新聞	琉球新報		食虫植物教室
37	8月15日	新聞	沖縄タイムス		花のお話と絵本作り教室
38	8月20日	新聞	沖縄タイムス		ドルフィンブルー上演会
39	8月24日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	マリレジャー事故防止キャンペーン
40	8月25日	テレビ	琉球放送	ニュース	ハス乗り体験会
41	8月25日	テレビ	琉球放送	ニュース	食虫植物展
42	8月28日	新聞	沖縄タイムス		ドルフィンブルー上映会
43	8月31日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	食虫植物展
44	9月2日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	アフリカバオバブ
45	9月2日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	アフリカバオバブ
46	9月4日	新聞	沖縄タイムス		バオバブ開花
47	9月8日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	ランの栽培教室
48	9月8日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	ランの栽培教室
49	9月8日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	ランの栽培教室
50	9月9日	新聞	琉球新報		ラン栽培のこつを伝授 都市緑化植物園で教室
51	10月2日	新聞	琉球新報	夕刊	浅虫水族館よりタイマイ移動
52	10月2日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	浅虫水族館よりタイマイ移動
53	10月2日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	浅虫水族館よりタイマイ移動
54	10月2日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	浅虫水族館よりタイマイ移動
55	10月2日	テレビ	琉球放送	ニュース	浅虫水族館よりタイマイ移動
56	10月2日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	浅虫水族館よりタイマイ移動
57	10月2日	テレビ	青森朝日放送	青森朝日放送(浅虫水族館よりタイマイ移動)	浅虫水族館よりタイマイ移動
58	10月4日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	クロトン展示会

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
59	10月6日	新聞	沖縄タイムス		浅虫水族館よりタイマイ移動
60	10月10日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	クロトン展示会
61	10月21日	新聞	沖縄タイムス		クロトン栽培の技学ぶ
62	10月22日	テレビ	NHK(系列含む)	ニュース	バオバブ開花
63	10月22日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	バオバブ開花
64	10月22日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	バオバブ開花
65	10月28日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	民族芸能披露
66	10月29日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	クロトン展示会
67	10月29日	テレビ	B S	ニュース	クロトン展示会
68	10月29日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	クロトン展示会
69	11月2日	新聞	沖縄タイムス		やんばる食の体験
70	11月3日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	食の体験、オータムフェスティバル
71	11月5日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	ブーゲンビレア展
72	11月20日	ラジオ	FM那覇	タイフーンFM	トリムマラソンについて
73	11月22日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	鬼餅作り体験
74	11月23日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	鬼餅作り体験
75	11月24日	テレビ	琉球放送	ニュース	鬼餅作り体験
76	11月26日	新聞	琉球新報	夕刊 2面	海洋博トリムマラソン
77	12月7日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	ハイビスカス展
78	12月7日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	ハイビスカス展
79	12月8日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	ハイビスカス展
80	12月8日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	ハイビスカス展
81	12月9日	テレビ	琉球放送	ニュース	ハイビスカス展
82	12月18日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	泊港に迷入したウミガメについて
83	1月5日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 18面	瀬底島ラン教室
84	1月12日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	衰弱カメ保護
85	1月13日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	大型壁面画制作
86	1月16日	テレビ	琉球放送	ニュース	大型壁面画制作
87	1月18日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 21面	ドルフィンブルー上映会

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
88	1月18日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 20面	大型壁面画制作
89	1月19日	新聞	琉球新報	朝刊 1・26・27面	トリムマラソンについて
90	1月24日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	大型壁面画制作
91	1月25日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	大型壁面画制作
92	1月25日	新聞	琉球新報	朝刊 25面	美ら海花まつり
93	1月28日	新聞	琉球新報	朝刊 24面	海洋博公園ヘラン2174種寄贈
94	2月2日	雑誌	広報もとぶ	広報もとぶ「大型壁面画制作」	大型壁面画制作
95	2月6日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 30面	沖縄国際洋蘭博覧会
96	2月7日	新聞	沖縄タイムス	夕刊 1面	沖縄国際洋蘭博覧会
97	2月7日	テレビ	琉球放送	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
98	2月7日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
99	2月9日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
100	2月12日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	入園6000万人達成記念式典
101	2月12日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	入園6000万人達成記念式典
102	2月13日	新聞	琉球新報	朝刊 28面	入園6000万人達成記念式典
103	2月13日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 26面	入園6000万人達成記念式典
104	2月14日	テレビ	琉球放送	ニュース	ツバキ展
105	2月15日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 18面	ツバキ展
106	2月15日	テレビ	琉球放送	ニュース	ツバキ展
107	2月17日	新聞	琉球新報	朝刊 25面	リュウゼツラン
108	3月12日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	伊豆味小学校出張講演会
109	3月19日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	センナリバナ
110	3月29日	テレビ	NHK(沖縄放送)	ニュース	美ら海まつり
111	12月5日	新聞	琉球新報	夕刊 1面	ハイビスカス展・特集記事
112	1月24日	新聞	琉球新報	夕刊 5面	熱帯くだもの図鑑について
113	3月11日	新聞	琉球新報	23面	沖縄国際洋蘭博覧会ディスプレイ審査部門について
114	3月15日	新聞	沖縄タイムス	朝刊 31面	ミシュラン観光版について

2) 首里城地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1	4月9日	テレビ	NHK大阪放送局	ニューステラス関西	ブラジル移民100周年記念のイメージカット
2	4月28日	新聞	琉球新報社	琉球新報	GWクイズラリー
3	6月中旬	テレビ	REDE RECORD - Asia	DOMINGO ESPETAW	
4	6月6日	テレビ	NHK富山放送局	ナビゲーション	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
5	6月2日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	台湾からのクルーズ船の同行取材
6	6月23日	テレビ	TBSテレビ	NEWS23	
7	6月9日	テレビ	フジテレビ	とくダネ!	沖縄のイメージカット
8	6月9日	テレビ	テレビ朝日	報道ステーション	沖縄のイメージカット
9	6月末~7月上旬	新聞	沖縄ツーリスト(株)	ファイナンシャル・ニュース紙(韓国)	韓国からの訪日旅行記事
10	8月8日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス朝刊	アジア青年の家の同行取材
11	9月8日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	沖縄観光タクシー乗務員研修の同行取材
12	9月2日	テレビ	琉球朝日放送(株)	ステーションQ	中国マスコミ団の視察の様子を取材
13	9月2日	テレビ	琉球放送(株)	The News	中国マスコミ団の視察の様子を取材
14	9月2日	新聞	琉球新報社	琉球新報	中国マスコミ団の視察の様子を取材
15	9月6日	テレビ	天津テレビ局	財界視界	沖縄県内観光地の状況取材
16	9月	新聞	琉球新報社	琉球新報	目白大学の取材
17	9月14日	新聞	琉球新報社	琉球新報	中秋の宴
18	9月16日	新聞	(株)エフエム那覇	那覇経済新聞	中秋の宴
19	9月15日	新聞	琉球新報社	琉球新報朝刊	中秋の宴
20		雑誌	Goya Republic	STRIPES OKINAWA	
21	10月24日	新聞	琉球新報社	琉球新報夕刊	首里城祭
22	10月25日	新聞	琉球新報社	琉球新報HP	首里城祭
23	10月24日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	首里城祭
24	10月24日	テレビ	沖縄ケーブルネットワーク(株)	沖縄News Today	首里城祭
25	10月24日	テレビ	琉球放送(株)	The News	首里城祭
26	11月1日	新聞	琉球新報社	琉球新報	古式行列
27		テレビ	関西テレビ放送	スーパーニュースアンカー	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
28		新聞	琉球新報社	琉球新報	ヌービー奉納祭の取材
29	1月1日	テレビ	沖縄テレビ放送	OTV スーパーニュース	新春の宴
30	1月1日	テレビ	琉球放送(株)	RBCニュース	新春の宴
31	1月3日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス朝刊	新春の宴
32	1月1日	テレビ	琉球朝日放送(株)	ニュース	新春の宴
33	1月2日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	新春の宴
34	1月3日	新聞	琉球新報社	琉球新報朝刊	新春の宴
35	1月11日	新聞	神戸新聞社	神戸新聞号外	「神戸夢・未来号」の子供達の取材
36	2月2日	テレビ	NHK岡山放送局	ニュース	プロ野球のキャンプインのニュース素材
37		新聞	教育家庭新聞社	教育家庭新聞	
38		テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	
39	3月17日	テレビ	東京メトロポリタンテレビジョン	TOKYO MX NEWS	沖縄のイメージカットイメージカット
40		新聞		The Australian	トラベルページにて沖縄を紹介

【平成 21 年度】

1) 海洋博覧会地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1	4月10日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	アマリリス展示
2	4月21日	新聞	琉球新報社	朝刊	ウミガメ記事コメント
3	4月22日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	コブラオーキッド
4	4月23日	新聞	ほ～むぷらざ	朝刊(タイムス副読紙)催事	GWイベント
5	4月24日	新聞	琉球新報社	朝刊	名護の迷いイルカ記事コメント
6	4月24日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	イリオモテラン、コブラオーキッド
7	4月27日	新聞	琉球新報社	朝刊	コブラオーキッド
8	4月27日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ハイビスカス展
9	4月27日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオ Rainbow Ocean	GWイベント
10	4月28日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハイビスカス展
11	5月2日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	無料入館
12	5月4日	ラジオ	琉球放送社	RBCiラジオ Rainbow Ocean	GWイベント
13	5月5日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	GWイベント
14	5月5日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	GWイベント
15	5月6日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	GWイベント(子ども体験まつり)
16	5月7日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	GWイベント(子ども体験まつり)
17	5月8日	新聞	琉球新報社	朝刊	GWイベント(美ら海のぼり)
18	5月8日	新聞	琉球新報社	朝刊	県内企業売上ランキング
19	5月8日	新聞	日本経済新聞	朝刊	GWの県内観光客
20	5月11日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオ Rainbow Ocean	GWイベント
21	5月12日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	リュウキュウマツ記事コメント
22	5月16日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オンシジウム
23	5月19日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	オンシジウム
24	5月26日	新聞	琉球新報社	朝刊	植物に関する問合せ(ナンヨウスギ)
25	5月27日	新聞	ピース&健康生活	朝刊(沖縄タイムス副読紙)	ウミガメ放流会
26	6月7日	新聞	琉球新報社	朝刊	サンダンカ展
27	6月8日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	サンダンカ展
28	6月13日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ディモルフオルキス開花

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
29	6月19日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ディモルフォルキス開花
30	6月19日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ディモルフォルキス開花
31	7月3日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	グラマトシンビジウム
32	7月9日	ラジオ	エフエム那覇	FMタイフーン「ヒトワク」	サマーフェスティバル
33	7月10日	テレビ	琉球放送	PaBoo!(イベント紹介番組)	サマーフェスティバル
34	7月12日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	夏の特集記事
35	7月12日	ラジオ	FM横浜	RYUKYU TIME	イベント情報
36	7月16日	新聞	週刊ほ～むぷらざ	朝刊(沖縄タイムス副読紙)	イベント情報
37	7月17日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	グラマトシンビジウム
38	7月17日	新聞	琉球新報社	朝刊	猛暑関連記事
39	7月18日	新聞	朝日新聞	朝日小学生新聞	
40	7月19日	新聞	読売新聞	朝刊	
41	7月19日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	熱帯果実展
42	7月19日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	サマーフェスティバル
43	7月19日	新聞	琉球新報社	朝刊	サマーフェスティバル
44	7月19日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	サマーフェスティバル
45	7月20日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハス乗り体験会
46	7月20日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハス乗り体験会
47	7月22日	テレビ	テレビ神奈川	TVK[ニュースハーパー]	
48	7月22日	新聞	朝日新聞	西部版	サマーイベント情報
49	7月23日	新聞	週刊ほ～むぷらざ	朝刊(沖縄タイムス副読紙)	イベント情報
50	7月26日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ウミガメ放流会
51	7月26日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	ウミガメ放流会
52	7月29日	テレビ	NHK沖縄	りっかりっか沖縄	美ら海体験まつり
53	7月30日	新聞	週刊レキオ	朝刊(琉球新報副読紙)	イベント情報
54	7月30日	新聞	日本経済新聞	朝刊	県内状況
55	7月31日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ウミガメ放流会

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
56	7月31日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	食虫植物展
57	8月2日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	フィリバナナ
58	8月6日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	バオバブ開花
59	8月9日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊(広告特集)	屋上緑化
60	8月10日	新聞	琉球新報社	朝刊	バオバブ開花
61	8月10日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	フィリバナナ結実
62	8月10日	テレビ	NHK沖縄(沖縄)	ニュース	フィリバナナ結実
63	8月11日	テレビ	NHK沖縄(九州)	ニュース	フィリバナナ結実
64	8月11日	テレビ	NHK沖縄(九州)	ニュース	フィリバナナ結実
65	8月12日	新聞	琉球新報社	朝刊	ウミガメ放流会
66	8月12日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ウミガメ放流会
67	8月14日	新聞	琉球新報社	朝刊	読谷ウミガメ孵化記事コメント
68	8月20日	テレビ	沖縄テレビ	スーパーニュース「河川環境シリーズ」	ウミガメ展
69	8月23日	テレビ	琉球放送	ニュース	美ら海体験まつり
70	8月23日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	夏休みマナティーしいく体験
71	8月23日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	夏休みマナティーしいく体験
72	8月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	食虫植物展
73	8月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	食虫植物展
74	8月31日	新聞	琉球新報社	朝刊	フィリバナナ
75	10月14日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	入園者1億人達成
76	10月14日	新聞	琉球新報社	朝刊	入園者1億人達成
77	10月14日	テレビ	琉球放送	ニュース	入園者1億人達成
78	10月14日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	入園者1億人達成
79	10月14日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	入園者1億人達成
80	10月14日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	入園者1億人達成
81	10月14日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	入園者1億人達成
82	10月14日	ラジオ	ラジオ沖縄	方言ニュース	入園者1億人達成
83	10月18日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	オキちゃん劇場

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
84	10月22日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	インテリア観葉植物展
85	10月23日	新聞	琉球新報社	朝刊	トリムマラソン
86	10月30日	新聞	ほ～むぶらざ	朝刊(タイムス副読紙)	最新のみどりに関する講演会
87	11月7日	新聞	琉球新報社	朝刊	新型インフルエンザ対策協力
88	11月8日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ブーゲンビリア展
89	11月13日	新聞	琉球新報社	朝刊	事業仕分け
90	11月17日	新聞	琉球新報社	朝刊	ブーゲンビリア展
91	11月20日	新聞	タイムス住宅新聞	朝刊(タイムス副読紙)	インテリア観葉植物展
92	12月3日	新聞	週刊レキオ社	朝刊	駐車場状況
93	12月5日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	ハイビスカス展
94	12月5日	新聞	琉球新報社	朝刊	ハイビスカス展
95	12月7日	テレビ	沖縄テレビ	スーパーニュース	ハイビスカス展
96	12月9日	新聞	琉球新報社	朝刊	ダリ作品その後
97	12月9日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ダリ作品その後
98	12月10日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	ダリ作品その後
99	12月17日	新聞	週刊ほ～むぶらざ	朝刊(沖縄タイムス副読紙)	植物園クラフト(ミニクリスマスツリー)
100	12月24日	新聞	琉球新報社	朝刊	新駐車場建設
101	12月24日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	新駐車場建設
102	12月26日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハイビスカス展
103	12月26日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハイビスカス展
104	12月26日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハイビスカス展
105	12月27日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	小学生ラン教室
106	12月30日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	わくわく夜のイルカ広場
107	12月31日	テレビ	沖縄テレビ	スーパーニュース	わくわく夜のイルカ広場
108	1月1日	新聞	琉球新報社	朝刊	トリムマラソン
109	1月1日	新聞	琉球新報社	朝刊	年間イベント一覧
110	1月15日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオミュージックシャワー	トリムマラソン
111	1月17日	新聞	琉球新報社	朝刊	トリムマラソン

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
112	1月18日	新聞	琉球新報社	朝刊(表紙・スポーツ・社会面ほか)	トリムマラソン特集
113	1月18日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	トリムマラソン
114	1月28日	雑誌	おきなわJOURNAL	イベント情報	沖縄国際洋蘭博覧会
115	1月31日	テレビ	沖縄テレビ	スーパーニュース	美ら海花まつり
116	2月1日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会ランドレス
117	2月1日	新聞	琉球新報社	朝刊	プロ野球沖縄キャンプ特集
118	2月4日	新聞	琉球新報社	朝刊	美ら海花まつり
119	2月6日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会入賞作品表彰式
120	2月6日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会入賞作品表彰式
121	2月7日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
122	2月7日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
123	2月7日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会開幕
124	2月8日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
125	2月8日	テレビ	NHK沖縄	なまからハイサイ!	沖縄国際洋蘭博覧会
126	2月9日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会表彰式
127	2月11日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオスポーツフォーカル	沖縄国際洋蘭博覧会
128	2月11日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオシャッキリ	沖縄国際洋蘭博覧会
129	2月12日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ツバキ展
130	2月12日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ツバキ展
131	2月12日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ツバキ展
132	2月12日	ラジオ	FM沖縄	モーニングビュー	沖縄国際洋蘭博覧会
133	2月12日	新聞	読売新聞		世界らん展
134	2月13日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	黒糖作り体験
135	2月13日	ラジオ	琉球放送	RBCiラジオちむどんぱあく	沖縄国際洋蘭博覧会
136	2月14日	ラジオ	FM沖縄	モーニングビューサンデーフラッシュ	沖縄国際洋蘭博覧会
137	2月21日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会オーキッドブライダル
138	2月23日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	美ら海花まつり
139	2月23日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	美ら海花まつり
140	3月1日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	津波により園内一部立入禁止
141	3月1日	新聞	琉球新報社	朝刊	津波により園内一部立入禁止

2) 首里城地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1	5月上旬	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	ロシア人観光客の取材
2		テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	沖縄のイメージカット
3	6月上旬	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
4	7月8日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	ライトダウンキャンペーン
5	7月8日	新聞	琉球新報社	琉球新報	ライトダウンキャンペーン
6	7月16日	テレビ	静岡放送㈱	SBSイブニングeye	静岡空港サポーターズクラブの同行取材
7	8月9日	新聞	琉球新報社	琉球新報	アジア青年の家の同行取材
8	9月25日	雑誌		沖縄空手通信	2009沖縄伝統空手道世界大会奉納演舞
9		雑誌	フリーカメラマン		2009沖縄伝統空手道世界大会奉納演舞
10	8月9日	新聞	琉球新報社	琉球新報	2009沖縄伝統空手道世界大会奉納演舞
11	9月24日	テレビ	RKB毎日放送㈱	JNN九州沖縄ドキュメント	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
12	9月24日	テレビ	RKB毎日放送㈱	JNN九州沖縄ドキュメント	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
13	10月2日	テレビ	NHK松山放送	四国羅針盤	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
14	10月2日	テレビ	琉球朝日放送㈱	ステーションQ	中秋の宴
15	10月3日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス朝刊	中秋の宴
16	10月3日	新聞	琉球新報社	琉球新報	中秋の宴
17	10月15日	テレビ	NHK	ぐるっと8県	街角ガイドの取材
18	10月21日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	日本コンシェルジュ協会の同行取材
19		テレビ	NHK旭川放送局	NHKニュース	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
20	10月30日	テレビ	沖縄ケーブルネットワーク㈱	沖縄News Today	首里城祭
21		新聞	琉球新報社	琉球新報	首里城祭
22	10月30日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	首里城祭
23	10月30日	テレビ	琉球朝日放送㈱	ニュース	首里城祭
24	10月31日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	首里城祭
25	11月1日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	首里城祭
26	11月1日	新聞	琉球新報社	琉球新報	首里城祭
27	11月4日	新聞	琉球新報社	琉球新報	古式行列
28		新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	古式行列
29	11月3日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	古式行列
30	11月3日	テレビ	琉球朝日放送㈱	ステーションQ	古式行列
31	11月3日	テレビ	沖縄テレビ放送	OTVスーパーニュース	古式行列
32		新聞		新報ミコミ紙	古式行列
33	12月2日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	ルース駐日大使訪問の取材
34		新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	ヌービー奉納祭の取材
35	12月28日	新聞	琉球新報社	琉球新報朝刊	ヌービー奉納祭の取材
36	12月27日	テレビ	沖縄テレビ放送	OTVスーパーニュース	ヌービー奉納祭の取材
37	1月2日	テレビ	琉球朝日放送㈱	ニュース	新春の宴
38	1月3日	新聞	琉球新報社	琉球新報	新春の宴
39	1月2日	テレビ	NHK沖縄放送局	ニュース	新春の宴
40	1月1日	テレビ	琉球放送㈱	ニュース	新春の宴
41	1月1日	テレビ	沖縄テレビ放送	OTVスーパーニュース	新春の宴
42	1月3日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	新春の宴
43		テレビ	㈱福岡放送	めんたいワイド	西のアザナから那覇市の俯瞰を撮影
44		新聞	神戸新聞社	神戸新聞	「神戸夢・未来号」の子供達の取材
45	1月30日	テレビ	琉球朝日放送㈱	QABニュース	花まつり
46	1月31日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	花まつり
47		新聞	毎日新聞西日本本社	毎日新聞	花まつり
48	2月11日	テレビ	チューリップテレビ	チューリップワイド THE NEWS	プロ野球のキャンプのニュース素材
49		新聞	毎日新聞社那覇市局	毎日新聞	
50		テレビ	重慶电视台		沖縄リゾートウェディングの取材
51	3月末	新聞	岩手日報社	岩手日報	岩手遊YOU塾の取材

【平成 22 年度】

1) 海洋博覧会地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1	4月19日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	イリオモテラン開花
2	4月20日	新聞	琉球新報社	朝刊	イリオモテラン開花
3	4月20日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	イリオモテラン開花
4	4月20日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	イリオモテラン開花
5	4月20日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	イリオモテラン開花
6	4月20日	新聞	八重山毎日新聞	朝刊	イリオモテラン開花
7	4月21日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	イリオモテラン開花
8	4月24日	新聞	沖縄タイムス社	GW別刷り特集	GWイベント
9	4月24日	新聞	琉球新報社	GW別刷り特集	GWイベント
10	4月28日	新聞	琉球新報社	朝刊	無料入館日
11	4月29日	新聞	琉球新報社	朝刊	無料入館日
12	4月28日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	オキちゃん劇場移設
13	4月29日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	オキちゃん劇場移設
14	4月28日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オキちゃん劇場移設
15	4月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オキちゃん劇場移設
16	4月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オキちゃん劇場移設
17	4月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オキちゃん劇場移設
18	4月29日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	オキちゃん劇場移設
19	4月29日	テレビ	琉球放送	ニュース	オキちゃん劇場移設
20	4月30日	新聞	沖縄タイムス社	朝刊	オキちゃん劇場移設
21	5月1日	新聞	琉球新報社	朝刊	オキちゃん劇場移設
22	5月3日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	オンシジウム開花
23	5月5日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	GWイベント
24	5月6日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オンシジウム開花
25	5月6日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オンシジウム開花

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
26	6月2日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	パピリオナンテ・テレス開花
27	6月18日	新聞	タイムス住宅新聞	新聞紙	育てやすいツル植物
28	6月21日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	スタンホペア開花
29	6月25日	新聞	タイムス住宅新聞	新聞紙	おきなわ郷土村の建物
30	7月4日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ウミガメ放流会
31	7月4日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ウミガメ放流会
32	7月5日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	ジャカラダ展示
33	7月6日	新聞	琉球新報	朝刊	ウミガメ放流会
34	7月6日	新聞	琉球新報	朝刊	フウラン展
35	7月8日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	ハス乗り体験会
36	7月15日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	フウラン展
37	7月17日	新聞	琉球新報	朝刊	サマーフェスティバル交通規制
38	7月18日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	サマーフェスティバル
39	7月18日	新聞	琉球新報	朝刊	フウラン展
40	7月18日	新聞	琉球新報	朝刊	サマーフェスティバル
41	7月26日	新聞	琉球新報	朝刊	イルカ落下
42	7月26日	新聞	琉球新報	朝刊	熱帯果実展開催
43	7月29日	ラジオ	FM沖縄	ハッピーアイランド	夏休みイベント情報
44	8月2日	新聞	琉球新報	琉球新報「熱帯果実展開催」(ドリームセンター)	熱帯果実展開催
45	8月2日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	マナティーしいく体験開催
46	8月2日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	マナティーしいく体験開催
47	8月11日	新聞	琉球新報	朝刊	熱帯果実展
48	8月12日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	バオバブ開花
49	8月12日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	バオバブ開花
50	8月12日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	バオバブ開花
51	8月12日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	バオバブ開花
52	8月12日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	バオバブ開花
53	8月12日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	おきなわの絶滅危惧植物展
54	8月12日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	植物観察と標本作り教室
55	8月13日	テレビ	NHK沖縄	ニュース610	熱帯果実展

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
56	8月13日	新聞	琉球新報	朝刊	植物観察と標本作り教室
57	8月14日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	おきなわの絶滅危惧植物展
58	8月21日	新聞	琉球新報	朝刊	フウラン調査及び保護活動について
59	8月22日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	おきなわの絶滅危惧植物展
60	8月26日	新聞	琉球新報	新聞紙(レキオ)	おきなわの絶滅危惧植物展
61	8月28日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ハス乗り体験会開催
62	9月3日	テレビ	沖縄テレビ	OTVスーパーニュース	ナンバンキカラスウリ結実
63	9月20日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	マナティー館でごはんタイム開催
64	9月22日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	マダガスカルバオバブ開花
65	9月24日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	マナティー館でごはんタイム開催
66	9月24日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	マナティー館でごはんタイム開催
67	10月4日	新聞	琉球新報	朝刊	台風の影響で桜開花?
68	11月4日	新聞	琉球新報	朝刊	ブーゲンビリア展開催
69	11月5日	テレビ	沖縄テレビ	OTVスーパーニュース	ブーゲンビリア展開催
70	11月6日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ブーゲンビリア展開催
71	11月10日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ピンクのオオゴチョウ開花
72	11月12日	新聞	琉球新報	朝刊	ピンクのオオゴチョウ開花
73	11月17日	新聞	琉球新報	朝刊	オータムフェスティバル開催
74	11月18日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	オータムフェスティバル開催
75	11月18日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	ブーゲンビリア展開催
76	11月24日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	オータムフェスティバル開催
77	12月2日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	トリムマラソン大会開催
78	12月4日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	リンキッパバナナ結実
79	12月5日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	アオウミガメ大嶺海岸で発見
80	12月9日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	リンキッパバナナ結実
81	12月9日	テレビ	NHK沖縄	ニュース610	リンキッパバナナ結実
82	12月10日	テレビ	NHK沖縄	九州管内ニュース	リンキッパバナナ結実
83	12月12日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	植物のクラフト作り
84	12月13日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	鬼餅作り体験開催

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
85	12月13日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	鬼餅作り体験開催
86	12月20日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ハイビスカス展開催
87	12月27日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ハイビスカス展開催
88	12月27日	テレビ	沖縄テレビ	OTVスーパーニュース	ハイビスカス展開催
89	12月28日	新聞	琉球新報	朝刊	ハイビスカス展開催
90	12月29日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ハイビスカス展開催
91	12月30日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	新春果報でーびる開催
92	12月31日	新聞	琉球新報	朝刊	新春果報でーびる開催
93	12月31日	新聞	琉球新報	朝刊	マナティーしいく体験開催
94	12月31日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	冬休みイルカ学習会開催
95	1月4日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	マナティーしいく体験開催
96	1月4日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ハイビスカス展開催
97	1月5日	新聞	琉球新報	朝刊	新春果報でーびるカーブヤー体験
98	1月6日	新聞	琉球新報	朝刊	小学校でラン教室開催
99	1月16日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	トリムマラソン大会
100	1月16日	新聞	琉球新報	朝刊	トリムマラソン大会
101	1月17日	新聞	琉球新報	朝刊	トリムマラソン大会
102	1月17日	新聞	琉球新報	朝刊	トリムマラソン大会
103	1月17日	新聞	琉球新報	朝刊	トリムマラソン大会
104	1月17日	新聞	琉球新報	朝刊	トリムマラソン大会
105	1月27日	テレビ	NHK沖縄	ニュース610	冬芽について
106	1月27日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	沖縄国際洋蘭博覧会
107	1月27日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会
108	1月31日	新聞	琉球新報	朝刊	美ら海花まつり
109	2月3日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会
110	2月4日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	美ら海花まつり
111	2月5日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会
112	2月6日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
113	2月6日	テレビ	琉球朝日放送	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
114	2月6日	テレビ	琉球放送	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
115	2月6日	テレビ	琉球放送	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
116	2月7日	テレビ	沖縄テレビ	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
117	2月9日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
118	2月9日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	沖縄国際洋蘭博覧会
119	2月9日	テレビ	ラジオ沖縄	イブニングワイドMix	沖縄国際洋蘭博覧会・美ら海花まつり
120	2月9日	新聞	琉球新報	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会
121	2月10日	新聞	琉球新報	新聞紙(レキオ)	美ら海花まつり、ツバキ展
122	2月10日	新聞	沖縄タイムス	新聞紙(ほーむぷらざ)	ツバキ展
123	2月11日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ツバキ展
124	2月11日	テレビ	NHK沖縄	ニュース	ツバキ展
125	2月11日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会
126	2月12日	新聞	琉球新報	朝刊	ツバキ展
127	2月12日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	沖縄国際洋蘭博覧会「オーキッドプライダル」
128	2月13日	テレビ	琉球放送	ニュース	ツバキ展
129	2月13日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	ツバキ展
130	3月11日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	「津波警報発令による 圏内一部区域を立入り禁止区域に!」について
131	3月17日	新聞	日本経済新聞	朝刊	東日本巨大地震による入園・入館者数の変化について
132	3月18日	新聞	琉球新報	朝刊	最新みどりに関する講演会について
133	3月20日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	植物に関する展示会・根の工芸品展について
134	3月20日	新聞	沖縄タイムス	朝刊	植物のクラフト作りについて

2) 首里城地区

番号	報道日	報道媒体	社名	番組名等	報道内容
1		テレビ	㈱中国放送	RCCニュース6	沖縄のイメージカット
2	7月20日	テレビ	日本テレビ放送網㈱	ズームイン! SUPER	中国人観光客の同行取材
3	7月29日	テレビ	岡山放送㈱	OHKスーパーニュース	高校総体のご当地取材
4	8月2日	テレビ	山陰中央テレビジョン㈱	TSKスーパーニュース	高校総体のご当地取材
5	7月28日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	中国人観光客の同行取材
6	8月9日	テレビ	仙台放送	FNN仙台放送スーパーニュース	高校総体のご当地取材
7	8月16・17日	テレビ	テレビ宮崎	UMKスーパーニュース	高校総体のご当地取材
8	8月5日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	高校総体のご当地取材
9		新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	中秋の宴
10	9月22日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	中秋の宴
11	10月29日	テレビ	沖縄ケーブルネットワーク㈱	沖縄News Today	首里城祭
12	10月30日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス朝刊	首里城祭
13	10月30日	新聞	琉球新報社	琉球新報	首里城祭
14	10月29日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	首里城祭
15	10月31日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	首里城祭
16	10月31日	新聞	琉球新報社	琉球新報	首里城祭
17	10月31日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	首里城祭
18	10月30日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	首里城祭
19	11月12日	テレビ	㈱テレビ朝日	スーパーモーニング	沖縄の観光地及びパワースポットの紹介
20	12月30日	新聞	沖縄タイムス社	ほーむぶらざ	那覇まちまーいの同行取材
21	12月7日	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	琉球王国時代の「のろし」の実験の取材
22	12月7日	テレビ	NHK沖縄放送局	はいさいニュース610	琉球王国時代の「のろし」の実験の取材
23	1月	テレビ	KBS放送	KBSニュース	沖縄のイメージカット
24	12月26日	テレビ	沖縄テレビ放送㈱	OTVスーパーニュース	ヌービー奉納祭の取材
25	12月26日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	ヌービー奉納祭の取材
26	12月27日	新聞	琉球新報社	琉球新報	ヌービー奉納祭の取材
27	1月2日	テレビ	NHK沖縄放送局	NHKニュース	新春の宴
28	1月3日	新聞	沖縄タイムス社	沖縄タイムス	新春の宴
29	1月3日	新聞	琉球新報社	琉球新報	新春の宴
30	1月	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	小説「テンバスト」の原作者、池上氏への取材
31	2月	テレビ	琉球放送㈱	RBC ザ・ニュース	小説「テンバスト」の原作者、池上氏への取材

ホームページアクセス件数

平成 20 年度から平成 22 年度までのホームページアクセス件数を示す。

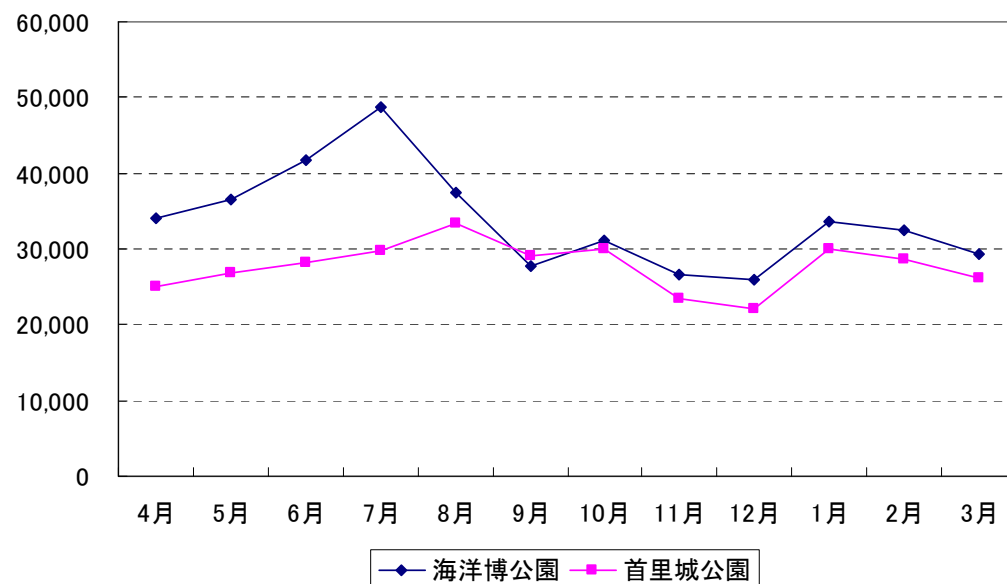
【平成 20～22 年度平均】

平成20～22年度平均	海洋博	237,717
	首里	358,250

【平成 20 年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国営沖縄記念公園 index.html	33,979	36,573	41,833	48,679	37,447	27,788	31,221	26,571	25,936	33,675	32,469	29,256	405,427
首里城公園 /shurijo-park/index.html	25,015	26,929	28,234	29,755	33,422	29,001	30,089	23,512	22,061	30,031	28,753	26,127	332,929

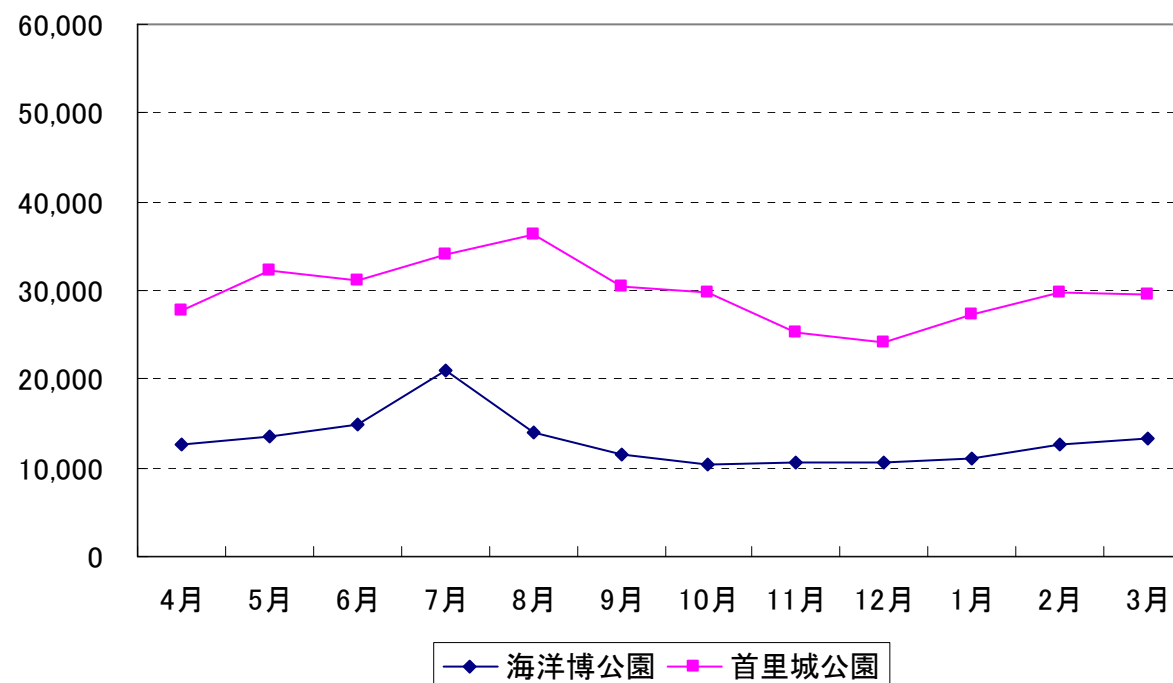
月別アクセス件数推移 (H20)



【平成 21 年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
海洋博公園 index2.html	12,552	13,485	14,822	21,021	13,928	11,483	10,445	10,549	10,580	10,988	12,534	13,227	155,614
首里城公園 /shurijo-park/index.html	27,750	32,171	31,149	34,085	36,387	30,542	29,839	25,240	24,244	27,382	29,762	29,633	358,184

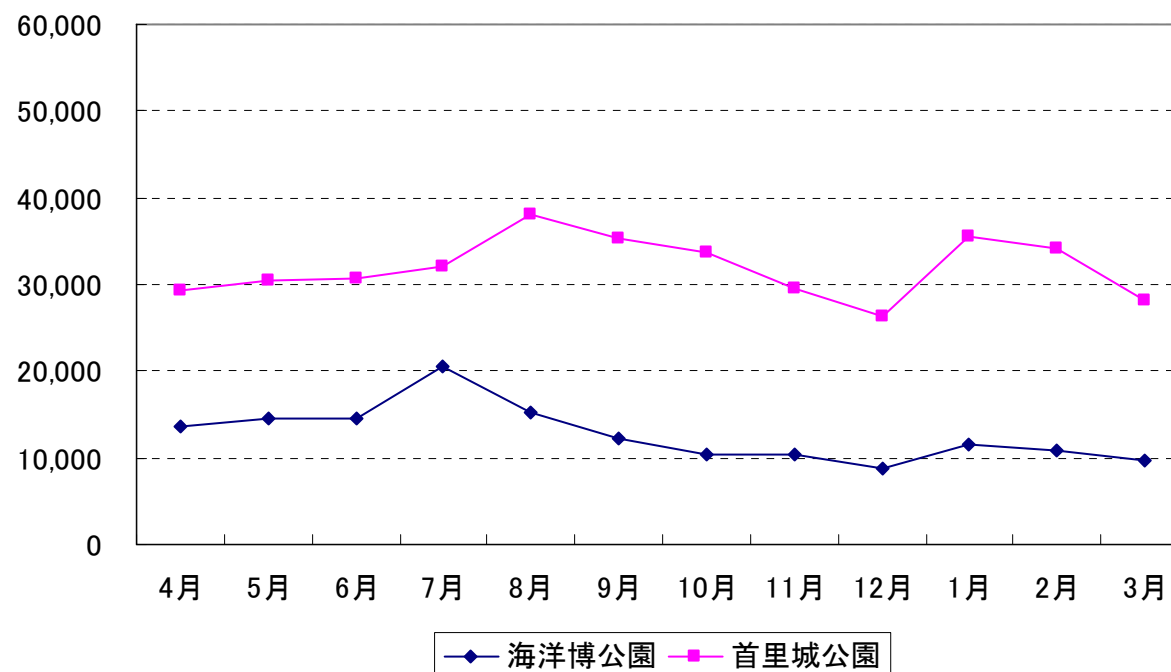
月別アクセス件数推移(H21)



【平成 22 年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
海洋博公園 index2.html	13,630	14,651	14,597	20,522	15,124	12,156	10,377	10,297	8,690	11,488	10,958	9,619	152,109
首里城公園 /shurijo-park/index.html	29,408	30,512	30,713	31,970	38,155	35,360	33,748	29,600	26,260	35,492	34,255	28,165	383,638

月別アクセス件数推移(H22)



(参考：各サイトのトップページ)

海洋博公園
Official Site

バリアフリー
Barrier-Free

日本語
Japanese

English
English

簡体中文
Chinese

한국어
Korean

繁體中文
Formosan

大 ← 文字サイズ → 小

[ホーム](#)
[利用案内](#)
[施設案内](#)
[イベント情報](#)
[アクセス](#)
[よくある質問](#)
[お問い合わせ](#)
[リンク](#)

海洋博公園マップ

クリックする公園の詳細な地図が表示されます。>>>全休園から各施設サイトへ

What's new 海洋博公園の最新情報

10/06/24 メルマガ「海洋博美ら海ニュース」配信スタート！現在会員募集中！

イベント情報 各施設・公園全体でのイベント

ハイビスカス展
マナーティーレK体験開催
鬼餅作り体験
冬休みイルカ学習会
イベント情報(PDF版)12月号掲載しました
「第32回海洋博公園全国トリマソン大会」参加者募集！
植物のクラフト作り「ミニクリスマスツリー作り！腕輪を作ろう」
フラワーガイドツアー
イルカふれあひ体験
プラネタリウム 冬の星座～星空演奏会へようこそ～

公園だより

10/11/03 「秋の都市緑化月間」に採る苗木の無料配布！実施報告

海のエリア 水族館やビーチなど、沖縄の海を満喫できるゾーン

沖城美ら海水族館周辺施設

専用サイトへ

ビーチ・海岸周辺施設

専用サイトへ

沖城美ら海水族館
沖縄の海を海まで再現。8.4mのジャンプエグゼやナンヨウマンダが観察できます

歴史・文化のエリア 貴重な展示による学びと発見のゾーン

おきなわ郷土村・おもろ植物園

昔の沖縄にタイムスリップ琉球王国時代の村落や沖縄最古の歌謡集の植物を再現

専用サイトへ

海洋文化館

世界で1つしかない大型船や珍しいカヌーを展示、プラネタリウムも上映中

専用サイトへ

花・緑のエリア 熱帯・亜熱帯の美しい植物を観賞できるゾーン

熱帯ドリームセンター

常時2000株以上のランを展示。アマゾン大型水槽や展望室もあります

専用サイトへ

熱帯・亜熱帯都市緑化植物園

さまざまな見本区に分かれ植物の観察ができます

専用サイトへ

広場

レストランほか

駐車場案内
→ 詳細を見る

公園お役立ち情報

利用案内

- 公園利用についてのお断り
- 開園時間・休館・休園日・無料入館日
- 利用料金
- ショータイム
- 駐車場
- 遊覧車のご案内
- バリアフリー
- 休館・休園について
- ペット同伴での入園入館について
- 資料貸出・園内での写真撮影及びロケーション等について
- 動物取扱業に関する表示

アクセス

- 公園所在地
- 所要時間(車・タクシー/バス)
- バス時刻表
- 駐車場

よくある質問

みなさまから寄せられましたご質問から、多数いただいたものを回答と合わせてご紹介しています

公園の整備・管理
内閣府国営沖縄記念公園事務所からのお知らせ

メルマガ「海洋博美ら海ニュース」配信！

メルマガ「海洋博美ら海ニュース」
会員募集中！

ORコードかQRコードでアクセス！
海洋博から知な情報をお届けします！
admail@kaiyohaku.ti-da.net

リンク

沖縄県の情報をまじめ、交通情報・マリレジャーや観光案内サイトを紹介します。旅行のプランニングがどうぞ

| ホーム | 利用案内 | 施設案内 | イベント情報 | アクセス | よくある質問 | お問い合わせ | リンク | プライバシーポリシー |

2007-2010 海洋博公園 All Rights Reserved.

図 1 海洋博覧会ホームページ

別紙-322

首里城

日本語 English 简体中文 한국어 繁體中文

大 | 文字サイズ | 小 | 国営沖縄記念公園Official Siteへ サイトマップ 問い合わせ

- ホーム
- ご利用案内
- 施設案内
- イベント案内
- 首里城について
- 周辺紹介
- 交通アクセス
- Q & A



首里城最新情報 更新日:2010/12/08

- ▶ 閉園・閉館時間等について
- ▶ 「右旗門」の補修工事について
- ▶ 12月・1月の時間帯別混雑状況・混雑予想
- ▶ 舞への誘いの12月の演目を掲載しました。
- ▶ 年間パスポート更新特典抽選結果
- ▶ 「首里社館」(駐車場・レストセンター)の改修工事について
- ▶ 「正殿」龍頭棟飾り補修工事に伴う足場設置について
- ▶ 「湖川門」東側石積の復元工事に伴うご理解・ご協力について
- ▶ 「瑞泉門」(廓外門)屋根漆喰補修工事に伴う足場設置について
- ▶ 「正殿」屋根漆喰補修工事に伴う足場設置について
- ▶ 首里城公園企画展 うるしの王国 琉球IIが始まります！！
- ▶ 正殿の塗り直しについて
- ▶ 首里城公園企画展 うるしの王国 平成22年7月9日～平成23年4月22日
- ▶ 「湖川門」が復元されました！
- ▶ 首里城公園 閉園・閉館時間変更のお知らせ 平成22年4月1日より変わりました！
- ▶ FM沖縄「風」に吹かれて首里城めぐり 好評放送中！(新しいウィンドウで開きます)

▶ バックナンバー

展示案内

- ▶ 首里城公園企画展 うるしの王国 平成22年7月9日～平成23年4月22日

インフォメーション

- ▶ 鎖之間の御利用案内(有料)について
- ▶ モノレールフリー乗車券ご利用のお客様への入館料金割引について
- ▶ 園内での写真撮影及びロケーション等について
- ▶ 『首里城基金』について

スタッフノート

スタッフが更新するブログで今の首里城をお聞かせします

首里城モバイル



携帯用公式HP。QRコードからサイトを閲覧いただけます

URL : http://oki-park.jp/shurijo-park/

【ご利用に関するお問い合わせ】

首里城公園管理センター
〒903-0815 沖縄県那覇市首里金城町1-2
TEL: 098-886-2020
FAX: 098-886-2022 / 098-886-2919

琉球王国の栄華を物語る真紅の世界遺産

首里城は、琉球王国の幾多の興亡を伝える歴史の証人。琉球の島々を治め、中国、日本、朝鮮、東南アジアの国々と外交、貿易を展開した首里王府の司令塔として、王とその家族等が住み、華やかな王朝文化に彩られた空間でした。今、琉球の建築文化・美術工芸、そして価値観を伝える『琉球の顔』が蘇りました。



現在の首里城正殿
首里城正殿外壁の漆塗装の塗り直し作業が正殿正面南側(御庭から向かって右側)で行われています。
▶▶ 「漆の塗り直し」のページへ

- ▶ 「風に吹かれて首里城めぐり」
FM沖縄「風」に吹かれて首里城めぐり 好評放送中！
- ▶ 首里城公園企画展 うるしの王国
平成22年7月9日～平成23年4月22日
- ▶ 舞への誘い
首里城公園内で琉球舞踊を上演しています。観覧は無料です
- ▶ 御開門(うけーじょー)
有利区域への入り口、奉神門(まじんもん)で毎朝開館3分前に行われます
- ▶ 年間パスポート
首里城ファンのために年間パスポートの発売を開始しました。
- ▶ ショップ・レストラン
琉球料理のお食事ができるレストランやカフェ。オリジナルグッズの紹介。
- ▶ 首里城スタンプラリー
首里城を歩いて沖縄の歴史と文化を学ぼう！
PDFファイルをダウンロード
- ▶ 首里散策マップ
古都首里の息吹を伝える歴史散策の旅
PDFファイルをダウンロード

▶ ページの先頭へ戻る

図 2 首里城ホームページ

貸与車両の使用状況

■ H21 年度実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	13,341	517	280 時間 20 分
2	マツダ バン	5,865	198	382 時間 18 分
3	いすゞ ジャーニー	3,807	259	256 時間 30 分
4	トヨタ トラック	11,537	245	243 時間 20 分
5	三菱 トラック	140	14	5 時間 30 分
6	日産クレーン付きトラック	1,000	80	25 時間 20 分
7	トヨタ 車イス移動車	39,853	365	4,705 時間 50 分
8	三菱 塵芥車	103	13	375 時間 34 分
9	日野 塵芥車	1,013	118	114 時間 16 分
10	三菱 フォークリフト	0	117	272 時間 55 分
11	トヨタ フォークリフト	0	68	28 時間 18 分
12	クボタ ホイールローダ	0	112	101 時間 4 分
13	プレジャーモーターボート	0	30	0 分
14	水上オートバイ	0	179	104 時間 0 分

■ H21 年 4 月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,104	28	23 時間 0 分
2	マツダ バン	440	20	37 時間 43 分
3	いすゞ ジャーニー	0	0	0 分
4	トヨタ トラック	1,134	21	24 時間 30 分
5	三菱 トラック	6	2	30 分
6	日産クレーン付きトラック	189	5	4 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,155	30	360 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	8	1	時間 40 分
9	日野 塵芥車	73	8	5 時間 45 分
10	三菱 フォークリフト	0	6	17 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	22	24 時間 54 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	30	15 時間 0 分

■ H21 年 5 月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,410	30	28 時間 0 分
2	マツダ バン	367	16	27 時間 20 分
3	いすゞ ジャーニー	0	0	0 分
4	トヨタ トラック	1,721	26	35 時間 0 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	141	11	4 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,448	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	9	1	1 時間 0 分
9	日野 塵芥車	87	11	8 時間 35 分
10	三菱 フォークリフト	0	12	31 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	19	12 時間 16 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	31	15 時間 30 分

■ H21 年 6 月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	835	25	18 時間 0 分
2	マツダ バン	261	18	37 時間 20 分
3	いすゞ ジャーニー	0	0	0 分
4	トヨタ トラック	1,251	28	26 時間 30 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	159	6	4 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,326	30	55 分
8	三菱 塵芥車	9	1	360 時間 0 分
9	日野 塵芥車	81	10	7 時間 35 分
10	三菱 フォークリフト	0	8	18 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	0	0 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	30	15 時間 0 分

■ H21 年 7 月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	988	24	21 時間 0 分
2	マツダ バン	1,061	19	39 時間 55 分
3	いすゞ ジャーニー	302	29	18 時間 0 分
4	トヨタ トラック	1,190	23	25 時間 0 分
5	三菱 トラック	54	4	1 時間 30 分
6	日産クレーン付きトラック	71	5	2 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,332	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	8	1	35 分
9	日野 塵芥車	104	13	10 時間 10 分
10	三菱 フォークリフト	0	8	26 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	5	1 時間 15 分
12	クボタ ホイールローダ	0	0	0 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	31	15 時間 30 分

■ H21年8月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,190	28	25 時間 0 分
2	マツダ バン	361	17	29 時間 14 分
3	いすゞ ジャーニー	336	30	34 時間 0 分
4	トヨタ トラック	1,261	21	26 時間 30 分
5	三菱 トラック	29	3	1 時間 30 分
6	日産クレーン付きトラック	3	2	30 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,431	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	7	1	35 分
9	日野 塵芥車	102	12	7 時間 0 分
10	三菱 フォークリフト	0	6	19 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	11	11 時間 0 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	31	15 時間 0 分

■ H21年9月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,802	26	36 時間 30 分
2	マツダ バン	319	15	25 時間 3 分
3	いすゞ ジャーニー	270	30	21 時間 0 分
4	トヨタ トラック	571	20	12 時間 0 分
5	三菱 トラック	28	3	1 時間 30 分
6	日産クレーン付きトラック	73	9	30 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,057	30	360 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	0	0	7 時間 15 分
9	日野 塵芥車	94	11	43 時間 0 分
10	三菱 フォークリフト	0	12	1 時間 15 分
11	トヨタ フォークリフト	0	5	11 時間 48 分
12	クボタ ホイールローダ	0	13	0 分
13	プレジャーモーターボート	0	30	0 分
14	水上オートバイ	0	0	15 時間 0 分

■ H21年10月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,586	29	33 時間 0 分
2	マツダ バン	437	13	23 時間 25 分
3	いすゞ ジャーニー	235	25	13 時間 0 分
4	トヨタ トラック	691	18	15 時間 0 分
5	三菱 トラック	23	2	30 分
6	日産クレーン付きトラック	102	4	2 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,228	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	21	2	2 時間 25 分
9	日野 塵芥車	80	9	5 時間 5 分
10	三菱 フォークリフト	0	6	17 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	14	14 時間 6 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	26	13 時間 0 分

■ H21年11月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,143	28	30 時間 0 分
2	マツダ バン	547	14	23 時間 18 分
3	いすゞ ジャーニー	460	30	20 時間 0 分
4	トヨタ トラック	583	17	14 時間 0 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	22	6	1 時間 30 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,427	30	360 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	0	0	0 分
9	日野 塵芥車	90	9	6 時間 3 分
10	三菱 フォークリフト	0	8	18 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	4	1 時間 0 分
12	クボタ ホイールローダ	0	6	9 時間 54 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	0	0 分

■ H21年12月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	985	225	20 時間 0 分
2	マツダ バン	882	22	74 時間 3 分
3	いすゞ ジャーニー	296	30	23 時間 0 分
4	トヨタ トラック	874	19	19 時間 30 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	45	8	1 時間 30 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,572	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	8	2	35 分
9	日野 塵芥車	86	9	7 時間 15 分
10	三菱 フォークリフト	0	16	53 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	6	1 時間 30 分
12	クボタ ホイールローダ	0	0	0 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	0	0 分

■ H22年1月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	1,061	26	21 時間 10 分
2	マツダ バン	460	16	26 時間 22 分
3	いすゞ ジャーニー	263	30	16 時間 30 分
4	トヨタ トラック	767	22	15 時間 20 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	20	12	1 時間 0 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,354	31	732 時間 55 分
8	三菱 塵芥車	0	0	0 分
9	日野 塵芥車	70	9	3 時間 25 分
10	三菱 フォークリフト	0	11	6 時間 50 分
11	トヨタ フォークリフト	0	3	1 時間 30 分
12	クボタ ホイールローダ	0	0	0 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	0	0 分

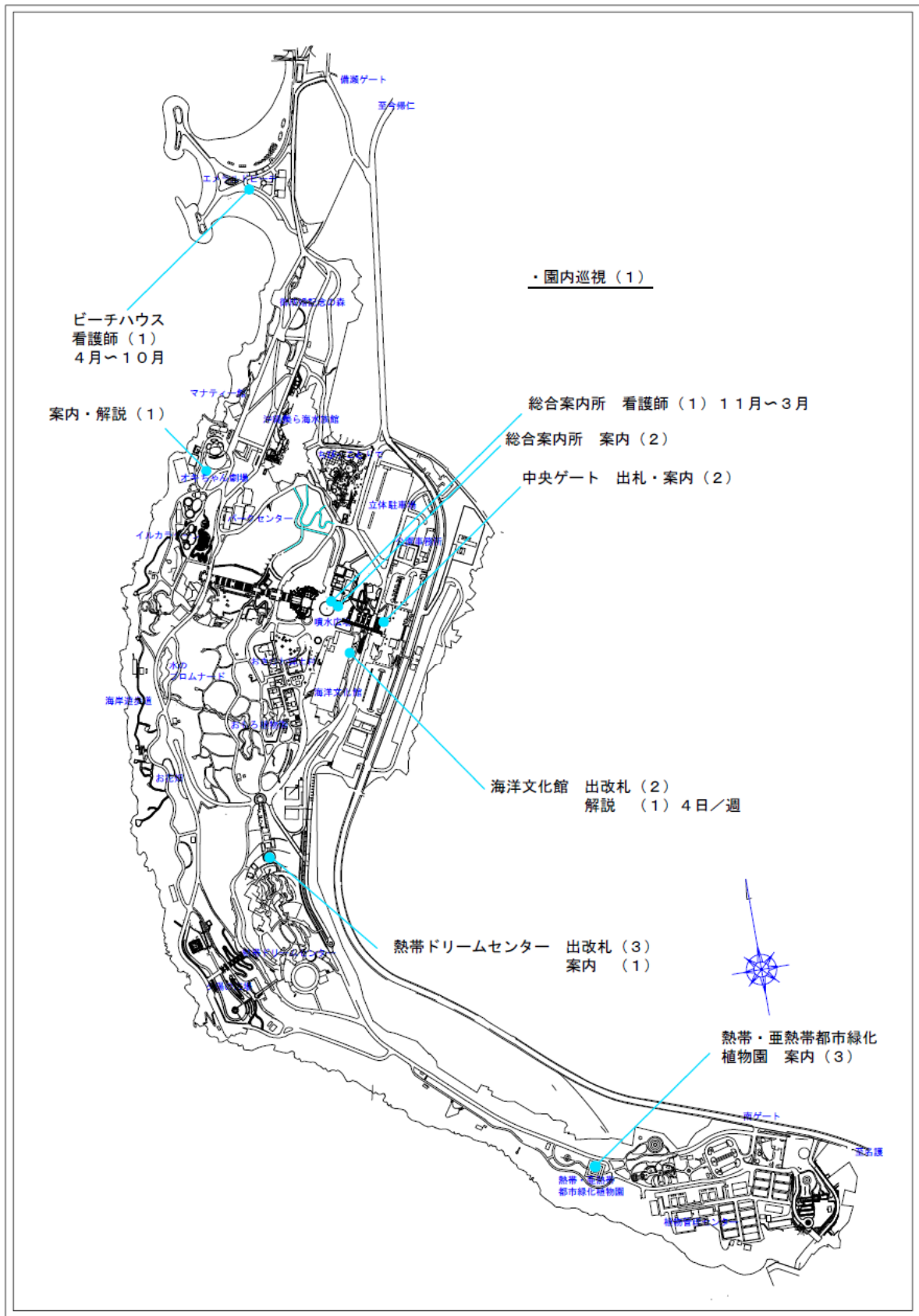
■ H22年2月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	427	22	8 時間 30 分
2	マツダ バン	278	13	13 時間 7 分
3	いすゞ ジャーニー	1,390	25	91 時間 55 分
4	トヨタ トラック	539	13	10 時間 50 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	12	5	40 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,156	28	660 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	16	2	1 時間 5 分
9	日野 塵芥車	74	8	5 時間 35 分
10	三菱 フォークリフト	0	10	6 時間 50 分
11	トヨタ フォークリフト	0	11	2 時間 45 分
12	クボタ ホイールローダ	0	8	3 時間 24 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	0	0 分

■ H22年3月実績

NO	提供物件名	稼働状況		
		走行キロ数	運転日数(日)	運転時間(時間)
1	日産バン	810	26	16 時間 10 分
2	マツダ バン	452	15	25 時間 28 分
3	いすゞ ジャーニー	255	30	19 時間 5 分
4	トヨタ トラック	955	17	19 時間 10 分
5	三菱 トラック	0	0	0 分
6	日産クレーン付きトラック	163	7	3 時間 40 分
7	トヨタ 車イス移動車	3,367	31	372 時間 0 分
8	三菱 塵芥車	17	2	1 時間 24 分
9	日野 塵芥車	72	9	4 時間 48 分
10	三菱 フォークリフト	0	14	59 時間 0 分
11	トヨタ フォークリフト	0	14	3 時間 30 分
12	クボタ ホイールローダ	0	19	25 時間 30 分
13	プレジャーモーターボート	0	0	0 分
14	水上オートバイ	0	0	0 分

利用者サービス員・看護師の配置図



エメラルドビーチ監視員等配置図

エメラルドビーチの遊泳期間及び遊泳時間は表1の通りである。
各期間における配置図は次ページの通りである。

表1 遊泳時間

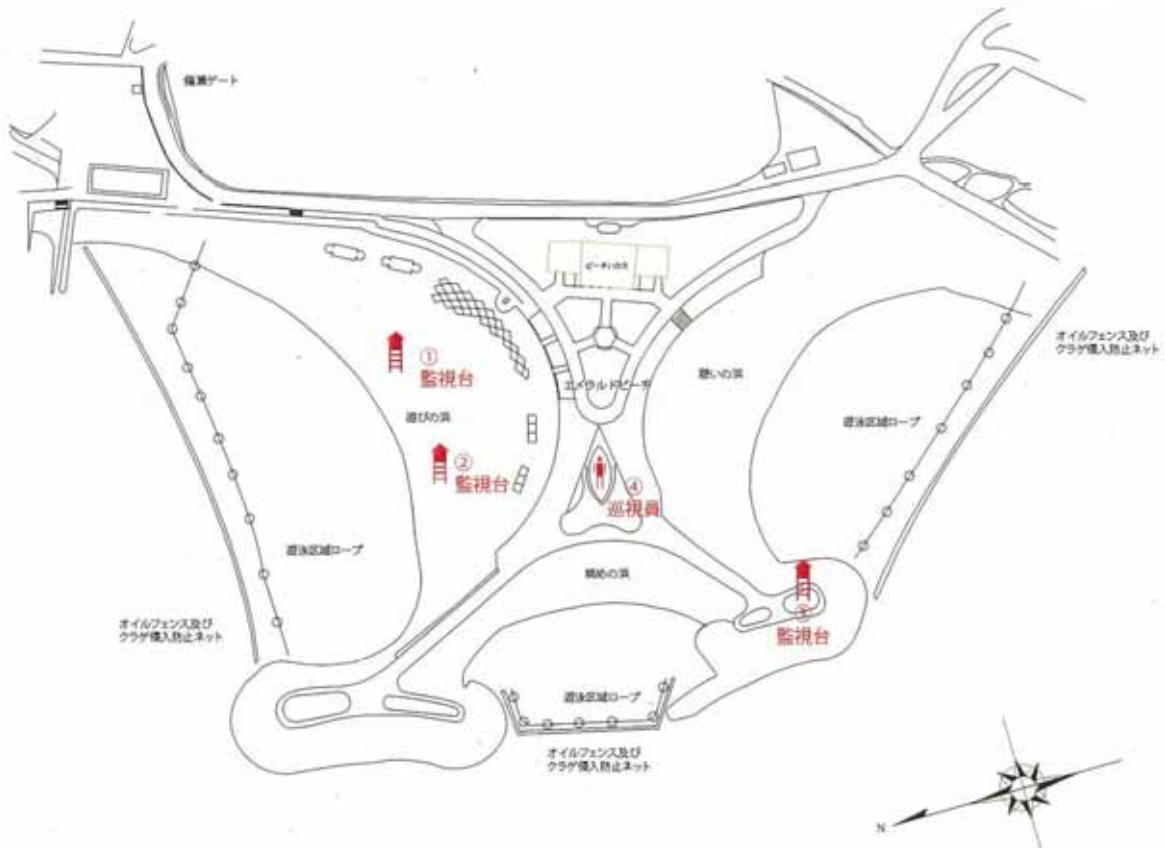
	シフト1	シフト2	シフト3	シフト4	シフト5
遊泳期間	4/1～4/28 (28) 5/6～5/31 (26) 6/1～6/30 平日・土曜日 (26)	4/29、30 ゴールデンウィーク(2 日) 5/1～5/5 ゴールデンウィーク(5 日) 6/6、13、20、27 日曜日(4日) 7/1～7/16(16日) 9/1～9/30(30日)	7/17～8/31 夏休み期間 (46日)	10/1～10/31 平日・土曜日 (26日)	10/3、10、17、 24、31 日曜日 (5日)
開園時間	8:00～19:30	8:00～19:30	8:00～19:30	8:00～18:00	8:00～18:00
遊泳時間	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～17:30	8:30～17:30
監視員数	4	5	9	4	5

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区
エメラルドビーチ監視員等配置図

■ 4人体制

No.	配置目的	主業務範囲	主業務内容	配置時間
①	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
②	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
③	ビーチ監視員	眺めの浜 憩いの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
④	ビーチ巡視員	全 域	遊泳者の監視、安全確保 及び施設巡視	8:00~19:30

シフト1

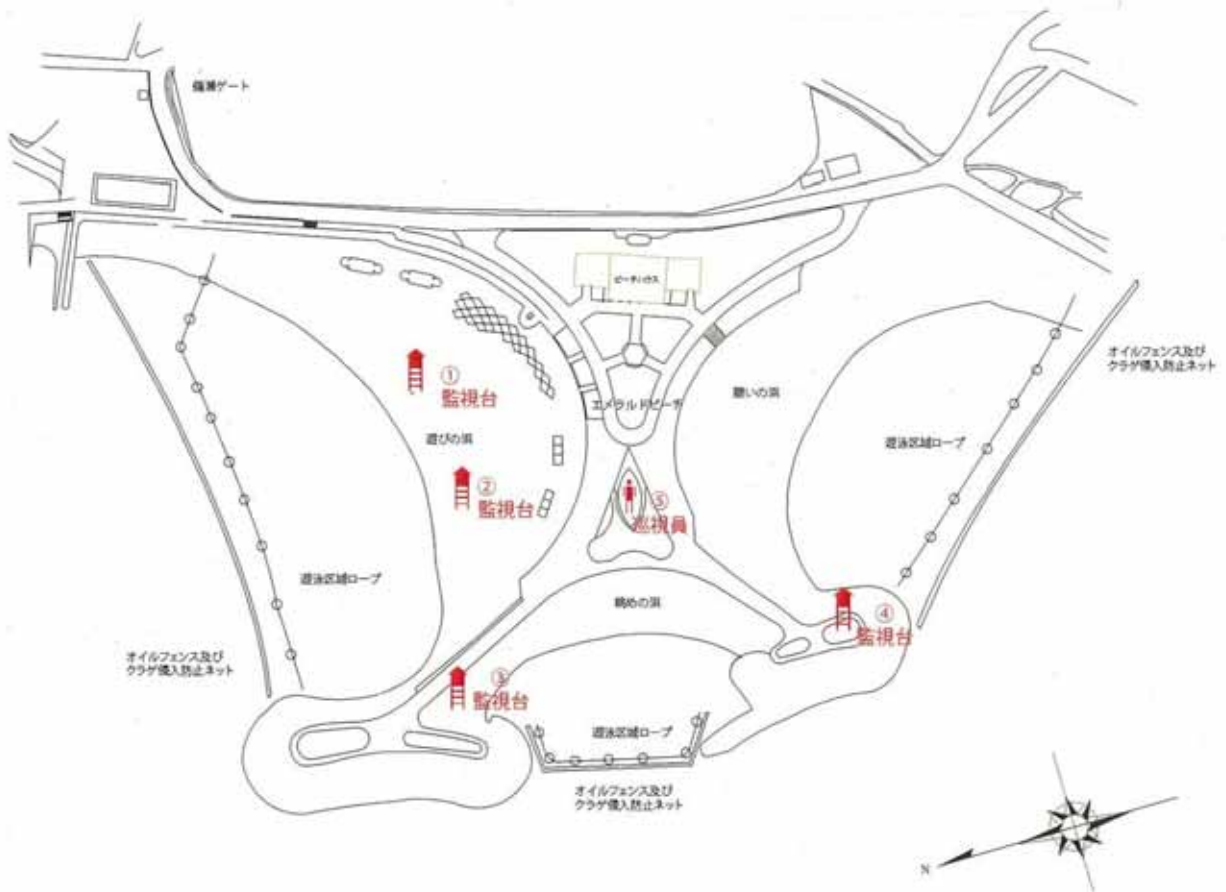


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区
エメラルドビーチ監視員等配置図

■ 5人体制

No.	配置目的	主業務範囲	主業務内容	配置時間
①	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
②	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
③	ビーチ監視員	眺めの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
④	ビーチ監視員	憩いの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
⑤	ビーチ巡視員	全 域	遊泳者の監視、安全確保 及び施設巡視	8:00~19:30

シフト2

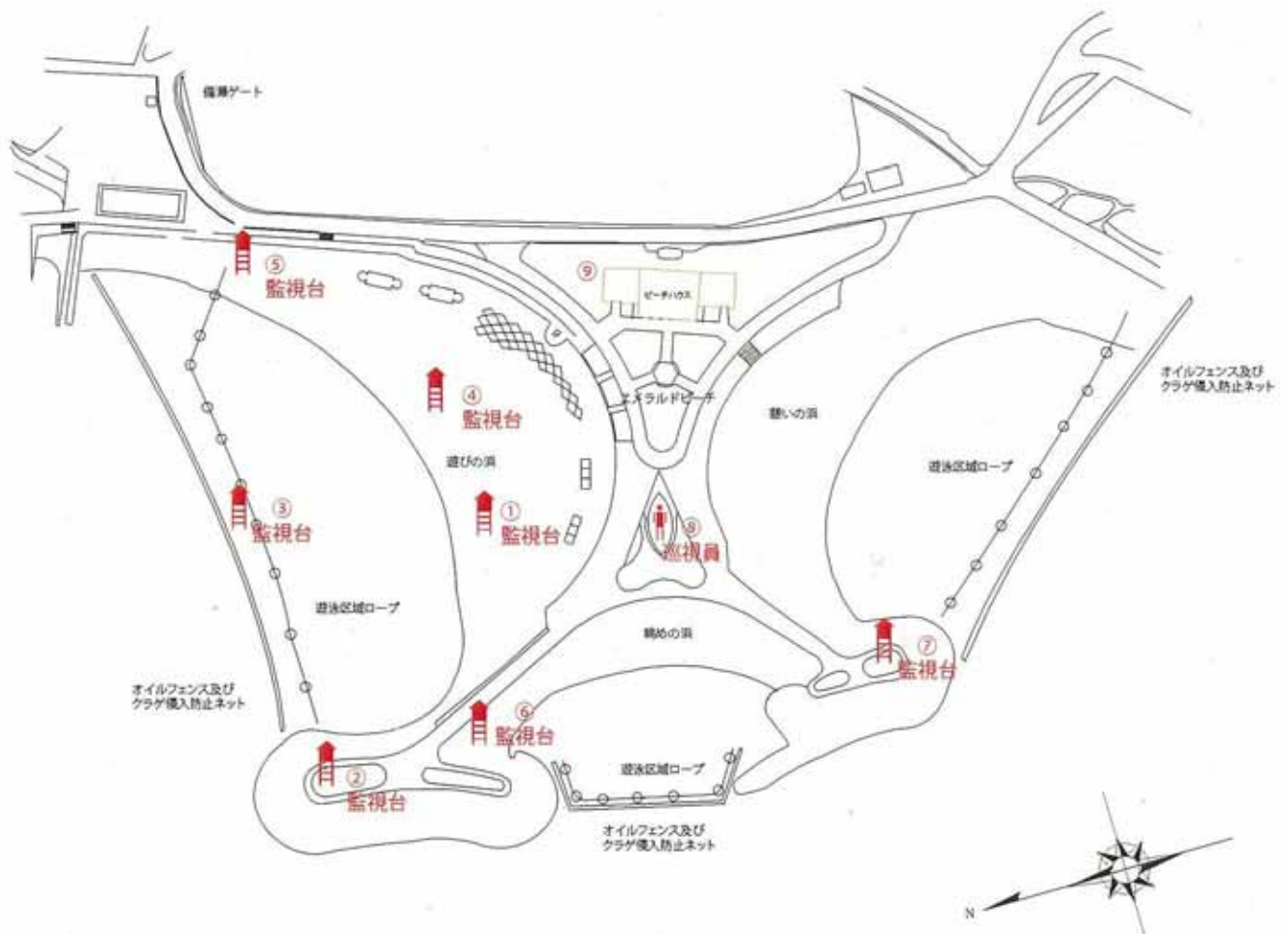


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区
エメラルドビーチ監視員等配置図

■ 9人体制

No.	配置目的	主業務範囲	主業務内容	配置時間
①	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
②	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
③	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
④	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
⑤	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:30
⑥	ビーチ監視員	眺めの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
⑦	ビーチ監視員	憩いの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~19:00
⑧	ビーチ巡視員	全 浜	遊泳者の監視及び施設巡視等	8:00~19:30
⑨	ビーチ巡視員	全 浜	監視員①~⑦の ローテーション要員	8:00~19:30

シフト3

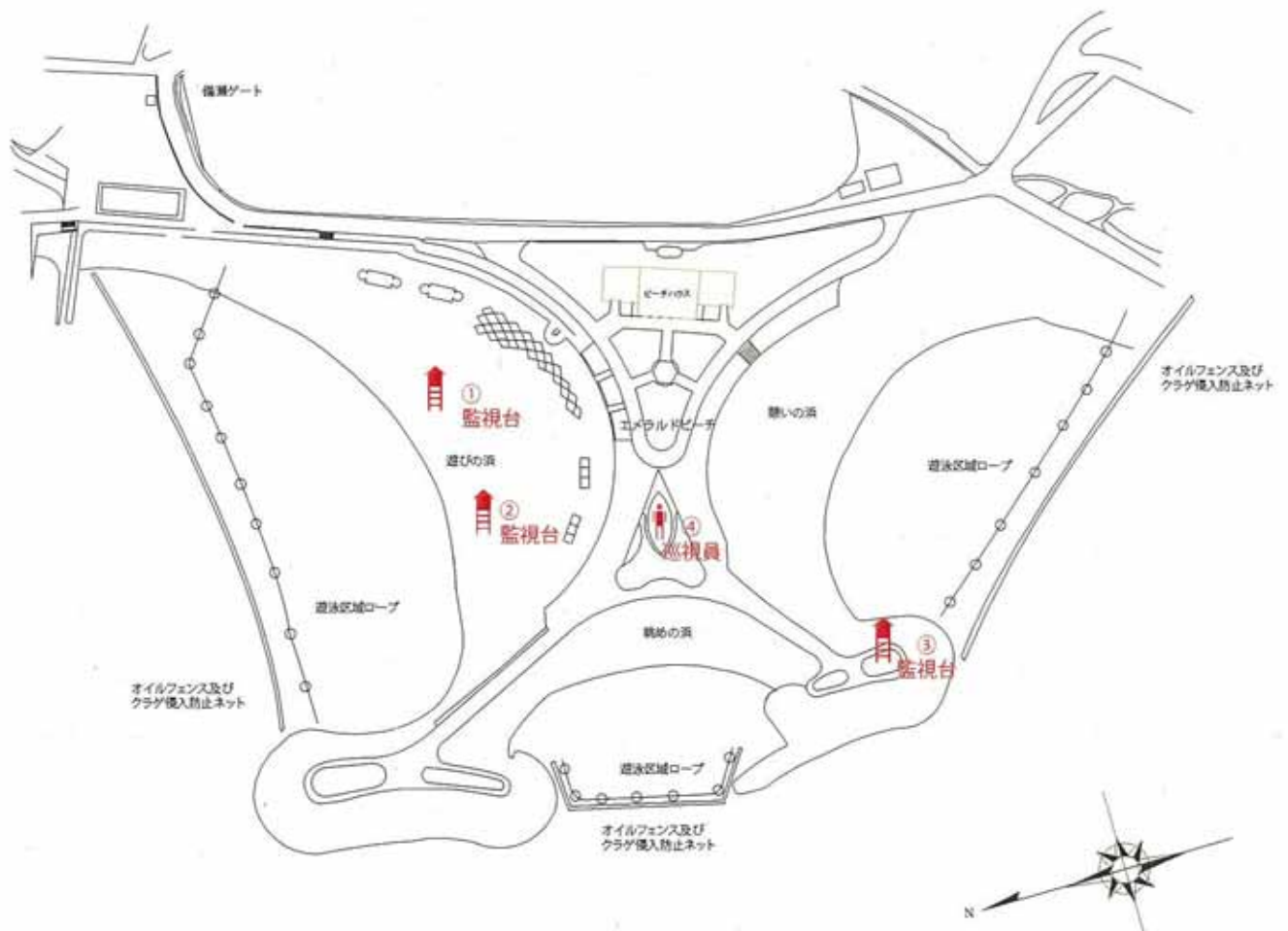


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区 エメラルドビーチ監視員等配置図

■ 4人体制

No.	配置目的	主業務範囲	主業務内容	配置時間
①	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~17:30
②	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~18:00
③	ビーチ監視員	眺めの浜 憩いの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~18:00
④	ビーチ巡視員	全 域	遊泳者の監視、安全確保 及び施設巡視	8:00~18:00

シフト4

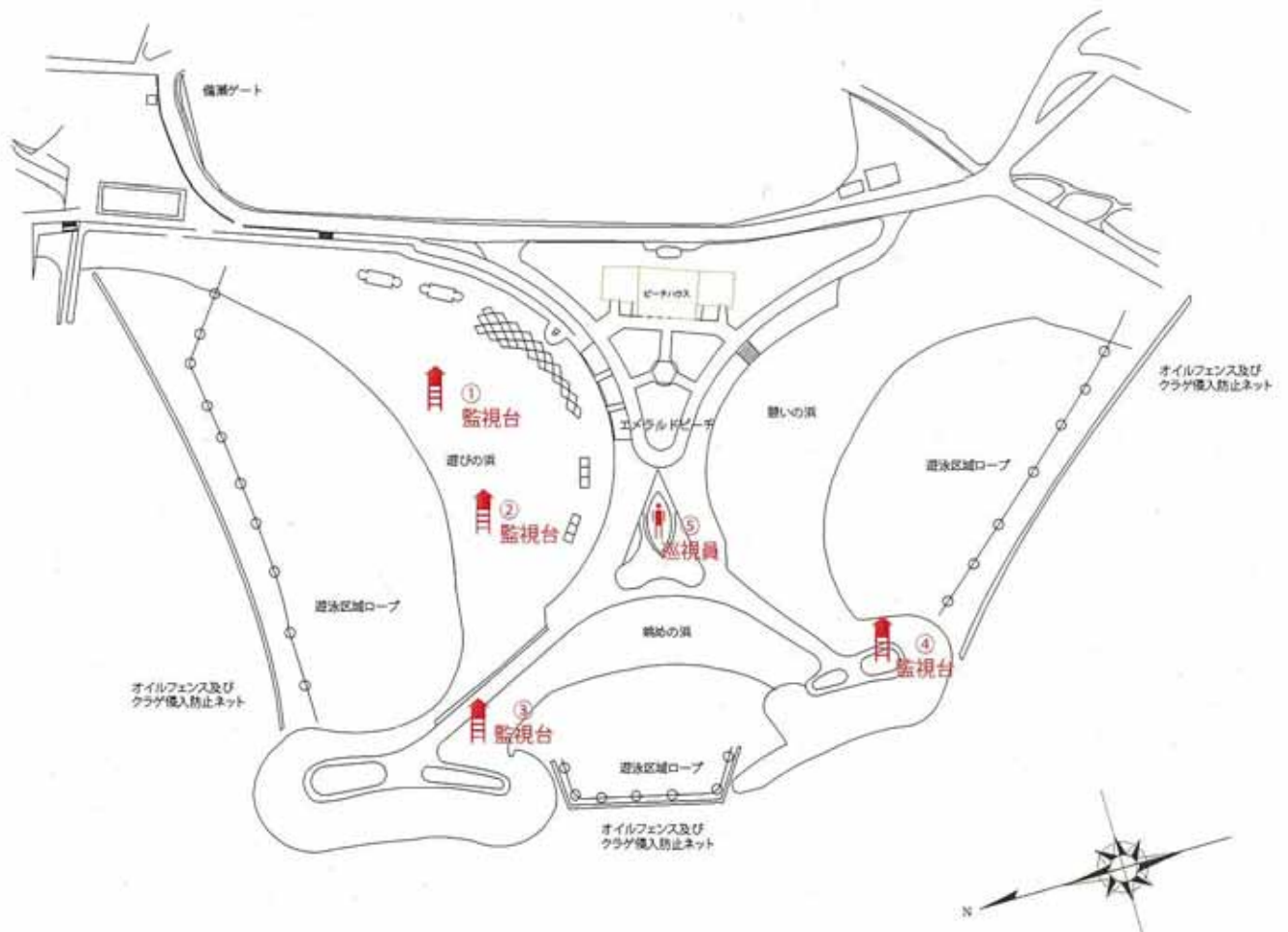


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区
エメラルドビーチ監視員等配置図

■ 5人体制

No.	配置目的	主業務範囲	主業務内容	配置時間
①	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~17:30
②	ビーチ監視員	遊びの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~17:30
③	ビーチ監視員	眺めの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~18:00
④	ビーチ監視員	憩いの浜	遊泳者の監視、安全確保等	8:00~18:00
⑤	ビーチ巡視員	全 域	遊泳者の監視、安全確保 及び施設巡視	8:00~18:00

シフト5



広報物（紙媒体：種類・データ等）

平成 21 年度の広報物の実績を示す。

1) 広報物一覧表

NO	広報物	サイズ
1	イベント情報 平成 21 年-5 月号	A3
2	イベント情報 平成 21 年-6 月号	A3
3	イベント情報 平成 21 年-7 月号	A3
4	イベント情報 平成 21 年-8 月号	A3
5	イベント情報 平成 21 年-9 月号	A3
6	イベント情報 平成 21 年-10 月号	A3
7	イベント情報 平成 21 年-11 月号	A3
8	イベント情報 平成 21 年-12 月号	A3
9	イベント情報 平成 22 年-1 月号	A3
10	イベント情報 平成 22 年-2 月号	A3
11	イベント情報 平成 22 年-3 月号	A3
12	イベント情報 平成 22 年-4 月号	A3

2) 広報内容

5月号 No.019 **海洋博公園 イベント情報**

TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3330

無料入館日のお知らせ

5/4(日) 沖縄美ら海水族館(小・中学生のみ無料)、動物ドリームセンター・海洋文化館(どなたでも無料)
 5/5(月) 美ら海水族館・動物ドリームセンター・海洋文化館(小・中学生のみ無料)

5/29(日) 5/30(月) 5/31(火) 美ら海水族館(どなたでも無料)

沖縄美ら海水族館 時間延長のお知らせ

4月29(日)～5月31(火)まで、10時閉館(最終入館)に延長します。

無料! 各種イベントやサービスがいっぱい!

- 三線ミニライブ (5/2、5/6) 19:00～21:00 / 17:00～20:00 / 18:00～20:00
- 一握ミニライブ (5/3、5/4) 19:00～21:00 / 17:00～20:00 / 18:00～20:00
- ソルナ・ミニライブ (5/5) 19:00～21:00 / 17:00～20:00 / 18:00～20:00
- さんびん系各種サービス (5/2、5/6) 1日先着400名様
- ペットコムヒーサービス (5/3、5/4) 1日先着400名様
- ハイビスカスティー＆豪華チップスサービス (5/5) 先着400名様

美ら海のぼり掲揚

開催中～5/10(日)

無料 場所: グライサイブラザー噴水広場

子ども体験まつり

5/29(日)～5/30(月)

場所: グライサイブラザー噴水広場

水族館で楽しもう!

GW黒潮探検 自由観覧

開催中～5/10(日)

無料

イルカラグーン バックヤードツアー

5/29(日)～5/30(月)

無料

海の危険生物展

開催中～5/6(日)

無料

レストラン「イノー」ディナーバイキング

開催中～5/5(日)

無料

花と蝶にふれよう!

ハイビスカス展

開催中～5/10(日)

無料

沖縄の野生ランパネル展

5/19(日)～6/30(日)

無料

スタンプラリー

5/20(日)～5/30(日)

無料

今月のエコネタ

5/20(日)～5/30(日)

無料

海洋博公園 インフォメーション

イルカプログラム		沖縄美ら海水族館	
オキナワ島舞	11:00 12:00 14:00 18:00	イルカショー	9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00
イルカショー	11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00	イルカショー	9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00

5月のご利用時間

美ら海水族館 9:00～18:00 (最終入館17:30)

動物ドリームセンター 9:00～18:00 (最終入館17:30)

海洋文化館 9:00～18:00 (最終入館17:30)

レストラン「イノー」 11:00～18:00 (最終入館17:30)

海洋博公園 地図

美ら海水族館、動物ドリームセンター、海洋文化館、イルカラグーン、グライサイブラザー噴水広場、ハイビスカス園、レストラン「イノー」の位置が示されています。

2009年
7月号
No.021

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
海洋博公園本部 〒901-8511 沖縄県那覇市浦元1-1-1 電話:0980-48-2741



無料入館日のお知らせ

7/20(祝)・国土交通DAY 対象施設/熱帯ドリームセンター、海洋文化館(沖縄県立海洋博物館資料) ※7/21(日)2009年沖縄県立海洋博物館入館無料の日(「4種伊呂波チケット」も有効)にて観覧可能です。 ※詳細は別紙をご覧ください。

海洋博公園サマーフェスティバル2009

夏の思い出づくりイベント今年も盛りだくさんです!
家族みんなで楽しみたい夏祭り、夏は思いっきり楽しむのが大好きな子どもたち、夏休みならではのイベントも盛りだくさんです!

開催期間 **7/18(日)** 会場 海洋博公園エメラルドビーチ
開場時間 14:00~22:00

ビーチフラッグ 夏祭りの定番イベント!
ビーチフラッグ大会を開催します。今年も盛りだくさんです。観戦も応援も大歓迎です!

ビーチフラッグ大会 夏祭りの定番イベント!
ビーチフラッグ大会を開催します。今年も盛りだくさんです。観戦も応援も大歓迎です!

- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会

- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会
- ビーチフラッグ大会



第31回 海洋博公園花火大会
時間/20:00~21:00
会場/エメラルドビーチ

バスツアーがオススメです。
海洋博公園を満喫するためのバスツアーをご用意しています。家族みんなで楽しむのが大好きな子どもたち、夏休みならではのイベントも盛りだくさんです!

交通情報もチェック
海洋博公園へのアクセス情報は、海洋博公園のホームページで確認できます。家族みんなで楽しむのが大好きな子どもたち、夏休みならではのイベントも盛りだくさんです!

21:00からのイベント
花火大会終了後、エメラルドビーチで21:00からのイベントを開催します。家族みんなで楽しむのが大好きな子どもたち、夏休みならではのイベントも盛りだくさんです!

深海生物写真展
開催期間 7/4(日)~7/12(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

ハス乗り体験会
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/13:00~18:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

オープニングイベント
開催期間 7/18(日)
会場/海洋博公園エメラルドビーチ
時間/14:00~22:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

ウミガメ展
開催期間 7/10(日)~8/31(日)
会場/ウミガメ館
時間/9:30~18:00

世界の最大の巨エイ・マンタ展
開催期間 7/25(日)~8/22(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

ウミガメ産卵・ウミガメ稚魚学習
開催期間 7/18(日)
会場/ウミガメ館
時間/10:00~14:00

世界の最大の巨エイ・マンタ展
開催期間 7/25(日)~8/22(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

夏休み親子水族館学習会
開催期間 8/23(日)
会場/海洋博公園水族館
時間/10:00~14:00

世界の最大の巨エイ・マンタ展
開催期間 7/25(日)~8/22(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

世界の最大の巨エイ・マンタ展
開催期間 7/25(日)~8/22(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

世界の最大の巨エイ・マンタ展
開催期間 7/25(日)~8/22(日)
会場/海洋博公園水族館4F イベントホール
時間/10:00~20:00

熱帯果実展
開催期間 7/18(日)~8/31(日)
会場/熱帯ドリームセンター
時間/9:30~18:00

海洋博公園 インフォメーション

イルカパフォーマンス	沖縄県立海水浴場	熱帯ドリームセンター	夏祭り
11:00 12:00 14:00 15:00 16:00	11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00	11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00	11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00
17:00 18:00 19:00 20:00 21:00	17:00 18:00 19:00 20:00 21:00	17:00 18:00 19:00 20:00 21:00	17:00 18:00 19:00 20:00 21:00
22:00 23:00 24:00 25:00 26:00	22:00 23:00 24:00 25:00 26:00	22:00 23:00 24:00 25:00 26:00	22:00 23:00 24:00 25:00 26:00

イベント開催場所マップ

「4時からチケット」
会場/エメラルドビーチ
時間/14:00~22:00

2009年
8月号
No.022

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3338
 施設予約受付HP TEL:0980-48-1324 施設予約直線受付HP TEL:0980-48-3338



無料入館日のお知らせ

7/20(祝)・国土交通DAY 観対象施設/熱帯ドリームセンター、海洋文化館(※沖縄県立海洋水族館は有料)
 ※夕方18:00から沖繩県立海洋水族館の入館料が3割引き(4時からチケット)本館直前口にて券が発売中で「ぜひご利用ください」

海洋博公園で楽しもう!

美ら海体験まつり

美しい海の魅力を満喫できる楽しいイベント盛りだくさん!
 いろいろな海の体験を通して自然の大切さを感じてください。

開催 8/8日	無料 ※各イベント 参加費300円	場所/エメラルドビーチ 時間/10:00~16:00
カヌー体験	10:00~16:00 参加費400円	海の幸盛りだくさんのランチ
ウミガメのふれあい体験	10:00~16:00 参加費100円	海の鳥類展示場
近畿みかん体験	10:00~16:00 参加費100円	イノー設備

夏休みカヌー体験

7/25日~8/30日
 ※期間中の土・日のみ
 場所/エメラルドビーチ 時間/10:00~17:00 参加費/1,100円
 最新の軽やかな船を駆使してカヌーで遊べる楽しいイベントです。
 ※7/25日は体験中のみ体験券が無料です。7/25以外の体験券は、体験券1枚1,100円です。

キッズウインドサーフィン体験

8/1日・20日・15日・16日
 場所/エメラルドビーチ 時間/10:00~17:00 参加費/1,100円
 最新の軽やかな船を駆使してカヌーで遊べる楽しいイベントです。
 ※7/25日は体験中のみ体験券が無料です。7/25以外の体験券は、体験券1枚1,100円です。

海の生き物とふれあおう!

世界最大の巨エイ・マンタ展

7/25日~8/22日
 場所/沖縄県立海洋水族館4F イベントホール 時間/10:00~20:00
 “マンタ”の呼び名で知られるエイの仲間であるマンタの生態から繁殖までをわかりやすく紹介します。美しいマンタの写真も必見です!

夏休み親子水族館学習会

8/23日
 場所/エメラルドビーチ 時間/10:00~16:00
 親子で楽しめる水族館学習会です。お父さん、お母さんと一緒に海の生き物について学びましょう。

夏休みマナー体験

8/16日~8/30日
 場所/マナー体験 時間/17:00~17:45
 マナーの大切さを学びます。

夏休みイルカ学習会

8/16日~8/31日
 場所/パークセンター 時間/16:30~18:50
 海の生き物について学びます。

ウミガメ展

7/25日~8/31日
 場所/エメラルドビーチ 時間/10:00~18:00
 ウミガメの生態や保護について学びます。

花と緑にふれあおう!

熱帯果実展

開催中~8/31日
 場所/熱帯ドリームセンター 時間/9:30~18:00
 熱帯果実の魅力を紹介します。

食虫植物展

開催中~8/31日
 場所/熱帯ドリームセンター 時間/9:30~18:00
 食虫植物の不思議な生態を紹介します。

花のお話と絵本作り教室

8/23日
 場所/熱帯ドリームセンター 時間/10:00~17:00
 花の話を聞きながら絵本作りを楽しみます。

ハス祭り体験会

開催中~8/31日
 場所/熱帯ドリームセンター 時間/10:00~18:00
 ハスの育て方を学びます。

※イベント実施内容は変更になる場合がございます。最新情報は各施設のHPまでご確認ください。またはお電話にてお問い合わせください。

海洋博公園 インフォメーション

イルカプログラム	イルカショー	熱帯ドリームセンター	モリス水族館
中学生以上観覧 11:00 13:00 14:00 18:00 小学生以下観覧 11:00 13:00 14:00 18:00 イルカショー観覧 13:00~18:00	一般観覧 ¥1,800 ¥1,000 ¥800 観覧券(観覧料) ¥1,600 ¥1,000 ¥800 観覧チケット ¥3,000 ¥2,000 ¥1,800 (18歳以下は) ¥1,800 ¥1,000 ¥800	一般観覧 ¥800 ¥500 観覧券(観覧料) ¥800 ¥500	一般観覧 ¥170 ¥80 観覧券(観覧料) ¥170 ¥80

イベント開催地マップ

14時からチケット! (熱帯ドリームセンター)

半額! (熱帯ドリームセンター)

2009年
9月号
No.023

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
 観光課 TEL:0980-48-3339 FAX:0980-48-3339
 観光課 E-mail: info@okawake.jp

今月のエコネタ
みどりの屋根
 環境省が推進する「みどりの屋根」は、緑の屋根を設けることで、建物周辺の気温を下げ、省エネ効果がある。また、雨水を貯留し、再利用できる。海洋博公園でも、みどりの屋根が設置されている。詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

9月いっぱい沖縄美ら海水族館は20時まで、熱帯ドリームセンター・海洋文化館は19時までオープン! 夕方からでもたっぷり遊べるよ!
 ※沖縄美ら海水族館は19時、その他の施設は18時30分に入館締めとなります

無料 海洋博公園スタンプ・クイズラリー

9/19日~9/23日

場所/海洋博公園内各所
 実施時間 9:00~16:00
 ※観覧券別途必要 9:00~10:00

キミはどこまでできるかな? さあ、挑戦しよう!
 海洋博公園オリジナルスタンプ・クイズラリーに挑戦して参加賞をゲット♪さらにスタンプとクイズの両方を制覇すると抽選(1日50名様限定)でイベントオリジナルグッズがもらえるよ!

9/19日~9/21日
風神マフヤーショー
 場所/沖波の広場 時間 1時30分(約30分間)
 7:11:00~ 8:12:00

熱帯ドリームセンター
 でもやってるよ!
スタンプラリー
常時開催
 場所/熱帯ドリームセンター
 時間/9:30~19:00
 観覧券・若林のふしな建物についでスタンプを兼ねながら楽しむ(要予約)

おすすめスポット パンコの森

知る人ぞ知る! 海洋博公園の南側に広がる「パンコの森」は、お散歩しながらの森歩き、癒れ癒れするような小径の中で、はしゃぎまわります。こぼれ落ちたお菓子の思い出にオススメです!

プラネタリウム

常時開催
 場所/海洋文化館 4F
 時間/9:30~10:00
 10:30~11:45
 13:40~14:15
 16:30~

バス乗り体験会

9/19日~9/23日
 場所/熱帯ドリームセンター
 ロータス広場
 時間/13:00~16:00(11:00)
 アマゾン内最大バスに乗る
 不思議な体験をしてみませんか?

※乗車料は別途必要です
 ※乗車料は別途必要です
 ※乗車料は別途必要です
 ※乗車料は別途必要です

フラワーガイドツアー

常時開催
 場所/熱帯ドリームセンター内温室 4階
 参加費/ランニング(1日30分コース)
 7:11:00~14:00
 園内に生育する珍しい植物をわかりやすくご紹介!
 参加者にはスペシャルプレゼントです。ぜひご参加ください!

「ランの栽培教室」その2

9/6日 参加費 800円 (ラン 1株付)
 場所/熱帯ドリームセンター
 時間/13:30~16:00
 洋ランの栽培管理と植え替え等について丁寧にお教えします!
 さまざまなランの楽しみ方、熱帯ドリームセンターの楽しみ方もあります。

黒潮探検自由観覧

開催中~9/30

無料 ※水着類の入場は有料となります

場所/沖縄美ら海水族館 4F 黒潮探検コース
 時間/10:00~20:00
 (観覧券は別途14:30~17:30は除く)
 パックカードを自由に見学できます。解説員による音声解説も1日1回開催!大水物の黒潮をのぞいてみよう!



第138回水陸記念日 海洋情報パネル展

開催中~9/15
 場所/沖縄美ら海水族館 出口広場
 時間/8:30~20:00
 サンゴ礁特有の海の深ら引きのしくみ、海図などを、1.5m x 1.5mのマルチメディアを安全に楽しむための情報をわかりやすく紹介します。

※イベント実施内容は変更になる場合があります。最新情報や休館日は各施設HP等でご確認ください

海洋博公園 インフォメーション

種類	11:00	13:00	14:30	16:15
イルカショー	11:00	13:00	14:30	16:15
イルカパフォーマンス	11:00	13:00	14:30	16:15
イルカ観察	11:00	13:00	14:30	16:15

料金	大人	小学生	幼児
一般観覧	¥1,600	¥1,200	¥600
観覧券(2日間)	¥1,400	¥900	¥400
観覧券(3日間)	¥2,000	¥1,500	¥700
観覧券(5日間)	¥3,000	¥2,000	¥1,000

施設	時間
観覧時間	
美ら海水族館	8:00~19:30
多目的観覧広場	8:00~20:00
観覧時間	
熱帯ドリームセンター	8:30~19:00
海洋文化館	8:30~19:00
沖縄美ら海水族館	8:30~20:00

料金	大人	小学生
一般観覧	¥270	¥130
観覧券(2日間)	¥230	¥100

料金	大人	小学生
一般観覧	¥170	¥80
観覧券(2日間)	¥130	¥70



10 2009年
月号
No.024

楽しさ
いっぱい

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
 海洋博公園HP: <http://okp.kanagawa.jp/> 観光交流推進協議会HP: <http://www.kanagawa.com/>

海洋博公園入館無料
ドリームセンター前駐車場

秋の都市緑化月間 10/18(日)・10/25(日)は熱帯ドリームセンターと海洋文化館が **入館無料!**
 この期間ならではの楽しいイベント盛りだくさんだよ!

公園内のたくさんの緑とふれあおう!

インテリア観葉植物展

10/10日～11/3日

入場料 無料
場所 熱帯ドリームセンター 植物展示室
時間 8:30～17:30

観葉植物を飾るには器も重要!ご家庭でオシャレにグリーンを活用するための情報をたっぷりご紹介します。

観葉植物の相談コーナー
 10/18日・10/25日
 場所/熱帯ドリームセンター 植物展示室
 時間/13:00～14:00

観葉植物をご家庭で気軽に楽しむコツから育て方など、なんでもお気軽にご相談ください。

観葉植物の苗木を無料配布!
 展示期間中の土・日・祝祭日/
 場所/熱帯ドリームセンター 植物展示室
 時間/13:00～16:00(なくなり次第終了)

熱帯ドリームセンターセレクトの観葉植物の苗木をプレゼント。
 ※1日200株 ※1回100株まで

噴水広場

苗木の無料配布

10/4日・10/11日・10/25日

無料 噴水/中央ゲート噴水広場
 時間/13:30～16:00(なくなり次第終了)

都市緑化月間の10月は噴水広場できれいなお花の咲く苗木をプレゼント!
 ※1日1000株 ※1回1人1株100株まで

※苗木は10/10日(土)～10/11日(日)の2日間、中央ゲート噴水広場の噴水が止まる場合があります。また、苗木の配布はなくなり次第終了となります。ご了承ください。

無料 ハス乗り体験会

10/18日・10/25日

無料 場所/熱帯ドリームセンター
 ロケースタンド
 時間/13:00～16:00(要予約)

アマゾンの巨大なハスに乗り、不思議な体験をしてみませんか?
 ※予約は10/10日(土)～10/11日(日)の2日間、中央ゲート噴水広場の噴水が止まる場合があります。また、苗木の配布はなくなり次第終了となります。ご了承ください。

タパ・クロス作り体験

10/18日・10/25日

無料 場所/海洋文化館 2F3キムチホール
 時間/10:00～15:30(最終受付)
 定員 100名(1回)

オセアニアの伝統的な布であるタパ、タパ作り体験しよう!

昔のおきなわ生活体験

常時開催 無料

場所/おきなわ郷土村 時代村の茶屋
 時間/10:00～15:00

沖縄の古い風情を再現したおきなわの屋上にておきなわの暮らしを体験しよう!

ジンベエザメの館

常時開催 無料

場所/沖縄美ら海水族館 常設展示場 大水槽前
 時間/11:00～17:00

ジンベエザメが立ち泳ぎでエサを食べる姿は圧巻!飼育員による解説もあります。

夕陽の広場

夕陽の広場は、夕陽もキレイで美しい遊び場もある広いスペースだよ。家族みんなで、ぜひ遊びに来てね!

10月からの海洋博公園は、営業時間が夏期から通常に戻ります!

詳しくは以下各施設HPをご覧ください

10月の水曜営業時間延長のお知らせ

10/10(土)・11/1(土)・12/31(土)

海洋博公園 10:00～17:30
 熱帯ドリームセンター 8:30～17:30
 海洋文化館 10:00～17:30

10/10(土)・11/1(土)・12/31(土)

海洋博公園 10:00～17:30
 熱帯ドリームセンター 8:30～17:30
 海洋文化館 10:00～17:30

海洋博公園 インフォメーション

オキニシロクエ	11:00 12:00 14:30	10 10分
イルカショー	11:30 14:30 15:30	10 10分
イルカショー	14:30～16:30	10分

大人	800円	900円
小児	400円	500円
学生(中学生以上)	3,400円	3,900円
学生(小学生以下)	2,600円	3,100円
高齢者(75歳以上)	3,100円	3,600円

大人	400円	450円
小児	200円	250円

大人	400円	450円
小児	200円	250円

10月のご利用時間

海洋博公園 8:00～18:00
 水産館(内蔵区域) 8:00～19:00

熱帯ドリームセンター 8:30～17:30
 海洋文化館 10:00～17:30
 沖縄美ら海水族館 10:00～18:30

イベント開催場所

11月号
2009年
No.025

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
 観光課 0980-48-2741 <http://www.okinawa-expo.jp/> 観光課 0980-48-3339 <http://www.okinawa-expo.com/>

海洋博公園NEWS
西の島(うりづみ) 10/21

11月の水族館営業時間延長のお知らせ 11/1(日)-2(月)-3(水)-21(土)-22(日)-23(祝)

「4時からササギ」を利用してゆっくり楽しめるよ〜 上記の期間は、水族館の通常営業時間から1時間延長して営業!

秋を満喫! 海洋博公園オータムフェスティバル09

沖縄や西太平洋の歴史・文化を感じてみよう! 親子が一緒に楽しめるイベントをご用意しました! 11/21(土)~11/23(日)

伝統工芸品・民具作り体験

場所/おきなわ郷土村など
お父さん、お母さんと一緒に伝統的な工芸品や着なごらの道具作りチャレンジしよう!

やんばるの食文化の体験

場所/おきなわ郷土村など
自然豊かなやんばるの海と山の恵みを生かしておいしい食べちゃおう!

海洋文化館 民族芸能披露 カパハカ

場所/海洋文化館・積水広場(各所1日のみ公演予定)
ニュージーランド・マオリ族の伝統芸能「カパハカ」も披露!「おきなわワークショップ」も開催予定! 食文化体験してみませんか?
*場中演奏での公演は無料となります

他にも楽しいイベントを予定しているよ! ぜひ遊びに来てね!

※各体験は定員に達し次第終了させていただきます。イベントの詳細についてはお電話にお問い合わせください

ブーゲンビリア展
11/7(土)~11/29(日)

場所/海洋ドリームセンター
時間/8:30~17:30(入館は17:00まで)
沖縄の四季でもおなじみブーゲンビリアを色とりどりに楽しむよ!

ブーゲンビリアの苗木を無料配布!
展示期間中の土・日・祝日
場所/海洋ドリームセンター 園芸課
時間/13:00~16:00(なくなり次第終了)
ブーゲンビリアの苗木をプレゼントします。
*お電話予約 (0980-48-2741)

鬼餅作り体験
11/7(土)・11/8(日)

場所/おきなわ郷土村
時間/13:00~15:00
各日50名程度(先着100名)の申し込みも受付!

※お電話予約 (0980-48-2741) 受付可能!

植物のクラフト作り

場所/海洋ドリームセンター 園芸課
時間/13:30~17:30
自然の恵みを生かしてのクリスマスリース作りやどんぐりクラフト作りが体験できますよ!
※10名以上は要予約

第31回海洋博公園 全国トリムマラソン大会
2010年11月20日(日)開催!

11/20(日)~12/20(日)

詳しくは海洋博公園 観光課 <http://www.okinawa-expo.com/>

※イベント参加内容は変更になる場合があります。最新情報は海洋博公園HP等で確認、またはお電話にも問い合わせください。

海洋博公園 インフォメーション

イルカプログラム

イルカショー	11:00	13:00	14:30	(日・祝日)
イルカショー	11:30	13:00	15:00	(日・祝日)
イルカショー	12:30	13:00		要予約

沖縄県立海水浴場

入場料	大人	小人	小学生
一般	¥1,000	¥700	¥300
団体(5人以上)	¥1,400	¥900	¥300
団体(10人以上)	¥1,000	¥700	¥300
団体(20人以上)	¥1,000	¥700	¥300

海洋ドリームセンター

入場料	大人	小人
一般	¥270	¥240
団体(10人以上)	¥230	¥200

海洋文化館

入場料	大人	小人
一般	¥170	¥90
団体(10人以上)	¥80	¥30

団体予約は別途料金がかかります

11月のご利用時間

※11月1日(土)は、海洋博公園管理センターが臨時休業です。

観覧時間
海洋博公園 8:00~18:00
水族館観覧区域 8:00~18:00

園芸時間
海洋ドリームセンター 8:30~17:30
海洋文化館 8:30~17:30
沖縄県立海水浴場 8:30~18:30
*入館は前日の19時、18時、17時、16時、15時、14時

イベント開催場所

海洋博公園

別紙-340

2009年
12月号
No.026

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
 無料案内図1冊! <http://okp.or.jp/> 無料案内の請求書1冊! <http://www.okp.or.jp/>

海洋博公園NEWS
屋根のない水族館

海洋博公園からのお知らせ

休園・休館のお知らせ
12/2(水)・3(木)
 年末年始の休園・休館期間となります。
 休園期間中は、園内各施設が休園・休館となります。

12月の水族館営業時間延長のお知らせ
「4時からチケット」を利用してゆっくり楽しめます。
 12/1(水)・4(金)・29(水)・30(木)・31(金)
 夜間の観覧は、本館の観覧券
 期間から「夜間観覧」が実施!

ハイビスカス展
12/4(金)～12/27(日)

入場のみ 場所/熱帯ドリームセンター 園内など
 時間/9:30～17:30(入場は17:00まで)

冬場でも鮮やかに咲く熱帯の花、ハイビスカスを約500種展示!さまざまな色や形の花をお楽しみください。

ハイビスカスティーの無料試飲
展示期間中
 場所/熱帯ドリームセンター
 スタックスホール
 時間/9:30～17:00
 ビタミンCたっぷり、おいしい味わいのお茶をお試しください!

苗木の無料配布
展示期間中の土・日・祝日
 場所/熱帯ドリームセンター 園内
 時間/13:00～開園まで
 ハイビスカスの苗木をプレゼントします。
 (1日500株限り、1回1鉢まで)

黒潮探検 自由観覧
12/19(日)～1/11(日)

無料 ※水族館の入館は有料となります
 場所/沖縄海洋水族館 4F 黒潮探検コース
 時間/9:30～18:30(入館は16:00)
 ※観覧券は別途販売(12/29(火)～31(金))
 1/1(祝)～3(日) 9:30～11:00
 6:30～19:30(入館は19:00)
 (休館日は14:30～17:30は除く)

大人も! 黒潮の海パンクサーズを見学できる! 黒潮探検は自由観覧として受付に続いて冬休みも開催! 観覧料による観覧券は1日限りとなります。

冬休みマナーティーしく体験
12/24(日)～12/26(日)
1/1(日)～1/3(日)

無料 場所/マナーティー館
 時間/16:30～17:15(予定)

マナーティーにエッセイあげたり、マナーティーの作りかたやコトの通いについて楽しく学べます。

冬休みイルカ学習会
12/26(日)～1/3(日)

無料 場所/パークセンター 及びイルカコウゴン棟
 時間/15:00～16:30

イルカの体の特徴や冬の保護活動について飼育員が教えてくれるよ! イルカコウゴン棟では保護/飼育の展示もあります。

**アダンを使った
沖縄玩具作り体験**
12/25(日)～12/30(金)

無料 場所/石巻なわばり村
 時間/10:00～16:00

海産物アダンを使った沖縄の玩具作り体験! 自分だけのオリジナルアダン玩具を作ろう!

植物のクラフト作り
常時開催中

場所/熱帯ドリームセンター 園内
 時間/9:30～17:30

アダンを使ったオリジナルクラフト作り体験! 自分だけのオリジナルクラフトを作ろう!

**第31回海洋博公園
全国ドリムマラソン大会**
2010年1月17日(日)開催
 12/20(日)申込締切!

新書果報で〜びる!
2010.1/1(日)～1/3(日)

時間/9:00～17:00(予定)
 2010年4月5日はイベント盛りだくさんの海洋博公園で楽しみよう!



※イベント開催内容は変更となる場合がございます。最新情報や詳細は公開HPでご確認ください。

海洋博公園 インフォメーション

イルカプログラム

種別	11:00	12:00	14:30	16:00
オキナワイルカ	11:00	12:00	14:30	16:00
イルカショー	11:00	12:00	14:30	16:00
イルカショー	11:00	12:00	14:30	16:00

沖縄美ら海水族館

種別	大人	小人	幼児
一般観覧	¥1,800	¥1,200	¥600
特別観覧券	¥1,400	¥900	¥400
特別観覧券	¥2,800	¥1,800	¥900
特別観覧券	¥1,800	¥1,200	¥600

熱帯ドリームセンター

種別	大人	小人
一般観覧	¥870	¥400
特別観覧券	¥800	¥400

海響文化館

種別	大人	小人
一般観覧	¥170	¥80
特別観覧券	¥80	¥40

12月のご利用時間

開園時間
 海洋博公園 8:00～18:00
 水族館前地区 8:00～19:00

閉園時間
 熱帯ドリームセンター 8:30～17:30
 海洋文化館 8:30～17:30
 沖縄美ら海水族館 8:30～18:30

イベント開催場所マップ

※は、別表を参照してください。
 (H)は、H1まで!
 (H)への通り抜けは可能です。

「4時からチケット」
 12/19(日)～1/11(日) 9:30～19:30
 1/1(日)～1/3(日) 9:30～19:30

熱帯ドリームセンター
 特別観覧券 **半額!** 大人 ¥870 → ¥435
 小人 ¥400 → ¥200

楽しく遊ぶ 海洋博公園

2010年
1月号
No.027

楽しさ
いっぱい

海洋博公園イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
観光情報センター http://okk-park.jp/ 沖縄観光情報センター http://www.okkinfo.com/

海洋博公園NEWS
千原亜由 新聞リリースセンター
0980-48-3339
0980-48-3339
0980-48-3339

水族館営業時間延長のお知らせ 12/29(水)・30(木)・31(金)・1/1(土)・2(日)・3(月)・9(土)・10(日)・11(月)
 「4時からチケット」を利用してゆっくり楽しめるよ〜♪ 上記の期間は、水着の貸借受付時間から(情報提供して18:30まで営業(入館は営業の1時間前まで))

ウレシイ特典がいっぱい「沖縄美ら海水族館」

美ら海おでかけキャンペーン

12/26日~3/31日

コンビニ・道の駅・旅行会社などのキャンペーン参加店の協賛店舗
 美ら海おでかけ券(1000円)を各店舗で販売中
 美ら海おでかけ券(1000円)を各店舗で販売中
 美ら海おでかけ券(1000円)を各店舗で販売中

美ら海冬休み4時からプレゼント

12/26日~1/6日

沖縄美ら海水族館 入口 ロビー
 午後4時から水族館内入館したいた方を対象に毎週プレゼント(ポトまたは水着着せ替えオジジおグッズをぬいぐるみプレゼント)

年間パスポート特典大幅拡大!

12/26日~

- お買い物10%割引(※)・お食事券10%割引(※)
- 遊覧車の乗り放題券(※)・それぞれお土産プレゼント!
- 売店やレストランで10%割引!
- 遊覧車の乗車無料

※詳しくはHPをご覧ください

新喜果報で〜びる

1/1日~1/30日

※各イベントは開催日・時間帯が異なります。詳しくは海洋博公園HPをご覧ください

餅の振る舞いと新春ステージ!

場所/噴水広場

餅つき体験・振る舞い 正月遊び演習
 餅つき体験/9:30~15:30 餅つきついで/12:30~16:00
 振る舞い/9:40~16:00

他にもいろいろ
 ●伝統舞踊 ●エグザイブ ●琉球舞踊とアーティストの演奏
 ●創作舞踊「新春夢」 ●琉球舞踊と獅子舞、エイサーの演奏
 ●放り投げ(放り投げ) ●放り投げ ●放り投げ

※イベント参加からRQOKラジオ出演「アーティスト」バラエティ
 1/1(祝) 12:00~19:00 出演ゲスト:しほり、Glean Place

沖縄の伝統に触れる体験がいっぱい!

場所/おきなわ文化館

カープ(琉球)・琉球舞踊 琉球舞踊付体験
 10:00~15:30 9:00~16:00

他にもいろいろ
 ●カープ作り体験 ●カープ作り体験
 ●琉球舞踊 ●琉球舞踊

屋内のお正月遊び!

場所/おきなわ文化館

クレーンゲーム体験 電子遊藝機付体験
 9:00~15:00 9:00~15:00

他にもいろいろ
 ●琉球舞踊オジジおグッズ作り体験
 ●室内で楽しむ正月遊び(カゴ・カゴ・カゴ)

※「各体験」や「振る舞い」は定員に達し次第終了となります

映画「オーシャンズ」特番上映

12/29(水)~1/3(日)

※水着着せ替えは無料となります

場所/沖縄美ら海水族館 美ら海シアター
 時間/18:00~19:30(夜間120名/日)

海洋公園ミュージアム映画「オーシャンズ」の特番上映に、最新のメイキング映像や沖縄美ら海水族館スタッフのインタビューを交えた特別番組を上映します!

海洋博公園 わくわく夜のイルカ広場

12/29(水)~1/3(日)・1/9(土)~1/11(月)

仔ガメとのふれあい 夜のイルカショー

時間/17:00~18:00

マナーの水中鑑賞

時間/18:00~18:15

下支(水と)水着

12/27日~1/3日

場所/沖縄美ら海水族館「サンゴ広場」水着貸借所
 時間/貸借受付中

黒潮探検 自由鑑賞

12/19日~1/11日

場所/沖縄美ら海水族館 4F 黒潮探検コース
 時間/9:30~11:30(入館時)9:00~10:00
 観覧料/大人1,000円(12/26日)2,000円(1/10日)
 1,000円(12/27日)1,000円(1/11日)
 小3~12歳1,000円(12/26日)1,000円(1/10日)
 1,000円(12/27日)1,000円(1/11日)

2010年も海洋博公園へ遊びに来てね!

第31回海洋博公園 全国トリムマラソン大会

1/17(日)9:30スタート

詳細はHPをご覧ください

冬休みマナーしいく体験

12/24日~12/26日
 1/10日~1/30日

場所/マナー館
 時間/16:30~17:15(45分)

マナーにエッセイをつけたり、マナーの由来やジュゴンとの関わりについて知ることができます。

冬休みイルカ学習会

12/26日~1/3日

場所/パークセンター2Fイルカラウンジ
 時間/15:00~15:20

イルカの体のしくみや海の生き物について興味を持ってください。イルカラウンジでは観察パネルも展示しています。

※イベント実施内容は変更になる場合がございます。最新情報や詳細は公園HP等でご確認ください。またはお電話にてお問い合わせください。

営業時間	観覧料	イルカプログラム	「4時からチケット」
海洋博公園 8:00~18:00 水着貸借所 8:00~19:00	観覧料センター 8:30~17:30 美ら海シアター 8:30~17:30 沖縄美ら海水族館 8:30~18:30 19:00~19:30(夜間120名/日)	イルカプログラム 11:00 13:00 14:00 15:00 イルカセンター 11:00 13:00 15:00 16:00 イルカ観覧 13:30~17:30 20分	11:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00

沖縄美ら海水族館	美ら海トリムセンター	海洋博公園
一般 大人 ¥1,000 ¥1,000 ¥1,000 小3~12歳 ¥500 ¥500 ¥500 4歳以下 ¥200 ¥200 ¥200	一般 大人 ¥670 ¥340 小3~12歳 ¥330 ¥170	一般 大人 ¥170 ¥80 小3~12歳 ¥80 ¥40

「4時からチケット」は、12/26日(水)~1/3日(日)の期間限定で販売いたします。

2010年
2月号
No.028

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
管理センターEメール http://mail.park.jp/ 管理センターWebサイト http://www.hokuyoku.com/

海洋博公園NEMO
サトウシラが見える!?

美ら海 花まつり

1/30日~2/28日



- カラフルな花茶サービス** 期間中毎日 ①10:00~②12:00~③14:00~④16:00~
数量有限200名
- 香の花を食べてよう** 期間中の土・日・祝日 ①11:00~②13:00~③15:00~
数量有限200名
- 寄せ植えプランター販売** 2/14(日)~21(日) ①10:00~②14:00~
数量有限250名
- ハンギングバスケット販売** 2/14(日)~21(日) ①10:00~②14:00~
数量有限250名
- フラワーミュージックライブ** 期間中の土曜日 ①11:00~②13:00~ エスターン・サウ
③14:00~④16:00~
- ① さいずあす・1/30(土)
 - ② 神楽千景・2/6(土)
 - ③ 上原麗子・2/27(土)
- ハワイアンフラ** 2/7(日)~21(日) ①12:00~②14:00~
- 親子舞とエイサー舞の鑑賞会** 2/11(日)~14(日) ①11:30~②13:30~
- 沖縄音楽ライブ「茶やから」** 2/14(日) ①12:00~②14:00~
- ストリートダンスパフォーマンス** 1/31(日)~2/28(日) ①11:30~②13:30~③15:30~
- ストリートパフォーマンス** 期間中の土・日・祝日 10:00~16:00 数量無制限
- フラワーマンの「花のクイズラリー」** 期間中の土・日・祝日 10:00~16:00

国内最大級の洋ラン展示会! 沖縄国際 洋蘭博覧会

2/6日~2/14日

- オーキッドコンサート** 期間中毎日 ①11:30~②13:00~③14:30~
- オーキッドブライダル** 2/11(日) ①12:00~②14:00~
2/13(土)~14(日) 13:00~
- ラン愛好家 子ども達が咲かせた
ランの展示会** 期間中毎日
- ラン愛好家 クイズラリーに
チャレンジ!!** 期間中毎日
- ラン愛好家 60分~80分コリス
ドンドロマ
興演発表会** 期間中毎日 9:30~

- みんなで気軽に参加しよう!
- ランの栽培講習** 期間中中止-日 15:00~16:30
- コサージュ講習** 2/6(土)~2/8(月) 10:30~12:30 先着100名/日
- ランに関する講演会** 2/6(土) 受付15:00 講演会15:30~16:30
場所・琉球大学洋蘭栽培施設 定員100名 ※要事前予約
- いけばな展-いけばな教室** 2/11(日)~2/14(日)
①いけばな展/9:30~17:30
②いけばな教室/10:00~16:00 先着100名/日
- 押し花展-押し花体験教室** 2/11(日)~2/14(日)
①押し花展/9:30~17:30
②押し花体験教室/10:00~16:00 先着100名/日

- 海洋文化館**
- おきなわ園土村**
- 紙バンドで花を作ろう!** 2/7(日)~21(日) ①10:00~②14:00~ 定員100名/日
- ハーブキャンドルを作ろう!** 1/30(土)~2/6(土)~13(土) 10:00~16:00 定員100名/日
- 花のポップアップカードを作ろう!** 2/11(日)~20(土)~27(土) 10:00~16:00 定員100名/日
- ココ(花の鑑賞)を作ろう!** 2/7(日)~21(日) ①11:30~②13:30~③15:30~ 数量無制限

園林マナーショー 2/13日

※園林マナーが必須なプログラム「マナー」は園林のイベントでもあります。詳細は管理センターをご覧ください

●ランの栽培相談コーナー&ガイドツアー
●洋蘭プレゼントクイズ ●展示部発表会

※園林チケットを併せて 入館 半額!

大人 ¥670 → ¥330
小人 ¥340 → ¥170

※動物ドリームセンター-臨時休園のお知らせ:
2/6(土)と2/15(日)は鳥獣の被害-被害の為、休園とさせていただきます

ツバキ展 2/11日~2/14日

※期間中、動物園-琉球大学洋蘭栽培施設 9:30~17:30

黒糖作り体験 2/13日~2/14日

場所/おきなわ園土村 時間/10:00~14:00
※予約/おきなわ園土村 098-933-1111

ウレシイ特典がいっぱい
「沖縄美ら海水族館」

美ら海おでかけキャンペーン 実施中~3/31日

年間パスポート特典大拡大大!

※美ら海水族館-美ら海水族館 098-933-1111

イルカふれあい体験 土・日・祝日開催

場所/イルカアクト 時間/10:20~10:50(90分間) ※雨天決行

イルカと触れあいたいならイルカふれあい体験がおすすめ!
イルカと触れあいたいならイルカふれあい体験がおすすめ!
イルカと触れあいたいならイルカふれあい体験がおすすめ!

※イベント実施内容は変更になる場合がございます。最新情報や詳細は公開HP等でご確認ください。またはお電話にお問い合わせください

海洋博公園 インフォメーション	2月の ご利用時間	観覧時間	入館時間	イルカプログラム	イルカプログラム	イルカプログラム	イルカプログラム
		海洋博公園-----8:00~18:00 水族館展示区域-----8:00~19:00	動物ドリームセンター-8:30~17:30 海洋文化館-----9:30~17:30 沖縄県立海洋博物館-----9:30~18:30 ※詳細は公開HP: http://www.hokuyoku.com/	イルカふれあい体験 10:20 10:50 11:20 11:50 イルカフーズショー 11:20 11:50 12:20 12:50 イルカ観察会 13:00~13:30	イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカ観察会 13:00~13:30	イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカ観察会 13:00~13:30	イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 イルカ観察会 13:00~13:30

イルカプログラム 観覧
イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカ観察会 13:00~13:30 20席

イルカプログラム 観覧
イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカ観察会 13:00~13:30 20席

イルカプログラム 観覧
イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカ観察会 13:00~13:30 20席

イルカプログラム 観覧
イルカふれあい体験 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカフーズショー 11:20 13:00 14:20 16:00 18/18席
イルカ観察会 13:00~13:30 20席

3月号
2010年
No.029

楽しさ
いっぱい

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
 広報情報HP <http://ok-park.jp/> 海洋博公園ホームページ <http://www.kaiyopark.com/>

海洋博公園のイベント
子どもから大人まで楽しめる開演!

3月から 夏期時間 スタート!

水族館は20時まで開館だから園内を
散策した後でもたっぷり賞観できるよ!

**17:00からは
ジンベエザメの
エサやり**

迫力です!!

**美ら海シアターは
18:30にも上映!**

シアター内「水産館」から眺める
「美ら海の海」大水槽も必見!
※上映時間および上映日にシアター内
R&UTもご注意ください

**オキちゃん
劇場は
18:00も
開催だよ!**

1日5回
開催!

ご利用時間(3~9月)

沖波館(水族館)
8:30~20:00 ※入館は18:00まで

美ら海公園
8:00~20:00 (水族館開館区域)
8:00~19:30 (上記以外の区域)

※本園動物の飼育は20時まで(入館時間とは別)
※エゾトラドレインは入館からの受付開始

ご好評につきロングラン!
黒潮探検 自由観覧

3/20日~5/9日

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

**春休み
イルカ学習会**

3/27日~4/4日

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

三線演奏体験

3/6日・3/7日

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

植物のクラフト作り

常時開催中

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

フラワーガイドツアー

常時開催中

※お申し込み不要
※お申し込み不要
※お申し込み不要

ウレシイ特典がいっぱい「沖縄美ら海水族館」

**美ら海おでかけ
キャンペーン**

実施中~3/31

年間パスポート特典大拡大大!

お買い得の年間パスポート・お食事・お土産
それぞれがそれぞれプレゼント!

売店やレストランで10%割引!
遊覧車の優先乗車!

**海洋博公園
インフォメーション**

3月のイベント

開催日時	開催内容
3/6日(土) 10:00~18:00	三線演奏体験
3/7日(日) 10:00~18:00	三線演奏体験
3/20日(土) 10:00~19:00	黒潮探検 自由観覧
3/27日(土) 10:00~15:20	イルカ学習会

イルカプログラム

時間	内容
11:00	イルカショー
12:00	イルカショー
13:00	イルカショー
14:00	イルカショー
15:00	イルカショー
16:00	イルカショー
17:00	イルカショー
18:00	イルカショー
19:00	イルカショー

美ら海水族館

料金	大人	小人	幼児
一般	¥1,800	¥1,000	¥500
団体(10人以上)	¥1,400	¥800	¥400
年間パスポート	¥2,000	¥1,400	¥800
3歳以下	¥1,200	¥800	¥400

美ら海ドリームセンター

料金	大人	小人	幼児
一般	¥670	¥340	¥170
団体(10人以上)	¥520	¥260	¥130

海洋文化館

料金	大人	小人	幼児
一般	¥170	¥80	¥40
団体(10人以上)	¥130	¥60	¥30

海洋博公園

2010年
4月号
No.030

楽しさ
いっぱい!

海洋博公園 イベント情報

海洋博公園管理センター TEL:0980-48-2741 FAX:0980-48-3339
海洋博公園HP <http://oki-park.jp/> 海洋博公園海水浴場HP <http://www.okiyouthaku.com/>

海洋博公園NEWS
オキちゃんがんばってます!

オキちゃん劇場移転!



無料 4/29祝 OPEN!
場所はイルカラウンの隣りになります
4/28(水)の「オキちゃんショー」は、動物園移転のため休演いたします。
4/28(水)の「オキちゃんショー」は、動物園移転のため休演いたします。

イルカプログラム変更のご案内

新施設への移転に伴い、これまでイルカラウンで行っていた「イルカラウンショー」は終了し、代替プログラムとして「ダイバーショー」が新たに実施されます。
なお「イルカ劇場」は「イルカふれあい体験」はこれまでどおりイルカラウンで行います。

演目名	イルカプログラム	実施状況
オキちゃん劇場(休演)	オキちゃんショー	休演
イルカラウン	イルカラウンショー	予定どおり実施
	イルカ劇場	予定どおり実施
	イルカふれあい体験	予定どおり実施

演目名	イルカプログラム	実施状況
オキちゃん劇場(休演)	イルカショー	予定どおり実施
イルカラウン	ダイバーショー	予定どおり実施
	イルカ劇場	予定どおり実施
	イルカふれあい体験	予定どおり実施

第24回 海洋博公園 マーチング・バンド フェスティバル

4/29(祝)
場所/清水広場
北部地区の小中高生を中心としたマーチングバンドの祭典! 息ピッタリの演奏は必見です!

ご好評につきロングラン! 黒潮探検 自由観覧

開催中~ 5/9日
※水族館の入館は有料となります
場所/沖繩県海水浴館 4F 黒潮探検観覧通路
時間/10:30~14:30 ②17:30~20:00(19:30入館開始)
観覧料/10:30~14:30 11:30、12:00、12:30、13:30、14:00、14:30、18:30
黒潮の海大水槽の裏側を見学できる人気、メニュー「黒潮探検」が、予約不要の自由見学に! 解説員による解説も自由に聞くことができます。
※観覧料は別途観覧券1430~1730は、生協の安全遊園券の大人券不可

エメラルドビーチ 4/1(祝)で遊泳開始!

4/1(祝)~10/31日
4/1(祝)~9/30(木).....8:30~19:00
10/1(金)~10/31(日).....8:30~17:30
※シャワー・更衣室の稼働も10/30(10月)は17:30までです
コインロッカー.....¥100
タオル貸出セット.....¥1,000
環境省指定「海水浴場百選」にも選ばれたとてもキレイなビーチがいよいよ再開!

フラワーガイドツアー 常時開催中

場所/動物ドリームセンター内温室 4棟
集合場所/ランニング(フアレノブス遊覧入口)
時間/毎日2回(1回30分コース) ①11:00~ ②14:00~
4月は宝石のヒスイのような色をした綺麗な花、「ヒスイカズラ」の咲く頃です。珍しい植物がいっぱいの園内をガイドさんと一緒に散策してみませんか? 参加費にはスペシャル特典もあります。
定員 各回15名
参加費 各回15名

HPでも海洋博公園の情報をチェック!
イベント情報はもちろん、園内施設の情報も詳しく紹介しているよ!
HPにアクセスしてみね。
海洋博公園HP <http://oki-park.jp/>

イルカプログラム

プログラム名	時間	料金
オキちゃん劇場	10:30 12:00 14:30 18:30	1000円
イルカラウンショー	11:30 13:30 15:30 17:30	1000円
イルカ劇場	12:30~13:30	1000円

4月のご利用時間

施設名	時間
海洋博公園	8:00~19:30
水族館観覧区域	8:00~20:30
動物ドリームセンター	8:30~18:00
海洋文化館	8:30~19:00
沖縄県海水浴館	8:30~20:00

海洋博公園 インフォメーション

イベント開催地マップ

動物ドリームセンター

料金	大人	小人
一般料金	¥970	¥340
観覧(20名以上)	¥930	¥400

海洋文化館

料金	大人	小人
一般料金	¥170	¥80
観覧(20名以上)	¥80	¥30

ニュースリリース

平成21年度のニュースリリース（発信日、件名、取材数）を示す。

1) 海洋博覧会地区

発信日	件名	取材数	カテゴリ
21.4.1	「沖縄美ら海水族館」「熱帯ドリームセンター」「海洋文化館」 ゴールデンウィーク無料入館日のお知らせ	5	イベント
21.4.21	毒蛇の名を冠したラン 「コブラオーキッド」開花！	4	植物
21.4.23	「沖縄美ら海水族館」「熱帯ドリームセンター」「海洋文化館」 ゴールデンウィーク無料入館日のお知らせ		イベント
21.4.23	大切に育てて11年、絶滅寸前のラン開花 「イリオモテラン」展示公開中！	3	植物
21.4.23	花の炎が樹を包む！ 「マヨデンドロン・イグネウム」開花！	0	植物
21.5.8	美しいランの世界へようこそ！ 「ランの栽培教室」実施！	0	植物
21.5.12	昨年の倍、8万輪！花のシャワーに包まれて… オンシジウム満開！展示公開中	2	植物
21.6.3	沖縄で古くから愛されてきた花 『サンダンカ展』開催！	5	植物
21.6.3	伝統の技術を体験・体感しよう！ 『琉球藍染織体験』参加者募集！	0	イベント
21.6.10	巨大ランの怪奇！1つの茎から2種類の花?? 「ディモルフオルキス」開花！	2	植物
21.6.27	爽やかに香る植物界のサラブレッド 「グラマトシンビジウム」初展示！	3	植物
21.7.6	7/18開催 10,000発の花火で魅せる！！ 海洋博公園サマーフェスティバル2009	3	イベント
21.7.16	未来に残したい沖縄の宝 沖縄の絶滅危惧植物展	2	植物
21.7.16	7/18開催 10,000発の花火で魅せる！！ 海洋博公園サマーフェスティバル2009		イベント
21.7.17	学んで・遊んで・自由研究にもお役立ち！ 海洋博公園「夏休みイベント情報」	12	イベント
21.7.20	〈8/1～8/30〉エサやりなどを通じ、生き物をじっくり観察しよう マナティー—しいく体験を開催します！	0	動物
21.7.20	7/21～7/31 海洋博公園内施設 「マナティー館」臨時閉館のお知らせ	0	その他
	カメハメハ大王も食べたかも！？ 「フィリバナナ」初結実！	8	植物
21.7.27	くらしに生かす“緑”の知恵！ 「都市緑化技術講習会」開催！	0	植物
21.7.30	一千年の木に咲く白いクラゲ 「アフリカバオバブ」開花！	8	植物
21.7.31	8/1～ 海洋博公園内施設 「マナティー館」開館のお知らせ	0	その他
21.8.5	台風8号接近により、「美ら海体験まつり」延期 8/8(土)→8/22(土)へ	0	その他
21.8.13	8/16(日)「うーみん」・「うみまる」が教えてくれる！ 「マリンレジャー事故防止啓発活動」	0	イベント
21.9.5	身近な生活にランの香りを！ ランの栽培教室 開催！	0	植物
21.9.10	大好評のハス乗り体験会にスタンプラリー！ 琉神マフヤーもやってくる！ 海洋博公園「9月イベント情報」	3	イベント
21.9.16	開催中～9/30 子どもと楽しむ新企画開催！ 展示会「海洋博公園でみられる鳥たちと植物」	4	植物
21.9.28	海洋博公園・沖縄美ら海水族館 10/1からの開園・開館時間のお知らせ	0	その他
21.10.8	～おしゃれに楽しむ器と観葉植物～ 「インテリア観葉植物展」初開催！	5	
21.10.9	《速報》国営沖縄記念公園 おかげさまで1億人達成！ 10/13(火)「入園者1億人達成記念式」実施！	8	イベント

発信日	件名	取材数	カテゴリ	
21. 10. 10	樹上の可憐なイソギンチャク？	「ハウガンボク」開花！	0	植物
21. 10. 13	10/13(火)国営沖縄記念公園	入園者1億人達成！		その他
21. 10. 15	～環境・健康により最新の観葉植物とその楽しみ方～	「最新のみどりに関する講演会」開催！	0	植物
21. 10. 16	「熱帯ドリームセンター」「海洋文化館」	無料入館日のお知らせ	0	イベント
21. 10. 16	オセアニアの生活文化を体験！	「タパ・クロス作り体験」開催	0	イベント
21. 10. 23	“エコペレット”でおしゃれに楽しむ	「ミニ観葉植物教室」初開催！	0	植物
21. 11. 6	月桃が香る、沖縄の冬の風物詩	「鬼餅作り体験」開催！	1	イベント
21. 11. 6	花言葉は“情熱”！200鉢が咲き乱れ	「ブーゲンビレア展」開催！	2	植物
21. 11. 8	11/22(日)、23(月)4年ぶりに石垣島へ	「美ら海移動水族館」開催！	10	イベント
21. 11. 13	海洋博公園・沖縄美ら海水族館含む園内全施設	12/2(水)3(木)休園・休館	0	その他
21. 11. 18	11/21～11/23文化の秋を体験しよう♪	「海洋博公園オータムフェスティバル09」開催！	1	イベント
21. 12. 4	1月17日開催決定“遅いあなたも主役です”	第31回海洋博公園全国トリムマラソン参加者募集中!	1	イベント
21. 12. 4	「ハイビスカスツリー」や「新品種への名付け企画」も!	12/4～「ハイビスカス展」開催	4	植物
21. 12. 16	12/29～1/3、1/9～1/11「仔ガメとのふれあい」 「夜のイルカショー」「マナーの水中給餌」 など初ものづくり!	「海洋博公園わくわく夜のイルカ広場」開催決定	2	イベント
21. 12. 21	第31回海洋博公園全国トリムマラソン大会	募集期間延長!12/24まで	0	イベント
21. 12. 22	ランの「なぜ?ナニ?」を出前授業!	兼次、天底小学校ラン教室(12/24)	1	植物
21. 12. 22	餅つき、エイサー、琉球舞踊…沖縄の正月を体験!	「新春果報で一びる」開催	1	イベント
21. 12. 31	餅つき、エイサー、琉球舞踊…沖縄の正月を体験!	「新春果報で一びる」開催		イベント
22. 1. 14	今年のテーマは「ラン宮殿」	沖縄国際洋蘭博覧会開催！	9	植物
22. 1. 17		第31回海洋博公園全国トリムマラソン大会結果速報	2	イベント
22. 1. 18		第31回海洋博公園全国トリムマラソン大会結果(最終版)		イベント
22. 1. 21	花を味わい、花で遊び、花と触れ合う30日間	1/30～2/28「美ら海花まつり」開催！	3	イベント
22. 1. 29	沖縄国際洋蘭博覧会開催にちなみ	那覇空港に「ラン・ドレス」登場！	1	植物
22. 1. 29	花を味わい、花で遊び、花と触れ合う30日間	「美ら海花まつり」明日から開催！		イベント
22. 2. 3	ツバキの名作、一堂に集結！	2/11～14「ツバキ展」開催	2	植物
22. 2. 3	テーマは「ランの楽園：日本とミャンマー」	「ランに関する講演会」参加者募集！	0	植物
22. 2. 3	サーター車を廻して絞る本格派！	「黒糖作り体験」参加者募集	1	イベント
22. 2. 5	2/6～2/14今年のテーマは「ラン宮殿」	沖縄国際洋蘭博覧会 開催！		植物
22. 2. 5	沖縄国際洋蘭博覧会	入賞作品 決定！	1	植物
22. 2. 22	海洋博公園・沖縄美ら海水族館	3/1～開園・開館時間「夏期」期間へ！	0	その他
22. 2. 28	本日2/28(日)13:00から津波の影響で、一部利用制限	園内の一部区域を立ち入り禁止区域に	3	その他
22. 3. 1	海洋博公園・沖縄美ら海水族館	本日3/1(月)より通常どおり開園・開館	0	その他
22. 3. 2	4/29(祝)から新施設へ！移転のため一部ショーを休演・終了	「オキちゃん劇場」移転のお知らせ		その他
22. 3. 18	沖縄の果樹～かんきつとマンゴーの管理～	熱帯植物管理技術講習会 3/26開催！	0	植物

2) 首里城地区

発信日	件名		取材数	カテゴリ
平成21年10月7日	首里城公園(台風18号の接近)	本日10/7(水)通常開園・開館		その他
平成21年10月7日	第6回「冊封儀式」	実施に伴う修学旅行等の団体写真撮影について		イベント
平成21年10月14日	第6回「冊封儀式」	実施に伴う修学旅行等の団体写真撮影について		イベント
平成21年10月22日	第6回「冊封儀式」	実施に伴う修学旅行等の団体写真撮影について		イベント
平成21年10月29日	琉球王国最大の儀式	第6回「冊封儀式行列・冊封儀式」開催!	4	イベント
平成22年2月2日	首里城公園 開園・開館時間	変更(予定)のお知らせ		その他

警備員の配置及び入園者カウント方法等

1. 配置場所

【海洋博覧会地区】

中央ゲート 北ゲート(立駐入口) 南ゲート 備瀬ゲート 通用門(立駐3階出口)

【首里城地区】

歓会門 木曳門 久慶門

2. 要員の配置

【海洋博覧会地区】

北ゲート(立駐入口)以外の場所には、警備業務と入園者カウントを兼ねた警備員を1名配置する。
北ゲート(立駐入口)は、入園者数が多くその殆どが車両入園で、警備要員のみでは入園者の把握が困難なため、警備要員とカウント要員をそれぞれ配置する。

【首里城地区】

各門に警備業務と入園者カウントを兼ねた警備員を1名配置する。

歓会門では、8時から11時の間(混雑時)は、カウント専門の要員を別途1名配置する。

久慶門では、カウントは行わない。

3. 要員の配置時間

【海洋博覧会地区】

配置場所	夏期(3月~9月)	通常期(10月~2月)
中央ゲート	8:00~19:30	8:00~18:00
北ゲート		
南ゲート		
備瀬ゲート		
通用門		

【首里城地区】

配置場所	4月1日~6月30日	7月1日~9月30日
歓会門、木曳門、久慶門	8:00~19:30	8:00~20:30
配置場所	10月1日~11月30日	12月1日~3月31日
歓会門、木曳門、久慶門	8:00~19:30	8:00~18:30

4. 入園者カウント方法

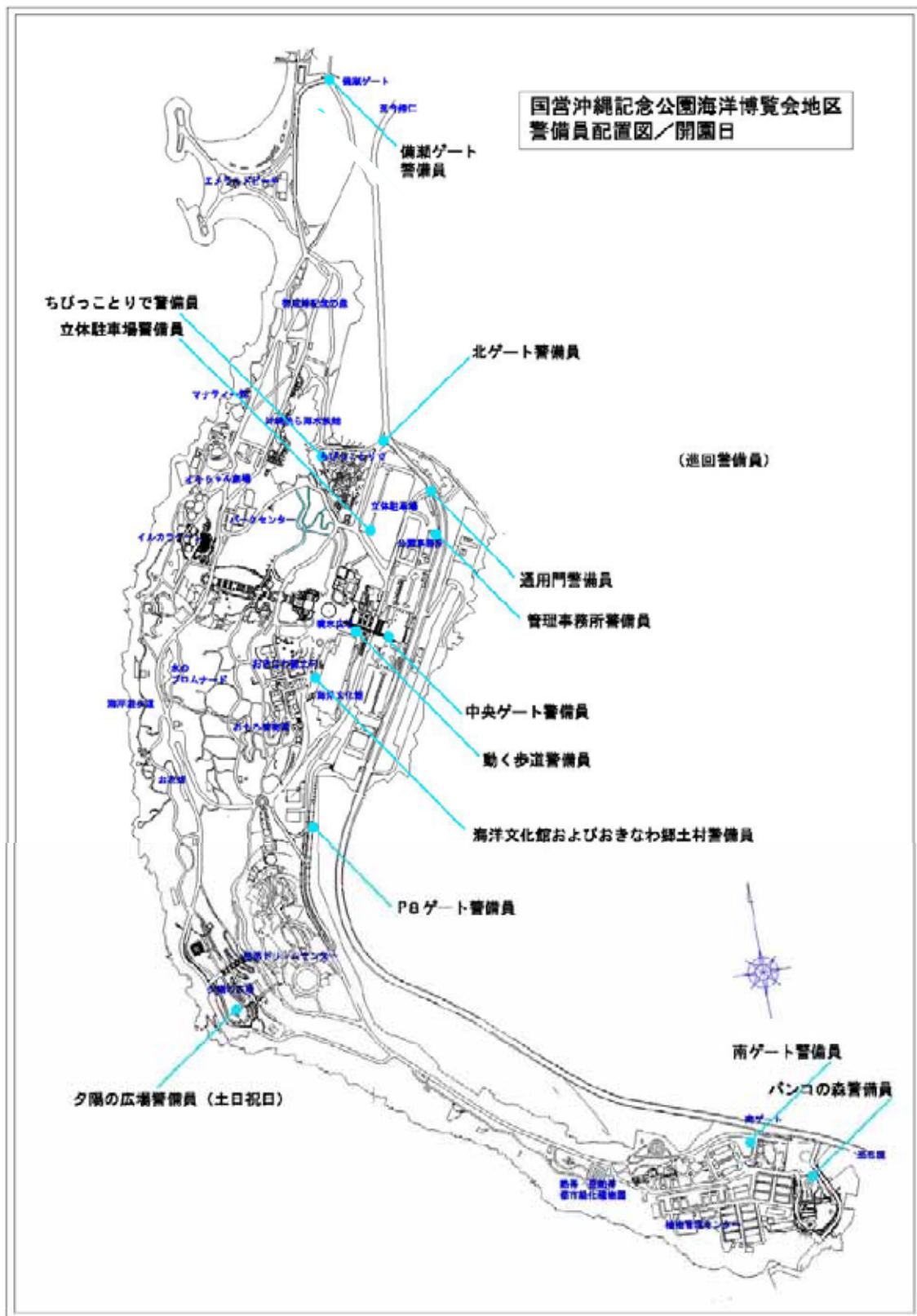
各配置場所で開園から閉園までの間、1時間単位で2台の手持式数取器を用いて、大人・小人に別けてカウントする。

把握した1時間毎の入園者数を、その都度入園者日報に記入する。(日報に記入した後、手持式数取器をリセットし、以後同様に繰り返す。)

5. 報告

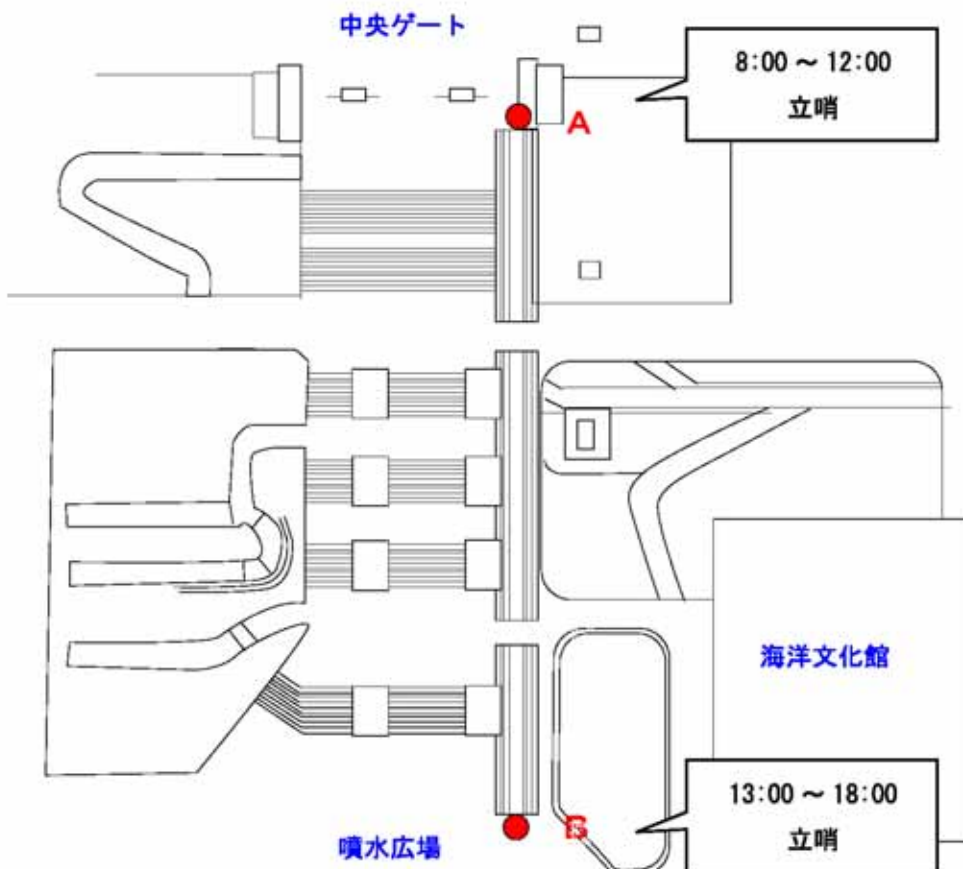
閉園後、各ゲートでカウントされた入園者数を入園者日報に記入し、報告する。

1) 海洋博覧会地区

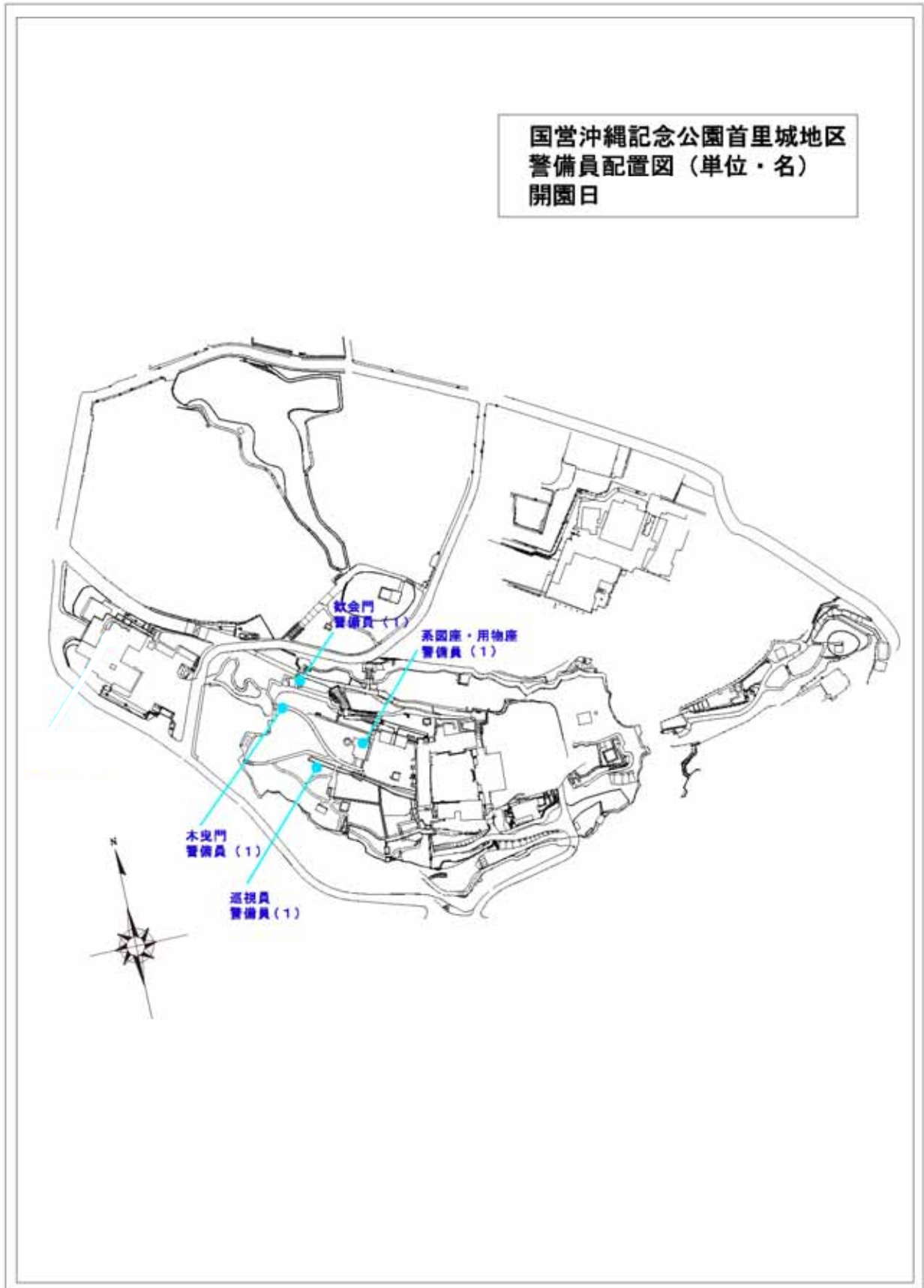


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区
動く歩道巡回経路
(時間別立哨位置)

立哨位置は概ね下图の通りとする。



2) 首里城地区



入園者日報

担当者名：

ゲート名 ()

平成 年 月 日 曜日 () 天気 ()

時刻 \ 区分	大人	累計	小人	累計	計	累計
8:00 ~ 9:00						
9:00 ~ 10:00						
10:00 ~ 11:00						
11:00 ~ 12:00						
12:00 ~ 13:00						
13:00 ~ 14:00						
14:00 ~ 15:00						
15:00 ~ 16:00						
16:00 ~ 17:00						
17:00 ~ 18:00						
18:00 ~ 19:00						
19:00 ~ 20:00						
20:00 ~ 20:30						
計						

警備員統括 _____ 印

収益施設の売り上げ

主要な収益施設の売り上げ実績（平成 21 年度）を以下に示す。

■ 海洋博覧会地区

施設区分	施設名	売り上げ（円）
物販施設	ビーチ売店	19,743,470
	熱帯ドリームセンター売店	13,016,632
	パークセンター売店	10,796,128
	ショップやんばるの杜	184,916,349
	ギャラリー美ら島	12,995,207
飲食施設	ビーチスナック	16,326,710
	中央ゲートスナック	15,532,301
	オキちゃんスナック	115,562,070
	スナックコール	6,776,060
	カフェティータ	59,849,019
自動販売機等	その他	108,554,320
園内遊覧車		24,876,700

■ 首里城地区

施設区分	施設名	売り上げ（円）
自動販売機	系図座・用物座	4,798,800

臨時物販施設等一覧

臨時物販施設の平成 21 年度実績を以下に示す。

■ 臨時飲食売店開設場所一覧（参考：平成 21 年度実績）

占用物件	開設場所
ゴールデンウィークイベントに伴う出店	総合案内所隣接地、ウミガメ館正面
サマーフェスティバルに伴う出店	ビーチ艇庫前、御成婚の森入り口
シルバーウィーク催事に伴う出店	夕陽の広場
トリムマラソンに伴う出展	噴水広場
沖縄国際洋蘭博覧会及び美ら海花まつりに伴う出展	総合案内所中庭前ロータリー

■ 臨時物販売店開設場所一覧（参考：平成 21 年度実績）

占用物件	開設場所
ツバキ展に伴う出展	植物管理センター1階
トリムマラソンに伴う出展	おきなわ郷土村
沖縄国際洋蘭博覧会及び美ら海花まつりに伴う出展	熱帯ドリームセンター

各種プログラム

平成 21 年度の各種プログラムの実績を示す。

1) フラワーガイドツアー

日時	毎日 2 回 (1)11:00 (2)14:00
場所	ラン温室・ファレノプシス温室前
内容	30 分コース (温室 3 棟・果樹温室)
定員	15 名
料金	無料 (熱帯ドリームセンター入館料のみ)

2) 海洋文化館ガイドツアー

日時	金、土、日、月曜日 時間 (1) 9:50~10:10、(2) 10:50~11:10、(3) 13:05~13:25、(4) 14:20~14:40、(5) 15:35~15:55、(6) 16:50~17:10 (1日6回)
場所	海洋博公園 海洋文化館
内容	20 分コース ((1)エントランス集合 (2)概要解説 (3)進貢船 (4)ダブルカヌー (5)クラカヌー (6)ラカトイ 解説の終了)
定員	20 名程度 (1 名から開催)
料金	無料 (海洋文化館の入館料のみ)

プラネタリウム

日時	毎日 時間 (1)3 月~11 月 10:00~16:30(1日11回) (2)12 月~2 月 10:00~16:30(1日10回)
場所	海洋博公園 海洋文化館 映像ホール
内容	ヨイサクアカネ(15分)、各季節の星座(20分)
料金	海洋文化館の入館料のみ

3) 昔のおきなわ生活体験

日時	毎日 10:00~16:00 15:30 三線体験受付終了
場所	おきなわ郷土村 地頭代の家 (ジトゥデーヌヤー)
内容	(1)お茶菓子 (黒糖など) の無料配布 (2)三線演奏体験 (3)伝統的な踊り体験と子供向け遊戯体験
料金	無料

4) 植物管理センター (みどりの相談所)

日時	毎日 (夏期 (3 月~9 月) 8:30~19:00、通常期 (10 月~2 月) 8:30~17:30)
場所	植物管理センター
内容	(1)みどりの相談コーナー (2)図書室 (3)グリーンショック 60 (4)ワーブドーム (5)視聴覚室
料金	無料

危機管理対応実績①<事故対応等> (海洋博覧会地区、首里城地区)

【H20】

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月	1						1
5月	1		2				3
6月							0
7月	1		2	1			4
8月	2		1				3
9月	1		1				2
10月	1						1
11月			2				2
12月			1				1
1月			1				1
2月	1			1			2
3月			2				2
計	8	0	12	2	0	0	22

【H21】

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月	1						1
5月			1				1
6月							0
7月	1						1
8月							0
9月	1		1				2
10月	2		1				3
11月	1		1				2
12月			1	1			2
1月							0
2月			1				1
3月			1				1
計	6	0	7	1	0	0	14

【H22】

	事故	事件	病気 (急性症状)	病気 (既往症悪化)	車両事故	その他	計
4月							0
5月							0
6月							0
7月			1				1
8月	1		1				2
9月			1				1
10月	2						2
11月	1						1
12月	2						2
1月							0
2月							0
3月	1						1
計	7	0	3	0	0	0	10

【事 故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生日地区	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2008/4/27	事故	負傷	左ひじ骨折の疑い	大阪府より来園された男児(4歳)が、ちびっことりでさなみゾーンで遊んだ際に高さ60cmのネットより転落、右手上肢に変形が見られたため救急車の要請を行った。	海洋博覧会地区	ちびっことりで	お客様	4	男			
2008/5/8	事故	負傷	舌からの出血	静岡県より来園された(男児4歳)がジンベエ monumentoよりジャンプしながら下りる際に舌を噛み出血の為、救護室にて応急処置中々出血が止まらないので家族の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	ジンベエ monumento	お客様	4	男			
2008/7/28	事故	負傷	肩の脱臼	横浜市より来園された女性が遊びのポンツーンにて浮き輪を投げて渡す際に風が強く浮き輪が流されあわてて飛び込んだ際に肩をひねって脱臼した。以前にも同じ場所を脱臼した事があり、本人の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	39	女性			
2008/8/1	事故	負傷	膝上の腫れ	東京都より来園された(女性20歳)が遊泳中に両ひざ下にかけてクラゲらしき物にさされ両ひざ下全体的に赤く腫れ、ハブクラゲ特有のみみず腫れは見られなく、痛みがあり病院受診を希望の為救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	20	女性			
2008/8/3	事故	負傷	腰・左大腿部の負傷	熊本県より来園された(男性84歳)が遊泳後シャワーを浴びている時シャワー室前のタコ足洗い器の場所で転倒し腰、左大腿部を打ち、立てない状態であり、2年前に手術を行ったことがありレントゲン及び医師の診断を仰ぎたいとのことで、家族の要望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	84	男性			
2008/9/14	事故	負傷	左足・左指先の負傷	名古屋より来園された(男児4歳)が遊びの浜ポンツーン中間にて遊泳中痛い泣き出し、父親が抱いて救護室へ来室左足と左指先に1mm程度の生物が多数付着水道水で洗い流す。レスタミンで応急処置をし様子を見るその後、父親の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	4	男児			
2008/10/14	事故	負傷	左顔面打撲・内出血及び頭部外傷	台湾より来園された男性(54歳)が中央階段(11段)より勢いあまって転落し、左顔面を強打する。左顔面打撲、内出血及び頭部外傷、左肘打撲の症状が見られた。意識は鮮明であるが左画面の痛みがあるとの事で、添乗員より中央案内へ依頼の為中央案内より救急車の要請を行った。	海洋博覧会地区	中央ゲートスナック横階段	お客様	54	男性			
2009/2/12	事故	負傷		那覇市より来園されたバスツアーのバスガイドがバス内を点検する為、乗降口のステップに上がった所、ステップの2段目よりアスファルトへ仰向けに倒れる。お客様の中に医師(内科医)がおり診断の結果、精密検査が必要とのことで救急車要請を行った	海洋博覧会地区	バス駐車場	添乗員					

【病気(急性症状)】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生日地区	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2008/5/3	病気(急性症状)	発症	熱中症	札幌市より来園された(男性27歳)がエメラルドビーチの遊びの浜、ボンツーン上にて日光浴を行っていて、岸へ戻ろうと海中に入った際に足が攣り溺れ状態になった。監視人がその状況を確認し救助へ向かう、症状は少々水を飲んだ状態で、意識、呼吸あり救護室へ搬送する。熱中症による足の痙攣が発生したと思われることから、本人、同伴者の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	27	男性			
2008/7/8	病気(急性症状)	発症	熱中症	名古屋より来援された男性がイルカラグーンショーの観覧中に突然、目の前が真っ暗になり意識がもうろうとしたため水族館の看護婦へ連絡を行う。看護師の診断結果熱中症のため救急車の要請を行った	海洋博覧会地区	イルカラグーン	お客様	25	男性			
2008/7/21	病気(急性症状)	発症	熱中症	神奈川県より来援された子どもの体調がおかしいので看護師に見てもらいたいと連絡があり、診断の結果は熱中症とこのことで水分を与え血圧も正常で意識もはっきりし、元気であったが母親の希望で救急車要請をおこなった。	海洋博覧会地区	オキちゃんスナック	お客様	9	女兒			
2008/8/1	病気(急性症状)	発症	熱中症	東京都より来園された(女兒10歳)はツアーバスの移動中より気分が優れず公園到着後、救護室にて休憩する。看護師の診断によると熱中症による、体温上昇が見られる事であった。体調悪化も懸念される為看護師の判断で病院診断の為救急車要請を行った。	海洋博覧会地区		お客様	10	女兒			
2008/9/7	病気(急性症状)	その他	胸部の痛み・息苦しさ	宮崎県より来園された(女性54歳)が海洋博公園へ向かう途中の高速移動中に胸が痛み出し、海洋博公園中央ゲート到着後もかなり痛く息苦しくなり、ハイサイ救護室でベット休養にて様子を見ていたが左胸、左背部にまだ痛みがある為看護婦の判断で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区		お客様	54	女性			
2008/11/7	病気(急性症状)	その他	気分不良	千葉県より修学旅行で来園された男性(17歳)が御成婚記念の森近くの海側石垣付近で気分不良を訴え倒れた。連絡を受けた看護師が確認した所、意識・呼吸・脈とも異常はなかったが、学級担任が大事を取り救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	御成婚記念の森近くの海側	お客様	17	男性			
2008/11/27	病気(急性症状)	その他	胸部の痛み	茨城県より来園された女性(65歳)が移動中に胸部に痛みがあり救護室へ来られる。一時休息にて様子をみるが回復しない為本人及び友人の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区		お客様	65	女性			
2008/12/17	病気(急性症状)	発症	脱水症状 過呼吸	滋賀県より来園された女性(47歳)が立体駐車場に到着後、車より下車の際に脚や手に力はいらず倒れてしまい、看護師の診断によると、軽い脱水症及び過呼吸により倒れた疑いがあるとの事で看護師の判断で及び本人の希望で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	立体駐車場 1階	お客様	47	女性			

2009/3/3	病気(急性症状)	その他	妊婦出血	北九州市より来園された女性(34歳)の妊婦さんが出血の疑いがあるとのことと案内員に声をかけてきたので、ハイサイプラザ救護室を案内し出血確認し大事を取る為、家族と看護師の判断で救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	ハイサイプラザ	お客様	34	女性			
2009/3/16	病気(急性症状)	発症	脱水症状	宜野湾より来園された男性(84歳)が南ゲートでグランドゴルフの最中に座り込むように嘔吐して倒れる。同伴者より救急車要請を行ったのち、同時に植物園の職員より連絡があり、看護師同伴し現場へ向かう。看護師の診断結果、脱水及び熱中症の疑いの可能性がありとのことであった。	海洋博覧会地区	グランドゴルフショートコース2番にて	お客様	84	男性			
2008/5/21	病気(急性症状)	その他	体調不良	体調不良(息苦しいとということで、酸素飽和度チェックしたところ92%~90%だったため、救急車を要請。病院にて点滴を行い経過観察のため入院)	首里城地区			11	男児			
2009/1/27	病気(急性症状)	発症	腹部大動脈瘤破裂	意識朦朧として倒れる。救急車で搬送後、腹部大動脈瘤破裂と判明、緊急手術となった。	首里城地区	系図座・用物座	お客様	85	女性			

【病気(既往症悪化)】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生地区	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2008/7/23	病気(既往症悪化)	その他	先天性心疾患	浦添市より来園された男児が海の保育園付近の散歩中に突然具合が悪くなる。本人は持病(先天性心疾患)があり主治医の先生と連絡をとり県立北部病院へ搬送のため救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	海の保育園前	お客様	3	男児			
2009/2/15	病気(既往症悪化)	発症	痙攣	和歌山県より来園された女児(2歳)がエメラルドビーチにて口から泡をふきケイレンをおこした為、母親と救護室に来室し、しばらくベッドで休養し元気になるが母親の希望で救急車要請をした。※過去に3回程同じケイレンをおこしたとのこと	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	2	女児			

【事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生日地区	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2009/4/20 17:05	事故	負傷	右足下腿裂傷	男児が遊びの浜のシェルター下の上部が一部破損している陶器製の灰皿に上がって遊んでいた際、足を滑らせて右足下腿裂傷した。右足下腿から少量の出血があったが頭部は打ってなく、意識もあり、その他は異常は認められなかった。救急隊到着後引き継ぎ、県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	3	男児			
2009/7/10 18:30	事故	負傷	右肩打撲 右手小指第一関節骨折の疑い	女性がエメラルドビーチ遊びの浜西側の岩場を散策中に足を滑らせた。右肩打撲、右手小指第一関節の骨折の疑いが認められたため、19時、救急車を要請した。県立北部病院へ搬送。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ		52	女性			
2009/9/23	事故	負傷	右手首骨折の疑い	東京都より来園された女性が、遊びの浜の東側を散策中に砂浜で足を滑らせ転んだ際に、お尻と右手をつき受傷。右手首の痛みと、気分不良の訴えがあり、看護師の判断で骨折の疑いがあるとの事で救急車を要請を行った。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	40	女性			
2009/10/2	事故	負傷	右ひじ骨折の疑い	父親がネットを上下に揺らし、女兒がトランポリンのように遊んでいたところ、ネットに落ちる際、体をひねって右ひじを損傷。看護師によると骨折の疑いがあるとのことで救急車を要請をした。救急車到着後、救急隊員により添木で応急処置をし、県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	ちびっことりで	お客様	6	女兒			
2009/10/18	事故	負傷	右頭部打撲	女性が、岐路に向かって動く歩道に乗り上昇し、着地をしようとした際にバランスを崩して後方へ転倒。手すり部分に右頭部を強打しその場にうずくまる。公園関係者にて気付き対応。車椅子にて救護室へ来室。頭痛有、嘔気・嘔吐無、意識明確。ベットでしばらく休養するが同状態のため。救急車を要請し、県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	動く歩道	お客様	50	女性			
2009/11/17	事故	負傷	左手首骨折の疑い	大阪府より来園された女性が海の保育園跡地にて、石垣の方へ歩いた際に足元にあった低い椅子につまずいた。椅子を避けようとして振り返り味手首で着地し、体ごと転倒。看護師の所見により骨折の疑いがあるとのことで、家族と相談し救急車を要請を行った。	海洋博覧会地区	海の保育園跡地	お客様	72	女性			

【病気(急性症状)】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生日地区	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/9/10	病気(急性症状)	その他	脱水症状	男性が、水族館モニュメント近くの芝地に倒れており、看護師が対応したところ、意識あり。会話も出来るが脱力顯著で立ち上がることができない状態であった。同伴者と相談の上救急車要請を行い、北部病院へ搬送。前日多量の飲酒と水分摂取不足が原因と考えられる。	海洋博覧会地区	園内芝地		20	男性			
2009/10/12	病気(急性症状)	発症	けいれん発熱	北海道より来園された男児が痙攣を起こした為、家族により救急車要請をした。救急車到着後、救急隊員により状態の確認。熱が40度とぐったりしている状態だった。県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	立体駐車場	お客様	4	男児			
2009/11/23	病気(急性症状)	その他	不整脈	名護市より来園の男性が意識がもうろうとし、体温が低下。通りかかったお客様(医師)が付き添い、不整脈であると判断。男性は一人で来援されたとのことで、救急車要請を行った。	海洋博覧会地区		お客様	71	男性			
2009/12/29	病気(急性症状)	発症	発熱	埼玉県より家族で来園された男児が、体調不良を訴え救護室へ入室した。体温が39.4度の高熱があり、母親の要望で救急車を要請した。母親の話によると、男児は自閉症で前日から咳こみ、朝から熱があり体調不良であったとのこと。	海洋博覧会地区		お客様	7	男児			
2010/2/23	病気(急性症状)	発症	意識不明	岡山県より来られた女性が、ちびっこトイレのトイレ入口にて倒れる。偶然居合わせた北部地区医師会の看護師の方が救急車要請を来なう。女性は脈はあったが、意識がなく、呼吸が浅かったとのこと。	海洋博覧会地区	ちびっこトイレ	お客様	74	女性			
2010/3/3	病気(急性症状)	発症	意識不明	名護市から来られた男性がオキちゃんショー観覧席にて突然倒れる。居合わせた旅行中の看護師が救急車要請を行う、男性は意識なく、脈はあるが呼吸は浅かったとのこと。救護室看護師による酸素投与後、意識回復。その後、救急隊へ引き継いだ。	海洋博覧会地区	オキちゃん劇場(観覧席)	お客様	82	男性			
2009/5/16	病気(急性症状)	発症	脳梗塞	突然倒れる(血圧が高めで、意識がはっきりしないことから、救急車を要請し、那覇市立病院へ搬送した。その後、娘より脳梗塞のため入院となったと連絡あり)	首里城地区	木曳門B OX付近	お客様					

【病気(既往症悪化)】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生地区	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/12/1	病気(既往症悪化)	発症	てんかん発作	岐阜県より修学旅行で来援された男性が、中央ゲート階段スロープ付近において、持病のてんかん発作を起こす。それを確認した中央ゲート警備員は総合案内所へ連絡を行った。連絡を受けた総合案内所職員は救護室へ連絡を行い看護師とともに現場へ急行する。看護師の判断により救護車を要請した。	海洋博覧会地区	中央階段(スロープ付近)	お客様	16	男性			

【事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生地区	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2010/8/28	事故	負傷	左肩脱臼	東京都からお越しの女性(43歳)がエメラルドビーチ(遊びの浜)で遊泳中、ポンツーンに上がろうとして左肩に激痛が起こりビーチ監視員と救護室へ来室された。看護師の所見で左肩脱臼、本人が救急車要請をしてほしいと要望があり看護師が救急車要請を行った。10時20分救急車到着。10時30分もとび野毛病院へ搬送された。	海洋博覧会地区	エメラルドビーチ	お客様	43	女性			
2010/10/30	事故	負傷	右頭部裂傷	イルカショーの観覧予定の女性(69歳)が観覧席後方より階段を降りる際に、階段より右足を踏み外し転倒する。その際に、右頭部を強打裂傷(2cm・深さ1cm)の出血が確認され、血液中の酸素濃度が低い為、酸素投与を行った。頭部を強打していることから救急車を要請し県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	オキちゃん劇場	お客様	69	女性			
2010/10/30	事故	負傷	頭部打撲・出血	八重瀬町よりお越しの女性(80歳)がバス駐車場陸橋階段下り4段から足を踏み外し転倒する。その際に頭部を打ち出血の為、お客様が救急車を要請し県立北部病院へ搬送となった。	海洋博覧会地区	バス駐車場陸橋階段	お客様	80	女性			
2010/11/25	事故	負傷	左頭部打撲・出血	与那原町からのお越しの女性(85歳)が中央階段右側を下っていた際に踊り場手前3段目より転倒する。踊り場のアスファルト面に左側頭部を強打し内出血あり、顔面蒼白・返答あり。娘さんの情報によると転倒した際、一瞬意識が無くなったので家族の依頼により救急車を要請し県立北部病院へ搬送した。	海洋博覧会地区	中央階段	お客様	85	女性			
2010/12/11	事故	負傷	左顔面打撲・裂傷	沖縄市より来園されました女性(55歳)がお花畑海岸見晴らし台において、伊江島の風景を見ている際に、見晴らし台前の岩場にて足を踏み外して左顔面より岩場に転倒する。左額、眉間、左頬上部に打撲、裂傷(約4cm)を負い出血が確認された。本人及び旦那様の希望で救急車を要請し北部病院へ搬送。	海洋博覧会地区	お花畑海岸見晴らし台	お客様	55	女性			
2010/12/30	事故	負傷	腰部、右大腿部打撲	那覇市より来園されました男性(81歳)が立体駐車場1階にて車椅子から立ち上がって歩行した際に、手を引っ張られバランスを崩し転倒した。腰部～右大腿部強打し歩行困難となる。しばらく観察するが歩行困難の為、娘さんの了解を得て救急車要請をし北部病院へ搬送。	海洋博覧会地区	立体駐車場1階	お客様	81	男性			
2011/3/19	事故	負傷	頭部打撲	兵庫より来園された女兒(4歳)がちびっことりで(サンゴの遊具)で遊んでいた所、弟に背中を押され地面に頭部額を打ちふらつきがあったため、母親が救急車要請をしました。意識あり、11時10分頃、救急車到着、11時20分頃県立北部病院へ搬送。	海洋博覧会地区	ちびっことりで	お客様	4	女兒			

【病気(急性症状)】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生地区	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2010/7/5	病気(急性症状)	その他	嘔吐	那覇バス観光ガイドの女性(23歳)が、バス駐車場で気分が悪く嘔吐し、自分で救急車要請を行った。消防より水族館救護室へ連絡があり、看護師が現場へ急行。15:30救急車到着、15:32水族館救護室看護師到着、15:34県立北部病院へ搬送された。	海洋博覧会地区	バス駐車場(女子トイレ)	バスガイド	23	女性			
2010/8/23	病気(急性症状)	その他	熱中症	レンタカーで来られた男性(38歳)が、社内で熱中症にかかっている様子を発見した。ハイサイプラザ救護室で手当を行った。体温は40度以上であったため、男性の同意のもと救急車要請を行った。	海洋博覧会地区	中央ゲート駐車場(P3出入口付近)	お客様	38	男性			
2010/9/9	病気(急性症状)	発症	熱中症	工事業者の男性(49歳)が、午後の作業開始から14時20分頃気分が悪くしゃがみこんだため、同僚より上司へ連絡。熱中症疑いのため、現場関係者より救急車要請をした。意識はあるが手足の痺れがあるため、同僚により木陰へ移し応急処置をしながら救急車を待った。	海洋博覧会地区	旧水族館跡地	工事業者	49	男性			

危機管理対応実績②<自然災害> (海洋博覧会地区)

【H20】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2008/7/8 16:44	地震	最大震度5弱	奄美近海の地震による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし (全施設点検異常なし)
2008/9/16	台風		台風第13号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ利用制限(16日)

【H21】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2009/8/5	台風		台風第8号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ一部利用制限(5日～7日) ・8月8日実施予定のイベント(美ら海体験)を延期
2009/9/30 9:00	津波		南太平洋で発生した地震(M8.3)に起因する津波注意報による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・津波注意報発令のため、公園利用者の避難誘導を行い、立入制限を実施した。 【30日9:00～15:00】 海拔2mラインより下の区域を立入制限：備瀬ゲート、エメラルドビーチ、海岸遊歩道
2009/10/6	台風		台風第18号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ利用制限(6日～7日)
2009/10/25	台風		台風第20号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ利用制限(24日～25日)
2010/2/27 5:31	地震	最大震度5弱	「沖縄本島近海地震」による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし (全施設点検異常なし)
2010/2/28	津波		南米チリ沖地震(M8.8)に起因する津波警報による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・津波警報発令のため、公園利用者の避難誘導を行い、立入制限を実施した。 【28日13:00～閉園まで】 海拔12mラインより下の区域を立入制限：備瀬ゲート、エメラルドビーチ、オキちゃん劇場、イルカゲーン、ウカメ館、マナー館、夕陽の広場、お花畑、海岸遊歩道

【H22】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2010/8/9	台風		台風第4号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・オキちゃんショー中止 9日【11:30, 13:00】 ・ダイバーショー中止 9日【11:50】
2010/8/31	台風		台風第7号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・閉園(31日終日)
2010/9/3	台風		台風第9号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ、ちびつことりで、夕陽の広場利用中止(3日終日)
2010/9/17	台風		台風第11号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2010/10/28	台風		台風第14号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・エメラルドビーチ遊泳禁止(28日終日)
2011/3/11	津波		「東北地方太平洋沖地震(M9.0)」に起因する津波警報による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・津波警報発令のため、公園利用者の避難誘導を行い、立入制限を実施した。 【11日16:00～12日終日】 海拔12mラインより下の区域を立入制限：備瀬ゲート、エメラルドビーチ、オキちゃん劇場、イルカゲーン、ウカメ館、マナー館、夕陽の広場、お花畑、海岸遊歩道 *12日14:00から注意報移行による一部規制を解除

危機管理対応実績②<自然災害> (海洋博覧会地区)
降雨・雷による施設利用制限件数

【H20】

(単位：件)

	オキちゃん劇場	イルカラグーンプール	エメラルドビーチ	ちびっことりで	夕陽の広場
4月	0	0	0	0	-
5月	0	0	3	1	-
6月	0	0	0	1	-
7月	0	0	1	0	-
8月	0	0	7	0	-
9月	0	0	5	1	-
10月	0	0	3	0	-
11月	0	0	-	1	-
12月	2	2	-	2	-
1月	0	0	-	0	-
2月	0	0	-	0	-
3月	4	3	1	1	-
計	6	5	20	7	-

【H21】

	オキちゃん劇場	イルカラグーンプール	エメラルドビーチ	ちびっことりで	夕陽の広場
4月	0	0	1	0	0
5月	0	0	1	0	0
6月	0	0	5	2	5
7月	2	1	2	0	0
8月	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0
10月	0	0	11	3	3
11月	0	0	-	2	3
12月	0	0	-	1	2
1月	0	0	-	1	0
2月	3	2	-	4	6
3月	1	0	-	4	2
計	6	3	20	17	21

【H22】

	オキちゃん劇場	イルカラグーンプール	エメラルドビーチ	ちびっことりで	夕陽の広場
4月	5	2	0	3	2
5月	0	0	4	15	11
6月	0	0	1	12	11
7月	7	2	6	12	12
8月	9	4	13	15	14
9月	0	0	10	8	9
10月	2	2	7	9	9
11月	0	0	-	7	7
12月	0	0	-	10	10
1月	0	0	-	9	9
2月	0	0	-	6	6
3月	5	2	-	4	4
計	28	12	41	110	104

危機管理対応実績②<自然災害、火災> (首里城地区)

【H20】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・ 利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2008/9/16	台風		台風第13号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし

【H21】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・ 利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2009/8/5	台風		台風第8号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2009/10/6	台風		台風第18号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2009/10/25	台風		台風第20号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2010/2/27 5:31	地震	最大 震度 5弱	「沖縄本島近海地震」による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし。 (建物、城郭等の被害無し)

【H22】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園・ 利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2010/8/9	台風		台風第4号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2010/8/31	台風		台風第7号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	有	・閉園 (31日11:30~)
2010/9/3	台風		台風第9号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし
2010/9/17	台風		台風第11号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし ・イベント (中秋の宴) の初日 (9/18) が中止。
2010/10/28	台風		台風第14号接近による、公園利用者及び施設の安全対策	無	・変更なし ・イベント (首里城祭) の初日 (10/29) の午前中の演目が中止。

危機管理対応実績②<自然災害> (首里城地区)
降雨・雷による施設利用制限件数

【H20】

(単位：件)

	西のアザナ展望台	京の内展望台	誘導ルート変更	舞への誘い
4月	0	0	7	0
5月	0	0	10	0
6月	0	0	12	0
7月	0	0	4	0
8月	0	0	10	0
9月	0	0	14	0
10月	0	0	10	0
11月	0	0	15	0
12月	0	0	3	0
1月	0	0	2	0
2月	0	0	3	0
3月	0	0	12	0
計	0	0	102	0

【H21】

	西のアザナ展望台	京の内展望台	誘導ルート変更	舞への誘い
4月	0	0	10	0
5月	0	0	11	0
6月	1	1	10	0
7月	0	0	1	0
8月	0	0	9	0
9月	0	0	1	0
10月	1	1	13	7
11月	0	0	7	0
12月	0	0	6	2
1月	0	0	6	0
2月	0	0	6	0
3月	0	0	1	0
計	2	2	81	9

【H22】

	西のアザナ展望台	京の内展望台	誘導ルート変更	舞への誘い
4月	0	0	9	0
5月	0	0	17	3
6月	0	0	12	3
7月	2	2	11	0
8月	0	0	13	0
9月	1	1	15	0
10月	2	2	15	0
11月	0	0	8	3
12月	0	0	5	0
1月	0	0	9	0
2月	0	0	7	0
3月	0	0	3	0
計	5	5	124	9

(様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H24-26国営沖縄記念公園運営維持管
理業務
◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成23年●月●日付けで入札公告のありました「H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(様式1-2)

○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成24年4月1日時点 ○名				

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。

注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。

注5:記載する業務件数による評価は行わない。

注6:内容種別欄は実施要項3.2の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.2の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(様式1-3)

○総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: ○○業務

ふりがな 氏名							
生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号:) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(様式1-4) 守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(様式1-5) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考	
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計		
総括責任者		○	—	—												代表企業 ○○会社 沖縄 太郎
企画運営管理 業務責任者																○○会社 ○○ ○○
施設・設備維持 管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
植物管理 業務責任者																○○会社 ○○ ○○
動物管理 業務責任者																○○会社 ○○ ○○
収益施設等運営 業務責任者																○○会社 ○○ ○○

※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

※ 実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。

※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め沖縄総合事務局の承諾を得るものとする。

(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

(別紙)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下 ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するの責任区分を明確にすること。

※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

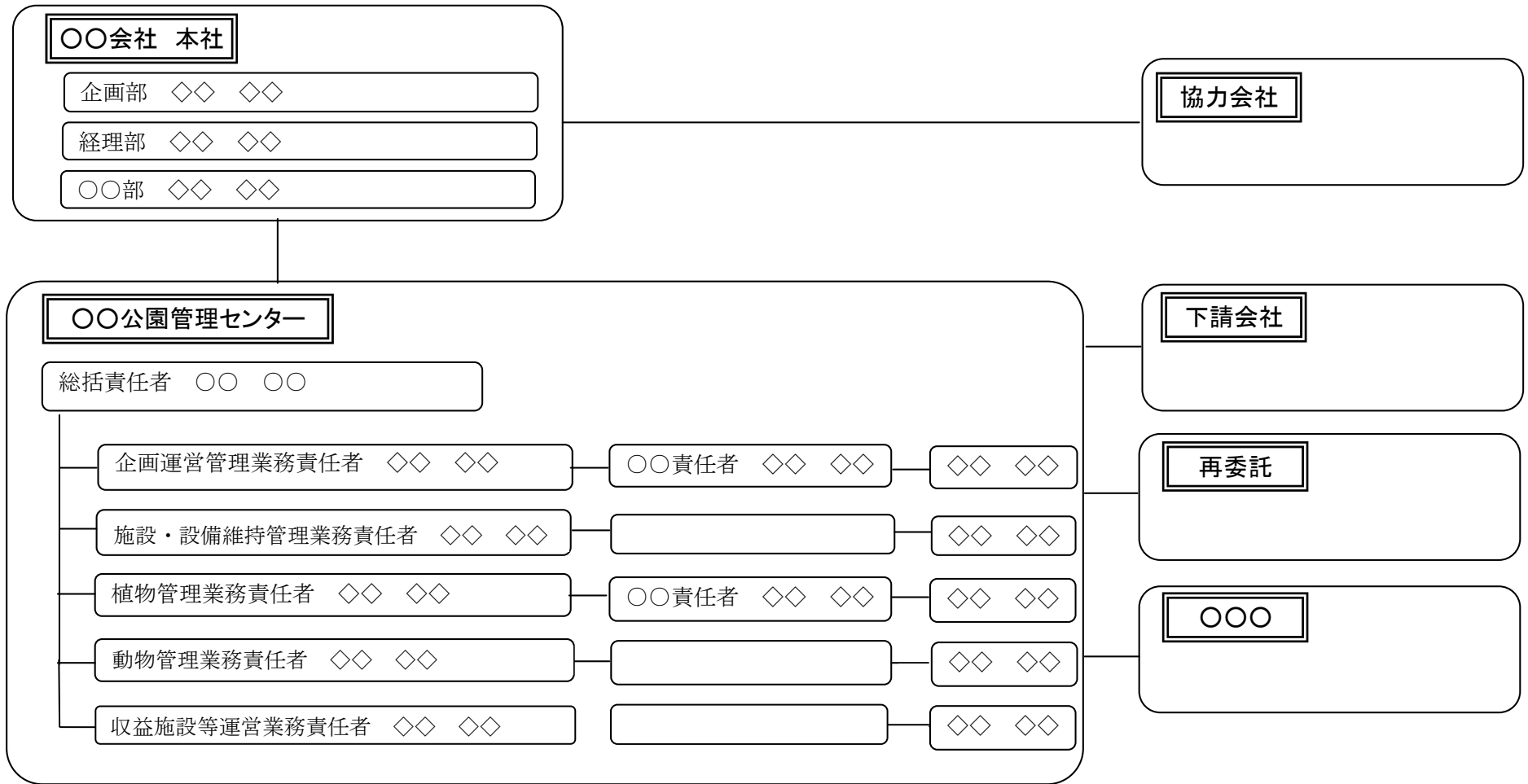
※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。

※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。

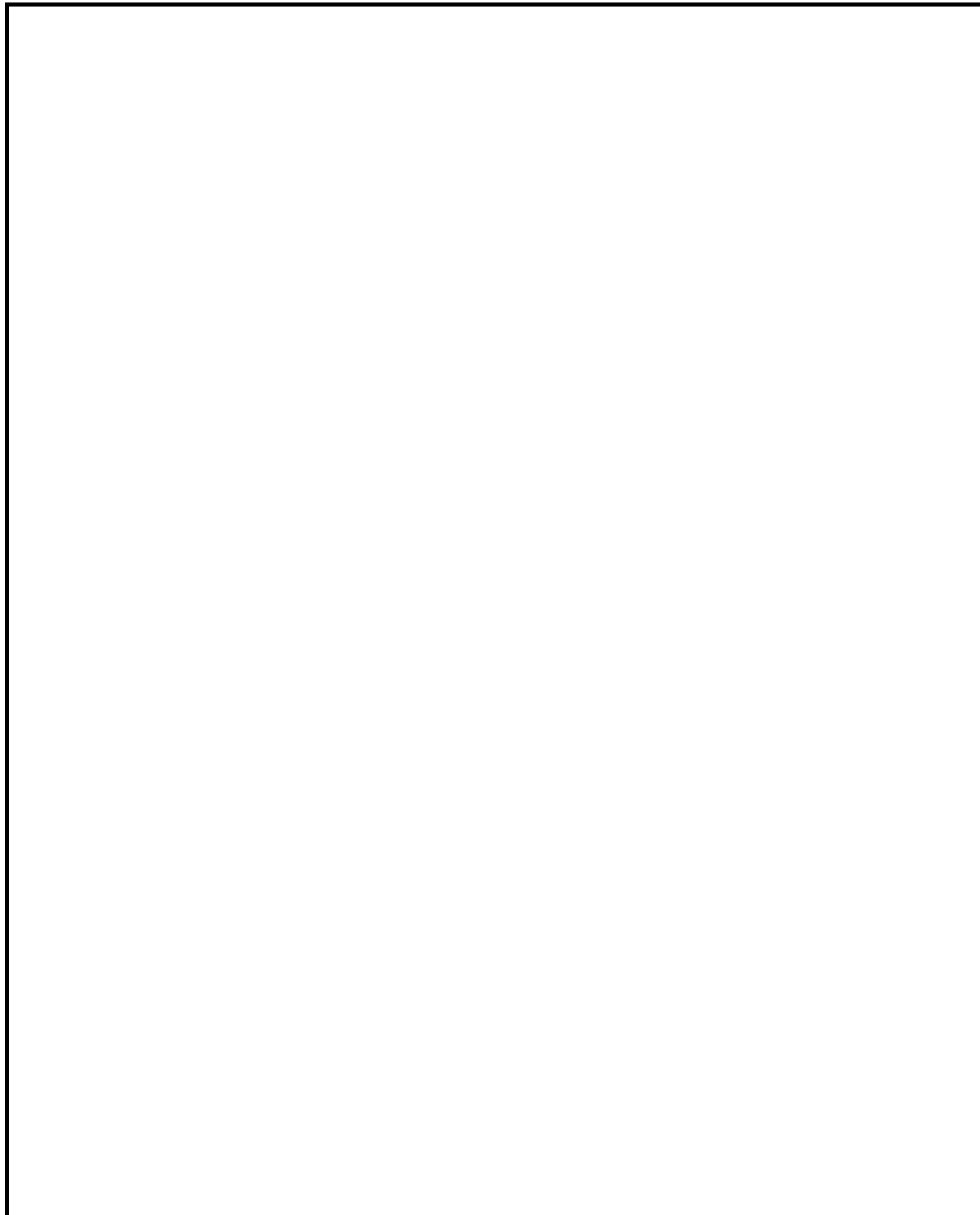
※ 備考欄には、所属企業名及び配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名及び配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は氏名について、記載しなくてもよい)

※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め沖縄総合事務局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



(様式1-6)実施方針



※A4版2枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画（作成例）

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
植物管理	芝生管理	●回／年													
	低木管理	●回／年		—————											
	高木管理	●回／年													
	草花管理	●回／年													
●●●●●															
●●●●●															
●●●●●															
●●●●●															

(様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と沖縄太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

内閣府沖縄総合事務局で、平成23年●月●日付けで入札公告のあった「H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成23年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所
氏名 沖縄 太郎 印

(様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	沖繩 太郎 (年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成23年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

(様式1-9-1)

平成 年 月 日

収益施設運営実績書

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部長 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、国営沖縄記念公園収益施設運営実績書を提出します。

記

- (1) 所在地 沖縄県那覇市、国頭郡本部町
- (2) 対象施設 飲食施設、物販施設

- ※ 「H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営公園収益施設管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
また、「H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務」の受託者（収益施設運営者）は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受けなければならない。
- ※ 共同体として参加する者が提出する場合は、H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者を申込者とする。

(様式1-9-2)

平成 年 月 日

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部長 殿

(申込者) 法人名

代表者

印

〇〇施設運営に係わる誓約書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約しますとともに、下記事項に反することが発覚した場合、応募者として失格となることに不服を申し立てません。

記

- 1) 使用料等の支払いの見込みが確実な者。
直近3ヶ年で赤字を計上していない者とする。
- 2) 標記施設の経営を3年以上維持して1箇所以上運営した経験を有しており、現在も良好な運営状況を維持していること。

以 上

- ※ 申込者は、収益運営者を記載する。
- ※ 標題については、飲食施設、物販施設のそれぞれの収益施設を記載すること。
- ※ 財務諸表上、法人として「赤字」を計上していないこと。

(様式1-9-3)

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- ①社名 ()
- ②業種(主・副) ()
- ③設立 (年 月)
- ④資本金 (円)
- ⑤従業員数 (人)
- ⑥株式 (上場 ・ 非上場)
- ⑦株主数 (人)
- ⑧営業範囲 (沖縄県・九州沖縄地方・全国)
- ⑨年商 (円)

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

※ 飲食施設、物販施設のそれぞれを担当する収益運営者について記載すること。

※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。

(様式1-9-4)

〇〇施設運営実績

項 目	内 容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台
・売上高	(記入例) ・120,000千円/年
・従業員数	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 飲食施設、物販施設の各収益施設の実績をそれぞれ1件記載すること。

※ A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、概要がわかる写真を2～3枚添付すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長
〇〇 〇〇 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人
氏 名 ㊟ 〕

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに、**第8面**の一覧表に示す書類の提出をお願いします。
3. 提出した様式のデータおよび電磁的記録媒体（第8面※8参照）をCD-Rで提出願います。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日(性別)	本籍	
		住所	割合
		所有株式数又は出資金額	
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本 籍		
氏 名		住 所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割 合
	()			

○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割 合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
 - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
 - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	

法人の商号又は名称		本籍
フリガナ	生年月日(性別)	
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※₁ 【落札者決定後】		
① 入札参加事業者（個人）		
② 入札参加事業者（個人）の法定代理人※ ₂		
③ 入札参加事業者（法人）の役員		
④ 入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※ ₃		
⑥ 入札参加事業者（法人）の親会社等※ ₄ （個人）		
⑦ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※₅		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
3 戸籍抄本※₆		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
4 未成年者登記簿の謄本※₇		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
5 誓約書【別添】		
㉑ 入札参加事業者（個人）		
㉒ 入札参加事業者（法人）		
6 電磁的記録媒体※₈		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

- ※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。
- ※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。
- ※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。
- ※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。
- ※8 電磁的記録媒体の作成要領
意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをC S V形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R）に以下の要領で記録する。
 - ① 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ② 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ③ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ④ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑤ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑥ 記載例（データ上の記載）
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長
○○ ○○ 殿

平成 年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

誓約書

平成23年●月●日付けで公告のありました「H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 4 国営沖縄記念公園事務所で実施した国営沖縄記念公園管理運営方針等策定業務の受託者でないこと。
- 5 業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。
- 6 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。
(例 1/10, 2/10...9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「動物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「動物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体的場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体的場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5「業務実施体制」
 - ①共同体的場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表2に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-10「入札参加事業者等確認書」

落札者は、住民票の写し(外国人の場合は外国人登録原票の写し)について、落札決定日から2週間以内に提出すること。
様式のデータおよび電磁的記録媒体(第8面参照)をCD-Rで提出すること。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部
〇〇 〇〇 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理
業務
△△・〇〇共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 公園利用者数の確保に関する提案							
<p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ 公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)</p>							
年目	1 年目					2 年目	3 年目
年間利用者数							
四半期毎利用者数	1	2	3	4	計		
<p>海洋文化館利用者数【数値目標】 (単位：千人)</p>							
年目	1 年目					2 年目	3 年目
年間利用者数							
四半期毎利用者数	1	2	3	4	計		
<p>熱帯ドリームセンター利用者数【数値目標】 (単位：千人)</p>							
年目	1 年目					2 年目	3 年目
年間公園利用者数							
四半期毎利用者数	1	2	3	4	計		
<p>1. 企画提案項目：○○○の活用 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。</p> <p>2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p>							

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
 ※目標とする数値を設定の上、その利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
 ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 3 の改善提案も行うこと。
 ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用満足度の向上に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（「満足」の回答者割合）【数値目標】

(単位：%)

年目	1年目				2年目	3年目
年間 公園利用者の 満足度						
四半期毎 公園利用者の 満足度	1	2	3	4		

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 国営沖縄記念公園の趣旨に対する理解度に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園の魅力の向上に寄与する取組及び公園利用者への本公園役割等についての理解促進のための取組に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 地域特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

<p>5) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p>1. 企画提案項目：○○○の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。 <p>2. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>3. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>4. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>5. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目1.に、都市緑化植物園の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目2.～3.に、海洋文化館の機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目4.～5.に、熱帯ドリームセンターの機能を発揮させるための維持管理方法について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 6)

6) 多様なプログラムの提供に関する提案						
基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ 行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】						
開催事名		1年目			2年目	3年目
		種類 (種)	開催数 (回)	参加人数 ()		
開催事	海洋博			○～○		
	首里					
沖縄固有の自然環境 や歴史文化にかかわ る 催事	海洋博		-	-		
	首里		-	-		
地方公共団体や民間 等の多様な主体と連 携した開催事	海洋博		-	-		
	首里		-	-		

1. 企画提案項目：○○○の実施

- 具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- 期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

3. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

4. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

5. 企画提案項目：

- 具体的な企画提案：
- 期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※企画提案項目1.に、国営沖縄記念公園全体について、目標達成に向けて実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目2.～3.に、海洋博覧会地区における「年間開催事の開催種類、回数、参加人数」「沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる開催事の開催種類」「地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した開催事の開催種類」について、達成に向けて実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案項目4.～5.に、首里城地区における「年間開催事の開催種類、回数、参加人数」「沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる開催事の開催種類」「地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した開催事の開催種類」について、達成に向けて実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※数値目標は、海洋博覧会地区と首里城地区とに分けて記述すること。
- ※「開催事の開催種類」と「沖縄固有の自然環境や歴史文化にかかわる開催事の開催種類」、「地方公共団体や民間等の多様な主体と連携した開催事の開催種類」は重複する。
- ※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-12)自主事業の提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う開催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2 - 2 - 7)

7) 情報受発信の充実に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位：件)

年目		1年目	2年目	3年目
年間 マスコミ報道件数	海洋博	〇	〇〇	〇〇
	首里	〇〇	〇〇	〇〇
年間 ホームページアクセス件数	海洋博	〇	〇	〇〇
	首里	〇〇	〇〇	〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※数値目標は、海洋博覧会地区と首里城地区とに分けて記述すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 地域との連携活動・市民との協同活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～5.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 9)

9) 利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 0)

1 0) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果
を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 3 の改善提
案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認するこ
と

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

<p>1 2) 収益施設の運営に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p>1. 企画提案項目：○○○の活用 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が見込まれます。</p> <p>2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p> <p>5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：</p>
--

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～2.に、飲食施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の3.～4.に、物販施設における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目の5.に、園内遊覧車における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-13の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m²
- ・変更数量：〇〇m²
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
頁数は、上記2. によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。
7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/10, 2/10…9/10, 10/10）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表3に示す「区分」は加点点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務を負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
 ■ ■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加点点対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

14. 企画提案について、国営沖縄記念公園全体についてのことか、あるいは海洋博覧会地区や首里城地区のみのことかを明確に記述するものとし、明確でない場合は公園全体のことと判断し、特定された場合は、履行義務を負うものとする。なお、数値目標については、各様式に記載のとおりとする。

国営沖縄記念公園
収益施設運営計画書

提 出 様 式

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部長 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、国営沖縄記念公園収益施設運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 沖縄県那覇市、国頭郡本部町

(2) 対象施設 飲食施設 (5箇所)、物販施設 (7箇所)、遊覧車、自動販売機、コインロッカー

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H24-26 国営沖縄記念公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

(1) 運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※飲食施設、物販施設、遊覧車における利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-13と同様な内容とする。

(3-1) 飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を越える提案は不可とする。

(3-2) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 遊覧車の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-4) 自動販売機・コインロッカーの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

H24-26 国営沖繩記念公園
運営維持管理業務

別添資料

平成23年〇月

内閣府沖繩総合事務局

別添一覧

分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別添 1	沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領	別添－ 1
	別添 2	管理月報(表紙)	別添－ 25
	別添 3	管理月報	別添－ 26
	別添 4	管理四半期報	別添－ 36
	別添 5	国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領	別添－ 37
	別添 6	提供施設取扱い要領	別添－ 41
	別添 7	提供備品取扱い要領	別添－ 44
	別添 8	農薬、肥料等リスト(薬品名、使用量、頻度等)	別添－ 49

沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領

平成20年10月1日開発建設部長決定

一部改正平成23年3月14日開発建設部長決定

(通則)

第1 沖縄総合事務局開発建設部及び事務所の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「負担行為担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、委託契約協議書（別記様式第1）により委託をしようとする者と協議を行うものとする。また、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に併せて送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 負担行為担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 負担行為担当官は、第2により委託契約協議書及び実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる承諾書及び実施計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 委託契約承諾書（別記様式第2）
- 二 実施計画書（別記様式第3）
- 三 四半期別必要経費内訳書（別記様式第4）
- 四 受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第5）

五 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第6）

六 その他負担行為担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 負担行為担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第6 負担行為担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第7）
- 二 精算報告書（別記様式第8）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第9）
- 四 残存物件報告書（別記様式第10）

2 負担行為担当官は、受託者が第7第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第7に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第7 負担行為担当官は、第6第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は沖縄総合事務局開発建設部会計事務取扱細則（昭和54年8月1日付け開管理第620号。以下「細則」という。）第43条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第45条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して負担行為担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 負担行為担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第6第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認め

たときは、検査調書を負担行為担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第8 負担行為担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第9 負担行為担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第10 負担行為担当官は、受託者から第6の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、委託費確定通知書(別記様式第11)、を受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第11 負担行為担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書(別記様式第12)を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附 則

この要領は、平成20年11月1日以降に手続を開始する委託契約から適用する。

この要領は、平成23年 4月1日から適用する。

番 号
年 月 日

受 託 者 あて

(分任)支出負担行為担当官
沖縄総合事務局□□□□□
○ ○ ○ ○

委 託 契 約 協 議 書

○○○○○業務について、沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領に基づき
委託契約を締結したく下記書類を添付のうえ協議いたします。

つきましては、当該協議に異存がない場合は、委託契約書に記名押印のうえ、委託
契約承諾書等を平成 年 月 日までに提出願います。

記

【添付書類】

1. 沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領
2. 委託契約書
3. 委託業務実施要領

番 年 月 日 号

(分任)支出負担行為担当官
沖縄総合事務局□□□□□□
○ ○ ○ ○ あて

受託者 住所
氏名 印

委 託 契 約 承 諾 書

平成 年 月 日付け○○○第 号で協議のありました○○○○○業務につ
いて、委託契約書及び委託業務実施要領等を承諾のうえ受託します。
また、委託契約書等について下記のとおり提出いたします。

記

【提出書類】

1. 委託契約書
2. 実施計画書
3. 四半期別必要経費内訳書
- (4. 再委託承諾申請書)
- (5. 履行体制に関する書面)

実 施 計 画 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に()書きすること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
 3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に()書きすること。

履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所
氏 名

受託者
××株式会社

(再委託先1)

○○○有限会社	
住 所	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査

(再々委託先1)

○○○株式会社	
住 所	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
担当業務範囲 若しくは内容	

(再委託先2)

○○○株式会社(予定)	
住 所	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
担当業務範囲 若しくは内容	

(再々委託先2)

○○○株式会社	
住 所	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
担当業務範囲 若しくは内容	

(再委託先3)

○○○合資会社	
住 所	
電 話 番 号	
代 表 者 氏 名	
担当業務範囲 若しくは内容	

(再委託先□)

.....

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

(分任)支出負担行為担当官

沖縄総合事務局□□□□□

○○○○ あて

受託者 住所
氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

- | | |
|---------------|---|
| 1. 精算報告書 | 通 |
| 2. 委託費経費内訳報告書 | 通 |
| 3. 残存物件報告書 | 通 |

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- (備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。
3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

番 年 月 日 号

受 託 者 あて

(分任)支出負担行為担当官
沖縄総合事務局□□□□□
○ ○ ○ ○

委 託 費 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付け○○○第 号で完了報告のありました○○○○○業務
について、沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領第10の規定により、下記
のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 委託費の確定額 | 円 |
| 2. 委託費の概算払額 | 円 |
| 3. 差し引き精算額 | 円 |

* 差し引き精算額に余剰額が生じた場合は、別途発行する納入告知書
により納付すること。

年 月 日

官署支出官
沖縄総合事務局開発建設部長
○○○○ あて

受託者 住所
氏名 印

概算払請求書(第1四半期)

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥ _____

1. 委託業務の名称 ○○○○○

1. 契約年月日 平成 年 月 日

内 訳

- (1) 委託料の限度額 円
- (2) 概算払受領済額 円
- (3) 今回請求額 円

振込銀行名	
預金の種別及び口座番号	○○預金 No
口座名	

官署支出官
沖縄総合事務局開発建設部長
〇〇〇〇 あて

受託者 住所
氏名 印

精算払請求書

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥ _____

1. 委託業務の名称 〇〇〇〇〇

1. 契約年月日 平成 年 月 日

内 訳

- (1) 委託料の確定額 円
- (2) 概算払受領済額 円
- (3) 差し引き請求額 円

振込銀行名	
預金の種別及び口座番号	〇〇預金 No
口座名	

委託契約書

1 委託業務の名称

2 委託業務実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 委託料の限度額 円
(うち消費税及び地方消費税額円)

4 成果物の納入場所

頭書業務の委託について、委託者 を甲とし、受託者 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面に

より甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（履行体制の把握）

- 第4条 乙は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
 - 3 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（実施計画書等の変更等）

- 第5条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第7条 乙は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年5.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。

ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく

当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 甲は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 乙は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を甲に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 乙は、前条第7項により、成果物の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して遅延日数に応じ、年3.10パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

- 第11条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（概算払の精算）

- 第12条 乙は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。
- 2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 4 乙は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還し

なければならない。

(無体財産の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、甲が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 乙は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引き渡し前に甲と協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、実施期間内に委託業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 前号のほか、甲において、乙が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類(以下「根拠資料」という。)の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する甲の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 乙は、前項により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 乙は、第1項により、甲が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、甲に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。

なお、当該帳簿については、乙において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

- 2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 4 乙は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1

項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(補則)

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

(別 紙)

委託契約に関する特約条項

第1 乙は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、沖縄総合事務局開発建設部委託契約取扱要領第4に規定する実施計画書（別記様式第3）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、乙の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。

第2 乙は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。

第3 乙は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。

第4 甲は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の用途その他必要な事項について、沖縄総合事務局の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する必要があるものとし、この場合、乙はこれに応じなければならないこと。

第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する用途基準に従わなければならないこと。

第6 甲は、乙が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、乙は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

(別添 - 2)

管理月報 (地区) (平成 年 月)

1 . 入園・入館者の状況

- 1 - 1 入園者数
- 1 - 2 入館者数
- 1 - 3 入園・入館者の概況

2 . 植物の管理状況

- 2 - 1 概況
- 2 - 2 管理の状況
- 2 - 3 補植、枯損木、植替え等の種類、数量

3 . 動物の管理状況

- 3 - 1 概況
- 3 - 2 飼育状況
- 3 - 3 補充及び志望した魚類等の種類、数量

4 . 施設の管理状況

- 4 - 1 建物管理の状況
- 4 - 2 工作物管理の状況
- 4 - 3 その他

5 . 利用者指導の状況

- 5 - 1 救急
- 5 - 2 迷子
- 5 - 3 取得物等

6 . 公園施設の利用運営状況

7 . 行催事の実施状況

(当月に実施された行催事の報告)

8 . 広報及び利用促進の実施状況

(ホームページに関する報告も含む)

9 . 外注した業務等の概要

(工事等で100万、物品購入で50万円未満のものを除く。)

10 . その他

(その他特記事項等)

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別添 - 3)

平成 年度 月 管 理 月 報

管理概要	項目	概要	業務実施状況	区分	実施した業務の内容・期日・数量等

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

海洋博覧会地区(平成 年 月分) 入 園 者 数

A 4 - 横

	平成 年 月	前年同月	比 較		内身体障害者等	内 同 伴 者
			増 減 数	対前年同月比		
大 人	人	人	人	%	人	人
小 人	人	人	人	%	人	人
合 計	人	人	人	%	人	人
前月までの累計	人	人	人	%	人	人
累 計	人	人	人	%	人	人
1 日 当 平 均	人	人	人	%	人	人
開 園 日 数	日	日	日	%	日	日

身障者数・同伴者数含む。

様式 B - 1

入 館 者 数

海洋博覧会地区(平成 年 月分)

A 4 - 横

	入館者数 (有料)	入 館 料 金							無料入館者		身体障害者 等		同 伴 者		入館者計 合
		平成 年 月				前年同月	比 較								
		大人	小人	団体	計	計	増減額	対前年同月比	大人	小人	大人	小人	大人	小人	
海 洋 文 化 館	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人
熱帯トリムセンター	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人
植物管理センター	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人
計	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人 内無料
前月までの累計	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人 内無料
累 計	人	円	円	円	円	円	円	%	人	人	人	人	人	人	人 内無料

(内無料には、当月の無料入館者数・植物管理センター数・身障者・同伴者数の合計数を記入。)

(別添 - 3)

様式 C - 1

救急・救護等

海洋博覧会地区(平成 年 月分)

A 4 - 縦

	大人		小人		計		前月までの累計		累計	
	重症	軽症	重症	軽症	重症	軽症	重症	軽症	重症	軽症
内科										
外科										
計										
前月までの累計										
累計										

様式 A - 2

入園者等内訳表

海洋博覧会地区(平成 年 月分)

A 4 - 横

日	曜日	天気	中央ゲート			通用門			ロビーホール			備瀬ゲート			南ゲート			日計		
			大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計
1																				
:																				
31																				
合計																				
日当たり平均																				

(身障者数・同伴者数含む。)

上記の入園者数は、催事においては直接、日常については入館者数に対する推計で記入。

(別添 - 3)

様式 B - 2

入館者等内訳表

海洋博覧会地区 (平成 年 月分)

A 4 - 横

日	曜日	天気	海洋文化館	熱帯ドリ - ムセンタ -	植物管理センタ -		合 計					
			同 左	同 左	一 般		計	一 般		団 体		計
					大人	小人		大人	小人	大人	小人	
1												
2												
:												
31												
合 計												
日当たり平均												

注：身障者数・同伴者数含まない。

様式 C - 2

救護施設利用者内訳表

海洋博覧会地区 (平成 年 月分)

A 4 - 横

日	曜日	天気	外 科 的 な も の					内 科 的 な も の						合 計
			傷 症 名 等				小 計	病 名 症 状 等				小 計		
			大人	小人	大人	小人		大人	小人	大人	小人			
1														
2														
:														
31														
	計													

() 重症者数

(別添 - 3)

様式 A - 3

海洋博覧会地区(平成 年 月分) 身体障害者等入園内訳表

A 4 - 横

日	曜日	天気	中央ゲート			通用門			ロイヤルビューホテル			備瀬ゲート			南ゲート			日計		
			大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計	大人	小人	計
1			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2																				
:																				
31																				
合計			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
日当たり平均			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

上記の入園者数は、催事においては直接、日常については水族館入館者数に対する推計で記入。注：()は同伴者数を記入。

様式 B - 3

海洋博覧会地区(平成 年 月分) 身体障害者等入館内訳表

A 4 - 横

日	曜日	天気	海洋文化館	熱帯ドリムセンタ -	植物管理センタ -	合計				
			同左	同左	同左	一般		団体		計
						大人	小人	大人	小人	
1						()	()	()	()	()
2										
:										
31										
合計						()	()	()	()	()
日当たり平均						()	()	()	()	()

(別添 - 3)

様式 A - 1

首里城地区(平成 年 月分) 入 園 者 数

A 4 - 縦

	平成 年 月	前 年 同 月	比 較		内身体障害者等	内同伴者
			増 減 数	対前年同月比		
大 人	人	人	人	%		
小 人	人	人	人	%		
合 計	人	人	人	%		
前月までの累計	人	人	人	%		
累 計	人	人	人	%		
1日当平均	人	人	人	%		
開園日数	日	日	日			

身障者数・同伴者数含む。

様式 A - 2

首里城地区(平成 年 月分) 入 園 者 等 内 訳 表

A 4 - 縦

日	曜日	天候	歓 会 門			木 曳 門			日 計		
			大 人	小 人	計	大 人	小 人	計	大 人	小 人	計
1											
2											
:											
3 1											
合 計											
日当たり平均											

注：身障者数・同伴者数含む。

(別添 - 3)

様式 A - 3

首里城地区(平成 年 月分) 身体障害者等入園内訳表 A 4 - 横

日	曜日	天候	歓 会 門			木 曳 門			日 計		
			一 般		計	一 般		計	一 般		計
			大 人	小 人		大 人	小 人		大 人	小 人	
1			()	()	()	()	()	()	()	()	()
2											
:											
3 1											
合 計			()	()	()	()	()	()	()	()	()
日当たり平均			()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：() は同伴者数を記入。

様式 B - 1

入 館 者 等 内 訳

首里城地区(平成 年 月分)

A 4 - 横

月	天 候	入 館 者 数								合 計	前年 同月	前年 同月比	無 料 入 館 者			総 計	累 計
		有 料				団 体							業 務	優 待	合 計		
		一 般	計			計			計								
日	曜日	大 人	中 人	小 人	小 計	大 人	中 人	小 人	小 計								
1																	
2																	
:																	
合 計												%					
業務入館：特定公園施設無料入館券(身障者等含む)									今月までの累計			%					

優待券：首里城公園友の会会員への優待券

催物等の実施状況報告(平成 年 月)

行催事名				継続・新規
実施担当課				
実施日時	平成 年 月 日() 時~	天候		
参加者数	人(予定定員 人) / 前年度参加者 人			
実施目的				
支出費用	広報宣伝費 円等			
職員対応人数	職員 人、非常勤 人			
事前告知等	HP掲載【 月 日】 , ニュースリリース【 月 日】 イベント情報への掲載【有・無】 新聞等への掲載【有(社)・無】 その他PR等()			
実施内容 (簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 			
実施結果 (状況写真添付)	<p>事前告知について 参加者の状況</p> <p>参加者数について</p> <p>スタッフの対応(実施までの準備も含む)</p>			
実施効果等 (具体的に)	可能な限り参加者からのアンケートをとる等、実施効果の根拠を明確にする事			
改善事項等	今回の実施で改善が必要となる事項や昨年の経験からどのような改善を図ったか等、具体的に記載			
費用対効果	$\frac{((\text{公告宣伝費} + \text{イベント実施費用} + \text{職員人件費} + \text{その他}) - \text{参加料収入})}{\text{参加人数}} = \text{円} / \text{人}$			

(別添-3)

公園ホームページ管理運用報告(平成 年 月)

HPアクセス件数		アクセス件数	対前年度比 (%)	対先月比 (%)
海洋博覧会地区	海洋博覧会地区 TOP (http://oki-park.jp/ocean_park/index.html)			
	各施設	熱帯ドリームセンター (http://oki-park/dream/default.htm)		
		海洋文化館 (http://oki-park/kaiyo/default.htm)		
		おきなわ郷土村 (http://oki-park/kyoudo/default.htm)		
		熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 (http://oki-park/garden/default.htm)		
		【参考】沖縄美ら海水族館 (http://www.kaiyohaku.com/)		
地区首里城	首里城地区 TOP (http://oki-park.jp/ocean_park/)			
携帯電話版 (http://oki-park.jp/keitai_web/index.html)				
各地区	海洋博覧会地区 TOP (http://oki-park.jp/keitai_web/ocean/ocean.html)			
	首里城地区 TOP (http://oki-park.jp/keitai_web/shurijo/shuri.html)			
【主な更新内容】 (海洋博覧会地区) ・ ・ ・ (首里城地区) ・ ・ ・				
【アクセス件数増減に係る主な要因について】 (海洋博覧会地区) ・ ・ ・ ※対前年、対前月等から根拠等具体的に記述 (首里城地区) ・ ・ ・				
【入園・入館者数との関係等】 (海洋博覧会地区) ※HPのアクセス件数と入園・入館者の増減の関係 (首里城地区) ※HPの掲載により、電話での問い合わせ件数等に変化が				
【今後の改善点等】				

※別紙として、月毎、日毎のアクセス件数及びグラフを掲載すること。

(別添 - 4)

管理四半期報 (地区) (第 四半期)

1 . 一般の概況

2 . その他

(その他特記事項等)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領

平成21年7月29日

沖縄総合事務局

(目的)

第1条 本要領は、国営沖縄記念公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する事項を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適用)

第2条 公園における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるほか、この要領によるものとする。

(定義)

第3条 本要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより国営沖縄記念公園として公告された次の各号に掲げるものをいう。

- 一 法第2条の2により、すでに供用が開始されている区域
 - 二 法第33条第2項により区域を定め公告した後、既に公園管理者が権原を取得している区域
- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 沖縄総合事務局の公園担当職員
 - 二 独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の公園担当職員
 - 三 沖縄総合事務局から公園管理に関する業務を受託した機関（以下「受託機関」という。）の業務実施に関する機関（以下「センター」という。）の職員
 - 四 都市再生機構との契約に基づき特定公園施設の管理を行う機関の職員
 - 五 受託機関との契約によりセンターの指揮監督を受けて、公園の管理を行うもの
 - 六 都市再生機構との契約に基づき特定公園施設の管理を行う機関との契約により、同機関の指揮監督を受けて、公園の管理を行うもの
- 3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 前項第一号、第三号及び第五号に該当する者が公園全域を対象に行う公園管理
 - 二 前項第二号、第四号及び第六号に該当する者が、特定公園施設の区域内において協議事項の範囲内で行う施設管理
- 4 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内においては、法第11条及び都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条に定める行為のほか次の各号に定める行為を禁止する。

- 一 動植物を採取する行為

- 二 別に指定する場所以外でガスコンロ、石油コンロ等の火気を使用する行為
- 三 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 四 所定の場所以外での喫煙又はゴミを投棄する行為
- 五 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼすおそれのある行為
- 六 公園の利用に際し、許可なく次に掲げる物件を持ち込み又は使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、エアガン、木刀、竹刀、模造刀その他これに類するものを含む）
 - ロ 花火、火薬、大量のガス、油脂類、燃料類
 - ハ 自転車類（一輪車、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、キックボード、ローラーシューズを含む）
 - ニ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機類
 - ホ 金属又は木製のバット及び野球の硬式球
 - ヘ ゴルフクラブ
 - ト その他職員等が安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼす又は公園施設を損傷若しくは汚損する恐れがあると認めたもの
- 七 首里城地区の南殿・番所における撮影行為

（ペット類の随伴）

第5条 公園内において随伴できるペット類は小型犬及び猫類のみとし、随伴者が引き綱又はカゴ等によりその行動を完全に制御しうる状態である場合にのみ認める。ただし、上記の措置を施した場合であっても、下記については認めない。なお、盲導犬、聴導犬及び介助犬については本条を適用しない。

- 一 海洋博覧会地区
 - 屋内（熱帯ドリームセンター及び植物管理センターを除く）での随伴
 - 二 首里城地区
 - 系図座・用物座及び有料区域での随伴
- 2 糞やその他汚物の始末及び他の公園利用者とのトラブルは、随伴者自らの責任において対応する。
- 3 その他公園内におけるペット類の取り扱いについては職員等の指示に従う。

（利用指導）

第6条 職員等が法令及びこの要領に定める禁止行為を発見したときは、その責務に応じ、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

（場所の指定）

第7条 令第18条第三号、第四号及び第五号において指定する場所は、国営沖縄記念公園事務所長（以下、「事務所長」という。）が別に定めるものとする。

(許可を要する行為)

第8条 公園内で許可を要する行為は、法第12条第1項及び令第19条に定めるもののほか次の各号に定める行為とする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査をすること
- 二 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事をする
こと
- 三 営利を目的として、又は会費等を徴収して写真等の撮影を行うこと
- 四 公園内に標識又は横断幕の掲示を行うこと
- 五 事務所長が他の利用者の正常な公園利用に支障を及ぼす恐れがあると認め
た行為

(許可基準)

第9条 法第12条第1項の規定及び本要領に基づく行為の許可申請に対し、次の各号に該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
 - 二 公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
 - 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
 - 四 公共性に欠ける募金又は署名運動
 - 五 公園利用又は公園管理に係わりのない調査
 - 六 他の利用者に不便を生じさせる又は危害を加えるもの
 - 七 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如してい
ると考えられる場合
 - 八 次の一に該当し著しく公園利用の安全性・快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - 九 個別の団体や個人のPRを目的とするもの
 - 十 休園日又は開園・開館時間外の利用（ただし、ロケーションの場合で公園の
PR効果が高いと認められるものを除く）
 - 十一 前各号に定めるもののほか、事務所長が公園の利用若しくは管理上又は本
公園の設置の目的等から実施することが不相当と認めるもの
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、都市再生機構又は受託機関が公園利用の促進
又は利用者の利便を図る目的で実地する場合は許可の対象とするものとする。

(許可条件)

第10条 法12条第2項の規定に基づき、公園内の行為について許可をする場合は、次
に掲げる許可条件を付するものとする。

- 一 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、公園管理者の指示に従
うこと
- 二 許可を受けた者は、一般公園利用者に危険が生じないよう必要な措置を
講じ、公園利用に支障が生じないよう留意すること

- 三 公園の機能、風致及び美観を損なう恐れのある行為はしないこと
- 四 公園管理者は、次に示すような場合、許可の取り消し又は必要な処置を講ずるよう命ずることがある
 - イ 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
 - ロ この許可条件を守らない場合
 - ハ 許可事項以外の行為を行った場合
 - ニ 申請内容に虚偽記載又は不正な手段により許可を受けた場合
 - ホ 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - ヘ 公園の管理運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - ト その他公園管理者が必要と判断した場合
- 五 公園施設を損傷、汚損又は滅失した場合は、速やかに公園管理者に報告し、その指示に従い、修理、若しくは原状回復、又は損傷を賠償すること
- 六 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、速やかに公園管理者に連絡し、その指示に従い、許可を受けた者の責任において処理すること
- 七 許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き公園管理者の許可を受けること
- 八 許可の期間が満了したときは、直ちに原状回復すること。ただし原状回復することが不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること
- 九 本条件を厳守しない場合は、都市公園法により規制することがある
- 十 前各号のほか事務所長が必要と認めた場合には、別途条件を付するものとする

(適用除外)

第 11 条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、本要領第 4 条及び第 8 条を適用しない。

(細則)

第 12 条 本要領に基づき事務所長は、別途、細則を定めるものとする。

附 則 この要領は平成 21 年 7 月 29 日から適用する。なお、必要に応じて改定するものとする。

(別添－6)

H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取り扱い について

H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者（以下「乙」という。）は、提供施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を本受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微なものをく。）をしようとするときは、運営維持管理業務委託者（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。
- (4) 乙は、自己の責に帰すべき事由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。但し、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (5) 乙は、本業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は提供施設等を提供施設等返納書（様式－1）により、甲に引渡さなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月提供された機械器具のうち別に定めるものについて提供施設等使用実績報告書（様式－2）を翌月末日までに甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

4. 権限の委任

- (1) 上記の規定に基づく処理については、甲が指定した調査職員に行わせることが出来る。

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

提供施設等返納書

下記のとおり提供物件を返納いたします。

件名				契約年月日	
物件名	規格	単位	数量	提供年月日	備考

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 横とする。

提 供 施 設 等 使 用 実 績 報 告 書

年 月分 (自 日)

(至 日)

借 受 人

印

現場監督員の認印

印

作成者氏名

印

提供物件名	提供物件番号	おもな作業内容	主な作業の 作 業 量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費	おもな修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数	運転時間			
				(日)	(時間)	(円)		

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. おもな作業内容の欄は、提供物件を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間または運転日数の最も多い作業内容を記入する。
3. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械または管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

(別添一七)

H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務委託費で取得した備品の取り扱いについて

H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者（以下、「乙」という。）は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し、管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は備品を検査の結果、合格の通知があった後、備品引渡書（様式一）により、委託者（以下、「甲」という。）に引き渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式二）により甲の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。但し、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (5) また、備品を新規取得する場合は、事前に甲の承諾を得ることとし、取得後は報告するものとする。

2. 処分

- (1) 備品が次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - 1) 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合
 - 2) 備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなると認められる場合
 - 3) 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合
- (2) 処分の方法

乙は、前号に該当する備品を、売払った場合、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入通知書により国庫に納入するものとする。また、売払うことが不利（備品の売払価値が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は売払うことができないものは、廃棄することができる。又は、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

3. 権限の委任

- (1) 上記の規定に基づく処理については、甲が指定した調査職員に行わせることができる。

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備 品 引 渡 書

平成 年度 H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務にかかる別紙を引渡します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式－1（別紙）

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度 H24-26国営沖縄記念公園運営維持管理業務にかかる別紙について、
平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

様式－2（別紙）

取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

農薬、肥料、土壌改良材リスト-1

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
芝生 (施肥)	肥料・人力	1回	34,100m ²	施肥必要ヶ所	菜種油かす
" (")	"	1回	2,694m ²	熱帯ドリーム	高度化成肥料 15:15:15
" (病中害防除)	害虫駆除、 殺虫剤 機 械	1回	405m ²	害虫駆除必要ヶ所	ダズバン乳剤 展着剤(マイリノー)
" (")	病害防除、 殺菌剤 機 械	1回	405m ²	病害防除必要ヶ所	ベンレートT水和剤 20 展着剤(マイリノー)
" (")	病害防除、 殺菌剤 機 械	1回	2,694m ²	熱帯ドリーム	オーソサイド水和剤 展着剤(アプローチB1)
地被類植付	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	393m ²	地被類植付ヶ所	北中有機みのり
花壇 露地花壇	堆肥・人力 土壌改良剤	4回	726m ²	露地花壇設置ヶ所	北中有機みのり
" 植替え	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	528m ²	熱帯ドリーム	北中有機みのり
" 植付プランター	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	525 基	植付プランター 設置ヶ所	北中有機みのり
" (多年草等) 移動式花壇	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	100 個	熱帯ドリーム	北中有機みのり
" 露地花壇	肥料・人力	1回	3,850m ²	露地花壇設置ヶ所	高度化成肥料 15:15:15
" 立体花壇	肥 料 機 械	1回	230m ²	立体花壇設置ヶ所	ハイポネックス 6.5-6-19
" 施肥	肥 料 人 力	1回	528m ²	熱帯ドリーム	高度化成肥料 15:15:15
" 施肥、移動式花壇	肥 料 人 力	1回	160m ²	熱帯ドリーム	高度化成肥料 15:15:15
" 病中害防除	害虫駆除、 殺虫剤 機 械	1回	797m ²	害虫駆除必要ヶ所	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
" 病中害防除	病害防除、 殺菌剤 機 械	1回	797m ²	病害防除必要ヶ所	オーソサイド水和剤 展着剤(アプローチB1)
" (多年草区) 植付	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	320m ²	多年草植付ヶ所	北中有機みのり
" (多年草区、宿 根草区)植付	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	175m ²	熱帯ドリーム	北中有機みのり

農薬、肥料、土壌改良材リスト-2

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
花壇(多年草区) 施肥	肥料・人力	1回	10,685m ²	多年草植付ヶ所	高度化成肥料 15:15:15
"(ハンダ植栽区) 施肥	液肥 機械	1回	129,690 鉢	熱帯ドリーム	プランティック
"(多年草区) 病中害防除	害虫駆除、時間外 殺虫剤 機械	1回	264m ²	多年草植付ヶ所	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
" "	病害防除、時間外 殺菌剤 機械	1回	264m ²	多年草植付ヶ所	ベンレートT水和剤 20 展着剤(マイリノー)
"(ハンダ植栽区) 病中害病除	害虫駆除、 殺虫剤 機械	1回	516m ²	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
花壇 腐葉土混入	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	2,400m ²	花壇設置ヶ所	北中有機みのり
" 株分け	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	100m ²	花壇設置ヶ所	北中有機みのり
水生植物 施肥(オオニハス)	置肥 有機質肥料	1回	96 箱 (2kg/箱)	熱帯ドリーム	発酵油粕の固形
水生植物 施肥(熱帯スレン)	"	1回	480 箱 (1.4kg/箱)	熱帯ドリーム	発酵油粕の固形
水生植物 施肥(熱帯ハス)	"	1回	48 箱 (1kg/箱)	熱帯ドリーム	発酵油粕の固形
水生植物 施肥(ウォーターホビー)	"	1回	264 箱 (1kg/箱)	熱帯ドリーム	発酵油粕の固形
花壇 植付イネ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	12m ²	おもろ植物園	北中有機みのり
" 植付イグサ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	4m ²	"	北中有機みのり
" 植付シトウ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	4m ²	"	北中有機みのり
" 植付キビ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	5m ²	"	北中有機みのり
" 植付アワ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	5m ²	"	北中有機みのり
" 植付オムギ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	15m ²	"	北中有機みのり

農薬、肥料、土壌改良材リスト-3

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
花壇 植付サウキ	堆肥・人力 土壌改良剤	1回	67m ²	おもろ植物園	北中有機みのり
高木 施肥	肥料・人力 幹回 30 cm未満	1回	35本	施肥必要ヶ所	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 30～60	1回	100本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 60～90	1回	35本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 90～120	1回	25本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 120以上	1回	25本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 A1～2m	1回	90本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 A2～4m	1回	200本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 A4m以上	1回	155本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 B2m未満	1回	15本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 B2～5m	1回	65本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 B5～8m	1回	35本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 B8m以上	1回	7本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 30 cm未満	1回	10本	熱帯ドリーム	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 30～60	1回	60本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 60～90	1回	50本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 幹回 90～120	1回	20本	〃	菜種油かす

農薬、肥料、土壌改良材リスト-4

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
高木 施肥	肥料・人力 幹回 120cm以上	1回	20本	熱帯ドリーム	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 1~2m	1回	250本	〃	菜種油かす
〃 〃	肥料・人力 ヤシ類 2~4m	1回	60本	〃	菜種油かす
〃(時間外) 病中害防除	害虫駆除、殺虫剤 幹回 30cm未満	1回	15本	害虫駆除必要ヶ所	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 幹回 30~60	1回	45本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 幹回 60~90	1回	45本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 幹回 90cm以上	1回	85本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
高木 〃	害虫駆除、殺虫剤 ヤシ類 0.5m	1回	10本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 ヤシ類 0.5~2m	1回	50本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 ヤシ類 2m以上	1回	85本	〃	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 H=0.5~2m 幹回 30cm	1回	10本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 H=2m以上 幹回 30~60	1回	10本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 幹回 60~90cm	1回	10本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 幹回 90cm以上	1回	10本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 H=0.5~2m ヤシ類 C=30	1回	50本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
〃 〃	害虫駆除、殺虫剤 H=2m以上 ヤシ類 30~60	1回	20本	熱帯ドリーム	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
高木 移植	堆肥・人力 C=15~25	1回	1本	高木移植ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり

農薬、肥料、土壌改良材リスト-5

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
高木 移植	堆肥・人力 C=25～40	1回	1本	高木移植ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり
"	堆肥・人力 C=40～60	1回	1本	"	土壌改良剤 北中有機みのり
"	堆肥・人力 C=60～90	1回	1本	"	土壌改良剤 北中有機みのり
低木 施肥	肥料・人力 寄せ植え	1回	6,180m ²	植込地寄植ヶ所	菜種油かす
" "	肥料・人力 つるもの	1回	3,000m ²	"	菜種油かす
"(時間外) 病中害防除	害虫駆除、殺虫剤 H=0.5m	1回	100m ²	害虫駆除必要ヶ所	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
"(" "	害虫駆除、殺虫剤 H=0.5～1m	1回	100m ²	"	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
"(" "	害虫駆除、殺虫剤 H=1～2m	1回	200m ²	"	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
"(" "	害虫駆除、殺虫剤 H=2m以上	1回	100m ²	"	スプラサイド乳剤 展着剤(マイリノー)
低木 補食	堆肥・人力 H=0.5	1回	100本	低木植栽ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり
中木 "	堆肥・人力 H=0.5～1m	1回	180本	中木植栽ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり
" 移植	堆肥・人力 H=1～2m	1回	40本	中木移植ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり
" 腐葉土混入	堆肥・人力	1回	200m ²	腐葉土混入ヶ所	土壌改良剤 北中有機みのり
高木・ヤシ類 害虫駆除	殺虫剤、D液散布 C=30,H=0.5～2	1回	5本	育成温室	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
" "	殺虫剤、E液散布 30～60,H=2以上	1回	5本	育成温室	スプラサイド乳剤 展着剤(アプローチB1)
施肥 A地区	A液肥 機械	21回	(42,000鉢/回) ×21回	ラン温室	ハイポネックス 6.5-6-19
" "	B液肥 機械	96回	(8,000鉢/回) ×96回	"	プランティック

農薬、肥料、土壌改良材リスト-6

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
施肥 A地区	C置肥 人力	2回	(42,000 鉢/回) ×2回	ラン温室	発酵油粕の固形
" B地区	D液肥 機械	21回	(25,000 鉢/回) ×21回	"	ハイポネックス 6.5-6-19
" "	E液肥 機械	96回	(2,000 鉢/回) ×96回	"	プランティック
" "	F置肥 人力	2回	(25,000 鉢/回) ×2回	"	発酵油粕の固形
病中害防除 A A地区 (ラン温室 A)	A液剤散布 殺虫剤 殺菌剤 機械	6回	(51,000 鉢/回) ×6回	"	スプラサイド乳剤 オーソサイド水和剤 展着剤(ベタリンA)
" B B地区 (ラン温室 B)	B液剤散布 殺虫剤 殺菌剤 機械	6回	(27,000 鉢/回) ×6回	"	スプラサイド乳剤 オーソサイド水和剤 展着剤(ベタリンA)
病害防除 A地区	A液剤散布 殺菌剤	1回	10,000 鉢	"	アリエッティ水和剤 展着剤(ベタリンA)
" "	B液剤散布 殺菌剤	1回	10,000 鉢	"	アグリマイシン 展着剤(ベタリンA)
病害防除 B地区	A液剤散布 殺菌剤	1回	1,000 鉢	"	アリエッティ水和剤 展着剤(ベタリンA)
施肥 A地区	肥料 H=0.5 未満	1回	4,378 鉢	果樹観葉温室	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
" "	肥料 H=0.5 ~ 1	1回	2,806 鉢	"	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
" "	肥料 H=1m 以上	1回	2,276 鉢	"	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
施肥 B地区	肥料 H=0.5 未満	1回	438 鉢	"	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
" "	肥料 H=0.5 ~ 1	1回	502 鉢	"	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
" "	肥料 H=1m 以上	1回	382 鉢	"	固形骨粉 (骨粉入醗酵油粕)
害虫駆除 A地区	殺虫剤 H=0.5m 以下	1回	1,500 鉢	"	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)

農薬、肥料、土壌改良材リスト-7

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
害虫駆除 A地区	殺虫剤 H=0.5~1	1回	800鉢	果樹観葉温室	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
"	殺虫剤 H=1~2	1回	400鉢	"	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
"	殺虫剤 H=2m以上	1回	10鉢	"	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
害虫駆除 B地区	殺虫剤 H=0.5m以下	1回	438鉢	"	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
"	殺虫剤 H=0.5~1	1回	502鉢	"	スプラサイド乳剤 展着剤(ベタリンA)
鉢替 A地区	A 混合土 H=0.5m未満	1回	1,000鉢	"	培養土 北中有機みのり
"	B 混合土 H=0.5~1.0m	1回	800鉢	"	"
"	C 混合土 H=1.0~2.0m	1回	300鉢	"	"
"	D 混合土 特殊物 60リットルコンテナ	1回	125鉢	"	"
鉢替 B地区	A 混合土 H=0.5m未満	1回	300鉢	"	"
"	B 混合土 H=0.5~1.0m	1回	200鉢	"	"
補植用苗生産	混合土 3寸ビニルポット	1回	2,000鉢	"	"
高木 施肥	肥料・人力 C=30cm未満	1回	50本	熱帯ドリーム 展示温室	菜種油かす
"	" C=30~60	1回	70本	"	菜種油かす
"	" C=60~90	1回	25本	"	菜種油かす
"	" C=90~120	1回	25本	"	菜種油かす
"	" C=120以上	1回	2本	"	菜種油かす

農薬、肥料、土壌改良材リスト-8

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
高木 施肥	肥料・人力 マシ類特殊物 1~2	1 回	40 本	熱帯ドリーム 展示温室	菜種油かす
〃 〃	〃 マシ類特殊物 2~4	1 回	60 本	〃 〃	菜種油かす
害虫駆除	殺虫剤	1 回	13,590m ²	〃 展示温室 5 棟	スプラサイド乳剤

農薬、肥料、土壌改良材リスト-9(首里城公園)

	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要(肥料名等)
芝生 (施肥)	肥料・人力	1回	4,456m ²	首里城公園	高度化成肥料 15:15:15
地被地 (施肥)	"	1回	1,057m ²	"	高度化成肥料 15:15:15
" 病虫害防除	害虫駆除、 殺虫剤 機械	1回	1,057m ²	"	ディプレテックス乳剤 展着剤(ベタリンA)
高木 施肥	肥料・人力 C=30 cm未満	1回	21本	"	菜種油かす
	" C=30 ~ 60	1回	123本	"	菜種油かす
	" C=60 ~ 90	1回	28本	"	菜種油かす
	" C=90 ~ 120	1回	10本	"	菜種油かす
	" C=120 以上	1回	8本	"	菜種油かす
高木 害虫駆除	殺虫剤(機械) C=30 cm未満	1回	1本	"	ディプレテックス乳剤 展着剤(ベタリンA)
	" C=30 ~ 60	1回	4本	"	ディプレテックス乳剤 展着剤(ベタリンA)
	" C=60 ~ 90	1回	1本	"	ディプレテックス乳剤 展着剤(ベタリンA)
	" C=90 以上	1回	1本	"	ディプレテックス乳剤 展着剤(ベタリンA)